

東北厚生局の業務概要

(平成 23 年度)

厚生労働省 東北厚生局

平成23年度の業務報告に当たって ～東北の「復興」を全国の「福幸」に～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、人々の生活や人生は一瞬のうちに激変しました。食事も、寝る所も、お風呂も、トイレも、それまでの生活とは全く異なる困難な状況の中にありました。その後、応急仮設住宅が整備され、応急仮設住宅とみなされるアパートなどへの入居も始まりましたが、住民がお互いに支え合ってきた地域が無くなり、見ず知らずの人たちが新しいコミュニティを創らなければならぬという新しい課題もでてきました。

「大震災で被災したのだから、多少の我慢は……。」という声も聞こえてきそうですが、生活の場は、避難所や応急仮設住宅という「仮」の住まいであっても、一人ひとりの毎日の生活や人生に「仮の生活」や「仮の人生」はありません。大震災からの復旧、復興の現場で職務を担う私たちは、このことを胸に刻み、業務を遂行して参りました。「被災したのだから、多少の我慢は……」という発想は、「患者なのだから」、「介護が必要な高齢者なのだから」、「障害者なのだから」という考え方にも通じて行ってしまいます。被災した方々の豊かな生活や人生を一日も早く取り戻す努力を重ねる必要があります。このことは、日常的に、どんな人に対しても、良質で尊厳の保たれた医療や福祉サービスを提供するという厚生労働省のめざす方向とも合致するものと考えます。

私たちは、この視点に立って、発災後ただちに厚生労働省現地連絡本部（後日、現地対策本部に再編）を設置し、被災地の現状を把握し現場での緊急な要望等に対処するなどの活動を行って参りました。また、発災から半年ほど経過した頃からは、復興に向けて尽力している被災自治体や関係団体に対して、新

年度予算や心のケア等に関する勉強会や、被災地で支援に当たるN P OやN G O、ボランティアグループも交えた意見交換会などの機会を設け、諸問題の解決を支援、応援して参りました。

東北厚生局は、平成13年の中央省庁再編による厚生労働省の発足に併せて設置された東北地区（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）を管轄する地方支分部局であり、厚生労働省が所掌する事務のうち、医療、健康、福祉、食品衛生、健康保険、年金及び麻薬取締などに関する事務の一部を分掌しております。そして、厚生労働省の諸制度、諸施策がきっちりと機能し、年金、医療、福祉サービスなど今や110兆円に達する社会保障給付費が、効率的にその価値を発揮しているかどうかをチェックする機能を果たしています。

本書は、平成23年度に当局が実施した各種施策や統計資料等について、国民の皆様にもわかりやすく取りまとめたものです。厚生行政について、国民の皆様や地方公共団体をはじめ関係団体の皆様方に一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成24年9月

厚生労働省 東北厚生局長

藤木則夫

目 次

東北厚生局の概要

1 沿革	3
2 庁舎の所在地等	4
3 組織	6
4 東北厚生局の所掌事務	7

各業務の概要

I 総務課

1 行政文書開示請求業務	17
2 保有個人情報開示請求業務	17
3 国家試験業務	17
4 国有財産（年金特別会計）の管理、営繕、売却	18
5 特例民法法人の指導監督業務	20

II 企画調整課

1 総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整	23
2 医療の安全に関する取組の普及及び啓発	25
3 東北地方社会保険医療協議会の庶務	25
4 東北圏広域医療計画について	26
5 東日本大震災への対応業務へのサポート	27

III 年金管理課

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可	29
2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告	30
3 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可	30
4 日本年金機構が行う立入検査等の実施及び受給権者等調査に係る認可	31
5 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告	32
6 社会保険労務士に関する業務	33
7 年金委員に関する業務	33
8 国民年金事務費交付金に関する業務	34
9 学生納付特例事務法人に関する業務	35
10 保険料納付確認団体に関する業務	35

IV 健康福祉課

1 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務	37
2 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理	37
3 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務	38
4 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務	39
5 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の	

指導監査に対する技術的助言	39
6 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務	41
7 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合に対する調査指導	41
8 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務	42
9 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務	43
10 精神保健指定医の指定等業務	44
11 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務	44
12 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務	47
13 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務	51
 V 指導養成課	
1 各養成施設の指定及び監督等に関する業務	53
2 看護教育に関する業務	66
3 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する事務	67
4 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務	68
 VI 医事課	
1 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態への対処に関する総括に関する業務	69
2 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務	70
3 医師確保に関する業務	70
4 医師の臨床研修に関する業務	71
5 歯科医師の臨床研修に関する業務	71
6 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務	72
7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務	73
8 薬事監視等業務	74
 VII 食品衛生課	
1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察業務	75
2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・査察業務	76
3 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務	77
4 対シンガポール輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務	79
5 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関の指定及び監査指導業務	80
6 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務	81
7 その他	82
 VIII 保険年金課	
1 健康保険組合に関する業務	83
2 厚生年金基金、国民年金基金に関する業務	84
3 確定拠出年金に関する業務	85

4 確定給付企業年金に関する業務	86
5 農業者年金基金に関する業務	87
6 全国健康保険協会に関する業務	87
 IX 管理課	
1 2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等及び指導監督について	89
2 特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明について	90
3 病院用等建物の建替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度に関する証明について	91
4 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について	92
5 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について	92
6 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について	93
7 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について	94
 X 医療課	
1 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること	97
2 医療監視員に関すること	98
 X I 福祉指導課	
1 社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等	99
2 社会福祉法人の指導監査	99
3 社会福祉法人指導監査事務に対する技術的助言	100
4 障害者自立支援指導	100
5 介護保険業務指導（自治体指導）	101
6 介護保険業務指導（事業所指導）	101
7 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理	102
8 介護サービス事業者に対する業務管理体制確認検査	102
9 業務管理体制の整備に関する監督事務に関する報告の徴収等（自治体指導）	103
 X II 指導監査課・県事務所	
1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと	105
2 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る）を行うこと	106
3 地方社会保険医療協議に置かれる部会の庶務を行うこと	106
 X III 社会保険審査官	
	107
 X IV 麻薬取締部	
	109
 X V 東日本大震災への対応について	
	117

資料

1 総務課関係	
東北地方（6県）の人口と面積	159
東北厚生局所管国有財産所在地	160
2 企画調整課関係	
東北地方社会保険医療協議会委員の委嘱状況	163
東北厚生局企画調整課復興支援室設置規定	164
「厚生労働省 相双地域等医療・福祉復興支援センター」の設置について	165
3 年金管理課関係	
(1) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可	169
(2) 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告	170
(3) 日本年金機構が行う立入検査等の実施に係る認可	170
(4) 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告	171
(5) 社会保険労務士会の会員数	171
(6) 年金委員県別委員数	172
(7) 国民年金事務費交付金交付額	172
(8) 学生納付特例事務法人	173
(9) 保険料納付確認団体	174
4 健康福祉課関係	
(1) 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等組合一覧	177
(2) 生活衛生同業組合にかかる振興計画の認定状況	178
(3) 保護施設一覧	179
(4) 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合	180
(5-1) 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関（原子爆弾被害者関係）	181
(5-2) " (母子・児童・生活保護・戦傷病者関係)	182
(6) 各地方厚生局に委任された補助金等の一覧（医事課所管分を含む）	183
(7) 平成23年度の補助金等の執行状況一覧	184
5 指導養成課関係	
東北厚生局管内養成施設等一覧	187
6 医事課関係	
(1) 医師臨床研修病院（基幹型）一覧	209
(2) 歯科医師臨床研修病院（単独型・管理型）一覧	211
7 食品衛生課関係	
(1) 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設	215
(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関	217
(3-1) 対米輸出水産加工認定施設	218
(3-2) 対EU輸出水産食品加工認定施設	218
(4) 対シンガポール輸出食肉認定施設	218
(5) 食鳥処理事業規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関	219
(6) 平成23年度 食品衛生課における会議等の開催状況	220
8 保険年金課関係	
(1) 健康保険組合所在地一覧	223

(2) 厚生年金基金所在地一覧	224
(3) 国民年金基金所在地一覧	225
(4) 全国健康保険協会支部所在地一覧	226
(5) 県別保険者等数	227
9 管理課関係	
(1) 厚生労働大臣所管医療法人一覧	231
(2) 東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧	231
(3) 東北厚生局所管後期高齢者医療広域連合会一覧	231
(4) 東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧	232
10 医療課	
(1) 国の開設する病院一覧（東北）	235
(2) 国の開設する診療所一覧（東北）	236
(3) 特定機能病院一覧	237
11 福祉指導課関係	
東北厚生局所管社会福祉法人一覧	241
12 指導監査課・県事務所関係	
平成23年度 東北厚生局 指導・監査実施状況	245
関係用語集	248

東北厚生局の概要

1 沿革

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合され、厚生労働省が発足するとともに、東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所を統合して東北厚生局が発足しました。その際、厚生労働省の一部業務が移管され、東北厚生局は、従前の国立病院・国立療養所の管理業務や麻薬取締業務、医師等国家試験などの業務に加えて、医師の臨床研修審査、保健・福祉に関する各種人材の養成施設の指定、補助金の交付等に関する事務、特定機能病院等への立入検査及び健康保険組合・厚生年金基金の指導監督等を所掌することとなりました。

その後、平成15年4月1日の組織改正により健康福祉部が設置され、その中に既存の保健福祉課、社会保険課及び指導・監査部門が移設したほか、食品衛生課が新設されました。また、厚生労働省より補助金業務の一部、管理栄養士国会試験等の業務が移管されました。

そして平成16年4月1日、国立病院・療養所が独立行政法人国立病院機構に移行したことにより、国立病院・国立療養所の管理業務を行っていた病院管理部は独立行政法人病院機構本部北海道東北ブロック事務所となりました。

また、日本年金機構法により、平成20年10月1日には社会保険事務局から保険医療等の指導監査業務が、平成22年1月には年金関係業務の一部と社会保険審査官業務が移管され、現在に至っています。

◇東北地方医務局

◇東北地区麻薬取締官事務所

昭和20年12月 1日 厚生省医療局東北出張所として発足

昭和21年12月27日 厚生省医務局東北出張所と改称

昭和24年 6月 1日 東北医務出張所と改称

昭和26年 4月 1日 東北地区麻薬取締官事務所発足

昭和38年 4月 1日 東北地方医務局と改称

平成13年 1月 6日 **東北厚生局** 発足

(東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所の統合及び本省業務の一部移管)

平成15年 4月 1日 健康福祉部の設置、本省業務の一部移管

平成16年 4月 1日 病院管理部の機能を独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所へ移管

平成20年10月 1日 社会保険事務局の保険医療指導監査業務移管

平成22年 1月 1日 社会保険事務局の年金関係業務の一部と社会保険審査官業務移管

2 庁舎の所在地等 (平成24年4月1日現在)

○ 仙台市青葉区花京院1丁目1-20 花京院スクエア21階

- ◇ 総務部門 (総務課、企画調整課、年金管理課)
- ◇ 指導部門 (管理課、医療課、指導監査課)
- ◇ 社会保険審査官

TEL 022-726-9260 (大代表)

FAX 022-726-9267

交通機関 J R、市営地下鉄仙台駅から徒歩6分

○ 仙台市青葉区花京院1丁目1-20 花京院スクエア13階

- ◇ 健康福祉部 (健康福祉課、福祉指導課、指導養成課、医事課、食品衛生課、保険年金課)

TEL 022-380-6020 (代表)

FAX 022-380-6022

交通機関 J R、市営地下鉄仙台駅から徒歩 6 分

○ 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第二合同庁舎3階

- ◇ 麻薬取締部

TEL 022-221-3701 (代表)

FAX 022-221-3713

TEL 022-227-5700 (「麻薬・覚醒剤」相談電話)

交通機関 市営地下鉄勾当台公園駅から徒歩3分

○ 各県事務所

◇ 青森事務所 〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル6階
TEL 017-724-9200
FAX 017-724-9202

交通機関 JR青森駅から徒歩10分

◇ 岩手事務所 〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル2階
TEL 019-907-9070
FAX 019-907-9072

交通機関 盛岡都心循環バス「菜園川徳前」下車徒歩1分

◇ 秋田事務所 〒010-0921 秋田県秋田市大町3-4-1 マニュライフプレイス秋田2階
TEL 018-800-7080
FAX 018-800-7078

交通機関 秋田中央交通「大町二丁目」下車すぐ

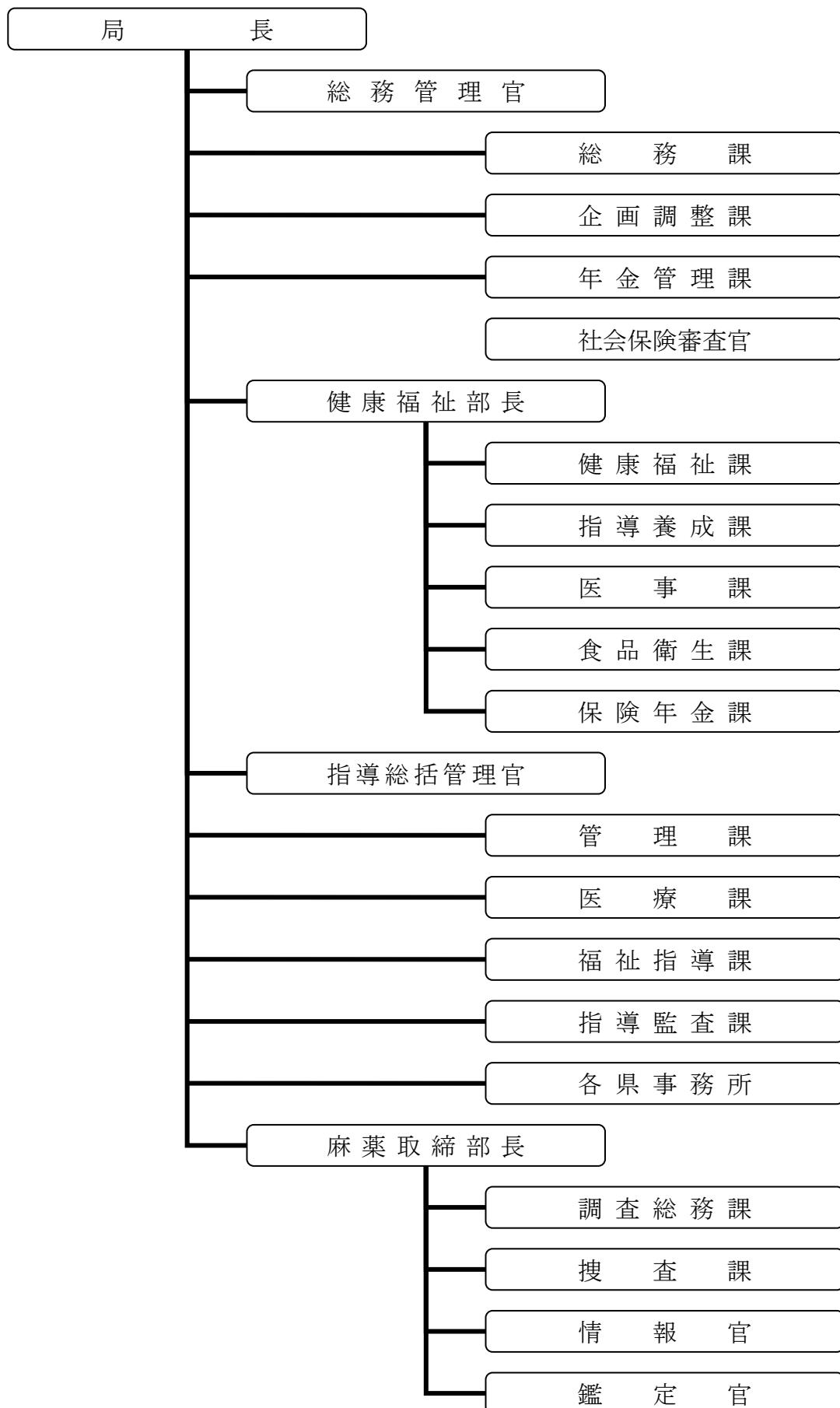
◇ 山形事務所 〒990-0039 山形県山形市香澄町2-2-36 山形センタービル6階
TEL 023-609-0140
FAX 023-609-0139

交通機関 JR山形駅から徒歩5分

◇ 福島事務所 〒960-8021 福島県福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階
TEL 024-503-5030
FAX 024-503-5032

交通機関 福島交通バス「付属小前」下車2分

3 組織 (平成24年4月1日現在)



4 東北厚生局の所掌事務

☆ 総務部門

◆ 総務課

- ・機密に関すること。
- ・東北厚生局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- ・東北厚生局長の官印及び局印の保管に関すること。
- ・東北厚生局の機構及び定員に関すること。
- ・公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- ・東北厚生局の保有する情報の公開に関すること。
- ・東北厚生局の保有する個人情報の保護に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画調整課、年金指導課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。
- ・東北厚生局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- ・東北厚生局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- ・庁内の管理に関すること。
- ・東北厚生局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- ・医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験及び薬剤師国家試験に関する庶務を行うこと。
- ・上記に掲げるもののほか、東北厚生局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

◆ 企画調整課

- ・東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に関する政策の実施に関する総合調整に関すること。
- ・医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること（診療関連死の調査等に関する技術的事項に関するることを除く。）に限る。）。
- ・都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体との連絡調整に関すること（技術的事項に関するることを除く。）。
- ・地方社会保険医療協議会の庶務を行うこと。

◆ 年金管理課

- ・日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可に関すること。
- ・日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可に関するこ。
- ・日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関すること。
- ・日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること。
- ・日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関するこ。
- ・日本年金機構が天災その他の事由により厚生労働大臣から委任された権限に係る事務及び委

託された事務を行うことが困難又は不適当となった場合における当該権限の行使及び当該事務の執行に関すること。

- ・上記に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関すること。
- ・社会保険労務士に関すること（社会保険労務士法 別表第二第二号1に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。
- ・年金委員に関すること。
- ・政府が管掌する国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること。
- ・国民年金法第百九条の二第一項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関すること。
- ・国民年金法第百九条の三第一項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第三項の規定による情報提供に関すること。
- ・政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関すること。

☆ 健 康 福 祉 部

◆ 健 康 福 祉 課

- ・健康福祉部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- ・中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）。
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十条第三項に規定する指定医療機関の指定及び監督並びに同法第十七条第三項の規定による監督（同法第二十一条において準用する場合を含む。）並びに同法第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関の監督に関すること。
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十三項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関すること。
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の十六及び第五十六条の十七の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第六条第二十二項に規定する三種病原体等又は同条第二十三項に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関すること。
- ・クリーニング業法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の指定及び監督並びに同法第七条の十七第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による通知に関すること。
- ・クリーニング師の試験に関する学力の認定に関すること。
- ・生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合の振興計画の認定及び振興計画の実施状況の報告に関すること。
- ・保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所に要する費用の監査に関すること。
- ・児童福祉法第五十九条の五第一項の規定による緊急時の事務執行に関すること。

- ・児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関し都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関すること。
- ・主任児童委員の指名に関すること。
- ・母子保健法第二十条第四項に規定する指定養育医療機関の指定及び監督に関すること。
- ・母子保健法第二十七条第一項の規定による緊急時の事務執行に関すること。
- ・母子保健法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の四第二項及び第三項の規定による指示に関すること。
- ・児童福祉法第二十条第四項に規定する指定療育機関の指定及び監督に関すること。
- ・児童福祉法第二十二条の四第二項及び第三項の規定による指示に関すること。
- ・社会福祉法第七十三条第一項の規定による許可に関すること。
- ・都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務（但し、同法第三十八条第一項に規定する保護施設については、都道府県、指定都市及び中核市の設置するものに限る。）についての監査及びこれに伴う指導に関すること。
- ・生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。
- ・消費生活協同組合の監督に関すること。
- ・民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に関すること。
- ・戦傷病者特別援護法第十二条に規定する指定医療機関の指定及び監督並びに同法第十七条第三項の規定による監督（同法第二十条第五項において準用する場合を含む。）に関すること。
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の特別買上償還に関する証明に関すること。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第二条の二から第二条の二の五までに規定する精神保健指定医の指定に関すること。
- ・地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十一条第一項に規定する整備計画の認定に関すること。
- ・地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条に規定する認定事業者の監督に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務（医事課の所掌に属するものを除く。）。

◆指導養成課

- ・救急救命士養成所の指定及び監督に関する事務。
- ・診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設の指定又は認定及び監督に関する事務。
- ・歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所の指定及び監督に関する事務。
- ・保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の指定及び監督に関する事務。
- ・栄養士養成施設、管理栄養士養成施設及び調理師養成施設の指定及び監督に関する事務。
- ・調理師養成施設の入学及び調理師の試験に関する学力の認定に関する事務。

- ・理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督に関すること。
- ・理容師養成施設及び美容師養成施設の入学に関する学力の認定に関すること。
- ・製菓衛生師法第五条第一号の規定による指定及び当該指定を受けた製菓衛生師養成施設の監督に関すること。
- ・食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食品衛生管理者の養成施設の監督に関すること。
- ・食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定による登録に関すること。
- ・食品衛生法施行令第九条第一項第一号の規定による登録に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設の監督に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定による登録に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第六条第九号の規定による認定に関すること。
- ・児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。
- ・児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定による指定及び当該指定を受けた養成施設の監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第四項の規定による届出及び第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理に関すること。
- ・社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十二条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に関すること。
- ・社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関すること。
- ・社会福祉法第十九条第一項第二号及び第四号の規定による指定並びに当該指定を受けた養成機関及び講習会の課程の監督に関すること。
- ・身体障害者福祉法第十二条第五号の規定による指定に関すること。
- ・知的障害者福祉法第十四条第五号の規定による指定に関すること。
- ・精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。

◆医 事 課

- ・原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関すること。
- ・医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

- ・医師の確保に関すること。
- ・医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。
- ・医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。
- ・行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。
- ・医薬品及び医療機器の製造業並びに医療機器の修理業の許可に関すること。
- ・毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び取締りに関すること。
- ・不良な医薬品又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。
- ・薬事監視員に関すること。
- ・薬事法 に規定する指定薬物の取締りの実施に関すること。
- ・毒物劇物監視員に関すること。
- ・医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に関すること。
- ・医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指定及び医療観察法第八十二条第二項の規定による指定医療機関の指導等に関すること。
- ・医療観察法第四十三条第三項（医療観察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他医療観察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。
- ・都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。
- ・東北厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医師の臨床研修に関するものに限る。）。

◆食 品 衛 生 課

- ・健康増進法第三十二条の三第一項及び第二項に規定する勧告及び命令に関すること。
- ・健康増進法第三十二条の三第三項において準用する同法第二十七条第一項に規定する検査及び収去に関すること。
- ・総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認に関すること。
- ・食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施に関すること。
- ・食品衛生法第二十五条第一項並びに同法第二十六条第一項、第二項及び第三項の規定による登録並びに当該登録を受けた者の監督に関すること。
- ・食品衛生法第二十七条の規定による届出がなされた食品等に係る検疫所が行う試験及び検査の業務に関する定期的な点検及びその点検の結果に基づく助言に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関の指定及び監督に関すること。

◆保 険 年 金 課

- ・健康保険法第七条の三十八第一項の規定による全国健康保険協会に対する報告の徴収、質問及び検査に関すること。

- ・全国健康保険協会が行う国税滞納処分の例による処分に関する認可に関すること。
- ・健康保険組合の行う業務の監督に関すること。
- ・厚生年金基金及び国民年金基金の監督に関すること。
- ・確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業（事業主に係るものに限る。）に関する監督に関すること。

☆ 指 導 部 門

◆管 理 課

- ・東北厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課及び年金管理課の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関すること。
- ・二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人（特別医療法人を除く。）の監督（設立の認可、解散の認可、残余財産の処分の認可、合併の認可、業務の停止の命令、役員の解任の勧告及び設立認可の取消しに関するなどを除く。）に関すること。
- ・租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五第一項第一号、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の十八第二項及び第二十条の十七第六項並びに法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五条第六号、第六条第四号及び第七号の証明に関すること。
- ・後期高齢者医療広域連合の行う業務についての指導に関すること。
- ・後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導に関すること。
- ・後期高齢者支援金等の額の算定についての指導に関すること。
- ・国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）についての指導に関すること。
- ・社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の監督に関すること。
- ・指導監査課及び東北厚生局の管轄区域内の分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の所掌事務の運営に関すること。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する情報の管理に関すること。

◆医 療 課

- ・指導監査課及び東北厚生局の管轄区域内の分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の行う業務に関する事務の指導及び監督に関すること。
- ・次に掲げる事務のうち、東北厚生局長が必要があると認めた特定事項に関すること。
 - イ 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
 - ロ 医療監視員に関すること。
 - ハ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（東北厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ニ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

◆福祉指導課

- ・社会福祉法人の認可及び監督に関すること。
- ・障害者自立支援法第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。
- ・老人福祉法の規定による福祉の措置の実施に関する監査に関すること。
- ・老人福祉法第三十四条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。
- ・介護保険法第二十四条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等に関すること。
- ・介護保険法第百二条第二項及び第百四条第三項の規定による指示に関すること。
- ・介護保険法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。
- ・介護保険法第百九十七条の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定によるものに限る。）に関すること。
- ・介護保険法第二百三条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。

◆指導監査課 ※東北厚生局の所在する宮城県に係るもの

- ・国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
- ・医療監視員に関すること。
- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（東北厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。
- ・東北地方社会保険医療協議会に置かれる宮城部会の庶務を行うこと。

◆各県事務所 ※東北厚生局の管轄する区域（宮城県を除く）に係るもの

- ・国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
- ・医療監視員に関すること。
- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（東北厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。
- ・東北地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。

☆麻薬取締部

◆調査総務課

- ・麻薬取締官の養成及び研修に関すること。

- ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関する公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- ・麻薬等に関する取締りの実施に関すること（捜査課、情報官並びに鑑定官の所掌に属するものを除く。）。
- ・上記に掲げるもののほか、麻薬取締部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

◆捜 査 課

- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関すること。

◆情 報 官

- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関すること。
- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）に関する情報の収集及び分析に関すること。
- ・麻薬等に係る国際捜査共助の実施に関すること。

◆鑑 定 官

- ・麻薬等及び覚せい剤原料の鑑定に関すること。

☆社会保険審査官

- ・健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十条（同法第百六十九条において準用する場合を含む。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第三十三条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第一百一条（同法第百三十八条において準用する場合を含む。）並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第八条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審査請求の事件を取り扱うこと。

各業務の概要

I 総務課

総務課は、東北厚生局の総務、人事給与、研修、福利厚生の他、厚生労働省が所管する国家試験業務及び東北厚生局が保有する行政文書の情報公開等に関する業務を行っています。

1 行政文書開示請求業務

(1) 概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 根拠法令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(3) 平成 23 年度の実績

- ① 開示請求件数 437 件
- ② 開示件数 430 件

2 保有個人情報開示請求業務

(1) 概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 根拠法令

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律

(3) 平成 23 年度の実績

- ① 開示請求件数 3 件
- ② 開示件数 3 件

3 国家試験業務

(1) 概要

受験願書の受付、受験票の交付、試験の実施、合格発表に関する業務を行っており、平成 23 年度においては、7 種の国家試験を実施しました。

なお、平成 22 年度まで地方厚生局で実施していた臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士の 5 試験については、当年度から「市場化テスト」として受託民間業者により実施されました。

(2) 実績

平成 23 年度 国家試験実施実績（東北厚生局実施分）

国家試験名	試験日	受験地	出願者数 []内は 22 年度実績	受験者数	合格率 (%)	合格率 (全国) (%)
第 106 回 医師国家試験	H24. 2. 11 (土) H24. 2. 12 (日) H24. 2. 13 (月)	宮城県	573 [590]	556	92. 8	90. 2
第 105 回 歯科医師国家試験	H24. 2. 4 (土) H24. 2. 5 (日)	宮城県	275 [302]	203	75. 9	71. 1
第 98 回 保健師国家試験	H24. 2. 17 (金)	宮城県 青森県	1, 036 [1, 083]	1, 023	90. 2	86. 0
第 95 回 助産師国家試験	H24. 2. 16 (木)	宮城県 青森県	163 [190]	162	94. 4	95. 0
第 101 回 看護師国家試験	H24. 2. 19 (日)	宮城県 青森県	3, 812 [3, 983]	3, 786	88. 7	90. 1
第 97 回 薬剤師国家試験	H24. 3. 3 (土) H24. 3. 4 (日)	宮城県	679 [140]	600	90. 5	88. 3
※第 25 回 管理栄養士国家試験	H23. 7. 31 (日)	宮城県	1, 670	1, 436	34. 7	34. 1

※ 東日本大震災の発生に伴い、平成 22 年度（平成 23 年 3 月 20 日）に受験できなかった者を対象にした追加試験。

4 国有財産（年金特別会計）の管理、営繕、売却

(1) 概要

平成 22 年 1 月 1 日の社会保険庁廃止に伴い、それまで社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった国有財産については、同日付をもって、当該財産の所在地を管轄する地方厚生局へ所属替されたところです。

この国有財産の取扱いについては、年金事業に供する行政財産としての用途を廃止することで普通財産とし、国有財産法第 8 条及び国有財産施行令第 4 条に基づき、特別会計にかかる普通財産については、当該財産を所管する各省各庁の長である地方厚生局長が、国有財産部局長として、財産を適切に維持管理し、売却の手続きを行うことになりました。

東北厚生局では、総務課が担当となり、管理、営繕、売却手続き等を行っています。

また、厚生労働省本省に設置された「遊休資産売却に関する省内プロジェクトチーム（平成

22年9月7日設置)」において、「昨今の厳しい財政状況の中、省内事業仕分け等により無駄の削減や不要不急な事務事業の見直しを行っているが、こうした中で、厚生労働省が保有する国有財産のうち、売却可能なものについては、極力売却することにより収入の確保を図ることとされていることから、今後、より一層、売却に向けた業務の推進が求められています(資料編1(2)参照)。

(2) 業務内容

①国有財産の管理

1) 国有財産総合情報管理システムの運用

- ・価格改定作業
- ・毎会計年度間における国有財産増減、毎会計年度現在における現在額報告書の作成等
- ・国有財産の情報公開（一件別情報）

2) 財産の維持管理

- ・防犯、看板の設置
- ・環境衛生、雑草駆除
- ・境界画定及び測量

3) 国有財産の貸付

- ・有償貸付、無償貸付

②国有財産の処分

1) 売り払い

- ・行政財産の用途廃止手続き
- ・不動産鑑定評価
- ・公用、公共用取得要望の有無の確認
- ・売り払いに係る厚生労働大臣承認申請手続き
- ・財務省東北財務局への売払処分依頼（平成24年度から実施、10物件）

(3) 実績

項目	平成23年度
所属替された国有財産	38物件
行政財産の用途廃止	0物件
公用、公共用取得要望の有無の確認	0物件
売り払いにかかる厚生労働大臣承認申請	0物件

一般競争入札	
①開催回数	1回
②対象物件	14物件
③落札（再度入札を含む）	0物件
貸付	
①有償貸付	6物件
②無償貸付	1物件

5 特例民法法人の指導監督業務

（1）概要

平成 22 年 1 月 1 日の社会保険庁廃止に伴い、それまで地方社会保険事務局が所管していた特例民法法人については、同日付をもって、当該法人の所在地を管轄する地方厚生局へ所管替えされ、東北厚生局については、下記の 7 法人について指導監督を行うことになりました。

なお、公益法人制度改革関連 3 法により特例民法法人とされた公益法人は、平成 25 年 11 月末までに公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行するか解散することになっています。

（2）所管特例民法法人

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| ① 財団法人 青森県社会保険協会 | → 平成 24 年 3 月 26 日 県知事による移行認可 |
| ② 財団法人 岩手県社会保険協会 | |
| ③ 財団法人 宮城県社会保険協会 | → 平成 24 年 3 月 22 日 県知事による移行認可 |
| ④ 社団法人 宮城県年金福祉協会 | |
| ⑤ 財団法人 秋田県社会保険協会 | |
| ⑥ 財団法人 山形県社会保険協会 | |
| ⑦ 財団法人 福島県社会保険協会 | → 平成 24 年 3 月 28 日 県知事による移行認可 |

（3）業務内容

① 特例民法法人の指導・監督

- 1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 95 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 38 条の規定による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 67 条第 3 項の規定に基づく、法人の業務及び財産の状況の検査。

- 2) 上記検査に基づく改善勧告等

② 特例民法法人の定款変更等業務

- 1) 特例民法法人の定款変更の認可
- 2) 残余財産処分等の許可

③ 公益法人改革に伴う、一般法人又は公益法人への移行等業務

- 1) 最初の評議員の選任に関する理事の定めの認可
- 2) 特例民法法人の解散の認可
- 3) 特例民法法人の解散に伴う残余財産処分等の許可

(4) 検査実績

平成 23 年 8 月 25 日、宮城県年金福祉協会に対する定期検査を実施しました。

II 企画調整課

企画調整課は、東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整、東北地方社会保険医療協議会の庶務、医療の安全に関する取組みの普及及び啓発に関する業務を行っています。

1 総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整

企画調整課は、東北厚生局の所掌する事務に関する総合的な企画立案や調整として以下のような業務を行っています。

(1) 事業計画の策定及び進捗管理

東北厚生局においては、各課、各事務所は毎年度、事業ごとに計画を立て、それを実行し、結果を評価し、問題点があれば改善できるよう事業計画を策定しています。平成23年度は、策定した計画の進捗管理、評価及び改善点を明確にするため、年3回の幹部ヒアリングを行いました。

・ヒアリング実施日程

期首	平成23年5月9日～平成23年6月27日
中間	平成23年10月12日～平成23年11月10日
期末	平成24年3月9日～平成24年3月16日

(2) 事業年報の編集

平成22年度における東北厚生局の業務概要を取りまとめ、事業年報として東北厚生局ホームページに掲載しました。

(3) 「国民の皆様の声」の集計業務

東北厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」については、案件ごとに集計し、厚生労働省の担当部局に毎月報告しています。

(平成23年度受付件数 23件：健康局1件、老健局1件、保険局19件、年金局1件、社会・援護局1件)

(4) パンフレットの作成について

東北厚生局の業務内容を広く一般に紹介することを目的として、新たに業務パンフレットの作成を行い、ホームページに掲載しました。

(5) テーマ別研修等の企画及び実施について

東北厚生局の職員を対象に、所管行政に関する制度や施策、現場の状況を十分に理解し、業務を適切に遂行できる人材を育成するため、各種研修を企画し、実施しました。

・職員に対するテーマ別研修実施状況

開催日	研修テーマ	概要
H24. 1. 27	広視野研修(かまぼこ工場視察)	局内各課の業務に対する理解と視野を広げるため、食品衛生課のHACCP承認食品工場(株)阿部蒲鉾店泉工場)の模擬査察に同行
H24. 1. 30	伝達研修(公益通報者保護法研修会)	消費者庁主催で行われた「公益通報者保護法説明会」の資料を使い、保護法の概要及び公益通報を受けた場合における取り扱いについて
H24. 2. 17	職員研修(社会保障・税一体改革)	社会保障・税一体改革が必要となる背景及び改革が目指す将来像について
H24. 3. 23	広視野研修(放射線と健康セミナー)	国立保健医療科学院が開催した「放射線と健康セミナー」への参加

・ランチョンワークショップ開催状況

開催日	担当課	タイトル
H23. 11. 15	食品衛生課	「ユッケはもう食べられない!? 牛肉の生食と安全性について」
H24. 1. 30	年金管理課	「年金力」～地域経済への影響について～
H24. 2. 21	麻薬取締部	「知られざる麻薬Gメン」

(6) 障害者の職場体験実習生の受け入れ

障害者に対する職員の理解を深めるとともに、障害者の社会参加を支援することを目的として、職場体験実習生の受け入れを行いました。

・1日のスケジュール(例)

実習時間	10:00	12:00	13:00	15:45	16:00
内容	登	業務	昼休み	業務	日報作成
時間数	庁	2時間	1時間	2時間45分	15分

・受け入れ実績

- 実習期間1 平成24年1月16日～2月3日 1名
- 実習期間2 平成24年2月6日～2月24日 1名
- 実習期間3 平成24年3月27日～4月13日 1名

2 医療の安全に関する取組の普及及び啓発

・概要

医療の安全を確保することは、とても重要な課題です。

厚生労働省においては、医療の安全を確保するため、有識者からなる検討会における検討や意見募集に寄せられた意見を踏まえながら、医療事故を調査・評価する仕組みについて検討しています。

東北厚生局においては、そのような仕組みの重要性についての国民の理解を求めるための活動を行っています。

3 東北地方社会保険医療協議会の庶務

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法第1条第2項に基づき東北厚生局に設置された機関であり、委員20名で構成され、主に保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて審議しており、企画調整課は会議の運営に係る庶務を行っています。なお、保険医療機関及び保険薬局の指定について協議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所（宮城県は指導監査課）が行っています。

(2) 実績

① 協議会

協議会は、社会保険医療協議会法第6条において「正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。」とされており、平成23年度においては以下のとおり3回開催いたしました。

開催日	議題
平成23年7月12日	<ul style="list-style-type: none">・部会に属すべき委員及び臨時委員について・保険医療機関及び保険薬局の新規指定及び指定の更新について（報告）・個別指導及び監査の実施状況について（報告）・元保険薬局の取消相当について
平成23年9月28日	<ul style="list-style-type: none">・部会に属すべき委員及び臨時委員について・保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消について・元保険医療機関の取消相当について
平成24年3月15日	<ul style="list-style-type: none">・部会に属すべき委員及び臨時委員について・元保険医療機関の取消相当について・保険医療機関の指定の取消について・保険医の登録の取消について

② 部会

社会保険医療協議会令第1条第1項の規定に基づき、東北厚生局では各県ごとに部会を置いているところであり、毎月1回の開催において、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議を行っています。

・H23年度の審議件数

	保険医療機関 (医科)	保険医療機関 (歯科)	保険薬局	合計
新規指定	241件	120件	250件	611件
指定更新	1,735件	1,185件	891件	3,811件
合計	1,976件	1,305件	1,141件	4,422件

③ 委員等の改選について

平成23年10月に半数改選を行い医療協議会委員10名、臨時委員15名について委嘱状を交付しました。そのほか、任期途中での交代により、5名の委員及び3名の臨時委員について、新たに委嘱状を交付しました（資料編2(1)参照）。

4 東北圏広域地方計画について

(1) 概要

平成17年7月に制定された国土形成計画法に基づき、平成20年7月に国土の将来ビジョンとして全国計画が閣議決定されました。東北圏広域地方計画は、この全国計画の基本方針に基づき、東北圏（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）の地域特性を踏まえながら特色ある地域像を目指して平成21年8月に策定されたものであり、東北厚生局は東北圏広域地方計画協議会の構成員として当計画の策定に参画しています。

なお、東北圏広域地方計画協議会では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を通じて得られた数多くの教訓や課題を教訓集としてとりまとめるとともに、現行の広域地方計画の見直しについても検討されています。

(2) 実績

・東北圏広域地方計画協議会 検討会議

開催日	議題
平成24年3月22日	・震災後の主な動きについて ・東北圏広域地方計画の検証・点検作業について ・東北圏広域地方計画の変更作業について ・東日本大震災の教訓集について ・今後のスケジュールについて ・その他

・東北圏広域地方計画協議会検討会議幹事会

開催日	議題
平成 23 年 9 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・震災を受けての東北圏広域地方計画の検証について ・今後の進め方について ・その他
平成 23 年 10 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・震災を受けての東北圏広域地方計画の検証作業（中間とりまとめ）について ・その他
平成 24 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・東北圏広域地方計画見直し（改定）の是非について ・その他
平成 24 年 3 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画変更の枠組について ・目次構成について

・東北圏広域地方計画変更に向けたWG

開催日	議題
平成 24 年 2 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・WG の設置について ・WG 設置に対する構成機関の意見 ・全体の枠組検討 ・基本方針検討
平成 24 年 2 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の枠組検討 ・目次構成検討
平成 24 年 2 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の枠組検討 ・目次構成検討

5 東日本大震災への対応業務のサポート

東日本大震災に対応するために設置された宮城現対対策本部（本部長：東北厚生局長）の活動をサポートするため、厚生労働省災害対策本部事務局や政府現地対策本部などの関係機関への連絡調整を行うとともに、会議にて報告された案件に関連する各種資料の作成等を行いました。

また、宮城現地対策本部の業務が、避難所の内容把握中心の活動から、被災自治体における復興への取組を支援することに重点が移ったこと等を受けて、10月以降は、被災した市町村や関係団体等に対する厚生労働省第三次補正予算に関する説明会や、被災者の心のケア対策、介護保険事業等についての勉強会、意見交換会などを開催することにより、各種制度の周知、課題の把握等を図りました。

平成 24 年 1 月には企画調整課内に復興支援室が設置されたことから、復興局連絡員会議など復興支援に係る各種会議への出席、被災地の情報収集、被災地視察に係る関係者への連絡調整等を行いました。

さらに、緊急時避難準備区域であった福島県相双地域等における福祉サービス等を確保するため、厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センターに職員を派遣し、情報収集活動を行っています。平成 23 年度は 1 月 30 日から 3 月末日までの間、介護老人施設 12 回、障害者施設 3 回、自治体 8 回、関係団体 5 回等、合計 31 回の訪問によりニーズ調査等を行いました（資料編 2(2)～(3) 参照）。

III 年金管理課

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可（滞納処分、徴収・収納職員、立入検査）、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員に関する業務、学生納付特例事務法人に関する業務、保険料納付確認団体に関する業務、国民年金事務費交付金に関する業務を担当しています。

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分を行うに当たっては、厚生年金保険法等社会保険各法により、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長へ権限が委任）を受けなければならないと規定されています。

このため、東北厚生局では、日本年金機構本部または各年金事務所から提出される滞納処分等の認可申請について、認可要領（平成 22 年 1 月 1 日付厚生労働省年金局長通知「日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」）に基づき認可しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 1 項、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 204 条の 3 第 1 項、第 205 条第 1 項
- ③ 国民年金法第 109 条の 6 第 1 項、第 109 条の 9 第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 1 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 児童手当法施行令第 7 条の 3 第 1 項
- ⑥ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 1 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑦ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 1 項、第 20 条第 1 項

(3) 滞納処分等に係る認可実績

平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月の認可状況（詳細は 資料編 3(1)参照）

区分	申請件数 (※事業所数等)	認可件数 (※事業所数等)
厚生年金保険	212 件 (139, 974 件)	212 件 (139, 974 件)
国 民 年 金	102 件 (538 件)	102 件 (538 件)
計	314 件 (140, 512 件)	314 件 (140, 512 件)

※事業所数等は、厚生年金保険は事業所数、国民年金は被保険者数である。

(4) 東日本大震災に伴う滞納処分等係る認可申請状況

平成 23 年度は東日本大震災の影響で被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県）において納期限の延長措置がとられたため、特に厚生年金保険料の認可申請件数は、例年に比べ各月

の認可件数にばらつきが生じました。これは納期限が指定されることにより延長されていた保険料が一括して申請されたことによるものです。

2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分等を行った場合は、地方厚生局に対し、実施結果を報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では日本年金機構本部から滞納処分等の実施結果を実施月の翌月末までに報告を受け、認可前に滞納処分等を実施していないか、滞納処分等を執行した事案は認可を受けているか等を確認しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6
- ② 国民年金保険法第 109 条の 6
- ③ 健康保険法第 204 条の 3
- ④ 船員保険法第 153 条の 3
- ⑤ 厚生年金保険法施行規則第 106 条
- ⑥ 国民年金法施行規則第 111 条
- ⑦ 健康保険法施行規則第 158 条の 15
- ⑧ 船員保険法施行規則第 203 条

(3) 実績

滞納処分等の実施結果（詳細は資料編 3(2) 参照）

平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月の報告件数（平成 23 年 2 月～平成 24 年 2 月実施分）

※実施結果報告は実施月の翌月末に報告されるが、平成 23 年 2 月分については震災の影響により 1 ヶ月遅れ、平成 23 年 4 月に報告された。

区分	報告件数
厚生年金保険	5,235 件
国民年金	978 件
計	6,213 件

3 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可

(1) 概要

日本年金機構が行う滞納処分については機構の「徴収職員」が行うこととされ、また、収納事務については機構の「収納職員」が行うことと規定されております。

これら「徴収職員」及び「収納職員」については、機構理事長が任命することになりますが、その任命に当たっては、厚生労働大臣の認可（地方厚生局長へ権限が委任）を受けなければならぬと規定されています。

このため、東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される認可申請について、認可要領（平成 22 年 1 月 1 日付厚生労働省年金局長通知「日本年金機構の設立に伴う関

係政令等の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」に基づき認可しています。

（2）根拠法令

- ① 厚生年金保険法第100条の6第2項、第100条の11第2項、第100条の9第1項・第2項
- ② 国民年金法第109条の6第2項、第109条の11第2項、第109条の9第1項・第2項
- ③ 健康保険法第204条の3第2項、第204条の6第2項、第205条第1項・第2項
- ④ 船員保険法第153条の3第2項、第153条の6第2項、第153条の7第1項・第2項
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第32条の3第2項、第32条の8第2項、第32条の6第1項・第2項
- ⑥ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第18条第2項、第22条第2項、第20条第1項・第2項
- ⑦ 児童手当法施行令第7条の3第1項

（3）実績

平成23年4月～平成24年3月の認可状況

区分	申請件数 (申請人数)	認可件数 (認可人数)
徴収職員	12件 (138人)	12件 (138人)
収納職員	(12件) (138人)	(12件) (138人)
計	12件 (276人)	12件 (276人)

（注）収納職員の認可申請（12件）は、徴収職員の認可申請と同時に提出されたものである。

また申請・認可人数はそれぞれの申請に対する人数である。

4 日本年金機構が行う立入検査等の実施及び受給権者等調査に係る認可

（1）概要

日本年金機構が立入検査等を行うに当たっては、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長へ権限が委任）を受けなければならないと規定されています。

このため、東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される厚生年金保険等の未適用事業所及び適用事業所に対する立入検査等の実施の認可申請について、認可要領（平成22年1月1日付厚生労働省年金局長通知に定められた「日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過処置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」）に基づき認可しています。

また、受給権者や被保険者に関する調査を行うに当たっても、立入検査等と同様に事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ権限が委任）の認可を受けなければならないと規定されていることから、日本年金機構東北ブロック本部から提出される、受給権者及び被保険者に関する調査の実施の認可申請について、認可要領（平成22年5月20日付厚生労働省年金局長通知により定められた「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」）に基づき認可しています。

(2) 根拠法令

[立入検査等]

- ① 厚生年金保険法第 100 条第 1 項、第 100 条の 8、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 198 条第 1 項、第 204 条の 5、第 205 条第 1 項
- ③ 船員保険法第 146 条第 1 項、第 153 条の 5、第 153 条の 7 第 1 項

[受給権者等]

- ① 厚生年金保険法第 96 条第 1 項、第 97 条第 1 項
- ② 国民年金法第 106 条第 1 項、第 107 条第 1 項、第 107 条第 2 項
- ③ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 28 条第 1 項、第 28 条第 2 項

(3) 実績

平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月の認可状況（詳細は資料編 3(3) 参照）

申請事由	申請件数 (事業所数等)	認可件数 (事業所数等)
立入検査等	15 件 (19,368 件)	15 件 (19,368 件)
受給権者、被保険者に関する調査等	7 件 (18 件)	7 件 (18 件)
計	22 件 (19,386 件)	22 件 (19,386 件)

（注）事業所数等は、立入検査等は事業所数、受給権者、被保険者に関する調査等は受給権者及び被保険者数である。

5 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告

(1) 概要

日本年金機構が立入検査等の調査等を行った場合は、地方厚生局に対し、調査結果を報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される調査結果報告について、認可前に立入検査等を実施していないか、申請時とは異なる理由で実施していないか等を確認しています。

(2) 根拠規定

[立入検査等]

平成 22 年 7 月 23 日付年発 0723 第 2 号「日本年金機構が行う立入検査等の要領の改正について」

[受給権者等]

平成 22 年 5 月 22 日付年発 0520 第 1 号「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」

(3) 実績

立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果（詳細は資料編3(4)参照）

平成23年4月～平成24年3月の報告件数（平成22年9月認可分から平成23年8月認可分）

認可事由	報告件数
立 入 検 査 等	17,423 件
受給権者、被保険者に関する調査等	18 件
計	17,441 件

（注）報告件数は、立入検査等は事業所数、受給権者、被保険者に関する調査等は受給権者及び被保険者数である。

6 社会保険労務士に関する業務

(1) 概要

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは地方厚生局長に委任されており、その業務は次のとおりです。（労働諸法令に関するもの等は、都道府県労働局長に委任されています。）

- ① 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する業務報告の徴収及び立入検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員の解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力

(2) 根拠法令

- ① 社会保険労務士法 第10条の2、第24条、第25条の3の2、第25条の4、第25条の47、第25条の49、第30条
- ② 社会保険労務士法施行規則 第22条の2、第34条

(3) 実績

平成23年度における東北厚生局に係る案件は、社会保険労務士会から会員に対して行った处分報告を3件受理しました。（県別会員数は資料編3(5)参照）

7 年金委員に関する業務

(1) 概要

年金委員は日本年金機構法第30条に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦（以下、「職域型」という。）または市町村長等の推薦（以下、「地域型」という。）によって、厚生労働大臣が委嘱します。

地方厚生局は、年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理や日本年金機構本部への指示・伝達等の業務を行います。

(2) 根拠法令等

- ① 日本年金機構法第 30 条
- ② 日本年金機構の業務運営に関する省令第 4 条、第 13 条

(3) 実績

東北管内の年金委員（県別委員数は資料編 3(6) 参照）

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

区分	年金委員数
職域型	12,100 名
地域型	964 名
計	13,064 名

8 国民年金事務費交付金に関する業務

(1) 概要

基礎年金や福祉年金、特別障害給付金等に係る事務の一部は、市町村が法律によって義務付けられている事務（以下、「法定受託事務」という。）と、義務はないものの公的年金制度の円滑な実施のために協力して実施する（以下、「協力・連携事務」という。）の 2 つに分けられます。

国民年金事務費交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するもので、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法 第 86 条、第 109 条の 9
- ② 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令 第 1 条、第 2 条
- ③ 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令 第 1 条、第 2 条
- ④ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 第 20 条
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令

(3) 実績

平成 23 年度交付額（県別一覧は資料編 3(7) 参照）

- ① 法定受託事務（基礎年金・福祉年金・特別障害給付金）（平成 24 年 3 月 31 日現在）

市町村数	概算交付額	交付決定額	精算交付額
227 市町村	1,095,563,322 円	1,753,444,821 円	657,881,499 円

- ② 協力・連携事務（平成 24 年 3 月 31 日現在）

市町村数	概算交付額	交付決定額	精算交付額
227 市町村	59,915,466 円	212,735,599 円	152,820,133 円

9 学生納付特例事務法人に関する業務

(1) 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行できるようにするもので、学生納付特例事務法人となるためには、厚生労働大臣の指定等が必要です。

地方厚生局は、学生納付特例事務法人の指定等のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や法人指定の取り消し等の事務を行います。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の2、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の4

(3) 実績

平成23年度は、2教育施設、6事務法人の指定等を行いました。

(4) 東北管内の学生納付特例事務取扱教育施設数及び学生納付特例事務法人数（詳細は資料編3

(8) 参照)

(平成24年3月31日現在)

指定・確認学校数	教育施設	事務法人	合計
施設・法人数	10施設	16法人	
学 校 数	10校	20校	30校

10 保険料納付確認団体に関する業務

(1) 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、会員である国民年金第1号被保険者が、自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組みです。

地方厚生局は、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等の事務を行います。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の3、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の6

(3) 実績

平成23年度に、新たに指定等を行った団体はありませんでした。

(4) 東北管内の保険料納付確認団体数(平成24年3月31日現在)

3団体（詳細は資料編3(9) 参照）

IV 健康福祉課

健康福祉課は、自立生活が難しい方々への指定医療機関の指定・監督、補助金交付などを中心に、誰しもが健やかな人生を送るための業務を行っています。

1 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

中小企業等協同組合とは、中小企業者が、公正な経済活動の確保及び経済的地位の向上を図ることを目的として、相互扶助の精神に基づき共同して事業を行う組織をいいます。

事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の種類があります。

事業協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、中小企業等協同組合法第111条第1項第1号の規定により、地区が都道府県の区域をこえるものにあっては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣の権限となっています。

中小企業等協同組合法施行令第34条第1項第2号の規定により、組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く）について、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に、権限が委任されています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 設立の認可 | 中小企業等協同組合法第27条の2第1項 |
| ② 定款変更の認可 | 中小企業等協同組合法第51条第2項 |
| ③ 解散の届出の受理 | 中小企業等協同組合法第62条第2項 |
| ④ 合併の認可 | 中小企業等協同組合法第66条第1項 |
| ⑤ 決算関係書類の受理 | 中小企業等協同組合法第105条の2第1項 |
| ⑥ 役員の変更の届出の受理 | 中小企業等協同組合法第35条の2 |

(3) 実績

- | | |
|-------------|------|
| ① 定款変更認可 | 5件 |
| ② 決算関係書類の受理 | 17組合 |
| ③ 役員変更届の受理 | 4件 |

(4) 管轄する中小企業等協同組合数

20組合（資料編4(1)参照）

2 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理

(1) 概要

近年の海外における感染症の発生の状況等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及び蔓延を防止する対策を含めた総合的な感染症予防対策を推進するため、平成18年12月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正されました。

これにより、病原体・毒素のうち特定のものが生命・健康に対する影響に応じて、一種から

四種に分類され、病原体等の所持等を規制する制度が創設されました。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第32条の規定により、次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています（平成19年6月より施行）。

（2）根拠法令等

① 指定医療機関への報告の請求・検査	感染症法第43条第1項
② 三種病原体等の所持・変更の届出受理	感染症法第56条の16
③ 三種病原体等の輸入の届出受理	感染症法第56条の17
④ 三種、四種病原体等の所持者（輸入者）からの報告徴収	感染症法第56条の30
⑤ 三種、四種病原体等所持施設への立入検査	感染症法第56条の31第1項
⑥ 三種、四種病原体等の所持施設への改善命令	感染症法第56条の32
⑦ 三種、四種病原体等の所持者への災害時の措置命令	感染症法第56条の37

（3）実績

① 三種病原体等所持届出書の受理	0件
② 三種病原体等所持届出変更届出書の受理	3件
③ 三種病原体等輸入届出書の受理	0件
④ 立入検査（定期検査）	0件
⑤ 立入検査（特別検査）	0件

（4）三種病原体等所持施設数

13施設

3 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務

（1）概要

生活衛生同業組合とは、生活衛生関係営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定められている業種（18業種）毎に組織されたものであり、設立に関しては厚生労働大臣の認可を受けなければなりません。

各生活衛生同業組合は、組合員である生活衛生関係営業者の営業の振興を図るために振興計画を作成し、地方厚生局長の認定を受けることができます。この計画は、厚生労働省が業種を指定して定める振興指針に適合し、かつ政令で定める一定の基準に適合しなければなりません。

この認定を受けることによって、株式会社日本政策金融公庫（生活衛生融資）から、振興計画に基づく施設設備整備及び振興計画を実施するための運転資金の融資が受けられるとともに、租税特別措置法の定めるところによって、振興事業に基づいて整備する共同施設については、減価償却の特例が認められます。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第30条の規定により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

【減価償却の特例の内容】

租税特別措置法第44条の5の規定に基づき、協同施設の取得年度において、当該共同施設の取得価額の8%の特別償却が認められます。

(2) 根拠法令等

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 生活衛生同業組合の振興計画の認定及び取消 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項、第3項及び同法施行令第6条第2項 |
| ② 生活衛生同業組合の振興計画の変更認定 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条第1項 |
| ③ 生活衛生同業組合の振興計画の実施状況報告書の受理 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第4項 |

(3) 実績

振興計画の変更認定 19組合

(飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興計画が全面改正されたことに伴う)

(4) 管内の振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合数

65組合（資料編4(2)参照）

4 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

(1) 目的

児童扶養手当とは、母子家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度であり、児童扶養手当法に基づき、都道府県及び市区町村が支給事務を行っています。

東北厚生局では、都道府県及び市町村に対し、その児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行うことにより、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的としています。

(2) 根拠法令等

- ① 地方自治法第245条の4（技術的助言）
- ② 児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱
- ③ 児童扶養手当支給事務指導監査実施方針（地方厚生局）

【主な指導内容】

1. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の実施体制
2. 都道府県本庁から管内市区町村への指導の状況
3. 指定都市本庁から管内行政区への指導の状況
4. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の事務処理状況
5. 前回指導監査の指摘事項に対する是正改善状況

(3) 実績

平成23年度は実績なし。

5 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言

(1) 概要

保護施設とは、生活保護法第38条に定められた施設であり、例えば、身体上又は精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うこと等を目的とした施設（救護施設）等の総称です。

これら保護施設は、社会福祉法人等が都道府県の認可を受けて設置する場合や、自治体自ら設置する場合があります。

このうち、社会福祉法人等が設置する保護施設については、事業を認可した都道府県が指導監査を行っていますが、自治体自らが設置した保護施設について、地方厚生局が指導監査を行っています。

当局では、都道府県、政令市又は中核市（以下「県等」という。）が設置した保護施設の適正な施設運営の確保に資することを目的として、関係法令、通知に照らして施設運営が適正に行われているかを確認し、併せて運営全般について指導を行っています。

また、県等が実施する社会福祉法人等が設置する保護施設に対する指導監査について技術的助言を行っています。

主な指導内容は以下のとおりです。

(対施設)

1. 施設の運営状況
2. 入所者処遇関係等

(対県等)

1. 県等の指導監督体制
2. 監査の実施状況
3. 保護施設入所者等の状況
4. 指導監査実施要領の策定状況等
5. 施設の問題点の把握及び継続指導の状況等

(2) 根拠法令等

- ① 生活保護法第23条
- ② 地方自治法第245条の4

(3) 実績

- ① 保護施設に対する指導監査
平成23年度は実績なし
- ② 県等に対する技術的助言
平成23年度は実績なし

(4) 対象となる保護施設数

3施設（資料編4(3)参照）

(5) 対象となる県等数

5県4市

6 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

消費生活協同組合は、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期する」ことを目的として、消費生活協同組合法に基づき組織・運営されるものです。一定の地域又は職域による人ととの結合によること、組合員の生活の文化的経済的改善向上をめざすこと、非営利であること等が原則とされています。また、行う事業の種類は、供給（共同購入、店舗供給等）、利用（病院、食堂等）、共済（生命、火災、自賠責等）等に限定されています。

消費生活協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、消費生活協同組合法第97条の規定により、地区が都道府県の区域を超えるものについては厚生労働大臣、超えないものについては都道府県知事の権限となっています。

消費生活協同組合法施行規則第255条の規定により、厚生労働大臣の権限に属するもののうち、1地方厚生局の管轄区域のものについて、地方厚生（支）局長に次の業務の権限が委任されています。

(2) 根拠法令等

① 設立認可	消費生活協同組合法第58条
② 定款変更の認可	消費生活協同組合法第40条第4項
③ 解散の認可又は届出	消費生活協同組合法第62条第2項又は第64条第2項
④ 合併の認可	消費生活協同組合法第69条
⑤ 決算関係書類の受理	消費生活協同組合法第92条の2第1項
⑥ 員外利用許可	消費生活協同組合法第12条第4項第2号及び第3号

(3) 業務実績

① 定款変更認可	2件
② 事業報告書の受理	3件
③ その他届出の受理	2件

(4) 管轄する消費生活協同組合（連合会）数

3組合（資料編4(4)参照）

7 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合に対する調査指導

(1) 概要

東北厚生局が所管する消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的として、組合の業務又は会計の状況について、法令、定款又は規約の遵守状況を確認し、是正又は改善を要すると認められる事項について指導を行います。

主に組織・管理に関する事項、財務会計に関する事項、組合事業に関する事項について指導しています。

(2) 根拠法令等

① 消費生活協同組合法第94条
② 消費生活協同組合検査要領

(3) 実績

平成23年度は実績なし

(4) 対象とする消費生活協同組合（連合会）数

3組合

8 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務

(1) 概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣がこれを委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている民間の奉仕者です。住民の福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行っています。

児童委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により民生委員をもって充てられています。児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務への協力などを行っています。

また、主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣によって指名され、児童委員の職務について関係機関と児童委員との連絡調整並びに児童委員の活動に対する援助及び協力をしています。

地方厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|---------------------------------|--|
| ① 委嘱、主任児童委員の指名、
主任児童委員の指名の解除 | 民生委員法第5条第1項、児童福祉法第16条第2項及び第3項、
主任児童委員設置運営要綱 |
| ② 解嘱 | 民生委員法第11条 |
| ③ 感謝状 | 民生委員・児童委員に対する感謝状の授与について |
| ④ 大臣表彰 | 民生委員及び児童委員表彰規則 |
| ⑤ 大臣特別表彰 | 民生委員・児童委員に対する特別表彰実施要綱 |

(3) 実績

- | | |
|--|------|
| ① 民生委員・児童委員の委嘱 | 451名 |
| ② 民生委員・児童委員の解嘱 | 470名 |
| ③ 主任児童委員の指名 | 2名 |
| ④ 主任児童委員の指名の解除 | 1名 |
| ⑤ 感謝状の授与 | 161名 |
| (委嘱及び解嘱、指名並びに感謝状の授与については、該当者があった場合隨時行われる。) | |
| ⑥ 厚生労働大臣表彰 | 28名 |
| | 4団体 |
| ⑦ 厚生労働大臣特別表彰 | 10名 |

表彰には、功績が特に顕著であった方に対する厚生労働大臣表彰、毎年基準日までに25年以上

の経歴があり辞職された方等に対する厚生労働大臣特別表彰（定時）、20年以上の在職期間があり死亡された方に対する厚生労働大臣特別表彰（隨時）があります。また、在職期間6年以上で辞職された方には感謝状が授与されます。

(4) 民生委員・児童委員委嘱者数（平成 24. 3. 31 現在）

都道府県名	委嘱数（人）	
	うち主任児童委員	
青森県	2,717	226
岩手県	3,120	302
宮城県	2,914	240
秋田県	2,652	247
山形県	2,887	277
福島県	3,469	332
仙台市	1,501	123
青森市	627	64
盛岡市	554	56
秋田市	698	76
郡山市	611	67
いわき市	652	70
合計	22,402	2,080

9 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務

(1) 概要

特別弔慰金及び特別給付金は、戦没者等の遺族等に対し国として弔意を表すもので、記名国債をもって支給されます。支給を受けた方のうち、生活保護を受けている場合若しくは保護を要する状態に陥る恐れがあると福祉事務所長が認める場合、又は支給を受けた方の相続財産を管理する者で相続債権者及び受遺者への弁済のために必要な場合については、支払期日前に、全ての賦札について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還を受けることができます。

(2) 根拠法令等

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第2項
- ② 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第4条第2項
- ③ 第8回特別弔慰金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ④ 第22回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ⑤ 第23回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件 等

(3) 実績

10 精神保健指定医の指定等業務

(1) 概要

精神保健指定医は、①定められた職務経験年数を満たす、②厚生労働省令で定められた研修の課程を修了している、③その職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる等の条件を満たす者の中から、厚生労働大臣が指定します。また、精神障害者を入院させている精神科病院には、指定医を置くことが義務付けられています。

精神保健指定医の職務は、任意入院者の退院制限時の診察、措置入院者の措置症状消失の判定、医療保護入院時の判定等です。また、指定医となった後は、5年ごとに指定更新のための研修を受講することが義務付けられています。新規申請及び更新時に受講を義務付けられている研修会は、厚生労働大臣の指名した社団法人日本精神科病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、一般社団法人日本総合病院精神医学会によって行われます。

(2) 根拠法令等

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ① 精神保健指定医の指定 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条 |
| ② 更新研修受講、受講延期 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条 |

(3) 業務実績

- | | |
|-------------------------|------|
| ① 指定に係る本省進達（再申請を含む。） | 39名 |
| ② 指定医の証の発行（更新、期限延長を含む。） | 183名 |
| ③ 指定不適当者への通知 | 4名 |
| ④ 指定医の証の再発行 | 7名 |
| ⑤ 辞退、変更届、死亡届の受理 | 60件 |

(4) 東北管内の精神保健指定医数

894名

11 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務

各種医療の指定医療機関は、公費負担医療を担当させるため各法律の規定に基づき、病院、診療所、薬局等の開設者の同意を得て指定します。指定医療機関は、各法律及び医療担当規定等に定められるところにより医療を担当します。

地方厚生局においては、指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行います。また、指定・変更等があった際に告示することが法律で定められているものについては、必要な手続きを行います（資料編4(5-1), 4(5-2)参照）。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し、医療費を全額国費で給付する認定疾病医療において、認定疾病医療を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指

定したものであり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第76条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| ア 指定 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項 |
| イ 指定の取消 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第3項 |
| ウ 辞退の申出の受理 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第2項及び同法施行令第13条 |
| エ 変更・休止等の届出の受理 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第12条 |

③ 実績

- | | |
|------------|----|
| ア 指定 | 2件 |
| イ 辞退の申出の受理 | 2件 |

(2) 母子保健法に基づく指定養育医療機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定養育医療機関とは、養育のために入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付する病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものであり、母子保健法施行規則第15条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

- | | |
|------------|----------------------------------|
| ア 指定 | 母子保健法第20条第5項 |
| イ 辞退の申出の受理 | 母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第7項 |
| ウ 指定の取消 | 母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項 |

③ 実績

平成23年度は実績なし

(3) 児童福祉法に基づく指定療育機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定療育機関とは、結核に罹患している児童に対し、適切な医療を行うとともに学校教育に必要な学習用品や療養生活の指導に必要な日用品の支給を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外については都道府県知事が指定したものであり、児童福祉法施行規則第49条の8第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

- | | |
|------------|--------------|
| ア 指定 | 児童福祉法第20条第5項 |
| イ 辞退の申出の受理 | 児童福祉法第20条第7項 |
| ウ 指定の取消 | 児童福祉法第20条第8項 |

③ 実績

平成23年度は実績なし

(4) 生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定医療機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない者に対して行われる医療の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものです。また、指定介護機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない要介護者等に対して行われる介護の給付を行う介護老人福祉施設等の介護機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものです。生活保護法施行規則第23条によりこれらに関する次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	生活保護法第49条及び第54条の2第1項
イ 変更、廃止等届出 の受理	生活保護法第50条の2 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
ウ 辞退の申出の受理	生活保護法第51条第1項 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
エ 指定の取消	生活保護法第51条第2項 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
オ 告示	生活保護法第55条の2

③ 実績

平成23年度は実績なし

(5) 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、軍人軍属等であった者で公務上の負傷について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した者に対して行われる公務上の疾病に対する療養の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、厚生労働大臣が指定したものであり、戦傷病者特別援護法施行規則第16条の2第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	戦傷病者特別援護法第12条
イ 報告検査	戦傷病者特別援護法第16条第1項及び第17条第3項等

③ 実績

平成23年度は実績なし

12 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

次の補助金等について、交付決定等の執行業務を行っています（資料編4(6), 4(7)参照）。

(1) 結核医療費国庫負担金

① 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院の勧告又は入院の措置を実施した患者（結核患者に限る）に対する医療に要する費用の一部を補助

(2) 結核医療費国庫補助金

① 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の一部を補助

(3) 原爆被爆者健康診断費交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用の交付

(4) 原爆被爆者手当交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(5) 原爆被爆者葬祭料交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(6) 児童扶養手当付費国庫負担金

① 根拠法令等

児童扶養手当法第21条

② 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

③ 補助事業の内容

都道府県市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担

(7) 児童保護措置費負担金（児童入所施設措置費等国庫負担金）

① 根拠法令等

児童福祉法第53条

② 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

③ 補助事業の内容

都道府県、指定都市等が行う児童等の施設入所、委託、保護、養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用の一部を負担

(8) 児童保護措置費負担金（保育所運営費国庫負担金）

① 根拠法令等

児童福祉法第53条

② 補助先

市町村

③ 補助事業の内容

市町村が行う民間保育所の運営に必要な費用の一部を負担

(9) 特別児童扶養手当事務取扱交付金

① 根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条

② 補助先

都道府県・市町村

③ 補助事業の内容

特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費についての交付

(10) 特別障害者手当等給付費国庫負担金

① 根拠法令等

特別児童扶養手当の支給に関する法律第25条及び第26条の5

- ② 補助先
都道府県・市・福祉事務所設置町村
- ③ 補助事業の内容
特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に要する費用の一部を負担
- (11) 一時保護所保護費負担金
- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に対する費用の一部を負担
- (12) 婦人相談所運営費負担金
- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所の運営に対する費用の一部を負担
- (13) 婦人保護施設運営費補助金
- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第2項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
第28条第2項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
要保護女子等を婦人保護施設で収用保護するための費用の一部を補助
- (14) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
- ① 根拠法令等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、第19条の10、感染症の予防及び感染症
の患者に対する医療に関する法律第62条、その他予算補助
- ② 補助先
都道府県、指定都市、中核市、市町村、非営利法人
- ③ 補助事業の内容
農村検診センター、特定感染症指定医療機関等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康
増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。
- (15) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

- ① 根拠法令等
障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法等
- ② 補助先
都道府県・指定都市・中核市
- ③ 交付の目的
社会福祉法人等が整備する社会福祉施設の施設整備に要する費用に対して都道府県・指定都市・中核市が行う補助の一部を国が補助することにより、施設入所者等福祉の向上を図る。
- (16) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- ① 根拠法令等
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項
- ② 交付先
市町村
- ③ 交付の目的
市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（施設整備に関する交付）
- (17) 地域介護・福祉空間整備推進交付金
- ① 根拠法令等
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項
- ② 交付先
市町村
- ③ 交付の目的
市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（設備整備に対する交付）
- (18) 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ① 根拠法令等
次世代育成支援対策推進法第11条第1項
- ② 交付先
都道府県・指定都市・中核市・市町村
- ③ 交付の目的
地方公共団体が次世代育成支援対策について整備計画を作成し、その計画に基づき、児童福祉施設等における施設環境改善、待機児童解消のための保育所整備等の推進を図ること等に対し交付する。
- (19) 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金
- ① 根拠法令等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条、その他予算補助
- ② 補助先
都道府県・指定都市・中核市
- ③ 交付の目的
暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた保健衛生施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助

することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって地域の公衆衛生を確保する。

(20) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

① 根拠法令等

障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法、老人福祉法等

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 交付の目的

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に關し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。

(21) 保育所施設整備費国庫補助金

① 根拠法令等

児童福祉法第56条の2第3項

② 補助先

市町村

③ 交付の目的

保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、児童の福祉の向上を図る。

13 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務

(1) 概要

生活保護の実施に当たっては、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（生活保護法第4条）」こととされ、各種の社会保障施策による支援等の活用が前提となっています（他法他施策の優先）。

その保護の内容は、生活扶助、住宅扶助及び医療扶助など大きく8種類の扶助に分かれていますが、そのうち医療扶助（病気やケガなどをした場合に要する費用）について、それに要した費用は平成21年度で約1兆円と極めて巨額となっており、扶助費全体に占める割合も、全体の半分近くに達していることから、医療扶助について一層の適正化を図る必要があります。

しかしながら、平成21年度に会計検査院が行った実地検査において、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の適用を適切に行なわないまま医療扶助を支給している事例が多数見られたことから、他法他施策の活用が適時適切に行われるよう是正改善を行うべき、との指摘を受けました。

その改善を目的として、平成22年度より、各地方厚生（支）局が各都道府県、指定都市、中核市に対して、生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査を実施します。

(2) 根拠法冷等

① 生活保護法第23条

② 地方自治法第245条の4

(3) 実績

平成23年度は下記の自治体に対し指導監査を行い、必要な技術的助言を行いました。

12月 秋田県、秋田市

2月 青森県、山形県、青森市

(4) 対象となる県等数

6県6市

V 指導養成課

指導養成課は、国家資格、国家試験の受験資格を付与する医療分野、生活衛生分野、福祉分野の養成施設、養成所、養成機関の指定や監督等を行っています。

- ① 養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格や任用資格が得られるもの
生活衛生分野 栄養士、調理師、食品衛生管理者・食品衛生監視員＊
福祉分野 保育士、介護福祉士、社会福祉主事＊
(＊は任用資格)
- ② 養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの
医療分野 救急救命士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、
臨床工学技士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師
生活衛生分野 管理栄養士、理容師、美容師、製菓衛生師

1 各養成施設の指定及び監督等に関する業務

※養成施設の数、名称等及び課程の数、名称等は、資料編5を参照のこと。

(1) 救急救命士養成所

ア 資格の概要

救急救命士とは、救急救命士法に基づく名称独占の資格であり、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 救急救命士学校養成所指定規則第2条
- ② 変更承認 救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項
- ③ 変更届出 救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項
- ④ 報告 救急救命士学校養成所指定規則第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 救急救命士学校養成所指定規則第6条
- ⑥ 指定取消申請 救急救命士学校養成所指定規則第8条
- ⑦ 指定取消 救急救命士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

- ① 新規指定 0件
- ② 変更承認 0件
- ③ 届出受理 0件
- ④ 指定取消 0件
- ⑤ 実地調査 1件

(2) 臨床検査技師養成所

ア 資格の概要

臨床検査技師とは、臨床検査技師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 新規指定 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第11条 |
| ② 変更承認 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第1項 |
| ③ 変更届出 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第2項 |
| ④ 報告 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第13条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第14条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第16条 |
| ⑦ 指定取消 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第15条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 0 件 |
| ④ 実地調査 | 0 件 |
| ⑤ 指定取消 | 0 件 |

(3) 理学療法士作業療法士養成施設

ア 資格の概要

理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に理学療法を行うことを業とする者のことです。

作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に作業療法を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 新規指定 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第10条 |
| ② 変更承認 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項 |
| ③ 変更届出 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項 |
| ④ 報告 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第12条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第13条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第15条 |
| ⑦ 指定取消 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第14条 |

ウ 業務実績

① 新規指定	1件
② 変更承認	19件
③ 届出受理	2件
④ 指定取消	0件
⑤ 実地調査	1件

(4) 視能訓練士養成所

ア 資格の概要

視能訓練士とは、視能訓練士法に基づく名称独占の資格であり、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

① 新規指定	視能訓練士法施行令第11条
② 変更承認	視能訓練士法施行令第12条第1項
③ 変更届出	視能訓練士法施行令第12条第2項
④ 報告	視能訓練士法施行令第13条
⑤ 報告徴収及び指示	視能訓練士法施行令第14条
⑥ 指定取消申請	視能訓練士法施行令第16条
⑦ 指定取消	視能訓練士法施行令第15条

ウ 業務実績

① 新規指定	0件
② 変更承認	2件
③ 届出受理	0件
④ 指定取消	0件
⑤ 実地調査	1件

(5) 臨床工学技士養成所

ア 資格の概要

臨床工学技士とは、臨床工学技士法に基づく名称独占の資格であり、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

① 新規指定	臨床工学技士学校養成所指定規則第2条
② 変更承認	臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第1項
③ 変更届出	臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第3項
④ 報告	臨床工学技士学校養成所指定規則第5条

- | | |
|------------|--------------------|
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第6条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第8条 |
| ⑦ 指定取消 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第7条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 0 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 0 件 |

(6) 言語聴覚士養成所

ア 資格の概要

言語聴覚士とは、言語聴覚士法に基づく名称独占の資格であり、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 新規指定 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第2条 |
| ② 変更承認 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項 |
| ③ 変更届出 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第3項 |
| ④ 報告 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第6条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第8条 |
| ⑦ 指定取消 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第7条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 5 件 |
| ③ 届出受理 | 0 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 0 件 |

(7) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設

ア 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく業務独占の資格であり、医師又はそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならないとされています。

イ 根拠法令等	
① 新規認定	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条
② 変更承認	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第1項
③ 変更届出	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第2項
④ 報告	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第4条
⑤ 報告徴収及び指示	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第5条
⑥ 認定取消申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第7条
⑦ 認定取消	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第6条

ウ 業務実績	
① 新規認定	0 件
② 変更承認	2 件
③ 届出受理	2 件
④ 認定取消	0 件
⑤ 実地調査	0 件

(8) 柔道整復師養成施設

ア 資格の概要

柔道整復師とは、柔道整復師法に基づく業務独占の資格であり、医師又は柔道整復師の免許を受けた者でなければ、柔道整復を業としてはならないとされています。

イ 根拠法令等	
① 新規指定	柔道整復師法施行令第3条
② 変更承認	柔道整復師法施行令第4条第1項
③ 変更届出	柔道整復師法施行令第4条第2項
④ 報告	柔道整復師法施行令第5条
⑤ 報告徴収及び指示	柔道整復師法施行令第6条
⑥ 指定取消申請	柔道整復師法施行令第8条
⑦ 指定取消	柔道整復師法施行令第7条

ウ 業務実績	
① 新規指定	0 件
② 変更承認	1 件
③ 届出受理	2 件

④ 指定取消	0 件
⑤ 実地調査	0 件

(9) 歯科衛生士養成所

ア 資格の概要

歯科衛生士とは、歯科衛生士法に基づく名称独占の資格であり、歯科衛生士の名称を用いて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として法に定める行為を行うことを業とする者のことです。また、歯科診療の補助をなすこと及び歯科保健指導をなすことを業とすることができます。

イ 根拠法令等

① 新規指定	歯科衛生士法施行令第3条
② 変更承認	歯科衛生士法施行令第4条第1項
③ 変更届出	歯科衛生士法施行令第4条第2項
④ 報告	歯科衛生士法施行令第5条
⑤ 報告徴収及び指示	歯科衛生士法施行令第6条第1項、第7条
⑥ 指定取消	歯科衛生士法施行令第8条

ウ 業務実績

① 新規指定	0 件
② 変更承認	9 件
③ 届出受理	1 件
④ 指定取消	0 件
⑤ 実地調査	0 件

(10) 歯科技工士養成所

ア 資格の概要

歯科技工士とは、歯科技工士法に基づく業務独占の資格であり、歯科技工士の名称を用いて、歯科医師の指示により、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

① 新規指定	歯科技工士法施行令第10条
② 変更承認	歯科技工士法施行令第11条第1項
③ 変更届出	歯科技工士法施行令第11条第2項
④ 報告	歯科技工士法施行令第12条
⑤ 報告徴収及び指示	歯科技工士法施行令第13条第1項、第14条
⑥ 指定取消申請	歯科技工士法施行令第16条
⑦ 指定取消	歯科技工士法施行令第15条

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 0 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 0 件 |

(11) 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所

ア 資格の概要

保健師とは、保健師助産師看護師法に基づく名称独占の資格であり、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者のことです。

助産師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、助産師の名称を用いて助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子のことです。

看護師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、看護師の名称を用いて傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|--------------------------|
| ① 新規指定 | 保健師助産師看護師法施行令第 12 条 |
| ② 変更承認 | 保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 1 項 |
| ③ 変更届出 | 保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 2 項 |
| ④ 報告 | 保健師助産師看護師法施行令第 14 条 |
| ⑤ 報告徵収及び指示 | 保健師助産師看護師法施行令第 15 条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 保健師助産師看護師法施行令第 17 条 |
| ⑦ 指定取消 | 保健師助産師看護師法施行令第 16 条 |

ウ 業務実績

- | | |
|-----------|------|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 24 件 |
| ③ 届出受理 | 9 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 |
| ⑤ 募集停止届受理 | 2 件 |
| ⑥ 実地調査 | 5 件 |

(12) 栄養士養成施設

ア 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

栄養士免許は、栄養士の養成施設において 2 年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者からの申請に基づき、都道府県知事が交付することになっています。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|------------------|
| ① 新規指定 | 栄養士法施行令第9条及び第10条 |
| ② 変更承認 | 栄養士法施行令第12条 |
| ③ 変更届出 | 栄養士法施行令第14条 |
| ④ 報告徴収及び指示 | 栄養士法施行規則第14条 |
| ⑤ 廃止届出 | 栄養士法施行令第15条 |
| ⑥ 指定取消 | 栄養士法施行令第16条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 6 件 |
| ③ 届出受理 | 3 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 1 件 |

(13) 管理栄養士養成施設

ア 資格の概要

管理栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|------------------|
| ① 新規指定 | 栄養士法施行令第9条及び第11条 |
| ② 変更承認 | 栄養士法施行令第12条 |
| ③ 変更届出 | 栄養士法施行令第14条 |
| ④ 報告徴収及び指示 | 栄養士法施行規則第14条 |
| ⑤ 廃止届出 | 栄養士法施行令第15条 |
| ⑥ 指定取消 | 栄養士法施行令第16条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 1 件 |
| ③ 届出受理 | 2 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 0 件 |

(14) 調理師養成施設

ア 資格の概要

調理師とは、調理師法に基づく名称独占の資格であり、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することを業とする者のことです。

調理師免許は、次のいずれかに該当する者からの申請に基づき、都道府県知事が交付することになっています。

- ① 学校教育法第57条（高等学校の入学資格）に規定する者で、厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者。
- ② 学校教育法第57条に規定する者で、多人数に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者。

イ 根拠法令等

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ① 新規指定 | 調理師法施行令第1条の2 |
| ② 変更承認 | 調理師法施行令第1条の3 |
| ③ 変更届出 | 調理師法施行令第1条の5 |
| ④ 報告徴収及び指示 | 調理師法施行規則第10条 |
| ⑤ 入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力の認定 | 調理師法施行規則附則第3項第7号 |
| ⑥ 指定取消 | 調理師法施行規則第11条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|----|
| ① 新規指定 | 0件 |
| ② 変更承認 | 0件 |
| ③ 届出受理 | 0件 |
| ④ 指定取消 | 0件 |
| ⑤ 実地調査 | 1件 |

(15) 理容師・美容師養成施設

ア 資格の概要

理容師とは、理容師法に基づく業務独占の資格であり、理容師の名称を用いて、理容を行うことを業とする者のことです。

美容師とは、美容師法に基づく業務独占の資格であり、美容師の名称を用いて、美容を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|--------|--|
| ① 新規指定 | 理容師養成施設指定規則第3条及び第4条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第2条及び第3条（美容師養成施設） |
| ② 変更承認 | 理容師養成施設指定規則第6条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第5条（美容師養成施設） |

③ 変更届出	理容師養成施設指定規則第8条（理容師養成施設） 美容師養成施設指定規則第7条（美容師養成施設）
④ 報告徴収及び指示	理容師養成施設指定規則第12条（理容師養成施設） 美容師養成施設指定規則第11条（美容師養成施設）
⑤ 入学資格認定	理容師法施行規則附則第7条及び第8条（理容師養成施設） 美容師法施行規則附則第7条及び第8条（美容師養成施設）
⑥ 指定取消	理容師養成施設指定規則第13条（理容師養成施設） 美容師養成施設指定規則第12条（美容師養成施設）

ウ 業務実績

① 新規指定	0 件
② 廃止承認	理容 1 件
③ 変更承認	理容 1 件、 美容 2 件
④ 届出受理	理容 24 件、 美容 39 件
⑤ 実地調査	0 件

(16) 製菓衛生師養成施設

ア 資格の概要

製菓衛生師とは、製菓衛生師法に基づく名称独占の資格であり、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する者のことです。

イ 根拠法令等

① 新規指定	製菓衛生師法施行令第19条及び第20条
② 変更承認	製菓衛生師法施行令第21条
③ 変更届出	製菓衛生師法施行令第21条
④ 報告徴収及び指示	製菓衛生師法施行令第22条
⑤ 指定取消申請	製菓衛生師法施行令第24条
⑥ 指定取消	製菓衛生師法施行令第23条

ウ 業務実績

① 新規指定	1 件
② 変更承認	0 件
③ 届出受理	2 件
④ 指定取消	0 件
⑤ 実地調査	0 件

(17) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

ア 資格の概要

食品衛生管理者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する施設毎に配置が義務づけられています。

食品衛生管理者の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の

養成施設において所定の課程を終了した者が規定されています。

食品衛生監視員は、国（厚生労働大臣）、都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づき食品関係営業の施設の監視指導等の職務を行うことができる任用資格です。

食品衛生監視員の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了したもののが規定されています。

イ 根拠法令等

- | | |
|----------|-----------------|
| ① 新規登録 | 食品衛生法施行令第14、15条 |
| ② 変更届出 | 食品衛生法施行令第16条 |
| ③ 報告徴収 | 食品衛生法施行令第17条 |
| ④ 登録取消申請 | 食品衛生法施行令第19条 |
| ⑤ 登録取消 | 食品衛生法施行令第18条 |

ウ 業務実績

- | | |
|----------|------|
| ① 新規登録 | 0 件 |
| ② 登録取消受理 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 18 件 |
| ④ 登録取消 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 6 件 |

(18) 指定保育士養成施設

ア 資格の概要

保育士とは、児童福祉法に基づく名称独占の資格であり、同法第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者のことです。

保育士となる資格を有するためには次のいずれかに該当し、保育士となるには都道府県知事に申請し、保育士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。都道府県知事は保育士の登録をしたときは、申請者に保育士登録証を交付することになります。

- ① 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者
- ② 保育士試験に合格した者

イ 根拠法令等

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 新規指定 | 児童福祉法施行令第5条第2項 |
| ② 変更承認 | 児童福祉法施行令第5条第3項 |
| ③ 変更届出 | 児童福祉法施行令第5条第4項 |
| ④ 報告 | 児童福祉法施行令第5条第5項 |
| ⑤ 報告徴収及び検査等 | 児童福祉法第18条の7第1項 |
| ⑥ 指定取消申請 | 児童福祉法施行令第5条第7項 |
| ⑦ 指定取消 | 児童福祉法施行令第5条第6項 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|------|
| ① 新規指定 | 1 件 |
| ② 変更承認 | 6 件 |
| ③ 変更届出 | 3 件 |
| ④ 事業報告 | 42 件 |
| ⑤ 指定取消 | 0 件 |
| ⑥ 実地調査 | 3 件 |

(19) 介護福祉士養成施設等

ア 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。（平成 19 年 12 月 5 日法律第 125 号により、介護福祉士の定義規定が見直され、介護福祉士の業務は「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改正されました。）

また、平成 19 年 12 月 5 日法律第 125 号により社会福祉士及び介護福祉士法が改正され資格取得方法等が見直されました。これに伴い、介護福祉士養成の教育カリキュラムも見直され、2 年課程の場合これまでの 1650 時間から 1800 時間に内容が充実され、平成 21 年度の入学者から適用されることとなりました。

一方、いわゆる福祉系高等学校等においては、これまで福祉系高等学校等を卒業すれば介護福祉士試験の受験資格が得られましたが、上記の法改正等により、福祉系高等学校等に対して教育内容や教員要件等について介護福祉士養成施設等と同等水準が制度的に担保されるよう新たに基準が設けられ、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受ける仕組みとなりました。

介護福祉士となる資格を有するためには次のいずれかに該当し、介護福祉士となるには同法第43条の規定により厚生労働大臣から指定を受けた指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することになります。

- ① 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
 - ② 介護福祉士試験に合格した者

ノルマ根拠法令等

- ① 新規指定
社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条（介護福祉士養成施設等）、社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条（福祉系高等学校等）

② 変更承認	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項、社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条（福祉系高等学校等）
③ 変更届出	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項
④ 報告	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条
⑤ 報告徴収及び指示	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第6条
⑥ 指定取消申請	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第8条
⑦ 指定取消	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第7条

ウ 業務実績

(介護福祉士養成施設等)

① 新規指定	1 件
② 変更承認	2 件
③ 変更届出	44 件
④ 事業報告	56 件
⑤ 指定取消	2 件
⑥ 実地調査	7 件

(福祉系高等学校等)

新規指定	2 件
------	-----

(内、社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号 2 件)

(内、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 2 条 0 件)

(20) 社会福祉主事養成機関等

ア 資格の概要

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

社会福祉主事の任用資格を得るには、厚生労働大臣の指定する養成機関を卒業するか、または、資格認定講習会を受講する等の方法があります。

イ 根拠法令等

① 新規指定	社会福祉主事養成機関等指定規則第3条、第11条
② 変更承認	社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第1項、第12条第1項
③ 変更届出	社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第2項、第12条第2項
④ 報告	社会福祉主事養成機関等指定規則第6条、第14条
⑤ 報告徴収及び指示	社会福祉主事養成機関等指定規則第7条、第15条
⑥ 指定取消申請	社会福祉主事養成機関等指定規則第9条、第17条
⑦ 指定取消	社会福祉主事養成機関等指定規則第8条、第16条

ウ 業務実績

(社会福祉主事養成機関)

① 新規指定	0 件
② 変更承認	0 件

③ 変更届出	3 件
④ 事業報告	4 件
⑤ 指定取消	2 件
⑥ 実地調査	1 件
(社会福祉主事指定講習会…指定は 1 か所のみ)	
① 変更届出	0 件
② 事業報告	1 件

(21) その他の養成施設

診療放射線技師養成施設、義肢装具士養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設、社会福祉士養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、児童福祉司養成施設及び児童福祉施設職員養成施設、精神保健福祉士養成施設については、平成 21 年度末現在、東北厚生局管内にはありません。

2 看護教育に関する業務

(1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）

本講習会は、特定分野において、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設で実習指導の任にある者、又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、地方厚生局が行うものです。

特定分野とは、保健師養成所における地域看護学、助産師養成所における助産学、看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論、准看護師養成所における老年看護及び母子看護のことです。

(2) 開催実績

期 間：平成 23 年 9 月 6 日～9 月 15 日（土・日を除く 8 日間）

場 所：東北厚生局会議室（花京院スクエア 16 階）

受講者数：18 名

(3) 講習内容と講師：

「教育原理・教育心理」

宇野 忍

（仙台白百合女子大学）

同上

「教育方法・教育評価」

丸山 良子

（東北大学医学部保健学科 看護学専攻）

「実習指導の原理」

内山恵吏子

（NHO 山形病院附属看護学校）

「実習指導の実際 I

鈴木 千秋

（スズキ病院附属看護学校）

（実習指導計画の立案と指導方法）

「実習指導の実際 I （助産学実習）」

「実習指導の実際 I (老年看護学実習)」 澤崎 恵美
(NHO 仙台医療センター附属仙台看護助産学校)
「実習指導の実際 I (在宅看護論)」 鈴木 利恵子
(NHO 福島病院附属看護学校)
「実習指導の実際 II (演習)」 阿部 玲子
(東北公済病院)
菊池 純子
(宮城県高等看護学校)
鈴木 千秋
(スズキ病院附属助産学校)
遠藤 理加
(NHO 仙台医療センター附属仙台看護助産学校)
「看護教育課程 (看護の動向含む)」 加藤 京子
(東北厚生局 看護教育指導官)

3 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する事務

(1) 概要

社会福祉士資格を取得するには、いわゆる福祉系4年制大学卒業者（指定科目履修）、社会福祉士指定養成施設卒業者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録が必要です。

これらの社会福祉士資格の取得方法のうち、福祉系大学等においては、これまで厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を取得して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格得られましたが、平成19年度に資格取得方法や指定科目等の見直しが行われました。

福祉系大学等において開講する文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める指定科目のうち、いわゆる実習・演習系の科目の教育内容等について新たに基準が設けられ、実習・演習教育の質を担保していく制度が平成21年度から導入されることとなりました。

(2) 根拠法令等

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 実習演習科目の確認 | 社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項 |
| ② 変更届 | 社会福祉に関する科目を定める省令第6条第1項 |
| ③ 確認の取消し | 社会福祉に関する科目を定める省令第7条 |

(3) 業務実績

- | | |
|-------------|-----|
| ① 実習演習科目の確認 | 1件 |
| ② 変更届 | 25件 |
| ③ 確認の取消し | 1件 |

(4) 大学等確認申請確認済み校

19 校 26 課程

4 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務

(1) 概要

介護福祉士試験を取り巻く現状は、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっています。

このため、介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者については実技試験を免除する制度が平成 17 年度から導入されました。

東北厚生局においては、管内の介護福祉士養成施設等から届け出されている介護技術講習会の実施届書、変更届書、実施報告書を内容確認の上受理しています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|----------|----------------------------|
| ① 実技試験免除 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第22条第3項 |
| ② 実施要件 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第1項 |
| ③ 実施届 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第2項 |
| ④ 変更届 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第3項 |
| ⑤ 報告 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第4項 |

(3) 業務実績

- | | |
|----------|-------|
| ① 講習会実施届 | 3 件 |
| ② 変更届 | 2 件 |
| ③ 報告 | 122 件 |

(4) 講習会実施介護福祉士養成施設等数

23 校

VI 医事課

医事課は、健康危機管理に関する総括の他、医療安全、医師等の臨床研修、心神喪失者等医療観察法、医師確保策等によって、医療機関の機能向上の他、各々の目的に直結する業務管理及び指導等を担っています。

1 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態への対処に関する総括に関する業務

(1) 概要

新型インフルエンザや大規模な食中毒の発生、毒劇物等を使用した事件といった国民の生命・健康の安全を脅かす健康危機への迅速かつ適切な対応は重要な課題となっています。このため、厚生労働省においては、平成9年1月に策定した「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき必要な体制を整備して、健康危機管理に取り組んでいるところです。

地方厚生（支）局では、厚生労働省健康危機管理基本指針を実施するために制定されている「地方厚生（支）局における健康危機管理実施要領」に基づき、平常時には情報収集や地方公共団体との連携の確保等を、健康被害発生時には厚生労働省の指示の下、当該指示を行う部局と一体となって対応することとされています。なお、東北厚生局においては「東北厚生局健康危機管理等実施要領」を定め、健康危機管理は医事課、非常災害等は総務課が分掌しています。

健康危機管理等の範囲

健康危機管理： 主に医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するもの。

非常災害等： 管内で発生した地震については震度6以上等を目安とし、地震以外の災害については、災害救助法適用基準と同程度のものとする。

(2) 実績

健康危機管理業務に従事する職員を対象とした危機管理意識を高める研修等を行うため、平成14年7月に東北6県の行政機関等により構成された東北ブロック感染症危機管理会議を仙台検疫所と共同で設置し、天然痘対策、S A R S 対策、新型インフルエンザ対策等について会議を開催・検討してきました。これまで11回の本会議と1回の特別研修会を開催しています。

また、平成18年8月に同幹事会を設置し、平成24年2月に至るまで計5回の会議を開催し、自治体間の連携を高めることに努めています。

2 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

(1) 概要

医療の安全・安心を確保することは医療政策の最重要課題です。

東北厚生局では東北管内における医療機関の管理者及び医療安全管理者等を対象として、医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者等の資質と医療の安全性の向上を図ることを目的とし、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

(2) 実績

- 平成23年度医療安全に関するワークショップ（平成23年12月5日～9日）

医療機関の医療安全管理者又は、その業務に当たる予定の者を対象として、医療安全対策加算の施設基準の要件を満たす5日間の研修を開催し、東北管内の医療機関から58名が受講しています。

3 医師確保に関する業務

(1) 概要

医師確保対策については、平成17年に「医師確保総合対策」、平成18年に「新医師確保総合対策」を、厚生労働省、総務省、文部科学省の3省で協力して取りまとめました。さらに、全国各地において医師不足を訴える声が日増しに大きくなっていることを受け、平成19年5月31日、政府・与党により「緊急医師確保対策」が取りまとめられました。これらを踏まえ、地域の医療が改善されたと実感できる実効性のある対策が進められています。

医師確保対策の一層の推進を図るため、平成19年10月1日、各地方厚生局に医療対策指導官が配置され、特に県単独では解決が困難な課題について、地域に密着した支援を行っています。

(2) 実績

① 緊急医師派遣に係る事務

「緊急医師確保対策」を受け、地域の医師確保を担う都道府県医療対策協議会が相当の努力をしてもなお医師確保が困難で、地域の医療を維持できない場合に、都道府県からの要請を踏まえ、緊急臨時に医師を派遣するシステムが構築されました。

東北厚生局管内では、平成19年6月から同年12月まで岩手県立宮古病院及び同大船渡病院への医師が派遣されたことに続き、平成20年7月から同年12月3までの間、青森県鰯ヶ沢町立中央病院へ全国の赤十字病院から1名の内科系医師が1～2週間単位で派遣されました。

平成22年度は、上記派遣実績病院を始めとする東北6県の医師確保状況等に関する情報収集及び本省等への情報提供を行いました。

② 北海道・東北ブロック医師確保等支援チームに係る事務

小児科、産科等の医師確保や医療提供体制に係る課題等について、管内各県からヒアリング等を行い、問題認識の共有化を図るとともに、解決方策の提言、予算事業の活用方法などの具体的な助言を行うため、「地域医療に関する関係省庁連絡会議」の下に、地域ごとの「医

師確保等支援チーム」が設置されています。

東北厚生局管内では、平成19年度から各県とのヒアリングを行っているが、平成22年10月18日に北海道との合同により、必要医師数実態調査等に関する説明会を行い、各県の近況把握を行っています。

4 医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の医師法改正により、診療に従事しようとするすべての医師に2年間の臨床研修が義務付けられ、平成16年度から施行されています。また、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修病院の指定基準等が定められています。

東北厚生局においては、臨床研修病院の指定申請等に係る業務の他、東北管内の臨床研修病院の充実強化に向け、広域的な観点から様々な取組及び医学生・研修医等のための情報発信等を行っています。

(2) 根拠法令等

① 新規申請	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条
② 研修プログラムの変更又は新設届	同省令第9条
③ その他の変更届	同省令第8条
④ 年次報告 各地方厚生局へ届出	同省令第12条

(3) 実績

① 新規申請	3件
② 研修プログラム変更等	34件
③ 年次報告受理	84件
④ 臨床研修修了登録申請	452件
⑤ 指導調査	10病院

(4) 東北管内医師臨床研修病院（基幹型）

85病院（大学病院を含む）

（資料編6（1）参照）

5 歯科医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとするすべての歯科医師に1年間の臨床研修が義務付けられ、平成18年度から施行されています。また、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修施設の指定基準等が定められています。

(2) 根拠法令等

① 新規申請	歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条
② 研修プログラムの変更又は新設届	同省令第9条
③ その他の変更届	同省令第8条
④ 年次報告 各地方厚生局へ届出	同省令第12条

(3) 実績

① 新規申請	0件
② 研修プログラム変更等	5件
③ 年次報告受理	16件
④ 歯科医師臨床研修修了登録申請	148件
⑤ 指導調査	2病院

(4) 東北管内歯科医師臨床研修施設数

16病院 (資料編6(2)参照)

6 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務

(1) 概要

安心、安全な医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するため、医療従事者の資質の向上に向けた取組として、行政処分を受けた医師等への再教育制度が創設され、平成19年度から施行されています。

医師法第7条の2において、厚生労働大臣は、行政処分を受けた医師に対して医師としての倫理の保持、医師として具有すべき知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができます。歯科医師についても歯科医師法において同様の仕組みとなっています。

具体的な研修内容、期間は、処分の程度に応じて次のとおり区分されています。

・戒告	団体研修1日
・免許停止1年未満	団体研修2日 + 課題研究・課題論文
・業務停止1年～2年未満	団体研修2日 + 個別研修80時間以上
・業務停止2年以上	団体研修2日 + 個別研修120時間以上

東北厚生局の主な役割は、次のとおりです。

- ・再教育対象者からの照会対応
- ・当該研修の進捗管理等を行う助言指導者に対する制度説明・照会対応
- ・個別研修の計画書や修了報告書の受付 等

(2) 実績

平成23年度は、医師1名が再教育を修了しています。

7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務

(1) 概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律においては、心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定するための手続等を定めています。

厚生省においては、指定入院医療機関及び指定通院医療機関の指定、選定及び移送、診療報酬請求の審査、処遇改善請求の窓口、精神保健判定医等の名簿の整理を行うこととされています。

平成17年に心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）が施行されていますが、医療観察法病棟整備の遅れから、全国的に病床不足となっており、当面の措置として、平成20年8月に、医療観察法に基づく指定医療機関に関する省令が一部改正され、特定医療施設（鑑定入院医療機関か指定通院医療機関）か特定病床（指定入院医療機関の医療観察法病棟以外の病棟）に待機入院できることになっています。

(2) 根拠法令

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 指定入院（通院）医療機関の指定 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条 |
| ② 指定入院（通院）医療機関の決定及び変更 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第43条 |
| ③ 対象者を指定入院医療機関へ移送 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第45条第1項 |
| ④ 特定医療施設、特定病床の選定 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関に関する省令附則第2条第1項、第2項 |

(3) 業務実績

申請等

	指定入院医療機関	指定通院医療機関	特定医療施設	特定病床
新規指定	0件	3件		
廃止・辞退の受理	0件	1件		
指定の取消	0件	0件		
医療機関選定	15件	14件	0件	0件

(4) 東北管内指定医療機関等指定状況（平成24年3月末現在）

① 指定入院医療機関	1箇所	(独立行政法人国立病院機構花巻病院)
② 指定通院医療機関	病院・診療所	48箇所
	調剤薬局	664箇所
	訪問看護ステーション	10箇所

8 薬事監視等業務

(1) 医薬品製造業及び輸入販売業の許可関係業務

① 概要

薬事法第13条第2項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可及び同法第40条の2第2項の規定による医療機器の修理業の許可は、厚生労働大臣が許可することになっていますが、その権限は同法第81条の4により地方厚生局長に委任されています。

なお、同法第81条によってその事務の一部を都道府県が行うこととなっていますので、当局は医薬品製造業の一部を管轄しています。

② 根拠法令

薬事法第13条、第19条、第40条、第68条の2

③ 実績

- ・許可更新申請 1件
- ・廃止届 1件
- ・変更届等 11件

(2) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び監視関係業務

① 概要

毒物及び劇物取締法に基づき、人や動物が飲んだり吸い込んだり、あるいは、皮膚や粘膜に付着した際に生理的機能に危害を与え、その程度の激しいものとして規定されている毒物及びその程度が比較的軽いものとして規定されている劇物等であって、医薬品及び医薬部外品以外のものは、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が登録を行うこととなっています。

なお、厚生労働大臣の権限は、毒物及び劇物取締法第23条の6第1項の規定によって地方厚生局長に委任されており、申請書等は製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生局長に提出します。

また、販売業の登録は都道府県知事が行うこととなっています。

② 根拠法令

毒物及び劇物取締法第4条、第17条

③ 実績

- ・新規許可申請 2件
- ・許可更新申請 9件
- ・許可延長申請 2件
- ・変更届等 32件

VII 食品衛生課

食品衛生課では、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察や登録検査機関の登録・査察以外に、輸出水産食品及び食肉の認定施設等への査察、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導を主な業務としています。

1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察業務

(1) 概要

食品工場における衛生管理の手法として、H A C C P (Hazard Analysis Critical Control Point : 危害分析重要管理点) システムがあります。

このシステムは、食品の製造工程で食中毒等の原因となるような危険な箇所を予め分析し、特に重要なポイントに重点を置いて衛生管理を行う方法です。

そして、総合衛生管理製造過程とは、各都道府県等が定めた管理運営基準・施設基準を遵守した施設において、一般的衛生管理プログラム（原料の衛生的な取扱い、施設設備や機械等の衛生管理、従業員の教育、そ族・昆虫の防除等）を実施することを前提にH A C C P システムを導入した製造過程のことをいいます。

本制度は、営業者の食品の安全確保に向けた自主管理を促す目的で、平成7年5月に創設された厚生労働大臣の承認制度ですが、法第11条で製造基準の定められた承認品目であっても、厚生労働大臣が承認基準に適合することを個別に認めた場合には、基準で定めた以外の方法で食品を製造することができます。

なお、承認品目は政令で規定されており、現在は以下の食品が対象となっています。

- ア 乳として、牛乳、山羊乳、脱脂乳、加工乳
- イ 乳製品として、クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、脱脂粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料
- ウ 清涼飲料水として、ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料 他
- エ 食肉製品として、乾燥食肉製品、非加熱食肉製品、加熱食肉製品 他
- オ 魚肉練り製品として、魚肉ハム・ソーセージ、特殊包装かまぼこ 他
- カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品として、缶詰食品、瓶詰食品、レトルト食品

本制度の申請手続き等の手順や承認基準等は「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領」の中で明確にされており、営業者から新規申請、更新申請（承認の有効期間は3年間）又は変更の申請（承認内容の一部変更）が行われた際は、地方厚生局の食品衛生監視員が当該実施要領に基づいて現地調査と書類審査を実施し、承認基準の適合性審査の後に承認します。

また、既に承認済みの施設については年1回以上の立入検査を実施し、本制度の適切な運用状況を確認します。

なお、東北厚生局ではこれら現地調査や立入検査を実施するにあたって、施設を管轄する都道府県等の食品衛生監視員に同行を依頼し、自治体との連携による効率的・効果的な監視指導を行っています。

(2) 根拠法令等

- ア 食品衛生法第13条、第14条
- イ 食品衛生法施行令第1条、第2条、第3条
- ウ 食品衛生法施行規則第13条～第16条
- エ 「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領の改定について」
＊平成12年11月6日付け生衛発第1634号（医薬局食品保健部長通知）

(3) 業務実績

東北厚生局では、東北管内にある43の全ての施設について、承認品目毎に調査や立入検査を実施し、改善を要する事項があれば文書で通知しました。

なお、平成23年度に更新の申請があった施設は資料編7(1)のとおりです。

◎ 承認対象品目の返上等（3施設、3食品群）

東日本大震災の影響により承認を返上した施設は以下のとおりです。

- ・日本水産（株）（魚肉練り製品その他の魚肉練り製品（平成23年5月27日受理）
- ・ヤヨイ食品（食肉製品）（平成23年8月1日受理）
- ・（株）アマタケ滝の里工場（食肉製品）（平成23年11月7日受理）

◎平成23年度においては、新規申請の承認施設はありませんでした。

(4) 食品群毎の承認状況（全国比）

平成24年3月28日現在

承認件数	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰 加圧加熱 殺菌食品	清涼飲料水	合計
全国	157	155	61	22	22	118	535
東北	20	10	10	1	3	5	49

2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・査察業務

(1) 概要

海外から輸入され、又は国内で生産された食品や添加物、器具・容器包装等で、食品衛生法第25条により政令で定めたもの（現在、タルト系色素のみ）、又は法第26条により政令で定めたもの（不衛生又は規格に合わないおそれがあるもの）は、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は法第31条に規定する登録検査機関の行う検査（以下、製品検査）を受けて、これに合格しないと営業者は輸入や販売が出来ません。

そして、登録検査機関が営業者から受託して製品検査を実施する場合、国及び都道府県等の検査代行機関としての行政責任を伴うことになります。

そこで、登録検査機関も食品衛生検査技術の高度化・多様化に伴う試験検査の信頼性と公正性を確保すべき観点から、法第33条の登録の基準において、G L P (Good Laboratory Practice)による業務管理を求めています。

また、登録要件の適合性を定期的に確認する必要性から、法第34条において5年毎の更新を義務付けているため、登録の更新を受けることなく所定の期間を経過した場合はその効力が失われることになります。

地方厚生局では、新規登録や登録更新施設を含む全ての登録検査機関に対して年1回以上の立入検査を実施し、試験検査の精度管理及び業務管理の実施状況、帳簿等の適正な記録と保存等、登録要件の遵守状況を把握して業務が適切に行われていることを確認します。

(2) 根拠法令等

- ア 食品衛生法第25条、第26条、第31条～47条
- イ 食品衛生法施行令第10条～第12条
- ウ 食品衛生法施行規則第38条～第47条
- エ 「登録検査機関の登録等について」
 - *平成16年2月6日付け食安発第0206001号（食品安全部長通知）
- オ 「登録検査機関における製品検査の業務管理について」
 - *平成20年7月9日付け食安監発第0709001号（監視安全課長通知）
- カ 「登録検査機関における食品検査の信頼性確保について」
 - *平成16年6月15日付け食安監発第0615002号（監視安全課長通知）
- キ 「登録検査機関における業務上の留意事項について」
 - *平成20年9月24日付け食安監発第0924004号（監視安全課長通知）

(3) 業務実績

平成23年度における東北管内の登録検査機関は11施設（登録の廃止後は10施設）で、東北厚生局ではこれら全ての施設について立入検査を実施し、改善を必要とする事項は文書で通知しました（資料編7(2)参照）。

なお、平成23年度に更新等が行われた施設や、変更の申請や届出があった施設は以下のとおりです。

- ア 業務規程の変更
 - ・福島県保健衛生協会
- イ 製品検査業務の廃止
 - 東日本大震災の影響により製品検査業務の廃止を行った施設は以下のとおりです。
 - ・(株)日本環境衛生研究所（平成23年6月17日に廃止）

◎ 平成23年度においては、新規申請の登録施設はありませんでした。

3 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務

米国とEU（欧州連合）では、自国又はEU域内で水産食品を製造・加工する施設とこれらの国へ水産食品を輸出する国の製造・加工施設に対して、H A C C Pシステムに基づく衛生管理の

導入を規則や指令で義務付けています。

(1) 対米輸出水産食品の認定加工施設への査察等

① 概要

米国では水産食品のH A C C Pシステム導入に関する連邦規則を定め、平成9年12月から施行しました。

当該規則は米国へ輸出する全ての輸出国の水産食品にも適用されるため、厚生省(当時)は規則の施行時期に合わせて「対米輸出水産食品の取扱い要領」を定めました。

本要領では、製造・加工施設におけるH A C C Pの手法に基づいた衛生管理の実施、都道府県等による施設の認定、対米輸出水産食品の指名食品衛生監視員(厚生労働省が施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から指名)による施設の監視、地方厚生局による現地査察の実施等が定められています。

東北厚生局では、都道府県等の指名食品衛生監視員とともに現地査察を実施し、製造・加工施設における取扱要領の遵守状況やH A C C Pシステムによる衛生管理等について確認しています(資料編7(3-1)参照)。

② 根拠通知

- ・「対米輸出水産食品の取扱いについて」

*平成20年6月16日付け食安発第0616003号(医薬食品局食品安全部長通知)

③ 業務実績

平成23年度は、認定された以下の3施設について、現地査察を実施しました。

(株)青森県ほたて加工及びマルトモ(株)チルド工場においては生産ラインが稼働停止しているため現地査察を実施しませんでした。

- ・成邦商事(株)(青森県青森市:冷凍ホタテ貝柱)
- ・武輪水産(株)(青森県八戸市:しめさば)
- ・(株)中外フーズ(福島県伊達郡梁川町:味付数の子、ほっき、いい蛸等)

なお、東日本大震災の影響により認定の取り消しを行った施設は以下のとおりです。

- ・(株)渡會(平成24年3月29日認定取り消しの報告を受理)

(2) 対E U輸出水産食品の認定加工施設への査察等

① 概要

E U(欧州連合)へ水産食品を輸出する場合、輸出国の製造加工施設や生産漁船等はE Uの定めた認定や登録要件に適合する必要があり、また、輸出毎に食品・動物衛生証明書(以下「衛生証明書」)を添付することが義務付けられています。

そこで、厚生労働省と水産庁はE U側と協議の上で「対E U輸出水産食品の取扱要領」を策定し、当該要領に基づき国が認定・登録した施設のみがE Uへ輸出することが可能となっています。

本要領では、漁業従事者を含む関係事業者が遵守すべき水産物の衛生的な取扱いや、H A C C Pシステムを導入した加工施設の衛生管理以外に、衛生証明書の発行手順、対E U輸出水産食品の指名食品衛生監視員(厚生労働省が施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から指名)による施設の監視、地方厚生局による現地査察の実施等

が定められています。

東北厚生局では、都道府県の指名食品衛生監視員とともに6ヶ月に1回以上の現地査察を実施し、製造・加工施設における取扱要領の遵守状況やH A C C P システムに基づく衛生管理の状況等を確認しています。

なお、取扱要領では二枚貝の衛生要件が別途規定されていることから、東北厚生局では同要領に基づいて、青森県の貝類衛生対策委員会（県の衛生部局と水産部局の職員で構成）が毎年策定する「生産海域等のモニタリングに係るサンプリング計画書」の承認などを実施しています（資料編7(3-2)参照）。

② 根拠通知

- ・「対E U輸出水産食品の取扱いについて」

*平成21年6月4日付け食安発第0603001号・21消安第2148号・21水漁第175号
(厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長・水産庁長官連名通知)

③ 業務実績

平成23年度は、以下の認定2施設について、それぞれ2回ずつ現地査察を実施しました。

- ・成邦商事(株)（青森県青森市：冷凍ホタテ貝柱）
- ・極洋食品(株) 第2工場（宮城県塩釜市：冷凍食品（えびフリッター））

なお、青森県の輸出ホタテガイ関連においては加工施設以外に、陸奥湾東部海域に設置されているホタテガイの養殖・陸揚げ場（野辺地、むつ、川内の各漁港）への立入を1回、衛生証明書の発行機関である青森市保健所への立入を2回実施しました。

4 対米及び対シンガポール輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国への食肉の輸出は、我が国の口蹄疫の発生の影響で平成22年以降中止となっていますが、米国へ食肉を輸出する際には、厚生労働省が施設・設備、とさつ・解体及び分割の方法、施設等の衛生管理、食肉検査体制等について施設認定を受ける必要があり、平成2年5月24日に「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」が発出されました。

本要領では施設・設備の構造に関する事項、H A C C P 方式による衛生管理及び食肉検査等が定められています。

シンガポールへの食肉の輸出は、わが国のB S E 発生の影響で平成13年以降中止となっていましたが、平成21年から再開されることとなりました。

輸出の再開にあたっては、同国の農食品獣医学（A V A）が事前にと畜加工処理施設を認定するとともに、平成21年5月14日に「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」が発出されました。

本要領では輸出毎に衛生部局が衛生証明書を発行すること、輸出用牛肉はわが国で生まれて育成した30ヶ月齢未満の牛を使用すること、せき骨等の特定危険部位（S R M）を除去する器具等は専用のものを使用すること、衛生証明書等は適切に保管・管理すること等が定められています。

東北厚生局では、所管する岩手県の認定と畜加工処理施設について、取扱要領に基づく適正な実施状況を確認するとともに、食肉衛生検査所の衛生証明書の管理状況等を確認するため、毎月1回査察を実施しています（資料編7(4)参照）。

(2) 根拠通知

- ・「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」
＊平成2年5月24日付け衛乳第35号（厚生省生活衛生局長通知）
- ・「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」
＊平成21年5月14日付け食安発第0514001号（医薬食品局食品安全部長通知）

(3) 業務実績

平成23年度は、認定された以下の施設について、毎月1回の現地査察を実施しました。

- ・(株)岩手畜産流通センター（岩手県紫波郡紫波町：牛肉）

5 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関の指定及び監査指導業務

(1) 概要

年間30万羽の処理羽数を超える大規模食鳥処理場では、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」により、都道府県の食鳥検査員（獣医師）が鶏1羽ごとに疾病及び異常の有無を検査し、また、食鳥処理場への監視・指導等を行うこととしています。

そして同法では、都道府県知事等がこれら業務の全部又は一部業務を厚生労働大臣の指定する検査機関（一般社団法人又は一般財団法人に限定）に委任させ、当該検査機関の獣医師に行わせることが出来るとしています。

東北地方には、養鶏の盛んな青森県と岩手県の2ヶ所に指定検査機関が設置されているため、東北厚生局では所管する各々の検査機関について、事業計画等の認可申請等に係る審査・認可業務のほか、指定基準の遵守状況の確認のための立入検査などを実施しています。

(2) 根拠法令等

- ア 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条～35条、37条、38条
- イ 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二一条の規定に基づき厚生大臣が指定する検査機関の指定等について」

＊平成4年1月24日付け衛乳第7号（乳肉衛生課長通知）

(3) 業務実績

平成23年度は、事業計画等に係る認可申請2件、役員選任に係る認可申請2件、事業計画等に係る変更認可申請2件及び業務規程に係る変更認可申請2件について認可しました。

また、法第38条第2項の規定に基づく立入検査を、岩手県獣医師会食鳥検査センターに対して1回実施しました。

(4) 指定検査機関（2施設）

（資料編7（5）参照）

6 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

(1) 概要

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果を虚偽又は誇大に表示しているものが見受けられ、更にそれらの食品では長期的かつ継続的な摂取が推奨される傾向にあります。

このような状況の下、著しく事実に相違又は人を誤認させる広告が取り締まられることなく放置された場合、消費者が必要とする診療の機会を逸する等、健康に重大な支障を引き起こす可能性があります。

そこで、健康増進法第32条の2において、内閣府令で定める事項に著しく相違する又は著しく誤認させる場合、それらの虚偽又は誇大な広告を禁止しています。

東北厚生局では消費者庁及び都道府県等と連携し、同条文に違反する不適正な広告等が行われた食品の排除に努めています。

(2) 根拠法令等

- ア 健康増進法第32条の2、第32条の3第1項及び第2項
- イ 健康増進法第32条の3第3項において準用する第27条第1項
- ウ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第20条において準用する第32条の2第1項
- エ 「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)について」
 - *平成15年8月29日付け薬食発第0829008号（厚生労働省医薬食品局長通知）
- オ 「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)に係る留意事項について」
 - *平成15年8月29日付け食安基発第0829001号及び食安監発第0829005号
(厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長及び監視安全課長通知)

(3) 業務内容

- ア 都道府県等との連絡調整等
疑義照会への対応、指導要請、事例報告の受理・整理、違反事例の調査・収去
- イ 消費者庁との連絡調整等
報告事例の送付、指導要請（インターネットの指導等は消費者庁が専任）
- ウ 事業者への指導等（消費者庁が専任するネット事業等を除く）
改善指導、改善確認、勧告措置、命令措置

(4) 平成23年度業務実績

- ア 自治体からの事例報告の受理件数26件
- イ 平成23年度虚偽誇大広告等の監視指導に係る研修会の開催
(平成24年3月2日東北厚生局会議室：自治体担当者45名参加)

7 その他

地方厚生局の業務は上記1から6以外に、「大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務」がありますが、東北厚生局では当該業務について本年度の実績はありませんでした。

VIII 保険年金課

保険年金課は、サラリーマンと事業主などの生活の安定を守るため、健康保険組合、全国健康保険協会支部、企業年金及び国民年金基金の監督、認可等の事務を行っています。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 概要

健康保険組合とは、常時700人以上の従業員がいる事業所、または同種・同業の事業所を集めて3,000人以上の従業員がいる事業所が、事業主の申請によって厚生労働大臣の認可を得て設立するものであり、全国健康保険協会（協会けんぽ）と同じく健康保険の事業を運営する保険者です。健康保険組合が保険者となって運営する健康保険を「組合管掌健康保険」といい、従業員700人以上の大企業体を母体としてつくられた健康保険組合を単一健保組合、同業・同種の事業所によって組織された健康保険組合を総合健保組合といいます。

東北厚生局では健康保険組合の健全な運営を図ることで組合員の利益を守るために、組合が行う業務について次のとおり指導監督を行っています（資料編8(1)参照）。

○ 健康保険組合の監督に関すること

- ① 諸認可（設立、合併及び解散等を除く。）に関すること。
- ② 運営の指導監督（監査）に関すること。
- ③ 解散、合併等の事務指導に関すること。
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること。
- ⑤ 諸調査及び諸統計の作成に関すること。

(2) 根拠法令等

- ・健康保険法第29条、第205条
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則第707条第80号、第718条第3号

(3) 業務実績（平成23年度）

指導監査 指合の指定	指定健保組合の指定	解散・合併 認可※	規約改正等 認可	届出・報告等	公法人証明 印鑑証明
11組合	1組合	3組合	49件	711件	28件

[指導監査における主な指導内容]

- ・医療費適正化対策を強化する等なお一層の支出の抑制を図り、財政の健全化に努めること。
- ・レセプト点検については、縦覧点検を実施する等、レセプト点検の一層の充実を図り、医療費の適正化に努めること。
- ・重点実施項目等の実施計画を策定する等、効果的なレセプト点検を実施し、医療費の適

正化に努めること。

- ・経理の事務処理については、現金出納簿と預貯金との窓口・確認を行うよう努めること。
- ・組合会の招集手続きについては、規約に基づき適正に実施するよう努めること。

2 厚生年金基金、国民年金基金に関する業務

(1) 概要

厚生年金基金とは、企業や業界団体等が厚生労働大臣の認可を受けて設立する法人であり、国の年金給付のうち老齢厚生年金の一部を代行するとともに、厚生年金基金独自の上乗せを行い、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

また、国民年金基金とは、厚生労働大臣の認可を受けた公的な法人であり、都道府県ごとに設立された「地域型基金」と職種別に設立された「職能型基金」の2種類に大別されます。地域型基金は、平成3年5月に全国の47都道府県で設立され、それぞれの都道府県に住所を有する国民年金第1号被保険者が加入でき、職能型基金は、25職種について平成3年5月より順次設立され、各国民年金基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金第1号被保険者が加入できます。

東北厚生局では、基金の健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、基金が行う業務について次のとおり指導監査を行っています（資料編8(2), 8(3)参照）。

○ 厚生年金基金及び国民年金基金の監督に関すること。

- ① 基金の指導監督（監査）に関すること。
- ② 基金の規約改正（年金数理に関するものを除く。）に関すること。
- ③ 解散・合併等の事務指導に関すること。
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること。
- ⑤ 諸調査及び諸統計に関すること。

(2) 根拠法令等

- ・厚生年金保険法第178条、第179条、第180条
- ・厚生年金基金令第56条
- ・国民年金法第141条、142条、142条の2
- ・国民年金基金令第53条
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則第707条第81号、第718条第4号

(3) 業務実績（平成23年度）

厚年基金 指導監査	指定基金の 指定	解散に伴う 実地監査	解散認可	将来返上認 可	過去返上 認可
11基金	5基金	0基金	0基金	0基金	2基金

規約改正等 認可	届出・報告 等	公法人証明	国年基金 指導監査
79件	607件	12件	2基金

[厚生年金基金指導監査における主な指導内容]

- 依然として積立金が積立水準を満たしていない状況にあることから、引き続き財政の健全化に努めること。
- 積立金が積立水準を満たしているものの、成熟度の上昇等により、今後は厳しい財政状況が予想されることから、引き続き財政の健全化に努めること。
- 資産運用検討委員会の設置等、体制の整備を図り、安全かつ効率的な年金資産運用を行うこと。
- 滞納事業所の実態を把握し、早期の未収解消に努めること。

[国民年金基金指導監査における主な指導内容]

- 国民年金基金制度の周知を図ること。
- 効果的な加入員確保事業の推進に努めること。

3 確定拠出年金に関する業務

(1) 概要

確定拠出年金とは、運営形態により企業が実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施し確定給付型企業年金のない従業員や自営業者等が加入する「個人型」の2つに大別され、いずれも規約を作成し厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。拠出された掛金は個人ごとに明確に区分され、掛金と個人の運用指図による運用収益との合計額をもとに給付額が決定されます。

東北厚生局では、確定拠出年金実施事業主が健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、確定拠出年金実施事業所が行う業務について指導監督を行い、承認を行っております。

○ 確定拠出年金事業の監督（事業主に係るものに限る。）に関すること。

- ① 運営管理機関の指導監督に関すること。
- ② 規約承認に関すること。
- ③ 規約の変更に関すること。
- ④ 終了の承認に関すること。

(2) 根拠法令等

- 確定拠出年金法第103条、第104条、第114条第3項
- 確定拠出年金法施行令第57条

- ・確定拠出年金法施行規則第71条、第72条
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則第707条第82号、第718条5号

(3) 業務実績（平成23年度）

規約承認 (うち新規承認)	届出報告等
28件 (15件)	140件

4 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金とは、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使合意の年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2つに大別され、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

東北厚生局では、確定給付企業年金実施事業主が健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、確定給付企業年金実施事業所及び確定給付企業年金基金が行う業務について指導監督を行い、承認・認可を行っております。

○ 確定給付企業年金事業の監督に関するここと

- ① 事業主等の指導監督（監査）に関するここと
- ② 規約承認に関するここと
- ③ 規約の変更に関するここと
- ④ 終了の承認に関するここと

(2) 根拠法令等

- ・確定給付企業年金法第101条、第102条、第104条
- ・確定給付企業年金法施行令第72条
- ・確定給付企業年金法施行規則第120条、第121、第122条
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則第707条82号、第718条5号

(3) 業務実績（平成23年度）

規約承認 (うち新規承認)	大臣承認（認可） 書類の受付進達等	届出報告等	公法人証明	書面監査 (実地監査)
348件 (173件)	148件	601件	7件	24件 (6件)

〔確定給付企業年金指導監査における主な指導内容〕

- ・規約に従い、裁定の際には添付書類を添付させたうえで裁定すること。
- ・資産運用については、運用の基本方針及び整合的な運用指針を策定し、当該基本方針等に沿って運用すること。
- ・規約については、改正履歴もわかるように整理し、編綴すること。
- ・業務概況について、加入者及び受給者に対し周知すること。

5 農業者年金基金に関する業務

(1) 概要

農業者年金基金は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としており、平成14年1月1日から農林水産大臣が単独で所管、平成15年10月1日からは独立行政法人へ移行しました。

農業者年金基金業務受託者への指導監督は、旧制度の年金給付について特に必要と考えられる場合にのみ実施することとしています。

(2) 業務実績

平成14年度～23年度指導監査該当業務受託者なし。

6 全国健康保険協会に関する業務

(1) 概要

全国健康保険協会とは、中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）を運営していた国（社会保険庁）に替わり、平成20年10月1日に新たに設立されたものです。

東北厚生局では、全国健康保険協会支部の健全な運営を図ることで被保険者等の利益を守るため、協会支部が行う業務について指導監督を行うこととしています（資料編8(4)参照）。

○ 全国健康保険協会の行う業務に関すること。

- ① 全国健康保険協会に対する報告の徵収、質問及び検査に関すること。
- ② 全国健康保険協会が行う国税滞納処分の例による処分に関する認可に関すること。

(2) 根拠法令等

- ・健康保険法第7条の38・39
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則707条77・78号、718条1・2号

(3) 業務実績（平成23年度）

全国健康保険協会支部 指導監査	2支部
--------------------	-----

IX 管理課

管理課は、医療法人や公益法人に関する定款変更認可等の業務、後期高齢者医療制度、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督、社会保険診療報酬支払基金支部の監督を行っています。

1 2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等及び指導監督について

(1) 概要

医療法人は、昭和25年の医療法改正により制度化され、医療法に規定された法人です。

医療法人制度は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することを目的として創設されています。

医療法人の設立及び定款変更等の認可については、都道府県知事が行っていますが、2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものにあっては厚生労働大臣の認可が必要です。

東北厚生局では、主たる事務所の所在地が管内6県にある医療法人で、2以上の都道府県内において病院等を開設する場合の定款変更認可等に関する業務を行っています。

また、平成19年の医療法改正により、透明性の確保を図る観点から医療法人の定款若しくは寄附行為又は決算届について、請求があった場合にはこれを閲覧に供しなければならないこととなっております。

(2) 根拠法令等

医療法施行規則第43条の3の規定により次の業務が地方厚生局長に権限委任されています。

ア 定款変更認可・届出受理	医療法第50条
イ 理事の特例の認可	医療法第46条の2第1項、医療法施行規則第31条の3
ウ 理事長の特例の認可	医療法第46条の3第1項、医療法施行規則第31条の4
エ 管理者たる理事の特例認可	医療法第47条第1項、医療法施行規則第31条の5
オ 仮理事の選任	医療法第46条の4第5項
カ 事業報告書等の届出受理	医療法第52条第1項
キ 定款等の閲覧	医療法第52条第2項
ク 立入検査	医療法第63条第1項
ケ 措置命令	医療法第64条第1項
コ 登記事項変更登記完了届出の受理	医療法施行令第5条の12
サ 役員変更の届出の受理	医療法施行令第5条の13

アの定款変更認可及びイ～エの認可の申請は、医療法第68条の2第2項の規定により都道府

県知事を経由して行われます。その際、都道府県知事は必要な調査をし、意見を付して進達することとされています。

(3) 実績

ア 定款変更認可	16 件
内、認可権者変更について	
都道府県知事→厚生労働大臣	0 件
厚生労働大臣→都道府県知事	2 件
イ 決算届受理	29 件
ウ 役員変更届受理	28 件
エ 登記事項変更登記完了届受理	38 件
オ 事務所移転登記完了届	0 件
カ 定款変更届	0 件
キ 特別代理人選任申請	0 件
ク 定款等の閲覧	11 件

(4) 東北厚生局所管医療法人

27 法人（平成 24 年 3 月 31 日現在）

2 特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明について

(1) 概要

特定医療法人とは、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受け、当該承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

東北厚生局では、特定医療法人として、法人税率の軽減の適用を受ける要件とされている厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（下記ア～カ）を満たすものである旨の証明書の交付事務を行っています。

【軽減税率適用要件】

- ア 社会保険診療に係る収入金額及び健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること。
- イ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ウ 医療診療収入が、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じた額の範囲内であること。
- エ 役職員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
- オ その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。
 - ・病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ・専ら、皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

- ・救急病院である旨を告示されていること。
 - ・救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- カ 医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

【優遇措置の内容】

法人税において22%（通常は30%）の軽減税率が適用されます。

(2) 根拠法令等

ア 租税特別措置法	第67条の2 第1項
イ 租税特別措置法施行令	第39条の25 第1項第1号

(3) 実績

証明 26件

3 病院用等建物の建替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度に関する証明について

(1) 概要

平成13年3月に施行された第4次医療法改正により、病院の構造設備基準が引き上げされました。この新しい基準に適合した病院に建替えをする際の負担に着目し、早期に建替えが行われるよう誘導するため、平成13年度から税制上の優遇措置（特別償却制度）が設けられました。その後、平成15年度税制改正（租税特別措置法等の改正）により、診療所用の建物の建替えにも適用されることとなっています。

東北厚生局では、特別償却制度の適用を受けるために必要となる①新基準要件を満たした建替え病院用等建物であること、②救急医療等の一定の政策的医療を実施していることについての証明書の交付を行っています。

【優遇措置の内容】

取得年度において、基準取得価額の15%の特別償却が認められます。

$$\begin{aligned} \text{実際の取得価額} &\times 1/2 = \text{基準取得価額} \\ \text{基準取得価額} &\times 15\% = \text{特別償却限度額} \end{aligned}$$

(2) 根拠法令等

ア 租税特別措置法	第12条の3 第1項及び第2項
	第45条の2 第3項及び第4項
イ 租税特別措置法施行令	第6条の5
	第28条の10 第8項及び第9項
ウ 租税特別措置法施行規則	第5条の18 第1項及び第2項
	第20条の17 第4項及び第6項

(3) 実績

証明 0 件

4 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

(1) 概要

平成20年度税制改正により、①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたもの、②法人税法の別表第2に掲げる公益法人等のうち、無料低額な診療を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外される（法人税が非課税とされる）こととなりました。

東北厚生局では、非課税措置制度の適用を受けるために必要となる要件を満たしている公益法人であることの証明書の交付を行っています。

【適用基準】

ア オープン病院事業を行うもの

事業要件 平成20年厚生労働省告示第297号

収入要件 平成20年厚生労働省告示第297号

イ 無料低額な診療を行う病院事業を行うもの

事業要件 法人税法施行規則第6条第4号

収入要件 平成20年厚生労働省告示第298号

なお、②において、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人については収入要件を必要としません。

【優遇措置の内容】

医療保健業について、収益事業の範囲から除外され、法人税が非課税とされます。

(2) 根拠法令等

ア 法人税法施行令第5条第1項第29号ワ

法人税法施行規則第5条第6号

イ 法人税法施行令第5号第1項第29号タ

法人税法施行規則第6条第4号

法人税法施行規則第6条第7号

(3) 実績

証明 19 件（全て②無料低額な診療を行う法人）

5 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に創設された他の健康保険から独立した医療保険制度です。保険者は都道府県を範囲とした広域連合（後期高齢者医療広域連合）、被保険者は75歳以上の方等です。

東北厚生局では制度の適切な運営のため、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の業務の指導を行っています。

(2) 根拠法令等

ア 高齢者の医療の確保に関する法律第3条、第133条、第162条

イ 厚生労働省設置法第18条

ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7、8

エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

(3) 実績

技術的助言・指導監督 4 広域連合

6 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

(1) 概要

国民健康保険の保険者は市町村（特別区を含む）と、土木建築業者等の同業者で組織する国民健康保険組合であり、被保険者は被用者保険（健康保険や共済組合等）に加入していない自営業者や農業者等です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東北厚生局では、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く。）の指導を行っています。

(2) 根拠法令等

ア 国民健康保険法第106条、第108条、第119条

イ 厚生労働省設置法第18条

ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7

エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

(3) 実績

技術的助言・指導監督 4 県、6 市町村、2 国保連合会（青森、岩手）

【県に対する主な助言等内容】

- 各保険者の事業運営の現状と課題を把握し、安定的な運営が図れるように積極的な理事者対策に努めること。
- 各保険者の実情を的確に把握し、口座振替の推進等を行い、効果的な収納対策を実施するよう各保険者の実態に添った助言を行うこと。

- ・ レセプト点検効率向上を図るために、各保険者の実施体制及び実施状況を把握してより効果的なレセプト点検調査を図るよう助言すること。
- ・ 医療費適正化の観点から特定健康診査、特定保健指導の実施率向上、重複・頻回受診者、長期入院者に対する訪問指導等、更なる実施率向上を図るよう助言すること。
- ・ 健康診査について、各市町村、広域連合と連携を取って受診率向上のための更なる技術的助言すること。

【市町村に対する主な助言等内容】

- ・ 財政運営の安定化を図る観点から、計画的に基金の積増しに努めること。
- ・ 口座振替の推進、徴収体制の整備、厳正な滞納処分、全庁体制の実施等、積極的な収納対策を図ること。
- ・ 収納率向上のため、より具体的な収納計画及び収納対策計画を策定すること。
- ・ レセプト点検は、職員の進行管理の徹底等、的確な指導・管理を図ること。
- ・ 医療費の状況等の分析を十分実施し、医療費の適正化に取り組むこと。
- ・ 医療費適正化の観点から特定健康診査、特定保健指導の実施率向上、重複・頻回受診者、長期入院者に対する訪問指導等、更なる実施率向上を図ること。

【国保連合会に対する主な指導内容】

- ・ 医療費適正化の観点からレセプト点検の更なる充実を図ること。
- ・ 第三者行為求償事務の共同事業について、更なる受託増加につながる取り組みをすること。

7 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金は、健康保険などの被用者保険にかかる診療報酬の審査支払機関（国民健康保険では、国民健康保険団体連合会）です。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬（診療内容）が適正であるかどうかを審査した上で、保険者（健康保険組合や共済組合等）に請求します。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者が個別にそれぞれの請求・支払を行うのではなく、支払基金という公的な機関を通して適正に審査され支払われています。

東北厚生局では、社会保険診療報酬支払基金の東北6県支部の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）について、適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、監督を行っています。

(2) 根拠法令等

- ア 社会保険診療報酬支払基金法第28条、第30条
- イ 社会保険診療報酬支払基金法施行規則第14条
- ウ 厚生労働省設置法第18条

(3) 実績

監督 2支部（山形、秋田）

【支部に対する主な指導内容】

- ・物品管理実施細則に則った帳簿の整備を行うこと。
- ・会計規則に則った契約関係の整理を行うこと。
- ・情報セキュリティーに則ったパスワード管理を行うこと。
- ・会計規程に則った金庫の管理を行うこと。
- ・会計規程に則った経費の支出を行うこと。

X 医療課

医療課は、指導監査課及び県事務所が行う保険医療機関・保険薬局並びに保険医・保険薬剤師や指定訪問看護事業者及びその他医療保険事業の療養担当者に対する指導監査等業務に関する指導監督を行っています。

また、国の開設する病院等への監督や特定機能病院に対する医療監視などに関する業務を行っています。

1 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること

(1) 概要

「国の開設する病院、診療所及び助産所」とは、厚生労働省、防衛省、法務省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院等です。

この国が開設する病院等は、その開設承認事項、通知事項の変更や構造設備の使用等を行うときには、厚生労働大臣から承認を受け、若しくは厚生労働大臣に通知を行うこととなっています。

東北厚生局は、国が開設する病院等から提出された申請書、通知書の書類審査及び構造設備について、立入検査を実施しています。

(2) 根拠法令等

- ア 医療法 第7条第2項、第27条
- イ 医療法施行令 第4条第1項、第4条の2第2項、第4条の5
- ウ 医療法施行規則 第24条第10号、第24条第11号、第29条第1項、第2項

(3) 実績

承認申請等

開設承認事項の変更承認	110 件
開設承認事項の変更に伴う構造設備の使用承認	98 件
使用前検査（立入検査）	23 件
各種届出の受理	118 件

(4) 対象医療機関

- ア 病院は28施設。 資料編10(1)「国の開設する病院一覧（東北）」のとおり。
- イ 診療所は47施設。 資料編10(2)「国の開設する診療所一覧（東北）」のとおり。
- ウ 助産所は設置無し。

2 医療監視員に関すること

(1) 概要

医療監視員とは、医療機関に対し、報告の徴収、立入検査（いわゆる医療監視）を行わせるため、医療法第26条の規定により命じられた職員です。

○ 特定機能病院に対する立入検査業務

特定機能病院は、高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を持ち、高度の医療に関する研修を行うなど、様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

東北厚生局では、承認を受けた特定機能病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、適切な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等提供を行う場として、医療法第25条第3項の規定に基づき、立入検査を行っています。

立入検査には、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認などの検査を行っています。

○ 医療監視員を対象とした研修の開催

東北厚生局では、医療監視員の院内感染対策に関する知識の修得等立入検査の質の向上を目的とし、管内の保健所等の医療監視員を対象とした院内感染対策研修会を東北各県で開催しています。

(2) 根拠法令等

医療法 第25条第3項

(3) 実績

特定機能病院の立入検査

立入検査は、原則として管内の6施設に対して年に1回実施しています。検査にあたっては、特に①医療安全のための体制の確保等②院内感染対策の確保等③食中毒対策の確保等④無資格者による医療行為⑤臨床研修を修了した旨の医籍への登録⑥診療用放射線の安全管理対策の徹底⑦放射線同位元素等による放射線障害防止対策⑧立入検査の不適合・指摘事項の是正状況⑨広告規制違反の確認⑩重大な医療上の事故事例、院内感染事例が発生した場合の対応等について確認するなどの指導を実施しました。

資料10 (3)「特定機能病院一覧」のとおり。

X I 福祉指導課

福祉指導課は、社会福祉法人の指導監督や介護サービス事業者等に対する指導、市町村の介護保険事務に対する指導等を行っています。また、質の高い福祉サービスと、介護保険制度等の円滑な実施のために、自治体と事業所の双方への指導を行っています。

1 社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等

(1) 概要

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき設立された法人であり、所轄庁（国・都道府県・政令指定都市、中核市）の認可を受けて設立されます。

所轄庁は設立認可のほか定款変更等の認可、各種届出の受理等を行います。

東北厚生局では、管内に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域にわたる事業を行う法人を所管し、認可及び監督を行います。

(2) 根拠規定等

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 社会福祉法人の設立認可 | 社会福祉法第 31 条 |
| ② 社会福祉法人の定款補充 | 社会福祉法第 33 条 |
| ③ 社会福祉法人の定款変更認可 | 社会福祉法第 43 条 |
| ④ 社会福祉法人の解散認可 | 社会福祉法第 46 条 |
| ⑤ 社会福祉法人の現況報告書受理 | 社会福祉法第 59 条 等 |

(3) 実績

- 定款変更認可 12 件
現況報告書受理 15 件

(4) 東北厚生局所管社会福祉法人数（平成 24 年 3 月 31 日現在）

17 法人（資料編 11(1) 参照）

2 社会福祉法人の指導監査

(1) 概要

社会福祉法人における適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として、東北厚生局所管の社会福祉法人を対象に法人運営、事業運営についての指導監査を行います。

(2) 根拠規定等

社会福祉法第 56 条第 1 項

(3) 実績

1 社会福祉法人に対し指導監査を実施し、指摘事項は以下のとおりです。

◎組織運営

○役員の構成等の状況

- ・ 監事に学識経験を有する者又は地域の福祉関係者に地域の代表が含まれていないで、役員の改選の際には監事の構成を見直すこと。

○評議員会の状況

- ・ 評議員会について出席率の低い評議員が見受けられた。
評議員会の機能充実を図る観点から、開催日の事前調整及び周知方法を工夫とともに、なお出席の見込めない評議員については次回改選時において交代も含めて検討すること。
- ・ 評議員会の運営状況をみると、欠席した評議員について、事前に書面により付議された事案について意思表示を得たうえで、これを書面出席者として取り扱っていることが認められた。評議員については、定款上、書面による出席は認められていないことから、今後は評議員を招集して審議を行うこと。

◎管理

○会計管理の状況

- ・ 経常活動資金収支差額及び当期資金収支差額合計額に資金残高が生じていない事業所から法人本部会計への繰入が認められた。
他会計（経理区分）間の繰入については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日厚生労働省老健局長通知）に基づき適正に行うこと。

3 社会福祉法人指導監査事務に対する技術的助言

(1) 概要

東北厚生局管内の県・指定都市・中核市が行う社会福祉法人指導監査事務について、関係法令、通知等に照らして指導監査が適切に行われているかを確認し、併せて技術的助言を行います。

(2) 根拠規定等

地方自治法第245条の4

(3) 実績

平成23年度は実績なし。

4 障害者自立支援指導

(1) 概要

障害者自立支援制度の円滑な実施を目的とし、東北厚生局管内の自治体等に対して、県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに

に、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行います。

(2) 根拠規定等

障害者自立支援法第2条第3項、第11条第1項及び第2項
地方自治法第245条の4

(3) 実績

平成23年度は実績なし。

5 介護保険業務指導（自治体指導）

(1) 概要

介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等（広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く。「以下同じ。」）が介護保険法第23条及び第5章の事務規定により実施する指定事務及び指導監査事務等について、報告を求め、助言若しくは勧告を行います。

(2) 根拠規定等

介護保険法第197条第2項
地方自治法第245条の4

(3) 実績

2町村に対し実施。なお、助言は以下のとおりであり、勧告はありませんでした。

- ・地域密着型サービス事業者等についての指定等の際、公示が行われていない。
- ・集団指導、実地指導が実施されていない。
- ・地域密着型サービス事業者等についての指定の際、被保険者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置が講じられていない。

6 介護保険業務指導（事業所指導）

(1) 概要

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等が指定権限を有する地域密着型サービス事業者等に対し、当該市町村等と合同で実地指導を行います。

(2) 根拠規定等

介護保険法第24条

(3) 実績

2つの指定認知症対応型共同生活介護事業所に対し実施。なお、文書による改善指導事項はありませんでした。

7 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理

(1) 概要

介護サービス事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備が義務付けられました。

東北厚生局では、指定等を受けている事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者で、かつ、その事業所等の所在地が 2 以下の地方厚生局の管轄区域にとどまる事業者であって東北厚生局管轄区域に事業所等の数が多い事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理を行います。

(2) 根拠規定等

介護保険法第 115 条の 32 第 2 項

(3) 実績

届出先区分の変更件数 3 件

届出事項変更件数 13 件

(4) 東北厚生局所管介護サービス事業者数（平成 24 年 3 月 31 日現在）

事業所等の数が 1 以上 20 未満の事業者 45 事業者

事業所等の数が 20 以上 100 未満の事業者 21 事業者

事業所等の数が 100 以上の事業者 1 事業者

計 67 事業者

8 介護サービス事業者に対する業務管理体制確認検査

(1) 概要

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、東北厚生局所管の介護サービス事業者を対象に業務管理体制の整備に関する検査を行います。

一般検査…業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的な検査。

特別検査…指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合における立入検査。

(2) 根拠規定等

介護保険法第 115 条の 33、34

介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針

（平成21年3月31日付け老発第0330077号老健局長通知）

(3) 実績

一般検査は 10 事業者に対し実施。なお、改善を要すると認められた事項はありませんでした。

特別検査は、平成 23 年度は実績なし。

9 業務管理体制の整備に関する監督事務に関する報告の徴収等（自治体指導）

（1）概要

業務管理体制について、均一な検査水準の確保を図る観点から、東北厚生局管内の県及び市町村が実施する業務管理体制の整備に関する監督事務について、報告を求め、助言若しくは勧告を行います。

（2）根拠規定等

介護保険法第197条第2項

（3）実績

平成23年度は実績なし。

X II 指導監査課・県事務所

指導監査課及び県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務等を行います。

指導監査課は東北厚生局の所在する宮城県を、県事務所は東北厚生局管内の宮城県以外の各県を管轄しています。

名 称	所在地	管轄区域
青森事務所	青森市	青森県
岩手事務所	盛岡市	岩手県
指導監査課	仙台市	宮城県
秋田事務所	秋田市	秋田県
山形事務所	山形市	山形県
福島事務所	福島市	福島県

1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと

(1) 概要

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

指導監査課及び県事務所では、各種申請・届出を受け付けるとともに、健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、下記のとおり監督を行っています。

- ア 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する、健康保険法第 73 条及び第 78 条に基づく、指導大綱及び監査要綱に則った指導監査。
- イ 健康保険法第 60 条、第 63 条、第 76 条、第 85 条、第 85 の 2 条及び第 86 条に基づく、保険医療機関等に対する基本診療料及び特掲診療料の施設基準等の調査。
- ウ 保険医療機関等の指定申請、保険医療機関等の関係事項変更、保険医等の登録申請、保険医等の異動等の届出に関する指導監督。
- エ 施設基準等の届出に関する指導監督及び 7 月 1 日現在の施設基準等の定時報告に関する受付、点検、指導。

(2) 根拠法令等

- ア 健康保険法 第 63 条～第 96 条
- イ 保険医療機関及び保険医療養担当規則
- ウ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
- エ 指導大綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 1）
- オ 指導大綱関係実施要領

（平成 20 年 9 月 30 日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添 1）

- カ 監査要綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 2）

キ 監査要綱関係実施要領

(平成 20 年 9 月 30 日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添 2)

ク 厚生労働省告示 第 468 号 (平成 20 年 9 月 30 日)

(3) 実績

ア 保険医療機関等の指導監査状況 資料 12 のとおり

イ 保険医療機関等及び保険医等数 資料 12 のとおり

2 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る療養費についての指導監査を行っています。

(2) 根拠法令等

ア 柔道整復師の施術料金の算定方法（昭和 33 年 9 月 30 日保発第 64 号）

イ 柔道整復師の施術に係る療養費について

（平成 11 年 10 月 20 日保発第 144 号・老発第 682 号）

ウ 柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱

（平成 11 年 10 月 20 日保発第 145 号・老発第 683 号）

(3) 実績

柔道整復師の指導・監査状況 資料 12 のとおり

3 地方社会保険医療協議に置かれる部会の庶務を行うこと

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会（II 企画調整課 参照のこと）は、保険医療機関及び保険薬局の指定について協議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所（宮城県は指導監査課）が行っています。

(2) 根拠法令等

ア 社会保険医療協議会法第 1 条第 2 項

イ 社会保険医療協議会令第 1 条第 1 項

ウ 東北地方社会保険医療協議会議事規則

(3) 実績

全ての部会で毎月 1 回、参考形式で部会を開催しています。

X III 社会保険審査官

1 社会保険審査官の業務の概要

社会保険審査官は、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

2 審査請求の流れ

- (1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付
- (2) 審査請求事案に関する審理
 - ア 要件審理等
 - (ア) 要件審理
 - (イ) 補正、疎明
 - (ウ) 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めるなど）
 - (エ) 却下の決定又は受理（受理の場合、原処分者へ通知を行う）
 - イ 本案審理
 - (ア) 審理のための処分
 - 必要に応じ、次の処分を行う
 - ・請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）
 - ・文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める
 - ・鑑定人に鑑定させる
 - ・立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）
 - (イ) その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡
 - (3) 決定
 - ア 決定書の作成
 - イ 決定書の送達

3 根拠法令等

- (1) 健康保険法 189 条
- (2) 厚生年金保険法 90 条
- (3) 船員保険法 138 条
- (4) 国民年金法 101 条
- (5) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律
- (6) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律
- (7) 社会保険審査官及び社会保険審査会法
- (8) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令
- (9) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則

4 実績（平成 23 年度）

() 内は、前年度からの繰越件数分再掲

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	56	36 (3)	33
厚生年金保険法	254	267(47)	239
船員保険法	0	0 (0)	0
国民年金法	257	383(42)	363
合計	567	686(92)	635

X II 麻薬取締部

1 業務の概要

麻薬、覚せい剤、大麻等の個々の規制薬物には、医療上の有用性、学術研究上の有用性、産業上の有用性があります。特に、モルヒネなどの麻薬は、癌疼痛緩和等医療上なくてはならないものです。その反面、それらの薬物が、ひとたび濫用されれば、その依存性故に自らの意思では制御できなくなり、薬物入手目的若しくは薬物購入資金入手目的での窃盗、強盗などの重大な二次犯罪や精神神経系の障害により発現する幻覚・妄想に基づく、暴行、傷害、殺人、放火等の凶悪犯罪を誘発することがあります。

最近では、薬物取引により生じる莫大な収益がテロ資金、特に、武器・爆弾購入費に流れ、それらがテロ活動に供され、その結果、薬物乱用により治安の悪化を招くことになります。

さらに、薬物乱用者自身は、薬中心の生活を送り、性格異常、虚構癖、怠惰など人格的欠陥を示すのは常であり、次第に社会的信頼を失墜していき、経済並びに社会生活の破綻を引き起こします。また、薬物乱用者は自己中心的な生活をおくり、欲望の赴くまま行動し、思い通りにならなければ、ところかまわず、暴力に及びます。家族やその周囲にいる人達は、こうした薬物乱用者に引き回され、苦痛と恐怖の毎日を強いられることになります。かこのように、薬物乱用の弊害は莫大なものになります。

こうした状況において、麻薬取締部は、規制薬物の有用性を最大限活用し、一方で、これら規制薬物の濫用による弊害をなくし、公共の福祉の増進を図り、地域住民が安心して生活できるようにするために、取締機関として、また、行政機関として業務に取り組んでいます。

【主な業務】

- ・薬物犯罪の捜査
- ・横流れ、誤用、不正使用を防ぎ、一方で規制薬物自体の有用性を最大限活用すべく、許認可業務、指導・監督業務
- ・予防教育・啓発
- ・中毒者の社会復帰を目指した医療提供、指導助言などの中毒者対策

【所管法律】

- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・大麻取締法
- ・あへん法
- ・覚せい剤取締法
- ・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）

2 平成23年度の主な業務

(1) 不正薬物の取締

ア 薬物犯罪の捜査

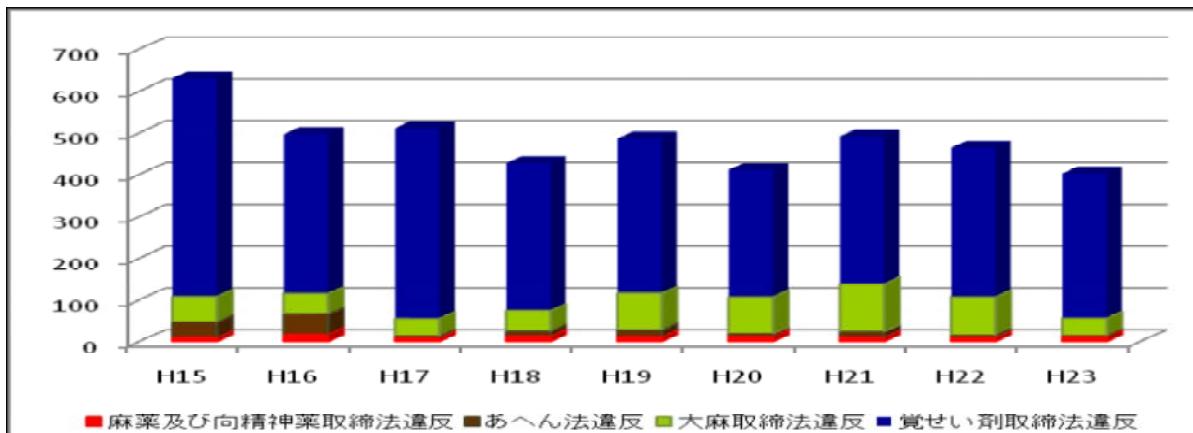
我が国で最も乱用されている薬物は、依然として、覚せい剤です。平成23年における覚せい剤事犯での検挙者は、12,083名（速報値）で、検挙者数は、一時期に比

べれば、減少傾向が見られるものの、未だに高水準で推移しています。また、2003年以降、麻薬MDMAが若者層を中心に全国的に拡大しています。

大麻事犯も、明らかに増加傾向にあります。

以上が全国的な携行ですが、東北管内は消費地域であり、全国的な傾向とほぼ同じであり、乱用薬物の主流は、覚せい剤、次いで大麻となっています。(図1)

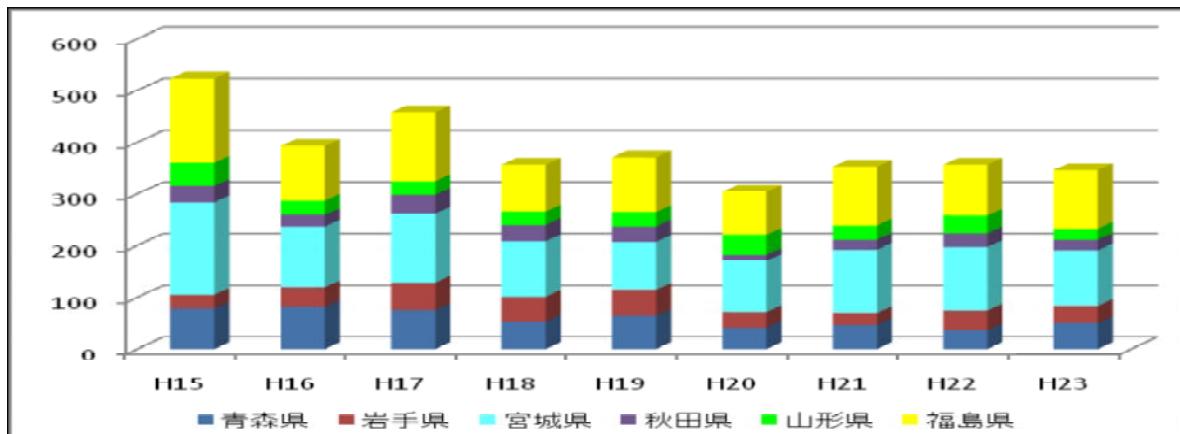
図1 東北管内における法令別薬物事犯検挙者の状況



東北管内における全薬物事犯の検挙者数は、全国の約3%前後で推移しており、薬物汚染は少ない地域と言えるかもしれません。しかしながら、東北管内の薬物事犯の7割、8割は覚せい剤事犯です。不正価格がかなり高騰している現状であるにも拘わらず、覚せい剤の乱用は衰えを見せません。これは、東北管内にも、覚せい剤乱用市場が厳然としてあることということを示しています。大麻の乱用も全国的な傾向と同様に潜在的に拡大しています。さらには、5-Meo-DIPT、2C-I、TFMPPなどといった東北管内の市場になかった麻薬も流れています。東北管内は、統計的には、汚染の程度は低いとはいえ、このように予断を許さない状況にあることは明らかです。

東北管内において主流となる覚せい剤事犯の検挙状況については、次のグラフに示すとおりです。管内では、宮城県、福島県における検挙者が多く、この宮城県及び福島県における検挙者は、東北管内の全覚せい剤事犯検挙者の50%強を占めています。(図2)

図2 東北管内における覚せい剤事犯検挙者の状況(県別)



こうした状況において、麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、特別司法警察員として、末端乱用者並びに供給元(密売人等)を検挙し、適切な刑を課すことにより猛省を促すとともに、それら検挙した乱用者並びに供給者に対し、

個別に薬物教育を施し、今後の同一事犯の発生予防を期すなど、需要抑制と供給遮断の両面から、地域環境を浄化し薬物汚染の脅威から地域住民を守るべく日夜取り組んでいます。特に、平成23年度においては、東日本大震災直後、被災地にて覚せい剤を密売していた者の情報を得、速やかに捜査を開始し、その密売人を検挙し、被災地への覚せい剤の侵入を防ぎました。それ以降も、「被災地には薬物を入れない」とのスタンスで被災地周辺での情報収集に努めています。

密売ルートも多種多様に及び、特に、インターネットを悪用した薬物密売が大きな問題となっているところ、ネット監視も強化しており、平成21年には管内から発せられていたインターネット販売サイトを発見し、その密売人を直ちに検挙し、東北管内においては新たな脅威と言える麻薬TFMPPとBZPの合剤、麻薬メチロンの錠剤等麻薬の市場への流出を防ぎました。

こうした麻薬取締部の捜査権をもって、大麻、覚せい剤並びに新たに出現した麻薬の密売ルートを断ち、地域環境の浄化に努めています。

一方、捜査面ばかりでなく、正規ルートからの横流れを防ぎつつ、麻薬等を必要とする患者等に適切且つ速やかに届けるべく、監視し、不適切な場合には、その是正を求める指導にあたるなどの業務を徹底して行うことも麻薬取締部の業務です。特に、東日本大震災後は、麻薬等を必要とする患者へ過不足なく適切に届くよう努めてきました。中には、麻薬等取扱者に刑罰を課すことにより患者等の利益を守る必要がある場合もあり、そうした場合には、速やかに捜査権も発動しています。

イ 関係機関との協力

毎年、北海道厚生局麻薬取締部と東北厚生局麻薬取締部が合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を開催しています。この会議は、中央省庁（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）からの出席者を得て、それぞれの管内の高等検察庁、地方検察庁、入国管理局、管区警察局、警察本部、税關、海上保安本部、入国管理局、在日米空軍特別捜査局（OSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）、北海道並びに東北6県各県薬務主管課といった取締担当機関からの実務レベルの担当が一同に会して、現状分析を行うと共に、取締上の問題とその対策につき、意見交換し、さらに地域内における関係機関間の協力関係を構築さらには強化することを目的として開催しています。

平成23年度は、東日本大震災の影響により当会議の開催を見合わせたところですが、平成24年度においては、北海道地区と東北地区合同にて秋田県秋田市にて、関係機関から約80名の出席を得、北海道・東北管内における情勢分析、取締上の問題とその対策につき、深い議論を行うべく、また、米国麻薬取締局（DEA）東京事務所長の出席も得、国際的視点からも情勢分析を行うとともに、日本をターゲットにした薬物取引組織の動静に関し、情報交換を行いました。

（2）行政指導・監督

ア 許認可業務

麻薬、覚せい剤、大麻等規制薬物については、本来、その取扱いを一切禁止し、不正行為に対しては、徹底して取締り、その濫用による危害防止を図る一方、それら規制薬物の有用性を最大限活用すべく、医療上、学術研究上、産業上必要とする分野において、免許又は許可をもって「禁止の解除」を行い、それら規制薬物の有用性を最大限活用しようとするのが麻薬等薬物関係法の仕組みです。

麻薬取締部は、平成13年1月6日の省庁再編に伴い厚生労働大臣の権限に係る許認

可中、「地方厚生局長に委任された許認可関係事務」及び「麻薬取締部長の権限となつた事務」のすべてについて、申請を受け付け、調査し、審査し、免許証、許可書等を発付するといった許認可事務、その他許認可に係る報告、届出、集計事務を行っています。

※平成23年度の主な許認可の件数

免許関係 25件

許可関係 509件

こうした免許並びに許可に基づく、報告・届出についてチェックし、適正取扱い並びに不正流出のないことを確認も行っています。

許可件数には、平成19年9月1日から認められるようになった麻薬小売業者の免許を持つ薬局間の麻薬譲渡許可が含まれ、その申請件数は年々増加しています。この麻薬小売業者間譲渡許可制度とは、在庫不足のため、患者の求める調剤に応じられない場合に限り、その不足麻薬について、認められたグループに属する薬局から譲渡を受けることにより速やかに調剤の上、患者へ必要とする麻薬を提供するという制度です。麻薬取締部は、患者の利益を優先に、ターミナル・ケアの推進を図るべく、速やかに審査し、迅速な処理に努めているところであり、平成23年中には、53グループ257薬局に麻薬小売業者間譲渡許可を行いました。

イ 行政監視

厚生労働大臣権限により免許された麻薬取扱業者が管内にある。これに対する立入検査を実施している他、常に、適正取扱いについて、また、需要に応じた供給を行うべく、監督・指導を行っています。

加えて、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）を中心とした立入検査を実施し、適正に取扱いがなされていることや横流れがないことを確認する一方、将来、事故、横流れ、不正施用の発生が懸念される状況にある場合、その他不適切な取扱い等がある場合には、その改善に向け、指導しています。こうした立入検査は、麻薬取扱者の免許の有効期間が最大2年間であり、その有効期間内に1回は実施することとしています。

平成23年度において、発見された違反のほとんどについては、地域住民の利益を第一とし、行政指導により改善を図りました。しかし、向精神薬の処方せんを偽造したという悪質な事案もあり、管内県薬務主管課と協議のうえ、実質的な弊害を認め、捜査に着手しました。こうした重大違反に対する捜査権の発動も適正な流通を確保し、麻薬等を必要とする患者へお届けるための措置です。

ウ その他指導監督

病院医師を対象とした大学病院主催の研修会に職員を派遣し、麻薬の適正管理について講演も行っています。

また、東北管内の麻薬取締に従事する県職員と、統一の認識の下で指導にあたるべく、平成22年度から検討会を設定し、取締上の問題点について協議しています。これにより、横流れ等の事故を防止しつつ、患者へ適切に麻薬等を届けるという法の目的達成に向け、適切な指導方法を見いだし、実施しているところです。

また、日々の業務において接した麻薬等の取扱上の問題について、毎日のように管内各県並びに管内業者から照会があり、これについて助言並びに回答を行っています。

(3) 予防教育・啓発

薬物乱用防止に最も重要なことは、「違法薬物には近づかない」、「一度たりとも使わない」ということです。しかし、巷には、「きれいになる」、「害はないんだ」、「本当に世界が変わるんだ」等といった誤った情報が氾濫し、こうした情報に惑わされ、一時の好奇心、快楽欲求から、違法薬物に手を付けてしまい、本来、輝かしい人生であるはずが、取り返しのつかない状態になってしまったというケースも少なくありません。そのため、正しい情報を流布し、「断る勇気」の育成、「違法薬物は、ダメゼッタイ」の精神普及に努めるべく、

- ・地域薬物乱用防止指導員研修会に講師派遣
- ・県立高等学校へ現役麻薬取締官を派遣し、講演会の実施
- ・「麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会」の実施

等を行っています。

※講師派遣実績

- ・平成22年度には、講師として職員を延べ11名派遣、約1,780名を対象に予防教育を実施しました。内3件は高校生対象。
- ・平成23年度は、震災の影響もあり、講演回数は減りましたが、延べ8名を派遣し、350名を対象とした予防教育を実施しました。

こうした予防教育は、諸刃の刃になる恐れもあり、「寝た子を起こしてしまう」との懸念の声もあるため、今般実施した高校生を対象とする予防教育では、薬物への興味を喚起することなく、正しい知識を流布し、断る勇気を育成するといった目的を効果的に達成するための予防教育の方法を模索しつつ、現役麻薬取締官を派遣し予防教育を行っています。そして、講演後に無記名にて感想文の提出をお願いしています。多くの高校生から「将来の夢のためにも、絶対に薬物に手をださない」、「自分は、勧められても、絶対にやらない」、「一時の快楽のために、一生を棒にすべきではない」、「自分のことだけではなく、友人や家族、お世話になっている人に迷惑がかかるので、絶対やってはいけない」、「薬物をやっている友人がいたら、止める」等のコメントを得ており、一定の成果が認められました。特に、こうしたコメントの中に、「一度、勧められたが、やらなくてよかったです」、「若い内に1度はやってみたかったが、やはりやるべきではないとわかった」といったものもありましたが、「勧められたが、やらなくてよかったです」、又は、「1度はやりたいと思ったが、やらない」と言わしめた点は、この予防教育の大きな成果と言えます。一方で、こうしたコメントは、薬物の脅威が確実にごく身近に迫っていることを表しているもので、今後も、こうした草の根的な予防教育を通じて、「断る勇気」の育成、「薬物乱用は、ダメ。ゼッタイ。」の精神の普及推進が重要であると認識しています。

また、平成22年度に青森市にて開催した「麻薬・覚せい剤乱用防止運動青森大会」では、中高校生約700名の参加を得、「夜回り先生こと水谷修先生の講演」を聞き、さらに、一般からの川柳を募集し、一般参加型としました。この川柳募集の結果、作品80点以上の応募があり、その中でも、受賞作は、今後、薬物乱用防止運動にも活用できるものがありました。こうした優秀な作品については、当日のゲスト水谷修先生から、一作品毎にコメントを頂戴し表彰が行われ、非常にインパクトがあったとの評価を得ており、薬物乱用防止のメッセージを発するとの目的を達成できたと考えています。

加えて、こうした予防啓発活動をさらに推進させるべく、

- ・予防啓発活動のさらなる推進を目指し、予防啓発活動の功労者に対する厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者の推薦、同表彰状等の交付、贈呈
- ・宮城県において「6.26 ダメ ゼッタイ普及運動」に代わって行われたユアテックスタジアムでの「宮城県薬物乱用防止啓発キャンペーン」において、啓発活動に功績者に対し、麻薬取締部長から感謝状贈呈を行っています。

(4) 中毒者対策

ア 相談電話

昭和61年10月1日から「麻薬・覚せい剤相談電話」を設置しています。これは、取締とは異なった見地から保健衛生上の危害を防止すべく、薬物乱用者自身やその家族、知人など問題に悩む人々に広く相談の機会を設け、必要な助言を行うことを目的としています。

東北厚生局麻薬取締部にもこの「相談電話」が設置されており、その番号は、

0 2 2 - 2 2 7 - 5 7 0 0
ふ つ一 な (ら) こ な なしなし

との語呂合わせにより、覚えやすい番号とします。

この相談電話は匿名でも受け付け、薬物自体の特性に加えて、医療面、教育面、取締面等関係部門に造詣の深いベテランの麻薬取締官がその対応にあたっています。この電話以外にも、麻薬取締部の代表電話若しくは来所によっても相談を受けています。

※平成23年の状況度中には、

大麻に関する相談11件、覚せい剤に関する相談17件を含め計33件の相談受理

これら相談者のニーズに会ったアドバイスを行ったり、家族とともに最も適した方策を検討し、中には医療機関へ同行したケースや、覚せい剤乱用者により、恐怖の毎日を強いられることは珍しくなく、生活の安寧を提供すべく即検査に着手したケースもありました。麻薬取締部としては、こうした相談事案に対しては、最優先して対応しています。

イ 麻薬中毒者対策

医療を必要とする麻薬中毒者に適切な医療を提供する、措置入院制度があります。その制度は、麻薬中毒者が発見された場合、各県吏員が調査にあたり、必要あれば、県知事が指定した精神保健指定医に診断するよう求め、その診断の結果、「麻薬中毒であり、入院させなければ、麻薬の施用を繰り返す恐れがある」場合には、都道府県知事は、その麻薬中毒者を措置入院させ、治療させることができる仕組みです。

麻薬取締部も特に犯罪性がうかがえる案件について各県薬務主管課に協力して、調査にあたっています。

※平成23年の状況

事例1 麻薬の影響により救急医療を要した事案があり、調査したところ、高容量の麻薬発付剤（外国にて承認された医薬品）による急性中毒と判明、直ちに、検査に切り替え、当該麻薬を外国から密輸した人物を特定し、検挙。

事例2 大麻の中毒が疑われる事例もありましたが、調査した結果、大麻による中毒ではないことが判明。

ウ 薬物中毒者対策連絡会議及び講習会

北海道・東北ブロック合同で薬物中毒者連絡会議を開催しています。当会議は、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰に携わる医療機関、取締機関、その他関係機関等の専門家による相談事例及び対策について、情報並びに意見の交換を行い、地域における関係機関の連携を図ることを目的として行っています。

平成23年度においては、青森市にて「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物依存症例の紹介と治療回復プログラム、関係機関の連携の重要性について、話し合われました。

また、平成20年度から、「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」の開催に合わせて、薬物問題についての相談を受理する側の意識を高め、その資質向上を図るべく、「再乱用防止対策講習会」を開催することになり、平成23年度は、前述の連絡会議開催にあわせて、国立精神・神経センターの専門家らによる薬物乱用者への援助と社会復帰のため地域へ結びつけるため、関係機関の連携、地域における民間団体の活用の重要性について講演が行われました。当講習会は、地域全体の再乱用防止の意識と知識の向上を図るべく、一般にも公開されています。

※平成23年度講習会参加者 約96名

(5) 不正大麻・けし対策

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外から不正ルートを通じて搬入されています。しかし、けし・大麻については、栽培による国内供給もあり、こうした大麻、けしの栽培については、次の規制があります。

ア ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法により、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止
イ ハカマオニゲシ

麻薬及び向精神薬取締法にて、コカ、サイロシビン含有キノコ、サイロシン含有キノコとともに、「麻薬原料植物」として規制され、都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止

ウ 大麻

大麻取締法にて、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止

これら植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬等薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が課せられます。

麻薬取締部では、不正栽培事案について、厳格な取締を行う一方、違法な大麻・けしを地域環境内から排除すべく、どれが合法かどれが違法かについて広報に努めると共に、管内各県職員や保健所の職員らと協力し、自生大麻、自生けしの抜去を行っています。

※平成22年度実績 けし 約4.2万株（前年約4.6万株）、

大麻約20万株（前年約17万株）

当抜去実績からしても、管内における自生けし、自生大麻は、高水準にあります。

XV 東日本大震災への対応について

■地震の概要（気象庁HPより）

地震名：「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」

地震発生時刻：平成23年3月11日14時46分

発生場所（震源位置）：三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km）

規模（マグニチュード）：9.0（モーメントマグニチュード）

最大震度：7（宮城県栗原市）

■津波の観測値（気象庁HPより）

痕跡等から推定した津波の高さ	観測点名	推定した津波の高さ	観測点名	推定した津波の高さ
	八戸（青森県）	6.2m	大船渡（岩手県）	11.8m
	宮古（岩手県）	7.3m	石巻市鮎川（宮城県）	7.7m
	釜石（岩手県）	9.3m	相馬（福島県）	8.9m

1 厚生労働省現地対策本部及び現地復興対策本部における活動

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対応するため、厚生労働省は発災当日に災害対策本部を立ち上げると、翌12日には東北厚生局長を本部長とする現地連絡本部を設置しました。さらに14日にはこれを再編し、岩手県、宮城県、福島県の各県に現地対策本部を設置し、宮城の現地対策本部長には東北厚生局長が任命されました。

一方、内閣も発災後直ちに緊急災害対策本部を設置した後、宮城県には緊急災害現地対策本部、岩手県及び福島県には政府現地連絡対策室をそれぞれ設置しました。緊急災害現地対策本部には、東北厚生局総務管理官が厚労省関係体制の統括に、政府現地連絡対策室には岩手事務所長、福島事務所長がそれぞれ統括サブに任命されたほか、厚生労働本省からも多数の職員が現地に派遣されました。6月になって内閣に復興対策本部が新設されると、東北厚生局長はそれに伴って岩手県、宮城県、福島県の3県に設置された政府現地対策本部の本部員として復興事業の推進を支えることとなりました。

厚生労働省宮城現地対策本部では、本部内に作業チームを設置し、東北各県、各市町村との連絡体制の整備と厚生労働分野の要請への対応や、東北厚生局及び厚生労働関係機関のサービス提供体制に係る人的、物的被災状況の早期確認と対応を行うことを目的とした、情報収集等の活動を行うとともに、日々、現地対策本部会議を開催して概要を厚生労働本省に報告していました。これらの活動は、東北厚生局職員のほか、厚生労働本省や他の厚生局からの派遣者が7月末までに延べ1,000人以上が本部員となり、行われました。

発災から3ヶ月ほど経過した6月上旬には、被災地域においては緊急的、応急的を脱したとみて、これまで行ってきた避難所の状況把握中心の活動から、被災自治体における復興の取組を支

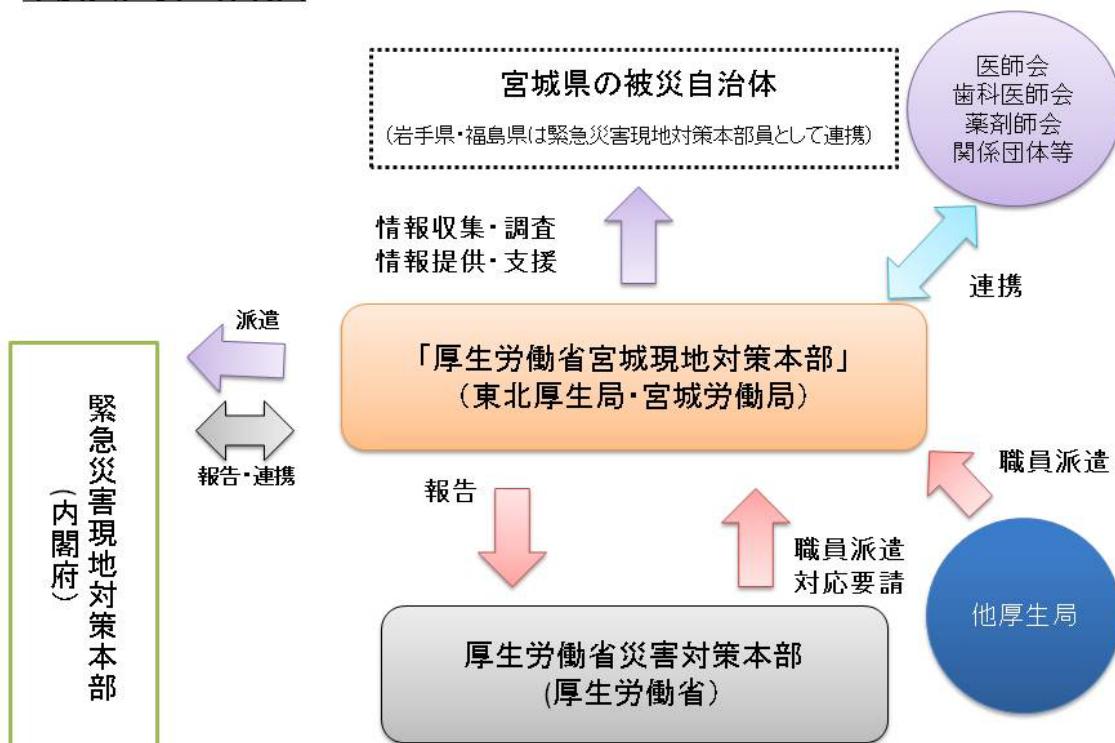
援することに重点を移すこととしました。

同年9月20日には、厚生労働省に復興対策本部が設置され、東北厚生局にその支部として宮城現地復興対策本部が設置されました。この頃から、東北厚生局においては、被災した市町村や関係団体等に対して、厚生労働省第三次補正予算に関する説明会や、被災者的心のケア対策、介護保険事業等についての勉強会、意見交換会などを度々開催し、制度の周知、課題の把握等を図ることとしました。

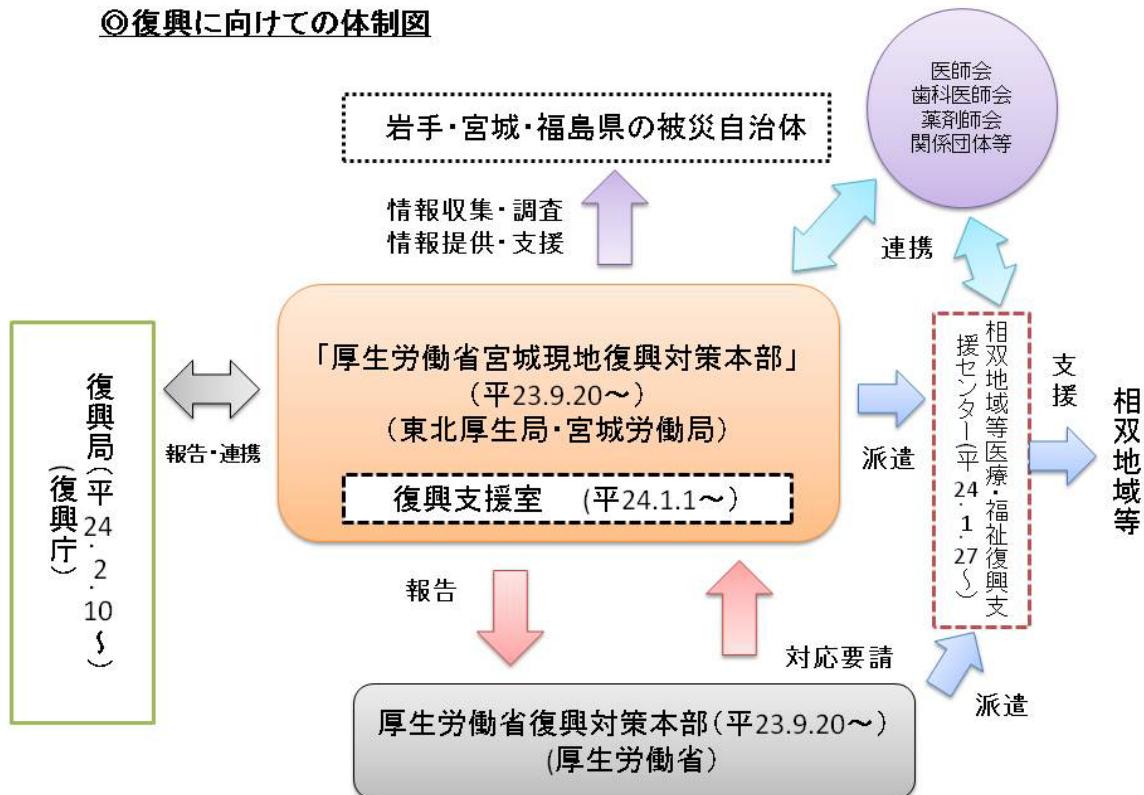
2 復興支援室における活動

平成24年1月、企画調整課内に復興支援室を設置し、被災自治体へのバックアップ体制を強化するとともに、現地復興対策本部の機能を事実上引き継ぎ、被災地の情報収集、各種会議等への出席や勉強会の開催などの復興支援に係る取組を拡充し、継続的に行っていくための体制を敷きました。また、福島県相双保健福祉事務所内にある厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センターに職員を派遣することにより、原発事故によって大きなダメージを受けた相双地域の福祉施設等について、現地のニーズ把握や同施設の従事者確保をするための支援等を行うこととしました。

◎震災直後の体制図



◎復興に向けての体制図



3 災害復旧費国庫補助金業務について

厚生労働省が所管する施設の災害復旧費については、保健衛生施設等及び社会福祉施設等に関する一部の事務が本省から地方厚生局に委任されており、東日本大震災に係る災害復旧費については概算で1,000件を超える調査（査定）を東北厚生局において行うことになりました。

厚生労働省からは6月16日に東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の取扱いが示され、机上調査対象の拡大（1カ所の申請額が200万円未満→7億円以下）等による災害査定の簡素化が図られたほか、保健衛生施設等については5月18日に事務取扱要領、5月31日に交付要綱が発出され、社会福祉施設等については4月26日に事務取扱要領、8月11日に交付要綱が発出されました。

東北厚生局における机上調査は、東北財務局との調整の結果、まずは8月15日の週に行われることになり、その後、9月12日の週、9月20日の週と3週にわたり、東北厚生局内の会議室で行われました。このときは調査を行う査定班と本省や財務局との連絡調整等を行う執行班の2班体制で対応しました。

調査体制の強化を図るため、8月31日及び10月6日に各県事務所を含む東北厚生局職員17人に対し健康福祉課の併任発令を行いました。これにより、10月3日から約2ヶ月の間は査定班を5班体制とし、岩手県と福島県を含む被災3県で同時に調査を行うことができるようになり、執行班とあわせて6班体制で当該補助金業務を行いました。

平成23年度の調査は現地確認が必要な実地調査を含め平成23年8月15日から平成24年3月2日までの間、保健衛生施設等については134件、社会福祉施設等については813件の査定が行

われました。

① 実地（机上含む）調査の実施結果

実地調査は、平成 23 年 8 月 15 日から平成 24 年 3 月 2 日までに、計 944 件実施し、調査決定額の合計は 14,171,533 千円となりました。その内訳は次のとおりです。

○社会福祉施設等

【自治体別・施設種類別内訳】

(単位：件、千円)

	障害者施設		児童施設		高齢者施設		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
青森県	1	4,600	4	126,522	18	45,847	23	176,969
岩手県	23	964,690	28	155,015	49	433,745	100	1,553,450
宮城県	33	209,452	73	365,228	150	1,758,562	256	2,333,242
福島県	24	389,752	61	177,061	95	962,105	180	1,528,918
仙台市	27	419,871	50	352,196	78	1,007,426	155	1,779,493
盛岡市	1	2,810	3	16,536	2	4,225	6	23,571
郡山市	2	10,888	13	24,095	15	94,635	30	129,618
いわき市	6	37,904	19	175,450	35	558,493	60	771,847
計	117	2,039,967	251	1,392,103	442	4,865,038	810	8,297,108

○保健衛生施設等

【自治体別・施設種類別内訳】

(単位：件、千円)

	保健センター		精神病院等		火葬場		その他		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
青森県	0	0	0	0	0	0	1	899	1	899
岩手県	5	292,005	4	51,491	4	15,631	1	4,507	14	363,634
宮城県	13	85,725	29	2,036,671	15	601,825	6	471,729	63	3,195,950
山形県	0	0	1	3,014	0	0	1	1,516	2	4,530
福島県	13	97,018	20	2,083,052	7	43,912	7	27,954	47	2,251,936
仙台市	2	2,494	0	0	1	1,381	2	50,879	5	54,754
郡山市	0	0	0	0	1	1,515	1	1,207	2	2,722
計	33	477,242	54	4,174,228	28	664,264	19	558,691	134	5,874,425

② 交付決定の実施結果

交付決定は、平成 23 年 11 月 15 日の保健衛生施設等を皮切りに、平成 24 年 3 月 29 日までに、計 900 件を行い、交付決定額の合計は、7,127,012 千円となりました。その内訳は次のとおりです。

その他、土壌処理事業に関し計 128 件、190,776 千円の交付決定を行いました。

○社会福祉施設等

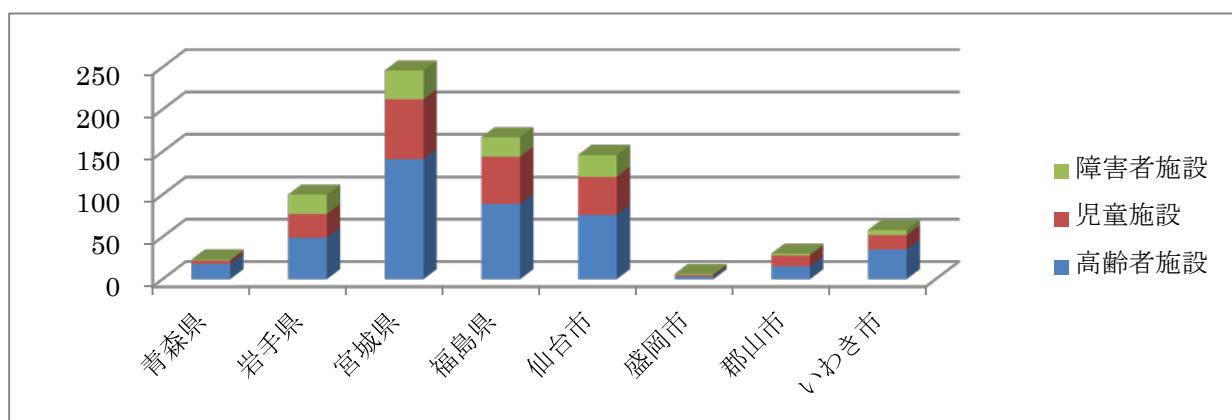
【自治体別・施設種類別内訳】

(単位:件、千円)

	障害者施設		児童施設		高齢者施設		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
青森県	1	2,300	4	63,258	18	21,153	23	86,711
岩手県	23	642,075	28	77,616	49	226,513	100	946,204
宮城県	34	133,518	71	154,394	141	891,618	246	1,179,530
福島県	23	207,737	55	61,228	89	496,082	167	765,047
仙台市	25	57,598	45	115,708	76	510,184	146	683,490
盛岡市	1	1,405	2	596	3	9,783	6	11,784
郡山市	2	5,443	13	13,127	15	47,862	30	66,432
いわき市	6	25,033	17	55,850	35	280,698	58	361,581
計	115	1,075,109	235	541,777	426	2,483,893	776	4,100,779

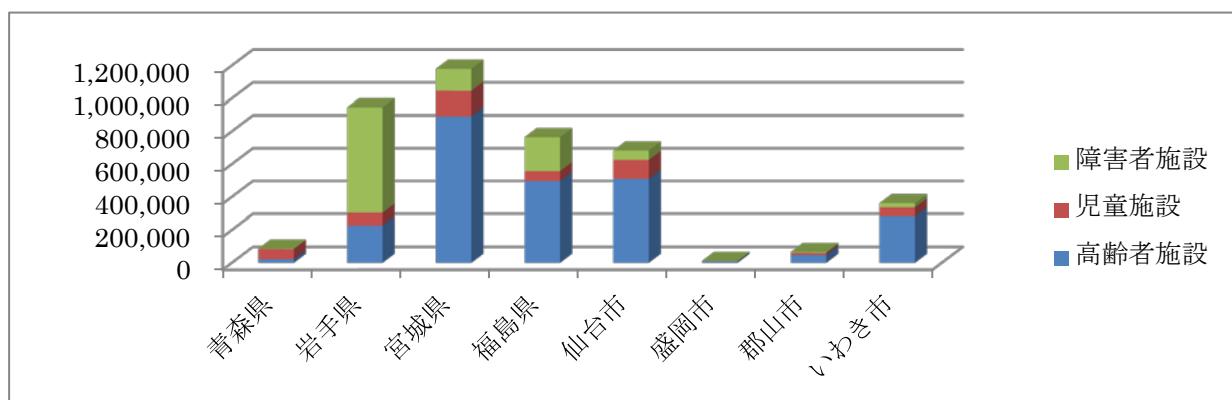
・県市別交付決定件数

(単位:件)



・県市別交付決定金額

(単位:千円)



○保健衛生施設等

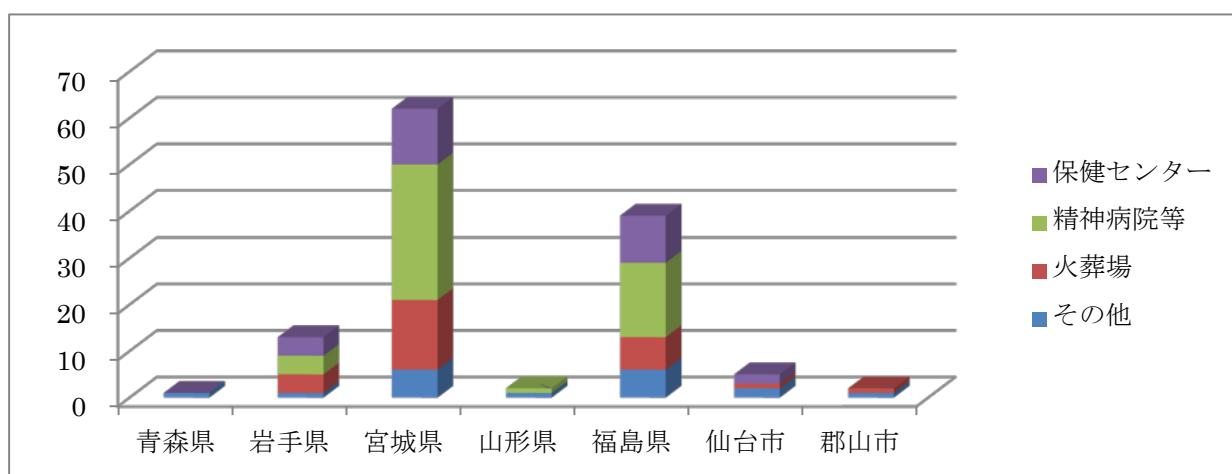
【自治体別・施設種類別内訳】

(単位:件、千円)

	保健センター		精神病院等		火葬場		その他		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
青森県	0	0	0	0	0	0	1	599	1	599
岩手県	4	145,438	4	25,744	4	9,762	1	2,253	13	183,197
宮城県	12	41,473	29	1,022,412	15	400,387	6	308,694	62	1,772,966
山形県	0	0	1	1,507	0	0	1	756	2	2,263
福島県	10	48,507	16	942,868	7	28,516	6	15,450	39	1,035,341
仙台市	2	1,246	0	0	1	920	2	27,887	5	30,053
郡山市	0	0	0	0	1	1,010	1	804	2	1,814
計	28	236,664	50	1,992,531	28	440,595	18	356,443	124	3,026,233

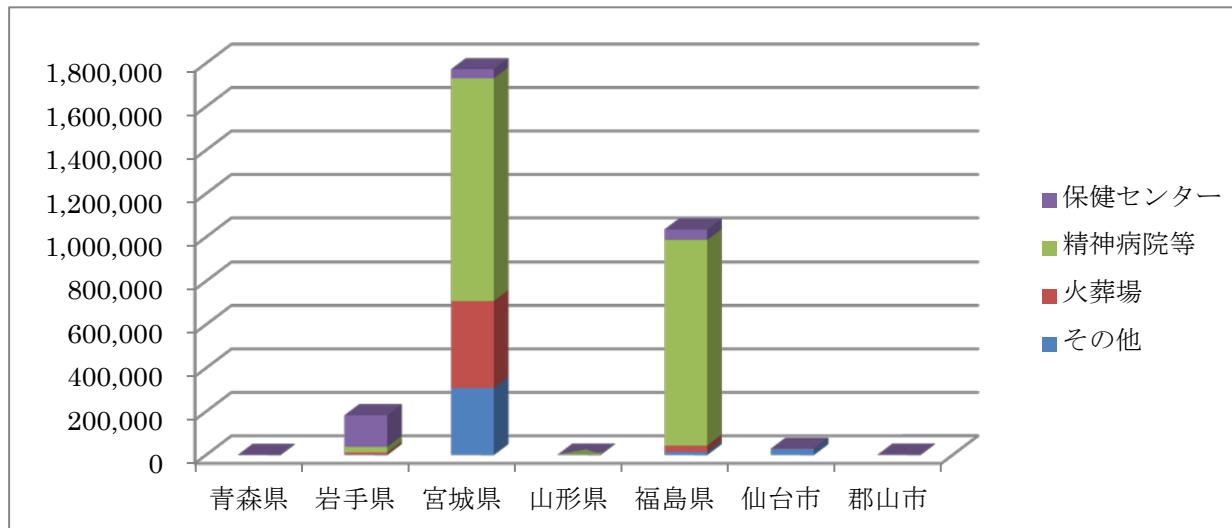
・県市別交付決定件数

(単位:件)



・県市別交付決定金額

(単位:千円)



■被災3県の社会福祉施設等の被害 (厚生労働省社会・援護局 平成23年4月20日時点まとめ)

	施設数	被災施設数	児童福祉施設		老人福祉施設		障害福祉施設		その他福祉施設	
			全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊
岩手県	1,056	205	12	29	8	90	9	56	0	1
宮城県	1,515	319	13	128	2	43	9	110	0	0
福島県	1,050	166	0	44	1	91	0	29	0	1
合計	3,621	690	25	201	11	224	18	195	0	2

※1 施設数については、被害のあった施設類型のうち主立ったものについて、平成21年度の各種統計を元に集計。

※2 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

■被災3県の病院の被害および診療機能の状況 (厚生労働省医政局 平成23年4月14日時点まとめ)

	病院数	病院建物の被害状況		診療機能の状況		
		全壊	一部損壊 ※1	外来の受入制限	入院の受入制限	受入不可
岩手県	94	3	38	3	2	3
宮城県	147	5	106	16	11	8
福島県	140	0	35	4	7	14 ※2
合計	381	8	179	23	20	25

※1 全壊および一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

※2 福島県の受入不可の医療機関の中には、福島第一原発30km圏内の医療機関が10ある。

※3 災害拠点病院については、33ヵ所のうち、県立釜石病院（岩手県）で入院・外来制限、石巻赤十字病院（宮城県）で入院制限、南相馬市立総合病院（福島県）で入院・外来制限。

■東日本大震災における災害拠点病院の被害状況 (厚生労働省医政局指導課 平成23年7月1日時点)

病院数	東日本大震災による被害状況	診療機能の状況													
		外来の受入制限			外来受入不可			入院の受入制限			入院受入不可				
		全壊	一部損壊直後	被災現在	5/17	6/20	被災現在	5/17	6/20	被災現在	5/17	6/20	被災現在	5/17	6/20
岩手県	11	0	11	11	0	0	0	0	0	11	1	1	0	0	0
宮城県	14	0	13	5	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0
福島県	8	0	7	4	1※	1※	1	0	0	5	0	1※	0	1※	0
合計	33	0	31	20	1	1	1	0	0	18	2	2	1	1	0

※緊急時避難準備区域

- 被災地の災害拠点病院のうち31病院は一部損壊で、全壊は0であった。（一部損壊には、建物の一部が利用不可能になるものから施設の損壊まで含まれる。）
- 7月1日時点では、県立釜石病院（岩手県）、緊急時避難準備区域の南相馬市立総合病院（福島県）で入院・外来制限を行っている。

災害復旧費事業に係る査定等の体制と実績

<査定班の体制等>

①8月15日～19日の班体制及び査定数

班体制	調査対象施設等	査定件数		
		保衛	社福	計
健康福祉課＋本局併任者	2名		宮城県(保衛)＋仙台市(保衛)	12 12

②9月12日～22日の班体制及び査定数

班体制	調査対象施設等	査定件数		
		保衛	社福	計
健康福祉課＋本局併任者	2名		宮城県(保衛・社福)	11 26 37

③10月3日～12月16日の班体制及び査定数

班体制	主な調査対象施設等	査定件数		
		保衛	社福	計
A 健康福祉課＋本局併任者	宮城県(保衛)＋仙台市(保衛)＋山形県(保衛) +いわき市(社福)＋郡山市(保衛・社福)	41	102	143
B 岩手事務所併任者	青森県(保衛・社福)＋岩手県(保衛・社福) +盛岡市(社福)＋宮城県(社福)	15	170	185
C 本局及び山形事務所の併任者	宮城県(社福)	2	166	168
D 福島事務所併任者	福島県(保衛・社福)	47	174	221
E 本局併任者	仙台市(社福)		149	149
計		105	761	866

④2月20日～3月2日の班体制及び査定数

班体制	調査対象施設等	査定件数		
		保衛	社福	計
本局併任者	岩手県(保衛)＋宮城県(保衛・社福)＋仙台市(社福) +福島県(保衛・社福)＋いわき市(社福)	6	23	29

<執行班の体制等>

班体制	業務内容	査定件数			交付決定件数		
		保衛	社福	計	保衛	社福	計
健康福祉課	査定結果の本省登録・内示・交付決定、 財務局及び他班との連絡・調整・ロジ、 各班の出張関係書類の作成等	134	810	944	124	776	900

災害復旧費補助金査定件数

	8/15 (月)	16 (火)	17 (水)	18 (木)	19 (金)	20 (土)	21 (日)
	宮城県(10)、仙台市(2)						

	9/12 (月)	13 (火)	14 (水)	15 (木)	16 (金)	17 (土)	18 (日)	19 (月)	20 (火)	21 (水)	22 (木)	23 (金)	24 (土)	25 (日)
	宮城県(26)													宮城県(11)

	10/3 (月)	4 (火)	5 (水)	6 (木)	7 (金)	8 (土)	9 (日)	10 (月)	11 (火)	12 (水)	13 (木)	14 (金)	15 (土)	16 (日)
A班	宮城県(11)、山形県(1)													宮城県(14)
B班	岩手県(19)													岩手県(18)
C班	宮城県(22)													宮城県(16)
D班	福島県(21)													福島県(18)
E班	仙台市(18)													仙台市(14)

	17 (月)	18 (火)	19 (水)	20 (木)	21 (金)	22 (土)	23 (日)	24 (月)	25 (火)	26 (水)	27 (木)	28 (金)	29 (土)	30 (日)
A班	いわき市(16)													郡山市(21)
B班	岩手県(25)													岩手県(22)
C班	宮城県(25)													宮城県(22)
D班	福島県(25)													福島県(26)
E班	仙台市(24)													仙台市(22)

	31 (月)	11/1 (火)	2 (水)	3 (木)	4 (金)	5 (土)	6 (日)	7 (月)	8 (火)	9 (水)	10 (木)	11 (金)	12 (土)	13 (日)
A班	郡山市(11)													宮城県(6)、山形県(1)
B班	宮城県(9)													青森県(24)
C班	宮城県(10)													宮城県(19)
D班	福島県(11)													福島県(25)
E班	仙台市(12)													仙台市(17)

	14 (月)	15 (火)	16 (水)	17 (木)	18 (金)	19 (土)	20 (日)	21 (月)	22 (火)	23 (水)	24 (木)	25 (金)	26 (土)	27 (日)
A班	いわき市(7)													宮城県(5)
B班	岩手県(13)、盛岡市(6)													宮城県(7)
C班	宮城県(16)													宮城県(5)
D班	福島県(17)													福島県(8)
E班	仙台市(18)													仙台市(10)

	28 (月)	29 (火)	30 (水)	12/1 (木)	2 (金)	3 (土)	4 (日)	5 (月)	6 (火)	7 (水)	8 (木)	9 (金)	10 (土)	11 (日)
A班	いわき市(15)													宮城県(14)
B班	宮城県(26)													岩手県(16)
C班	宮城県(12)													宮城県(10)
D班	福島県(27)													福島県(24)
E班	仙台市(14)													

	12 (月)	13 (火)	14 (水)	15 (木)	16 (金)	17 (土)	18 (日)
A班	いわき市(21)						
C班	宮城県(11)						
D班	宮城県(4)、福島県(15)						

	2/20 (月)	21 (火)	22 (水)	23 (木)	24 (金)	25 (土)	26 (日)	27 (月)	28 (火)	29 (水)	3/1 (木)	2 (金)	3 (土)	4 (日)
	福島県(10)、仙台市(7)、いわき市(1)													岩手県(1)、宮城県(8)、仙台市(2)

東日本大震災への対応について初動を中心としたこれまでの主な動き

- 3月 11日 金 14:46 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)発生
12日 土 3:00 本省より厚生労働省現地連絡本部(本部長:東北厚生局長)設置の連絡
8:50 第1回連絡本部会議開催(於:宮城労働局内)
<下記のとおり決定>
・停電、電話の断絶が続いているが、東北各県、各市町村との連絡体制の整備を図り、厚生労働関係の要請を受けとめ、厚生労働本省との連携の下対応を図ること
・厚生労働関係機関のサービス提供体制(健康保険、公的年金にかかる申請・相談、医療サービスの提供体制、ハローワークにおける求職者への対応等)について、これらのサービスを提供する上で、必要な人的・物的状況を早急に確認すること
・上記2点に取り組むため、現地連絡本部の中に作業チームを設置すること
・当面、少なくとも1日1回は現地連絡本部会議を開催し、作業状況の確認を行い、厚生労働本省に報告を行うことで情報の共有を図ること。
- 10:30 仙台市長より、避難所における保健師活動のスーパーバイザーの派遣要請あり
19:25 第2回連絡本部会議開催
・仙台市長の要請の件、職員の安否の件、各施設の状態等について確認
- 13日 日 14:30 本部長より仙台市長に2名派遣することを伝え、今後の支援・連携を確認
・市内公立病院の自家発動用の重油及び医薬品等の確保について支援要請あり
18:30 第3回連絡本部会議開催
・仙台市派遣者の決定、衛星携帯電話の借用等
- 14日 月 岡本政務官が被災地、避難所等を視察
被災地視察を開始
・当初は仙台市内の避難所から調査を開始
本部長が宮城県知事と支援・連携を確認
・宮城県知事から透析患者の県外移送の要請があり、協力について了承
- 17:00 厚生労働省に災害対策本部事務局(事務局長:社会・援護局長)が設置
18:32 第1回対策本部会議開催(これ以降の開催は略)
・現地連絡本部を現地対策本部として活動開始
- 15日 火 局長から地震発生後の局の対応等について職員へ説明
16日 水 8:30 本省から応援第一陣(3名)が到着(以降、継続)
〔食料調達班を組織し、職員に対する炊き出しを始める〕
- 17日 木 避難住民の医療・福祉の状況把握についての実施要領を決定
医療班と福祉班の2班体制とした
・医療班は避難所中心に衛生・医療の環境状態を調査し、福祉班はケアマネ協会、県社協との連携調整を中心に活動
- 24日 木 労働班を発足させた
・宮城労働局との情報共有を中心に活動
- 近畿厚生局から医事課長が応援として到着
- 27日 木 福祉班に本省健康局からの派遣者が加わり、墓埋関係の調整を始める
31日 木 健康班(4/25より埋葬班と改称)を発足させた
・政府現地災害対策本部の体制強化に伴う作業班の再編
- 4月 1日 金 本省から、墓埋担当が2名追加派遣

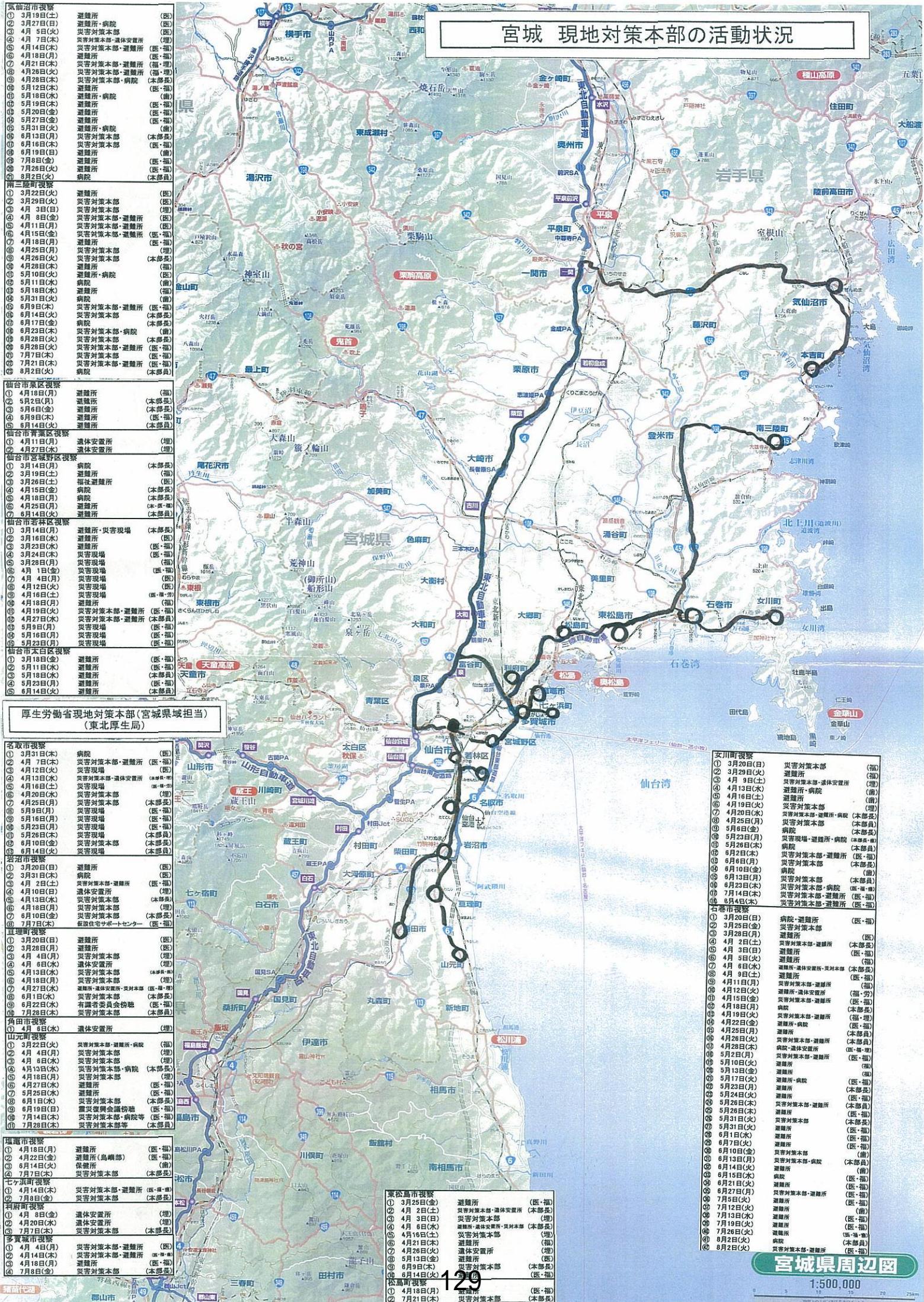
2日 土	本部長が石巻市長及び東松島市長と意見交換
4日 月	関東厚生局から応援第1陣(3名)が到着(以降、継続) ・4／11に第2陣(関信)、4／18に第3陣(関信)、4／25に第4陣(関信)、5／9に第5陣(東海)、5／16に第6陣(北海道)、5／23に第7陣(関信)
5日 火	歯科医療チームを発足させた ・宮城県健康福祉課と県歯科医師会が円滑に連携できるよう新たに立ち上げる
6日 水	厚生労働大臣が避難所等視察
13日 水	本部長が山元町幹部、亘理町長、岩沼市長、名取副市長と意見交換
14日 木	医療チーム、福祉チームを医療福祉Aチーム、Bチーム、Cチームに再編
18日 月	医政局長視察
20日 水	本部長が女川町長と意見交換
22日 金	〔現地対策本部会議は原則として休日には行わないこととした〕
25日 月	参議院災害対策特別委員会視察
	総括審議官視察
26日 火	老健局総務課長視察
	本部長が南三陸町長と意見交換
28日 木	本部長が気仙沼市長と意見交換 〔現地対策本部における夜間待機を解除〕
5月 6日 金	衆議院厚生労働委員会視察
14日 土	〔現地対策本部における休日対応を縮小(3人→1人)〕
18日 水	衆議院予算委員会視察
19日 木	厚生労働審議官視察
20日 金	政府現地対策本部において石巻市特別支援チームが発足
23日 月	老健局長視察
31日 火	本部長が石巻市長と意見交換
6月 1日 水	本部長が山元町長、亘理町長と意見交換
6日 月	現地対策本部における活動方針の一部改正 ・活動の重点を避難所の状況把握等から被災自治体における復興取組の支援等に移し、医療福祉チームを再編(3チーム→2チーム)するとともに活動日を原則として週2日(火、木)とした
	本部長が女川町長と意見交換
9日 木	本部長が東松島町長と意見交換
10日 金	本部長が名取市長、岩沼市長と意見交換
13日 月	本部長が気仙沼市長と意見交換 唐澤大臣官房審議官視察(13、14日)
14日 火	本部長が南三陸町長と意見交換
16日 水	本部長が福島県保健福祉部長と意見交換
28日 火	本部長が宮城県副知事、南三陸町長と意見交換
7月 4日 月	本部長が末松宮城現地対策本部長(内閣府副大臣)と意見交換
7日 木	末松宮城現地対策本部長が南三陸町を視察
	本部長が利府町副町長、塩竈市副市長と意見交換
8日 金	本部長が七ヶ浜町長、多賀城市長と意見交換
15日 金	本部長が津川岩手現地対策本部長(国交大臣政務官)、岩手県知事と意見交換 〔現地対策本部における休日対応が終了〕
16日 土	本部長が松島町長と意見交換
21日 木	

宮城現地対策本部に派遣された職員のべ人数等(平成23年)

〈東北厚生局及び宮城労働局に所属する職員を除く〉

担当した業務	政府現対	医療・福祉関係							埋葬関係	労働関係	計	
		厚労本省	厚労本省	地方厚生局				国病機構	感染研			
				北海道	関東信越	東海北陸	近畿		厚労本省			
3月14日（月）～ 3月20日（日）	5人日	18人日						3人日			4人日 30人日	
3月21日（月）～ 3月27日（日）	7人日	36人日						7人日		3人日 16人日	69人日	
3月28日（月）～ 4月3日（日）	7人日	28人日		3人日				4人日		11人日 19人日	72人日	
4月4日（月）～ 4月10日（日）	10人日	15人日		30人日					12人日	17人日 25人日	109人日	
4月11日（月）～ 4月17日（日）	18人日	24人日		33人日		1人日				14人日 16人日	106人日	
4月18日（月）～ 4月24日（日）	18人日	20人日		33人日		7人日				9人日 18人日	105人日	
4月25日（月）～ 5月1日（日）	17人日	9人日		24人日		1人日				5人日 20人日	76人日	
5月2日（月）～ 5月8日（日）	16人日	3人日		3人日	9人日						21人日 52人日	
5月9日（月）～ 5月15日（日）	16人日	14人日	9人日		21人日						16人日 76人日	
5月16日（月）～ 5月22日（日）	19人日	10人日	21人日		3人日		9人日				15人日 77人日	
5月23日（月）～ 5月29日（日）	23人日	12人日	3人日	30人日							17人日 85人日	
5月30日（月）～ 6月5日（日）	21人日	15人日		24人日	3人日						10人日 73人日	
6月6日（月）～ 6月12日（日）	15人日	12人日	3人日	3人日	6人日						39人日	
6月13日（月）～ 6月19日（日）	15人日	14人日	6人日	3人日			6人日				44人日	
6月20日（月）～ 6月26日（日）	13人日	8人日		9人日							30人日	
6月27日（月）～ 7月3日（日）	7人日	6人日		6人日	3人日						22人日	
7月4日（月）～ 7月10日（日）	8人日	5人日	3人日		6人日						22人日	
7月11日（月）～ 7月17日（日）	8人日		6人日	3人日							17人日	
7月18日（月）～ 7月24日（日）	8人日			6人日							14人日	
7月25日（月）～ 7月31日（日）	8人日										8人日	
計	259人日	249人日	51人日	210人日	51人日	9人日	15人日	14人日	12人日	59人日	197人日 1,126人日	

宮城 現地対策本部の活動状況



宮城県周辺図

1:500,000

宮城現地対策本部による医療・福祉サービス
避難所の状況把握について

1. 目的

今回の地震による宮城県の被災住民の生活状況をできる限り早期に改善するため、宮城県、仙台市等の関係機関との連携の下、厚生労働省宮城現地対策本部による被災住民の医療及び避難所の状況把握のための活動を行う。

2. 実施方法

(1) 状況把握活動の対象地域

- ・ 宮城県内の地域であって、今回の震災によって甚大な被害が発生し、医療、福祉サービス等のニーズが大きいと認められる地域。
- ・ 当面、仙台市若林区、宮城野区及び太白区を対象とする。
また、石巻市、気仙沼市、南三陸町等については、交通、通信事情の改善状況に応じて、今後、なるべく速やかに本状況把握活動の対象とする。

(2) 実施方法

- ・ 仙台市当局の了解の下で、本状況把握活動に従事する者として指名された職員が、仙台市職員と連携しつつ、実施する。
- ・ 活動の単位は2班（医療と福祉）とし、各班4名体制とする。各活動班は、当面、小林医事課長及び藤井専門官チーム（医療）並びに山本課長補佐及び井上検査官チーム（福祉）で構成し、東北厚生局職員を各班に2名配置する。

(3) モニタリング項目

①全般的な状況

仙台市役所又は若林、宮城野、太白各区役所において、基本的には仙台市の避難所活動記録（別紙）に基づいて調査を行う。

- ・ 各避難所の医師、保健師、看護師、ヘルパー、コーディネーター等の救援要員の配置状況。
- ・ ライフラインの状況、燃料の確保状況。
- ・ 各避難所の最寄りの開業医の協力状況。
- ・ 保健医療分野における周辺避難所との協力関係。
- ・ 感染症患者の隔離の可否。
- ・ 重症者発生時の対応方法。

②各避難所の状況

(4) 状況把握活動報告のとりまとめ

各班において、リーダーが確認した上で、報告をとりまとめ、本部に報告する。また、関係自治体に対しても情報を提供することとする。

3. 状況把握活動に従事する職員

- ・ チームリーダーは、当面、医療班は小林医事課長、福祉班は山本課長補佐とする。
- ・ チーム員は、現地対策本部長が指名する東北厚生局職員とする。

宮城現地対策本部による医療、福祉、埋葬、歯科医療
及び労働チームの活動方針について

1. 目的

東日本大震災の被災地域においては、発災直後の緊急的、応急的状況から脱し、復興に向けて過渡的な取組みが進み始めている。そのため、厚生労働省宮城現地対策本部においては、これまで行ってきた避難所の状況把握中心の活動から、被災自治体における復興への取組みを支援することに重点を移し、活動を行うこととする。

2. 実施方法

(1) 活動の対象地域

- ・県内の他被災自治体に比べ未だ復興に向けた課題が多い4市町（気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市—各市町の災害対策本部等）及び石巻市に設けた2定点観測避難所（名振コミュニティセンター・鹿妻小学校）を主な対象とする。
- ・また、上述の4市町以外の被災自治体についても、必要に応じ随時の状況把握活動を行う。
- ・なお、現地に赴いた場合、必要に応じて近隣の避難所の調査も併せて実施する。

(2) 実施方法

- ・復興支援活動に従事する者として指名された職員が、各市町担当課と連携しつつ実施する。
- ・活動の単位は医療福祉Aチーム、医療福祉Bチーム、埋葬チーム、歯科医療チーム、労働チームとし、別紙の編成とする。

(3) 活動内容

① 復興計画支援及び定点観測

- ア 各市町災害対策本部において今後の復興に向けた取組について情報収集及び意見交換を行う。
また、必要に応じ管内の全般的な復旧状況・避難所数・ライフラインの状況、避難生活を送る住民の数、保健衛生・医療・福祉等の状況を確認する。

- イ 石巻市の2避難所（名振コミュニティセンター・鹿妻小学校）について、隔週火曜日、避難所の状況を調査し、厚生労働本省及び内閣府（宮城県政府現地対策本部）に報告する。

② 被災自治体における復興への取組み状況の把握

被災自治体、災害対策本部等において情報収集等を行う際、次の項目を中心として状況把握を行う。

- ・当該自治体の復興方針、計画、関係組織について
- ・復興計画における保健衛生・医療分野、社会福祉分野の位置づけと内容
- ・上記分野に関する検討状況・計画策定または具体化における厚生労働省への要望

③ 各避難所の状況把握

避難所を訪問した際、次の項目を中心として状況把握を行う。

- ・避難所における保健衛生や福祉・介護ニーズの状況
- ・ライフラインの状況
- ・最寄りの開業医の状況
- ・感染症患者の取扱い
- ・重症者発生時の対応方法

(4) 状況把握活動報告のとりまとめ

各チームにおいて、リーダーが確認した上で、報告をとりまとめ、本部に報告する。
また、関係自治体に対しても情報を提供することとする。

3. 状況把握活動に従事する職員

チームリーダー及びチーム員は現地対策本部長が指名する別紙の者とする。

避難所活動記録(日報)

年月日

記載者(所属・職名)

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が、被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避難所の概況等	避難所名	交通状態(避難所と外との交通手段)
	避難者数(定員名)、昼間の避難者数名	スペース密度(過密・適度・余裕)
	避難場所 屋内:体育館・講堂・教室等・集会所・廊下ロビー・その他() 屋外:テント・シート・簡易建築物・草・その他()	避難者への情報伝達手段 黒板・掲示板・マイク・チラシ その他()
	ボランティア:有(内容)・無	復旧状況(電話・電気・ガス・水道)
	医療の提供状況 救護所:有・無、巡回診療:有・無、地域の医師との連携:有・無	
生活環境的側面	現在の状況	必要物品(不足物)
	食事 回数(/日) 内容() 配食者() 炊き出し:有(ご飯・味噌汁・)・無 残品処理:適・不適 非常食:保管有()・無、保管場所() 飲料水:上水道 復旧済・未復旧(予定日 月 日) 保管容器:ペットボトル・ポリタンク・大型タンク(非常用水) 日付有・無 その他()	食料(ミルク) 飲料水 寝具 トイレ オムツ その他
	生活環境的側面 冷暖房:有・無 (全館・個別(エアコン・コタツ・電気ストーブ・石油ストーブ)) 換気:行っている・いない 喫煙所:有・無 分煙:有・無 清掃:している(自主・ボランティア・その他)・していない 床() 廉き替え:有・無 下敷き:段ボール・発泡スチロール・タタミマット・シート 寝具乾燥:している・していない	対応・特記事項
	住環境 ゴミ保管場所:専用有()・無 トイレ:既設 使用可能()ヶ所 簡易:有(個) 場所:校庭・公園・道路・その他 清掃:している(自主・ボランティア・その他)・していない 手洗い:設備有(便所・洗面所・)(水流式・ため水・) 消毒薬:有・無(残り本数) 風呂:既存浴場・近隣にあり() 簡易浴槽:有・無 洗濯機:有(台)・無 ペット飼養世帯:有(世帯)・無 管理状況:適・不適 飼養動物:犬(頭)猫(四)・その他() その他()	
	防疫的側面 風邪様症状(咳・発熱・頭痛など)	
	食中毒様症状(下痢・嘔吐・腹痛など)	
	感染症症状、その他	

配慮を要する人々	継続支援を要する人	福祉避難所を要する人	対応・特記事項		
	乳児()人	()人			
	幼児()人	()人			
	学童等()人	()人			
	妊産婦()人	()人			
	成人()人	()人			
	身体障害者()人	()人			
	知的障害者()人	()人			
	精神障害者()人	()人			
	難病()人	()人			
高齢者()人	()人				
その他()人	()人				
再掲	要介護者()人	()人			
	生活不活発病()人	()人			
	感染症(風邪・感染性胃腸炎・インフルエンザ等) ()人	()人			
配慮を要する人々	人数の把握	乳幼児～学童	成人	高齢者	対応・特記事項
	頭痛				
	発熱				
	食欲不振				
	嘔気・嘔吐				
	下痢				
	便秘				
	不眠				
	不安				
	抑うつ				
その他					
まとめ	全体の健康状態				
	活動内容				
	印象				
	課題／申し送り				
					受理者(サイン)

福祉避難所活動記録(日報)

平成 年 月 日	記載者(所属、職名)
----------	------------

福祉避難所活動の目的:

・公衆衛生的立場から福祉避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。

・介護や支援をする個人や家族が、被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

施設名:	所在地:	(連絡先)
運営者(法人)名:	代表者名:	(連絡先)
福祉避難所に指定された日: 平成 年 月 日	開設予定日: 平成 年 月 日	
対象者: 高齢者、認知症、身障、知障、精神、障害児、妊娠婦、乳幼児、病弱者、その他()		
職員体制: 介護職(人)、看護職(人)、相談員(人)、調理員(人)、その他(人)		
福祉避難所として加配した職員: 管理(人) うち、他県等からの派遣職員(人)		
ボランティアの活動状況: 1日平均(人) 担当業務: 介護、相談、炊出し、清掃、その他()		
要介護・要支援の避難者数: 名(定員: 名) 要介護者・要支援者を除く家族: 岩蒂 名	スペース密度: 過密・適度・余裕	
福祉避難所として利用している場所 屋内: 居室(人)、ロビー(共用スペース)(人)、講堂(体育館を含む)(人) 集会室(人)、その他() ※待機においてユニットケア居間を利用した場合 ・空きスペースの有無(有・無) ・空きスペースの必要性についての意見()	避難者への情報伝達手段 黒板・掲示板・マイク・テラシ	
屋外: テント・シート・簡易建築物・車・その他()	その他()	
福祉避難所となった経緯:		
福祉避難所へ避難する前の居所・避難先: 自宅(人)、一般避難所(人)、病院(人)、入所施設(人)、その他(人)		
福祉避難所を運営する法人の行っている他の事業:		
福祉避難所を運営する法人の行っている他の事業の被災状況及び復旧状況:		
福祉避難所の運営マニュアルの有無: 有・無		
福祉避難所入所条件: 有・無(条件:)		
医療の提供状況 救護所: 有・無、巡回診療: 有・無、地域の医師との連携: 有・無	ライフラインの状況 ・電話 ・電気 ・ガス ・水道 ・燃料	

現在の状況	必要物品(不足物)
冷暖房: 有・無	・食料(ミルク)
全館・個別(エアコン・コタツ・電気ストーブ・石油ストーブ)	・飲料水
換気: 行っている・いない 喫煙所: 有・無 分煙: 有・無	・寝具
清掃: している(自主・ボランティア・その他:)・していない	・トイレ
床()、履き替え: 有・無	・オムツ
下敷き: 段ボール・発泡スチロール・タタミマット・シート	・その他
寝具乾燥: している・していない	対応・特記事項
ゴミ保管場所: 専用有()・無	国庫負担対象経費として新たに購入等したもの
トイレ: 既設(和式 善、洋式 善) 仮設(和式 善、洋式 善) 簡易トイレ(善)	(例) ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等、紙おむつ、ストーマ用器具、その他日常生活上必要な消耗器材等
仮設トイレ設置場所: 園庭・公園・道路・その他()	
清掃: している(自主・ボランティア・その他:)・していない	
手洗い: 設備有(便所・洗面所:)・水槽式・ため水・	
消毒薬: 有・無(残り本数:)	
風呂: 既存浴場・近隣にあり() 簡易浴槽: 有・無	
洗濯機: 有(台)・無	
ペット飼養: 有(岩蒂)・無、管理状況: 通・不通	
飼養動物・犬(頭)・猫(四)・その他()	
その他()	

被介護者の状況	要支援高齢者	()人	内訳: 喫たきり()人、一部介助()人	
	身体障害者	()人	内訳: 肢体不自由()人、視覚障害()人、聴覚障害()人	
	知的障害者	()人		
	精神障害者	()人		
医療処置	身体障害児	()人	内訳: 肢体不自由()人、視覚障害()人、聴覚障害()人	
	発達障害児	()人		
	知的障害児	()人		
			人工呼吸器()人、経管栄養()人、中心静脈栄養()人 人工透析()人、自己注射()人、人工肛門()人、 嚥道処置()人、尿カテーテル挿入()人、吸引()人、 酸素吸入()人、その他()人	
健康状態	服薬	服薬管理()人		
		発熱()人		
		嘔気・嘔吐()人		
		下痢()人		
		便秘()人		
		不眠()人		
		不安()人		
		抑うつ()人		
		生活不活発病()人		
		その他()人		
介護の状況	介護者	家族()人		
		介護福祉士・ヘルパー()人、勤務時間(: ~ :)	・ 24時間	
	家族の状況	家族の意向	施設入所希望()人 在宅希望()人	内訳: 帰る家がない()人 同居家族がいない(介護者がいない)()人
			その他()	
生活の状況		食生活	食事回数()回/1日	
		食事内容 朝: 主食()人 主菜()人 副菜()人 汁物()人 昼: 主食()人 主菜()人 副菜()人 汁物()人 夜: 主食()人 主菜()人 副菜()人 汁物()人		
		食事形態 常食・軟食(おかゆ・通型)・流動食・その他()		
		食事場所 ベッド上・布団上・食事用スペース・その他()		
		姿勢(P) 延位・仰臥位・その他()		
		補助具の充足状況 補助具 歩行	車いす・杖・歩行器・コミュニケーションツール その他()	
		睡眠 清潔	寝具 布団・ベッド()台・その他() 居室(床、ベッド/布団周り) 清潔・普通・悪 衣類 清潔・普通・悪 更衣 ()回/()日 身体 清潔・普通・悪 寝具 清潔・普通・悪 オムツの処理状態 良・普通・悪 臭気 有・無 口腔 ケア必要者()人	
		入浴 入浴	回数 ()回/()日 方法 清拭・シャワー浴・浴槽浴 介助 全介助()人・一部介助()人 入浴時の介護用具 有・無	
	サポート体制	ケアマネの介入	有・無	
		ソーシャルワーカー	有・無	
障害児看護相談支援		有・無		
地域包括支援センターの介入		有・無		
行政(市町村)の介入		有・無		
医療スタッフ(日中)		医師()人、看護師()人、保健師()人、管理栄養士()人、薬剤師()人、 理学療法士()人、作業療法士()人、その他()人		
サービスの利用	訪問診療	有・無		
	訪問看護	有・無		
	訪問介護	有・無		
	訪問入浴	有・無		
	訪問リハビリ	有・無		
	その他()			
まとめ	全体の健康状態			
	全体の衛生状態			
	印象			
	課題			
	引き継ぎ内容			

東日本大震災厚生労働省復興対策本部設置要綱

平成23年9月20日
厚生労働大臣伺い定め

1 目的

東日本大震災からの復興及び同震災に伴う原子力災害からの復興等を目的として、厚生労働省内に「東日本大震災厚生労働省復興対策本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部の構成

- (1) 本部長は厚生労働大臣とする。
- (2) 本部に、本部長代理、副本部長及び副本部長代理を置く。本部長代理は、厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官とし、副本部長は、事務次官及び厚生労働審議官とし、副本部長代理は、大臣官房長、大臣官房総括審議官及び技術総括審議官とする。
- (3) 本部に、本部員を置く。本部員は、別紙に掲げる職にある者とする。

3 本部の運営等

- (1) 本部長は、上記1の目的のため、必要に応じ、本部員会議を開催する。
- (2) 本部員会議のメンバーは、本部長、本部長代理、副本部長、副本部長代理及び本部員とする。

4 事務局

- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、事務局長代理及び事務局次長を置く。
- (3) 事務局長は、大臣官房長とし、事務局長代理は、大臣官房総括審議官とし、事務局次長は、大臣官房厚生科学課長、社会・援護局総務課長及び大臣官房参事官（総務担当）とする。
- (4) 事務局員は、本部長が指名した者をもって充てる。

(5)事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、社会・援護局総務課において処理する。

5 東日本大震災厚生労働省現地復興対策本部

(1)本部の支部として、岩手労働局（岩手県）、東北厚生局（宮城县）及び福島労働局（福島県）に、東日本大震災厚生労働省現地復興対策本部（以下「現地復興本部」という。）をそれぞれ設置する。

(2)現地復興本部は、現地復興本部長、現地復興副本部長及び現地復興本部員をもって構成し、本部長が指名した者をもって充てる。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項については、本部長が別に定める。

7 附則

この要綱は、平成23年9月20日から施行する。

なお、東北地方太平洋沖地震厚生労働省災害対策本部事務局が行っていた業務については、本部事務局が行う。

(別紙)

東日本大震災厚生労働省復興対策本部員となる役職

統計情報部長
医政局長
健康局長
医薬食品局長
食品安全部長
労働基準局長
安全衛生部長
職業安定局長
職業能力開発局長
雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長
保険局長
年金局長
年金管理審議官
政策統括官（社会保障担当）
政策統括官（労働担当）

・各種勉強会等の開催実績(平成23年度)

開催日時	タイトル	参加市町村等・参加人数	内容
平成23年8月30日	第1回復興支援者会議	NPO法人等	・情報交換
平成23年10月14日	第1回仮設住宅に関する意見交換会	6市町村 14名	・仮設住宅をめぐる課題（冬場対策・環境改善） ・仮設住宅等のサポート体制をめぐる課題 ・仮設住宅等住民の心身健康管理をめぐる課題 ・雇用問題をめぐる課題
平成23年11月2日	第2回復興支援者会議	NPO法人等	・情報交換
平成23年11月4日	第2回仮設住宅に関する意見交換会	5市町 10名	・問題点等について意見交換
平成23年11月14日	第1回災害時保健師活動勉強会	1省、1県、 11市町村 18名	・講演 ・ディスカッション
平成23年11月16日	生活不活発病予防の取組に関する説明会	16市町村 45名	・生活不活発病予防の取組について ・南三陸町における取組例の紹介 ・生活不活発病について
平成23年11月28日	被災3県の社会福祉法人を対象とした現地説明会（福祉貸付）	22団体	・厚生労働省第三次補正予算等について ・経営協の活動 ・福祉貸付について
平成23年11月29日	第1回復興支援勉強会	21市町村 12団体 77名	・地域支え合い体制作り事業 ・介護等のサポート拠点について
平成23年12月9日	第2回復興支援勉強会	22市町村 4団体 54名	・被災者の健康の確保（仮設住宅等への巡回保健指導、潜在保健師等の活用による人材確保） ・被災者の心のケア
平成23年12月22日	東日本大震災子どもの保護・医療連絡会議	8団体 11名	・被災地の保健・医療の課題について
平成24年1月11日	介護保険事業計画等意見交換会（気仙沼市会場）	8市町村 16名	・第5期介護保険事業計画の説明 ・意見交換
平成24年1月12日	介護保険事業計画等意見交換会（福島市会場）	15市町村 29名	・第5期介護保険事業計画の説明 ・意見交換
平成24年1月13日	被災者の心のケア事業に係る情報交換会	被災3県及び 岩手医科大学	・第3次補正予算の概要等（障害保健福祉部精神・障害保健課） ・心のケアセンターの活動状況等
平成24年1月23日	第3回復興支援勉強会	11市町村 4団体 30名	・第3次補正予算について情報提供（健康局総務課保健指導室、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）
平成24年2月8日	第3回医療・福祉関係の復興担い手会議（復興支援者会議）	25団体 49名	・現在の取組状況 ・今後の課題
平成24年2月17日	第4回復興支援勉強会	17市町村 34名	・社会保障と税の一体改革（本省社会保障参事官室） ・仮設住宅の運用について（本省社会・援護局災害救助・救援対策室） ・介護サポート拠点について ・被災地での活動について（NPO法人CLC） ・平成24年度予算について（厚生局総務管理官） ・震災対応状況及び福祉・医療貸付について（福祉医療機構） ・全国経営協の取り組みについて（全国社会福祉施設経営者協議会）
平成24年3月16日	第2回災害時保健師活動勉強会	7市町村 16名	・地域保健の被災地から見た被災地の保健活動（佐久保健所長） ・生活不活発病予防の取り組み（老健局老人保健課） ・心のケアセンター事業等について（社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）

平成23年度 政府現地対策本部及び復興局主催会議実績

○岩手現地対策本部及び岩手復興局

平成23年6月30日	第1回岩手現地対策本部会合
平成23年8月5日	第2回岩手現地対策本部会合
平成23年8月22日	第3回岩手現地対策本部会合
平成23年10月4日	第4回岩手現地対策本部会合
平成23年11月11日	第5回岩手現地対策本部会合
平成23年12月16日	第6回岩手現地対策本部会合
平成24年1月27日	第7回岩手現地対策本部会合
平成24年3月1日	第1回岩手復興関係省庁連絡会議
平成24年3月29日	第2回岩手復興関係省庁連絡会議

○宮城現地対策本部及び宮城復興局

平成23年6月30日	第1回現地対策本部会合
平成23年8月12日	第2回現地対策本部会合
平成23年8月25日	第1回宮城現地対策本部事務局員連絡会議
平成23年9月12日	第3回現地対策本部会合
平成23年10月6日	第2回宮城現地対策本部事務局員連絡会合
平成23年11月7日	第3回宮城現地対策本部事務局員連絡会合
平成23年12月8日	第4回宮城現地対策本部事務局員連絡会合
平成23年12月12日	第4回現地対策本部会合
平成23年12月20日	第5回宮城現地対策本部事務局員連絡会合
平成24年1月25日	第6回宮城現地対策本部事務局員連絡会合
平成24年2月8日	第5回現地対策本部会合

○福島現地対策本部

平成23年6月29日	第1回福島現地対策本部会合
平成23年8月10日	第2回福島現地対策本部会合
平成23年9月28日	第3回福島現地対策本部会合

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

(労働関係は除く)

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
3/11 金	東日本大震災発生				
3/12 土	厚生労働省現地対策本部設置				
3/13 日	仙台市長と支援・連携を確認				
3/14 月	宮城県知事と支援・連携を確認	○仙台市若林区荒浜	○若林区役所	○市立南小泉小学校	○仙台医療センター
3/15 火	仙台市内の避難所、病院拠点視察	○仙台市若林区荒浜	○若林区役所		
3/16 水	仙台市内の避難所を視察	○仙台市若林区	○若林区役所	○若林区市民センター ○仙台市立七郷小学校 ○仙台市立七郷中学校 ○仙台市立六郷小学校 ○仙台市立六郷中学校 ○JA六郷	
3/17 木	県内及び気仙沼市視察の調整				
3/18 金	仙台市内の避難所を視察	○仙台市太白区	○太白区役所	○仙台市立東四郎丸小学校 ○仙台市立四郎丸小学校	
3/19 土	気仙沼市内の被災状況、避難所を視察 仙台市内の避難所を視察	○気仙沼市 ○仙台市宮城野区	○気仙沼市役所 ○宮城野区役所	○唐桑地区保健福祉センター ○ディケア施設 ○仙台市立岡田小学校 ○仙台市立高砂中学校	○気仙沼保健所
3/20 日	岩沼市内の被災状況、避難所を視察 亘理町内の被災状況、避難所を視察 石巻市内の被災状況、医療、避難所を視察 女川町内の被災状況を視察	○岩沼市 ○亘理町 ○石巻市 ○女川町	○岩沼市役所 ○亘理町役場 ○石巻市役所 ○女川町役場	○岩沼市総合体育館 ○岩沼市総合福祉センター ○亘理町立亘理小学校 ○宮城県立亘理高校 ○石巻市役所 ○石巻市立住吉中学校	○塩竈保健所岩沼支所 ○石巻赤十字病院
3/21 月	県と南三陸町の情報交換、調整				
3/22 火	南三陸町内の被災状況、避難所を視察 山元町内の被災状況、避難所を視察	○南三陸町 ○山元町		○南三陸町へイサドアーナ ○南三陸町立歌津中学校 ○中央公民館 ○山元町立山下中学校	○国立病機構宮城病院
3/23 水	宮城県医師会との情報交換開始 仙台市内の避難所を視察	○仙台市若林区		○若林区市民センター ○仙台市立六郷小学校 ○仙台市立六郷中学校 ○JA六郷	
3/24 木	仙台市内の被災状況を視察	○仙台市若林区荒浜			
3/25 金	東松島市内の被災状況、避難所の状況を視察 石巻市との事務打合せ、被災状況を視察	○東松島市 ○石巻市	○東松島市役所 ○石巻市役所	○東松島市小野市民センター ○石巻市立大曲小学校 ○小野地区体育館	○東松島市保険センター
3/26 土	仙台市内の福祉避難所を視察 国立長寿医療研究センター 大川部長来局	○仙台市宮城野区		○宮城野区障害福祉センター ○特別養護老人ホームバルシア	
3/27 日	気仙沼市内の被災状況、避難所を視察	○気仙沼市	○気仙沼市役所、同保健所 ○気仙沼市役所本吉支所	○気仙沼市総合体育館	○気仙沼市立本吉病院
3/28 月	亘理町内の被災状況、避難所を視察 石巻市内の被災状況、避難所を視察 仙台市内の被災状況の視察	○亘理町 ○石巻市 ○仙台市若林区	○亘理町灾害対策本部 ○石巻市役所	○亘理町立亘理小学校 ○石巻市立石巻中学校 ○宮城県立石巻高校	

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
3/29 火	南三陸町内の被災状況、避難所を視察 女川町内の被災状況、避難所を視察	○南三陸町 ○女川町 ○女川町役場	○宮城県庁	○南三陸町ハイサブアーナ ○南三陸町立歌津中学校 ○女川総合体育馆 ○老人保健施設	
3/30 水	南三陸町について県庁と意見交換				
3/31 木	名取市内の医療機関の被災状況視察 岩沼市内の被災状況、避難所を視察	○名取市 ○岩沼市			○宮城県立精神医療センター ○南浜中央病院
4/1 金	仙台市内の被災状況を視察	○仙台市若林区荒浜			
4/2 土	石巻市内の被災状況、避難所を視察 東松島市内の被災状況、避難所を視察 岩沼市内の被災状況、避難所を視察	○石巻市 ○東松島市 ○岩沼市	○石巻市役所 ○東松島市役所 ○岩沼市役所	○石巻市立湊小学校 ○東松島市小野地区体育馆 (遺体安置所) ○岩沼市総合体育馆 ○岩沼市民会館	
4/3 日	石巻市内の被災状況、避難所を視察 東松島市内の被災状況を視察、調整 南三陸町内の被災状況を視察、調整	○石巻市 ○東松島市 ○南三陸町	○東松島市役所 ○南三陸町役場	○石巻市立渡波小学校	
4/4 月	仙台市内の被災状況を視察 多賀城市内の被災状況を視察 山元町内の被災状況を視察、調整 亘理町内の被災状況を視察、調整	○仙台市若林区 ○多賀城市 ○山元町 ○亘理町	○多賀城市役所 ○山元町役場 ○亘理町役場	○多賀城市民文化センター	○塩竈保健所
4/5 火	気仙沼市内の被災状況、避難所を視察 石巻市内の被災状況、避難所を視察(定点観測)	○気仙沼市 ○石巻市	○気仙沼市役所唐桑支所 ○気仙沼市役所本吉支所	○燐々館 ○気仙沼市立小原木中学校 ○石巻市仮設住宅 ○石巻市立鹿妻小学校(定点観測) ○名振コミュニティセンター(定点観測)	
4/6 水	厚生労働大臣被災地視察 東松島市内の被災状況、避難所を視察 石巻市内の被災状況、避難所等を視察 仙台市内の被災状況を確認 山元町の被災状況を視察、調整 亘理町内の遺体安置所を視察 角田市内の遺体安置所を視察	○東松島市 ○石巻市 ○仙台市若林区 ○山元町 ○亘理町 ○角田市	○東松島市役所 ○石巻市役所 ○仙台市若林区 ○山元町役場	○東松島市小野市民センター ○小野地区体育馆 ○石巻市立湊小学校 ○陽鏡山観音院(遺体安置所) ○旧角田女子高等学校体育馆(遺体安置所)	○石巻赤十字病院
4/7 木	仙台市内の被災状況を確認 名取市内の被災状況、避難所を視察 気仙沼市内の被災状況、避難所を視察	○仙台市若林区 ○名取市 ○気仙沼市	○名取市役所 ○気仙沼市役所	○名取市文化会館 ○鹿折公営墓地(遺体埋葬所) ○気仙沼市立面瀬小学校(遺体安置所)	○名取市保健センター
4/8 金	南三陸町内の被災状況、避難所を視察 利府町内の遺体安置所視察	○南三陸町 ○利府町		○県立志津川高校 ○南三陸町立志津川小学校 ○南三陸町ハイサブアーナ ○グランディ21(遺体安置所)	
4/9 土	石巻市内の被災状況、避難所を視察 女川町内の被災状況、避難所を視察	○石巻市 ○女川町	○女川町役場	○遊楽館 ○女川総合体育馆(遺体安置所) ○女川公営墓地(遺体埋葬所)	
4/10 日	岩沼市の被災状況、避難所を確認	○岩沼市	○岩沼市役所	○岩沼市民体育センター(遺体安置所)	
4/11 月	南三陸町内の被災状況、避難所を視察 石巻市内の被災状況、避難所を視察 仙台市内の遺体安置所を視察	○南三陸町 ○石巻市 ○仙台市青葉区	○石巻市役所	○県立志津川高校 ○南三陸町立志津川小学校 ○南三陸町ハイサブアーナ ○石巻市立湊小学校 ○仙台市葛岡靈園	

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
4/12 火	仙台市内の被災状況を確認 名取市内の被災状況を確認 石巻市内の被災状況、避難所を視察(定点観測)	○仙台市若林区 ○名取市閑上地区 ○石巻市 ○石巻市	○石巻市雄勝町総合支所	○石巻市立鹿妻小学校(定点観測) ○名振コミュニティセンター(定点観測) ○旧石巻青果花き地方卸売市場(遺体安置所) ○上釜ふれあい広場(遺体埋葬所)	○東北大学
4/13 水	山元町幹部と意見交換 亘理町町長と意見交換 亘理町の被災状況を確認 岩沼市長と意見交換 名取市副市長と意見交換 名取市内の遺体安置所を視察 名取市内の被災状況を確認 女川町内の被災状況、避難所を視察	○山元町 ○亘理町 ○岩沼市 ○名取市 ○名取市閑上地区 ○女川町	○山元町役場 ○亘理町役場 ○亘理町役場 ○岩沼市役所 ○名取市役所	○亘理町地域包括支援センター ○仙台空港ボウル(遺体安置所) ○名取市斎場(火葬場) ○女川町総合体育館(避難所) ○保福寺(診療所)	○国立病院機構宮城病院 ○女川町立病院仮設診療所 ○歯科診療所
4/14 木	気仙沼市内の被災状況、避難所を視察 多賀城市内の被災状況を視察 七ヶ浜町内の被災状況、避難所を視察	○気仙沼市 ○多賀城市 ○七ヶ浜町	○気仙沼市役所唐桑支所 ○気仙沼市役所本吉支所 ○多賀城市役所 ○七ヶ浜町役場	○気仙沼市立小泉中学校(避難所) ○気仙沼市唐桑保健福祉センター ○多賀城市総合体育館 ○多賀城市民文化センター ○七ヶ浜町生涯学習センター	○塩竈保健所
4/15 金	仙台市内の被災状況、病院を視察 南三陸町内の被災状況、避難所を視察 石巻市内の被災状況、避難所を視察	○仙台市宮城野区 ○南三陸町 ○石巻市	○石巻市役所	○南三陸町ペイサイドアリーナ ○南三陸町立歌津中学校 ○遊楽館 ○石巻市立湊中学校	○東北厚生年金病院(本部長)
4/16 土	東松島市と調整 仙台市内の被災状況を視察 名取市内の被災状況を視察 女川町内の避難所を視察	○東松島市 ○仙台市若林区 ○名取市閑上地区 ○女川町	○東松島市役所	○女川町総合体育館 ○保福寺	
4/18 月	石巻市内の被災状況、病院を視察 仙台市内の被災状況、病院を視察 気仙沼市内の避難所を視察 南三陸町内の避難所を視察 塩竈市内の被災状況、避難所を視察 松島町内の被災状況、避難所を視察 多賀城市内の避難所を視察 仙台市内の福祉避難所を視察 亘理町内を視察、調整 山元町内を視察、調整 岩沼市内を視察、調整	○石巻市 ○仙台市宮城野区 ○気仙沼市 ○南三陸町 ○塩竈市 ○松島町 ○多賀城市 ○仙台市若林区 ○仙台市泉区 ○亘理町 ○山元町 ○岩沼市	○亘理町役場 ○山元町役場 ○岩沼市役所	○気仙沼市総合体育館 ○南三陸町ペイサイドアリーナ ○塩竈市ガス体育館 ○温水プール美遊 ○多賀城市文化センター ○特養社の里 ○特養愛泉荘	○石巻市立病院仮設診療所 ○医療法人仙石病院 ○東北厚生年金病院 ○国立病院機構仙台医療センター ○塩竈保健所 ○松島町健康福祉センター
4/19 火	仙台市内の避難所を視察 石巻市内の避難所を視察(定点観測) 女川町内を視察、調整	○仙台市若林区 ○石巻市 ○女川町	○若林区役所 ○石巻市役所 ○女川町役場	○仙台市立六郷中学校 ○JA六郷 ○石巻市立鹿妻小学校(定点観測) ○名振コミュニティセンター(定点観測)	

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
4/20 水	女川町長と意見交換 女川町立病院長と意見交換 女川町内を視察、調整	○女川町	○女川町役場	○女川町総合体育館 ○第一保育所 ○女川町立病院付属老人保健施設	○女川町立病院
	名取市内の被災状況を視察 利府町内の遺体安置所視察	○名取市 ○利府町	○名取市役所	○グランディ21(遺体安置所)	
4/21 木	気仙沼市内の避難所を視察	○気仙沼市	○気仙沼市役所	○気仙沼市立鹿折中学校 ○中原クリニック ○特養春園苑 ○矢本華の園 ○小野市民センター	
	東松島市内の避難所を視察	○東松島市	○東松島市役所		
4/22 金	石巻市内の避難所を視察 塩釜市内の被災状況、避難所を視察	○石巻市 ○塩釜市島嶼(桂島、野々島、寒風沢島)		○ひたかみ園 ○旧浦戸第二小学校 ○旧浦戸第一小学校 ○浦戸中小学校	○斎藤病院
	参議院災害対策特別委員会視察 名取市内の被災状況を視察、市役所訪問 参議院災害対策特別委員会視察 仙台市内の被災状況、避難所を視察、市役所訪問 仙台市内の避難所視察(医療・福祉チーム) 二川総括審議官視察 石巻市内の避難所等を視察 二川総括審議官視察 女川町内の避難所を視察 南三陸町内を視察、調整	○名取市 ○名取市閑上地区 ○仙台市 ○仙台市若林区 ○仙台市宮城野区 ○石巻市 ○女川町 ○南三陸町	○名取市役所 ○仙台市役所	○宮城野体育館 ○宮城野体育館 ○石巻市立湊小学校 ○宮城県立女川高校 ○南三陸町ペイサイドアリーナ	
4/25 月	大澤老健局総務課長視察 石巻市内の避難所視察(定点観測) 南三陸町長と意見交換 公立志津川病院長と意見交換 気仙沼市内の避難所を視察 東松島市内の遺体安置所を視察	○石巻市 ○石巻市 ○南三陸町 ○氣仙沼市 ○東松島市	○石巻市役所 ○氣仙沼市役所大島 ○東松島市役所	○県立石巻高校 ○やまと赤井の里 ○石巻市立鹿妻小学校(定点観測) ○名振コミュニティセンター(定点観測) ○南三陸町ペイサイドアリーナ ○氣仙沼市立大島小学校 ○小野公民館(遺体安置所) ○矢本クリーンセンター(遺体安置所)	○気仙沼市健康管理センター
	大澤老健局総務課長視察 仙台市内の避難所視察、市役所訪問 仙台市内の遺体安置所視察 亘理町内の避難所を視察 山元町内の避難所を視察	○仙台市 ○仙台市 ○亘理町 ○亘理町 ○山元町	○仙台市役所 ○亘理町役場	○特別養護老人ホーム 杜の里 ○葛岡靈園(遺体安置所) ○亘理町立亘理小学校 ○亘理町立亘理中学校 ○山元町中央公民館 ○山元町立坂元中学校	
4/28 木	気仙沼市立病院長と意見交換 気仙沼市長と意見交換 南三陸町内の避難所を視察 石巻市内の病院、遺体安置所を視察	○気仙沼市 ○南三陸町 ○石巻市 ○石巻市	○気仙沼市役所 ○石巻市役所	○介護老人保健施設 歌津つつじ苑 ○歌津老人福祉センター ○旧石巻青果物花き卸売市場	○気仙沼市立病院 ○石巻赤十字病院

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
5/2 月	仙台市内の避難所を視察 石巻市内の避難所を視察	○仙台市泉区 ○石巻市	○石巻市役所	○特別養護老人ホーム愛泉荘 ○石巻市立湊小学校 ○遊楽館	
5/6 金	衆議院厚生労働委員会視察 女川町内の病院を視察 衆議院厚生労働委員会視察 仙台市内の避難所を視察	○女川町 ○仙台市泉区		○特別養護老人ホーム愛泉荘	○女川町立病院
5/9 月	仙台市内の被災状況を視察 名取市内の被災状況を視察	○仙台市若林区 ○名取市閑上地区			
5/10 火	南三陸町内の避難所、病院を視察 石巻市内の避難所視察(定点観測)	○南三陸町 ○石巻市		○南三陸町立歌津中学校 ○南三陸町ペイサイドアーナ ○石巻市立鹿妻小学校(定点観測) ○名振コミュニティセンター(定点観測)	○公立志津川病院仮設診療所
5/11 水	仙台市内の避難所を視察 南三陸町内の病院を視察	○仙台市太白区 ○南三陸町		○特別養護老人ホーム「春の森から」	○歯科巡回診療車(平成の森) ○公立志津川病院仮設診療所
5/12 木	気仙沼市内の避難所を視察	○気仙沼市	○気仙沼市役所本吉支所	○気仙沼市総合体育館 ○気仙沼市立小泉中学校 ○気仙沼市立階上中学校 ○気仙沼市立気仙沼中学校 ○河原田一区自治会館	
5/13 金	石巻市内の避難所を視察 東松島市内の避難所を視察	○石巻市 ○東松島市		○桃生農業者トレーニングセンター ○小野市民センター ○特別養護老人ホーム矢本華の園	○東松島市健康相談センター
5/16 月	仙台市内の被災状況を視察 名取市内の被災状況を視察	○仙台市若林区 ○名取市閑上地区			
5/17 火	石巻市内の避難所、病院を視察	○石巻市	○石巻市役所	○石巻市立湊小学校 ○遊楽館	○石巻赤十字病院
5/18 水	衆議院予算委員会委員派遣に同行 仙台市内の避難所を視察 南三陸町内の避難所を視察 気仙沼市内の避難所を視察	○仙台市太白区 ○南三陸町 ○気仙沼市	○南三陸町役場	○特別養護老人ホーム「春の森から」 ○デイサービスセンター歌津 ○興福寺	○菅野歯科医院 ○佐藤歯科医院
5/19 木	気仙沼市内の避難所を視察	○気仙沼市	○気仙沼市役所	○旧落合保育所 ○気仙沼市立気仙沼小学校	
5/20 金	気仙沼市内の避難所を視察	○気仙沼市		○気仙沼市立面瀬中学校 ○県立気仙沼高校	
5/23 月	宮島老健局長視察 石巻市内の避難所を視察 宮島老健局長視察 女川町の被災現場を視察 女川町の避難所、病院を視察(歯科チーム) 宮島老健局長視察 仙台市内の避難所を視察 仙台市内の被災状況を視察(医療・福祉) 名取市内の被災状況を視察	○石巻市 ○女川町 ○女川町 ○仙台市太白区 ○仙台市若林区 ○名取市閑上地区		○石巻市立湊小学校 ○女川町総合体育館 ○特別養護老人ホーム「春の森から」	○木村歯科医院仮設診療所 (女川地域福祉センター内)
5/24 火	石巻市内の避難所を視察(定点観測)	○石巻市		○名振コミュニティセンター(定点観測) ○石巻市立鹿妻小学校(定点観測)	

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
5/25 水	山元町内の避難所を視察	○山元町		○山元町中央公民館	○山元町保健センター
5/26 木	本省災対本部員視察 石巻市内の避難所を視察(定点観測) 本省災害対策本部員視察 女川町内の病院を視察 本省災害対策本部員視察 名取市内の被災状況を視察 気仙沼市内の避難所を視察	○石巻市 ○女川町 ○名取市閑上地区 ○気仙沼市		○石巻市立鹿妻小学校(定点観測) ○遊楽館 ○気仙沼市総合体育館	○女川町立病院 ○気仙沼市健康管理センター
5/27 金	石巻市内の避難所を視察	○石巻市		○石巻市立萩浜中学校 ○石巻市立東浜小学校	
5/31 火	石巻市長等と意見交換 石巻市内の避難所を視察 南三陸町内の病院等を視察 気仙沼市内の病院等を視察	○石巻市 ○南三陸町 ○気仙沼市	○石巻市役所	○桃生農業者トレーニングセンター ○南三陸町ペイサイドアリーナ ○特別養護老人ホーム恵風荘	○公立南三陸診療所 ○歯科巡回診療車(平成の森) ○菅野歯科医院
6/1 水	山元町長等と意見交換 亘理町長等と意見交換 石巻市内の避難所を視察	○山元町 ○亘理町 ○石巻市	○山元町役場 ○亘理町役場	○清優館	
6/2 木	女川町内の避難所を視察	○女川町	○女川町役場	○女川町総合体育館 ○女川町立病院附属老人保健施設	
6/6 月	女川町長等との意見交換	○女川町	○女川町役場		
6/7 火	石巻市内の避難所を視察(定点観測)	○石巻市		○名振コミュニティセンター(定点観測) ○石巻市立鹿妻小学校(定点観測)	
6/9 木	東松島町長等と意見交換 南三陸町内の避難所を視察 仙台市内の避難所を視察	○東松島市 ○南三陸町 ○仙台市泉区	○東松島市役所 ○南三陸町役場	○南三陸町立歌津中学校 ○特別養護老人ホーム愛泉荘	
6/10 金	名取市長等と意見交換 岩沼市長等と意見交換 石巻市内の保健所を視察 女川町内の病院を視察	○名取市 ○岩沼市 ○石巻市 ○女川町	○名取市役所 ○岩沼市役所 ○石巻市役所		○石巻保健所 ○女川町立病院 ○女川町立病院仮設歯科診療所
6/13 月	唐澤審議官視察 女川町長等との意見交換 唐澤審議官視察 石巻市長等との意見交換 気仙沼市長等との意見交換	○女川町 ○石巻市 ○気仙沼市	○女川町役場 ○石巻市役所 ○気仙沼市役所		○石巻赤十字病院
6/14 火	唐澤審議官視察 名取市内の被災状況を視察 唐澤審議官視察 仙台市内の避難所等を視察 南三陸町長等との意見交換 東松島市内の避難所等を視察 石巻市内の避難所を視察 塩竈市内の保健所等を視察	○名取市閑上地区 ○仙台市泉区 ○仙台市宮城野区 ○仙台市太白区 ○南三陸町 ○東松島市 ○石巻市 ○塩竈市	○南三陸町役場 ○石巻市役所	○特別養護老人ホーム「春の森から」 ○特別養護老人ホーム愛泉荘 ○仙台市高砂市民センター ○小松台地区センター ○石巻市立北上中学校	○東松島市保健センター ○塩竈保健所 ○刀根歯科医院
6/15 水	石巻市内の病院を視察	○石巻市			○石巻赤十字病院
6/16 木	福島県保健福祉部長との意見交換 気仙沼市役所等を視察	○気仙沼市	○気仙沼市役所		○気仙沼市健康管理センター
6/17 金	志津川病院(南三陸町)移転先視察(登米市)	○南三陸町(登米市)			○志津川病院移転先
6/19 日	山元町第1回震災復興会議傍聴 気仙沼市内の避難所等を視察	○山元町 ○気仙沼市		○社会福祉法人高松園	

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
6/21 火	石巻市内の避難所を視察(定点観測)	○石巻市		○名振コミュニティセンター(定点観測) ○石巻市立鹿妻小学校(定点観測)	
6/22 水	亘理町第1回有識者委員会傍聴	○亘理町			
6/23 木	女川町内の病院等を視察 南三陸町内の仮設診療所予定地を視察	○女川町 ○南三陸町	○女川町役場 ○南三陸町役場		○女川町立病院 ○仮設診療所設置予定場所 ○仮設診療所設置予定場所
6/27 月	石巻市内の避難所を視察	○石巻市	○石巻市役所	○石巻市立渡波小学校	
6/28 火	宮城県副知事との意見交換 南三陸町長との意見交換 南三陸町内の避難所を視察(医療・福祉)	○仙台市 ○南三陸町	○宮城県庁 ○南三陸町役場		
6/29 水	第1回福島現地対策本部会合	○福島市			
6/30 木	第1回復興対策本部宮城現地対策本部会合 第1回岩手現地対策本部会合				
7/4 月	復興対策本部宮城現地対策本部長に対する 厚労省宮城現地対策本部に係る概況説明				
7/5 火	石巻市内の避難所を視察(定点観測)	○石巻市		○名振コミュニティセンター(定点観測) ○石巻市立鹿妻小学校(定点観測)	
7/7 木	末松副大臣視察随行(医療・福祉) 利府町副町長と意見交換 塩竈市副市長と意見交換 岩沼市の仮設住宅サポートセンターについて聴取	○南三陸町 ○利府町 ○塩竈市 ○岩沼市	○南三陸町役場 ○利府町役場 ○塩竈市役所	○岩沼市総合福祉センター「iプラザ」	
7/8 金	七ヶ浜町長と意見交換 多賀城市長と意見交換 気仙沼市内の避難所を視察	○七ヶ浜町 ○多賀城市 ○気仙沼市	○七ヶ浜町役場 ○多賀城市役所	○気仙沼市総合体育館	○気仙沼市健康管理センター
7/12 火	石巻市内の避難所を視察	○石巻市		○石巻市河北ピックパン	
7/13 水	石巻市内の避難所を視察	○石巻市		○遊楽館 ○桃生農業者トレーニングセンター	
7/14 木	女川町内の避難所等を視察 山元町内の病院等を視察、山元町長と面談	○女川町 ○山元町	○女川町役場 ○山元町役場	○女川町総合体育館 ○特別養護老人ホームみやま荘 (社会福祉法人静和会事務局)	○国立病院機構宮城病院
7/15 金	岩手県知事との意見交換 復興対策本部 岩手現地対策本部長を表敬訪問	○盛岡市	○岩手県庁		
7/19 火	復興基本方針等に関する県・市町との意見交換 石巻市内の避難所を視察(定点観測)	○石巻市		○名振コミュニティセンター(定点観測) ○石巻市立鹿妻小学校(定点観測)	
7/21 木	松島町長と意見交換 南三陸町内の避難所を視察	○松島町 ○南三陸町	○松島町役場 ○南三陸町役場	○南三陸町立歌津中学校 ○特別養護老人ホームいこいの海・あらと	
7/26 火	気仙沼市内の避難所を視察 石巻市内の避難所を視察	○気仙沼市 ○石巻市	○石巻市役所	○気仙沼市総合体育館 ○石巻市立渡波小学校 ○石巻市河北ピックパン	○気仙沼市健康管理センター
7/28 木	唐澤審議官視察 山元町長等、(社福)静和会との意見交換 唐澤審議官視察 亘理町長等との意見交換	○山元町 ○亘理町	○山元町役場 ○亘理町役場	○特別養護老人ホームみやま荘 (社会福祉法人静和会事務局)	
7/31 月	桜井財務副大臣と県内市町村長との意見交換				
8/2 火	登米市病院事業管理者と意見交換(電話) 中央社会保険医療協議会委員 被災地視察同行 気仙沼市内の病院を視察 中央社会保険医療協議会委員 被災地視察同行 南三陸町内の病院を視察 中央社会保険医療協議会委員 被災地視察同行 石巻市内の病院を視察 石巻市内の避難所等を視察(定点観測)	○気仙沼市 ○南三陸町 ○石巻市 ○石巻市	○石巻市役所	○遊楽館 ○石巻市立鹿妻小学校(定点観測)	○気仙沼市立本吉病院 ○公立南三陸診療所 ○石巻赤十字病院

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
8/4 木	女川町内の避難所を視察	○女川町	○女川町役場	○女川町総合体育館	
8/5 金	第2回岩手現地対策本部会合	○盛岡市			
8/8 月	南三陸町の避難所等を視察 仙台市内の福祉仮設住宅を視察	○南三陸町 ○仙台市太白区	○南三陸町役場	○特別養護老人ホームいこいの海・あらと ○介護老人保健施設 歌津つつじ苑 ○あすと長町 福祉仮設住宅	
8/9 火	石巻市長と意見交換	○石巻市	○石巻市役所		
8/10 水	宮城県副知事との意見交換 第2回福島現地対策本部会合	○福島市			
8/12 金	第2回復興対策本部宮城現地対策本部会合 宮城県北部自治体要望集会				
8/16 火	清水社会・援護局長視察 仙台市内の被災状況を視察 清水社会・援護局長視察 名取市内の被災状況を視察	○仙台市若林区 ○仙台市太白区 ○名取市		○あすと長町 福祉仮設住宅	
8/19 金	復興現地対策本部員ワンストップ会合				
8/21 日	平野復興担当大臣視察 石巻市市内の避難所等を視察(定点観測)	○石巻市		○石巻市立鹿妻小学校(定点観測)	
8/22 月	第3回岩手現地対策本部会合	○盛岡市			
8/23 火	気仙沼市役所訪問 南三陸町長と意見交換 石巻市長と意見交換 女川町長と意見交換	○気仙沼市 ○南三陸町 ○石巻市 ○女川町	○気仙沼市役所 ○南三陸町役場 ○石巻市役所 ○女川町役場		
8/24 水	末松復興宮城現地対策本部長と面談	○仙台市	○宮城県庁		
8/25 木	東松島市役所訪問 塩竈市長と意見交換 多賀城市役所訪問 第1回宮城現地対策本部事務局員連絡会合	○東松島市 ○塩竈市 ○多賀城市 ○仙台市	○東松島市役所 ○塩竈市役所 ○多賀城市役所		
8/26 金	名取市長と意見交換 岩沼市長と意見交換 亘理町役場訪問 山元町役場訪問 仙台市内の福祉仮設住宅を視察視察 気仙沼市内の避難所等を視察	○名取市 ○岩沼市 ○亘理町 ○山元町 ○仙台市太白区 ○気仙沼市	○名取市役所 ○岩沼市役所 ○亘理町役場 ○山元町役場	○あすと長町 福祉仮設住宅 ○気仙沼市総合体育館	○気仙沼市健康管理センター
8/28 日	南三陸町の歯科保健活動の視察	○南三陸町			
8/30 火 9/1 木	第1回復興支援者会議 宮城県知事と意見交換 仙台市役所訪問 気仙沼市役所訪問 南三陸町役場訪問	○仙台市 ○仙台市 ○気仙沼市 ○南三陸町	○宮城県庁 ○仙台市役所 ○気仙沼市役所 ○南三陸町役場		
9/2 金	オフサトセンター関係者との調整及び意見交換 みやぎ在宅歯科・緊急支援室第1回研修会参加 石巻市立病院長との意見交換	○福島市 ○大河原町 ○石巻市	○福島県庁		○みやぎ県南中核病院 ○石巻市立病院
9/5 月	女川町・南三陸町の仮設歯科診療所視察 気仙沼市の巡回歯科療養支援隊視察 福島第一原発警戒区域一次立入り補助	○女川町 ○南三陸町 ○気仙沼市 ○広野町			○女川町仮設歯科診療所 ○南三陸町仮設歯科診療所
9/6～9/7 火	原子力災害対策現地本部応援	○福島市	○福島県庁		
9/7	仙台市及び東松島市の避難所視察 石巻市役所訪問	○仙台市 ○東松島町 ○石巻市	○石巻市役所	○仙台市宮城野体育館 ○ことぶき会ケアハウスはまなすの里 ○のんび~りすみちゃんの家	

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
9/7～9/10	オフセンターへ応援	○福島市	○福島県庁		
9/8 木	陸前高田市長及び大船渡市長と意見交換・被災地視察 仙台市内の福祉仮設住宅視察	○陸前高田市 ○大船渡市 ○仙台市太白区	○陸前高田市役所 ○大船渡市役所	○社会福祉法人愛育会 ひかみの園 ○あすと長町 仮設グループホーム	
9/12 月	宮城現地対策本部による被災地状況説明会	○東京都	○本省		
	第3回復興対策本部宮城現地対策本部会合	○仙台市			
9/12～9/16	オフセンター関係者との調整及び意見交換	○福島市	○福島県庁		
9/14 水	石巻市役所訪問	○石巻市	○石巻市役所		
9/16 金	復興福島現地対策本部長との意見交換 福島県県庁訪問及び知事との意見交換 宮城県・福島県との打ち合わせ	○福島市 ○福島市 ○仙台市 ○福島市	○福島現地対策本部 ○福島県庁 ○宮城県庁 ○福島県庁		
9/22 木	石巻市役所訪問	○石巻市	○石巻市役所	○旧石巻青果花き地方卸売市場	
9/23 金	南相馬市役所及び避難所等視察	○南相馬市	○南相馬市役所	○石上第一中学校 ○南相馬市内仮設住宅	○南相馬市保健福祉センター
9/24 日	いわき市の避難所等視察	○いわき市		○いわき市内仮設住宅	○いわき市保健所
9/25 月	南相馬市・相馬市の被災地視察	○南相馬市 ○相馬市			○南相馬市保健福祉センター ○相馬市総合福祉センター
9/26 火	復興計画支援高齢者ニーズ調査説明会	○福島市	○福島県庁		
9/27 水	復興計画支援高齢者ニーズ調査説明会	○盛岡市 ○仙台市	○岩手県庁 ○宮城県庁		
9/28 木	女川町の心身ケアに関する情報収集 相馬市内の福祉施設長との意見交換会 南相馬市地域医療あり方検討委員会傍聴 第3回福島現地対策本部会合	○女川町 ○相馬市 ○南相馬市 ○福島市	○女川町役場	○心と体のサポートセンター(仮設住宅集会所)	○南相馬市保健福祉センター
9/30 土	石巻市長との意見交換	○石巻市	○石巻市役所		
10/3 月	気仙沼市被災地視察 南三陸町役場訪問 女川町役場訪問	○気仙沼市 ○南三陸町 ○女川町	○南三陸町役場 ○女川町役場		○気仙沼市立病院
10/4 火	藤田政務官視察 石巻市の被災状況を視察 女川町長と意見交換 女川町の被災状況を把握 第4回岩手現地対策本部会合	○石巻市 ○女川町 ○盛岡市	○女川町役場	○介護サポートセンター ○清水仮設グループホーム	○石巻市立病院 ○こことからだの健康相談センター ○女川町地域医療センター
10/5 水	石巻市役所訪問	○石巻市	○石巻市役所		
10/6 木	泉崎村の被災状況を把握 二本松市の被災状況を把握 第2回宮城現地対策本部事務局員連絡会合	○泉崎村 ○二本松市 ○仙台市		○生活支援センター こころん ○二本松市民交流センター	
10/9 日	小宮山厚生労働大臣視察同行 東日本大震災復興祈念式典出席 七ヶ浜町長との意見交換 東北フジパン仙台工場の視察等	○仙台市 ○七ヶ浜 ○仙台市		○七ヶ浜町役場	
10/11 火	被災者の健康管理に関する各県との意見交換	○福島市 ○仙台市 ○盛岡市	○福島県庁 ○宮城県庁 ○岩手県庁		
10/13 木	石巻市役所訪問	○石巻市	○石巻市役所		
10/14 金	第1回仮設住宅に関する意見交換会				
10/18 火	野田内閣総理大臣視察同行 富岡町仮設住宅を視察	○富岡町		○富岡町仮設住宅	
10/19 水	石巻市役所訪問	○石巻市	○石巻市役所		
10/21 金	宮古市の被災状況の把握 岩泉町役場訪問	○宮古市 ○岩泉町	○岩泉町役場		○宮古保健福祉環境センター(宮古保健所) ○宮古市保健センター

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
10/22 土	釜石市の被災状況の把握 大槌町社会福祉協会訪問	○釜石市 ○大槌町		○大槌町社会福祉協会	○釜石保健所
10/23 日	釜石市の被災状況の把握 気仙沼市内の被災状況を把握	○釜石市 ○気仙沼市		○釜石第六仮設団地視察 ○釜石平田サポートセンター	
10/24 月	気仙沼市長との意見交換及び被災状況の把握 口腔ケア勉強会に参加	○気仙沼市 ○気仙沼市	○気仙沼市役所	○気仙沼市大島地区仮設住宅	○気仙沼市健康福祉センター ○気仙沼市民健康管理センター
10/25 火	南三陸町の被災状況の把握	○南三陸町			○南三陸町仮設診療所
10/27 木	石巻市役所訪問	○石巻市	○石巻市役所		
11/1 火	障がい者福祉支援人材育成研究会勉強会に参加	○福島市			
11/2 水	相双地区7市町村会議に参加 郡山市の仮設役場及び仮設住宅の視察 福祉医療機構宮城県現地説明会参加 第2回復興支援者会議	○福島市 ○郡山市 ○柴田町	○福島県北保健福祉事務所 ○福島県中保健福祉事務所	○郡山市内の仮設住宅 ○特別養護老人ホーム常盤園	
11/4 金	第2回仮設住宅に関する意見交換会				
11/5 土	斎藤官房副長官と石巻市長、地元経済界との意見交換	○石巻市	○石巻市役所		
11/7 月	第3回宮城現地対策本部事務局員連絡会合	○仙台市			
11/9 水	石巻市役所訪問	○石巻市	○石巻市役所		
11/10 木	福島県との打ち合わせ	○福島市	○福島県庁		
11/11 金	岩手県・宮城県との打ち合わせ 第5回岩手現地対策本部会合	○盛岡市 ○仙台市 ○盛岡市	○岩手県庁 ○宮城県庁		
11/11～11/18	オフサイトセンター関係者との調整及び意見交換	○福島市	○福島県庁		
11/14 月	石巻市の被災状況の把握 南三陸町の被災状況の把握 第1回災害時保健師活動勉強会	○石巻市 ○南三陸町	○石巻市役所雄勝支所		○南三陸仮設診療所
11/18 金	全国社会福祉協議会、福祉医療機構、本省との打ち合わせ	○東京都			
11/20 日	平野復興担当大臣視察隨行 女川町長との意見交換及び被災地視察 南三陸町長との意見交換及び被災地視察	○女川町 ○南三陸町		○多目的運動場仮設住宅 ○寄木地区仮設住宅	○女川町立病院
11/21 月	石巻市役所訪問	○石巻市	○石巻市役所		
11/23 水	石巻市歯科支援活動の視察 南相馬市の被災状況の把握	○石巻市 ○南相馬市		○南相馬市内の仮設住宅	
11/24 木	相馬市の被災状況の把握	○相馬市	○相双保健福祉事務所		○相双保健福祉事務所
11/25 金	福島県の災害対策本部物資班と打ち合わせ 東北地方更生保護研究会に参加	○福島市 ○仙台市	○福島県庁 ○仙台保護観察所		
11/26 土	女川町の歯科仮設診療所の視察 社歯研秋季研修会・宮城に参加	○女川町 ○仙台市			○女川町歯科仮設診療所
11/27 日	気仙沼市・南三陸町の歯科仮設診療所の視察	○気仙沼市・南三陸町			○気仙沼市・南三陸町歯科仮設診療所
11/28 月	石巻市の被災状況の把握 福島県との打ち合わせ	○石巻市 ○福島市	○石巻市役所雄勝支所 ○福島県庁		
11/29 火	第1回復興支援勉強会				
12/2 金	中山参事官視察隨行 平成23年度全国市町村保健活動フォーラム参加	○気仙沼市 ○東京都			
12/6 火	岩手県議会との意見交換及び被災地視察 医政局被災地現地調査及び意見交換の隨行	○盛岡市 ○宮古市 ○相馬市 ○南相馬市	○岩手現地対策本部 ○相馬市役所 ○相双保健福祉事務所 ○南相馬市役所		○南相馬市医師会・渡辺病院 ○雲雀ヶ丘病院・小野田病院 ○大町病院・南相馬市立総合病院
12/8 木	第4回宮城現地対策本部事務局員連絡会合	○仙台市			
12/9 金	石巻市及び女川町の被災状況の把握 第2回復興支援勉強会	○石巻市・女川町			

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
12/12 月	石巻市の被災状況の把握 気仙沼市及び南三陸町の仮設歯科診療所視察 第4回復興対策本部宮城現地対策本部会合	○石巻市 ○気仙沼市 ○南三陸町 ○仙台市	○石巻市役所雄勝支所		○気仙沼市本吉地区仮設歯科診療所予定地 ○南三陸町 仮設歯科診療所
12/13 火	石巻市役所訪問	○石巻市	○石巻市役所		
12/15 木	復興関係制度等説明会に出席	○盛岡市			
12/15～12/16	いわき市、相双地区町村等と打ち合わせ	○郡山市 ○いわき市	○富岡町・川内村・双葉町の各支所 ○楢葉町・広野町の各支所		○いわき市保健所
12/16 金	釜石市・大槌町の被災状況の把握 第6回岩手現地対策本部会合	○釜石市・大槌町 ○盛岡市			
12/19 月	福祉施設の復興に向けた情報交換会に参加	○登米市			
12/20 火	第5回宮城現地対策本部事務局員連絡会合	○仙台市			
12/22 木	東日本大震災子どもの保護・医療連絡会議				
12/27 火	被災者の孤立防止と心のケアに関する有識者会議に出席	○東京都	○本省		
12/28 水	石巻市役所訪問	○石巻市	○石巻市役所・雄勝支所		
1/4 水	南相馬市の被災状況の把握	○南相馬市・福島市	○相双保健福祉事務所・福島県庁		
1/5 木	石巻市・女川町の被災地視察 大槌町・釜石市の被災地視察 気仙沼市役所と意見交換会	○石巻市・女川町 ○大槌町・釜石市 ○気仙沼市	○気仙沼市役所	○石巻市仮設大森第三団地 ○大槌町内の仮設住宅・釜石市平田仮設住宅	○女川町地域医療センター
1/10 火	石巻市役所訪問	○石巻市	○石巻市役所		
1/11 水	大槌町・釜石市の被災地視察 介護保険事業計画等意見交換会	○大槌町・釜石市 ○気仙沼市		○大槌町和野仮設住宅・釜石市平田仮設住宅	○健康管理センターすこやか
1/12 木	相馬市・南相馬市の被災地視察 介護保険事業計画等意見交換会	○相馬市・南相馬市 ○福島市		○南相馬市内の仮設住宅	
1/13 金	被災者の心のケア事業に係る情報交換会				
1/14 土	石巻市への歯科支援活動の視察	○石巻市			
1/15 日	南三陸町への歯科支援活動の視察	○南三陸町			
1/16 月	阿賀沼事務次官等視察同行	○宮古市・釜石市		○宮古市内の仮設住宅	○釜石市内の診療所
1/17 火	阿賀沼事務次官等視察同行	○気仙沼市	○気仙沼市役所		
1/23 月	第3回復興支援勉強会 相双地域精神科医療体制に関する打ち合わせ	○盛岡市 ○福島県			
1/24 火	いわき市保健所等との打ち合わせ 南相馬市・相馬市及び山元町の被災地視察	○いわき市 ○南相馬市・相馬市 ○山元町	○相双保健福祉事務所	○心のケアセンターなごみ ○社会福祉法人静和会	○いわき市保健所 ○石原クリニック・雲雀ヶ丘病院
1/25 水	福島県保健福祉部長との意見交換 第6回宮城現地対策本部事務局員連絡会合	○福島市 ○仙台市	○福島県庁		
1/26 木	遅塙専門官視察同行 辻副大臣視察隨行	○石巻市 ○南相馬市 ○相馬市 ○山元町		○社会福祉法人石巻祥心会 ○社会福祉法人静和会	○雀ヶ丘病院 ○メンタルクリニックなごみ
1/27 金	石巻市役所訪問および被災地視察 第7回岩手現地対策本部会合	○石巻市 ○盛岡市	○石巻市役所 ○岩手現地対策本部		
1/30 月	相双地域等医療・福祉支援センター設置準備	○南相馬市・福島市	○相双保健福祉事務所・福島県庁		
1/31 火	「のんび~りすみちゃんの家」との座談会	○東松島市		○のんび~りすみちゃんの家	
2/1 水	大谷医政局長・佐久間医政局指導課救急・周産期医療等対策室長の相双地域及び福島県庁訪問隨行 石巻市雄勝復興商店街との意見交換	○相馬市 ○南相馬市 ○福島市 ○石巻市	○相馬市役所 ○相双地域等・福祉復興支援センター ○福島県庁		○南相馬市立病院
2/2 木	西川災害救助・救援対策室長視察隨行	○大船渡市 ○南三陸町・気仙沼市	○大船渡市役所		
2/3 金	堀江生活衛生課長視察隨行	○七ヶ浜町			

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
2/4 土	堀江生活衛生課長視察随行	○大船渡市			
2/7 火	石巻市の被災状況の把握	○石巻市	○石巻市役所		
2/8 水	第5回復興対策本部宮城現地対策本部会合 第3回医療福祉の復興担い手会議	○仙台市			
2/9 木	いわき市・相双地区町村等との打ち合わせ	○いわき市			
2/15 水	福島県内社会福祉法人・福祉施設の事業 継続・復興に関するヒアリング及び老健施 設視察 災害公営住宅及び仮設住宅視察等 心のケアセンター訪問等	○福島市 ○郡山市 ○大玉村 ○相馬市 ○南相馬市 ○飯舘村 ○福島市・南相馬市	○福島県庁	○特養星ヶ丘ホーム・特養ホームおおつき ○大玉村安達太良応急仮設住宅 ○災害公営住宅「相馬井戸端長屋」 ○南相馬市西町仮設住宅 ○特別養護老人ホームいいたてホーム ○グループホームなごみ	○原町保健センターいきいきサロン
2/16 木	心のケアセンター訪問等	○盛岡市	○岩手県庁		
2/17 金	第4回復興支援勉強会				
2/20 月	相双地域等医療・福祉支援センターの説明会に参加	○いわき市			
2/22 水	石巻市役所訪問及び被災地視察	○石巻市	○石巻市役所		
2/24 金	特別養護老人ホーム 富美岡荘視察 福島心のケアチーム会議に出席	○大船渡市 ○福島市	○福島県庁	○特別養護老人ホーム富美岡荘	
2/26 日	石巻市の被災状況の把握	○石巻市	○石巻市役所雄勝支所		
2/29 水	相双地域医療等・復興支援センターにつ いての打ち合わせ	○福島市	○福島県庁		
3/1 木	第1回岩手復興関係各省府連絡会議 被災状況等視察同行	○盛岡市 ○仙台市	○岩手復興局 ○宮城県庁		
3/2 金	被災状況等視察同行 いわき地域健康管理等報告会 福島心のケアセンターと打ち合わせ	○石巻市 ○女川町 ○東京都 ○福島市	○本省		○石巻赤十字病院 ○女川町地域医療センター
3/2～3/9	オフサイトセンター関係者との調整及び意見交換	○福島市	○福島県庁		
3/3 土	株式会社東日本大震災事業者再生支援 機構発足式に出席 女川町及び石巻市の被災地視察	○仙台市 ○女川町 ○石巻市			○女川町地域医療センター ○石巻港湾病院
3/6 火	「宮城県における仮設歯科診療所設立の経緯 と今後の協力依頼」について意見交換 復興庁一括上予算等に関する復興局と各省 出先機関との事務打ち合わせ会議	○長野県松本市 ○仙台市			○松本歯科大学附属病院
3/7 水	福島県高齢福祉課との打ち合わせ	○福島市	○福島県庁		
3/9 金	主藤地方厚生局管理室長補佐視察随行	○南相馬市 ○新地町 ○山元町	○相双地域等・福祉復興支援センター	○南相馬市原町区牛越仮設住宅 ○南相馬市鹿島区寺内塚合第二応急仮設住宅 ○社会福祉法人静和会	
3/12 月	避難者支援に係る双葉郡等保険事務担当者会議に出席	○いわき市			
3/13 火	南相馬市・飯舘村の被災状況の把握 地域医療連携フォーラムに出席	○南相馬市・飯舘村 ○気仙沼市	○相双地域等・福祉復興支援センター	○特別養護老人ホームいいたてホーム	○気仙沼市市民健康管理センター
3/14 水	いわき市・広野町の被災状況の把握	○いわき市 ○広野町	○楢葉町いわき事務所		○高野病院
3/15 木	南相馬市の被災状況の把握	○南相馬市			○大町病院・小野田病院
3/16 金	福島県健康推進課との打ち合わせ等 第2回災害時保健師活動勉強会	○福島市	○福島県庁		
3/19 月	岩手県議会議員との意見交換会	○盛岡市			
3/21 水	石巻市・気仙沼の被災状況の把握	○石巻市 ○気仙沼市	○復興局石巻支所 ○復興局気仙沼支所		
3/23 金	岩手県被災地健康支援事業運営協議会に出席 平成23年度健康危機管理レベルアップ研修会に出席	○盛岡市 ○新潟市	○新潟県庁		

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

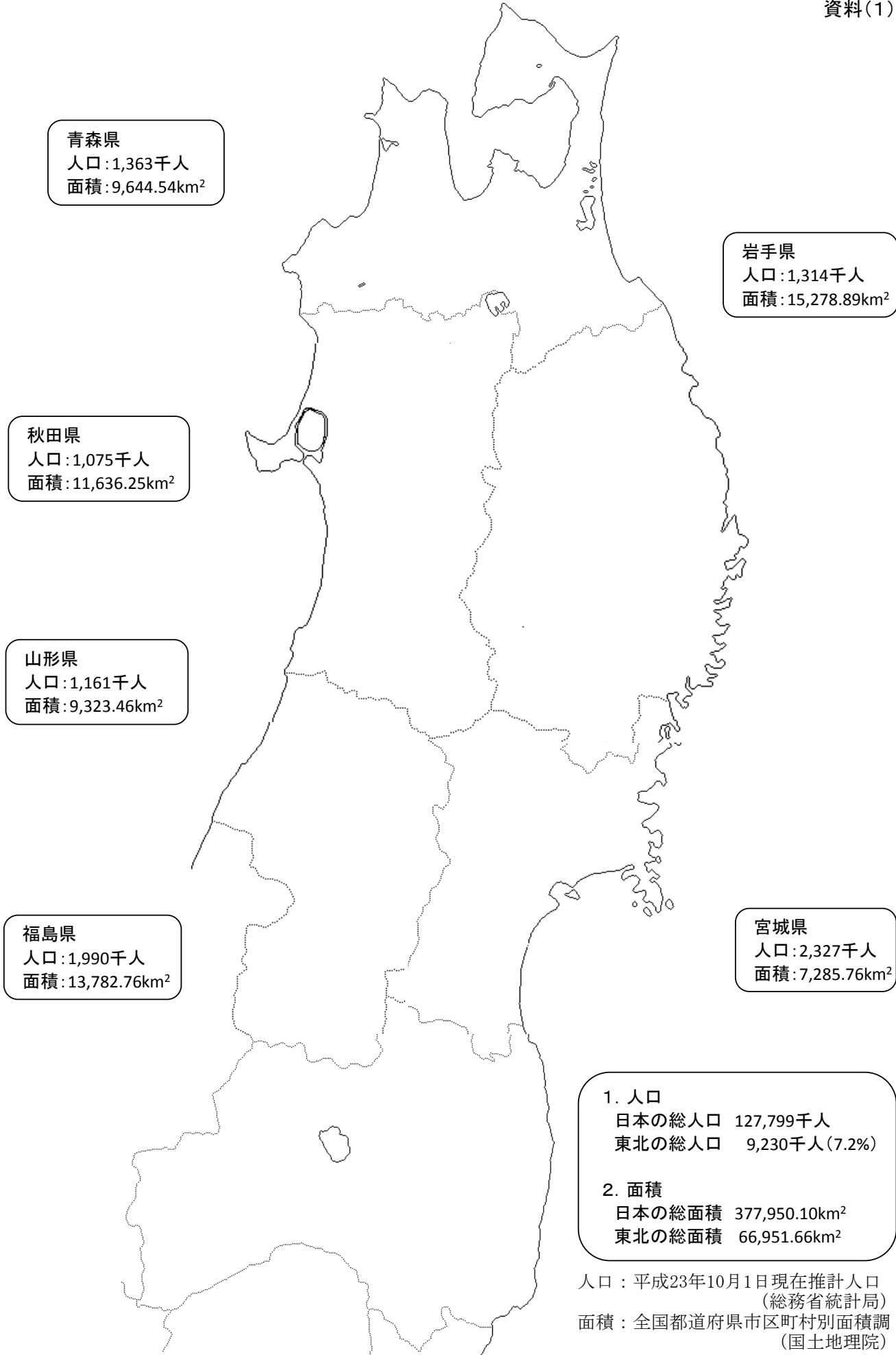
日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
3/26 月	石巻市役所訪問及び被災地視察	○石巻市	○石巻市役所		
3/29 木	福島県庁障がい福祉課との打ち合わせ 宮城こころのケアセンターと打ち合わせ等 第2回岩手復興関係各省庁連絡会議	○福島市 ○仙台市 ○盛岡市	○福島県庁 ○岩手復興局		

資 料

1 総務課関係

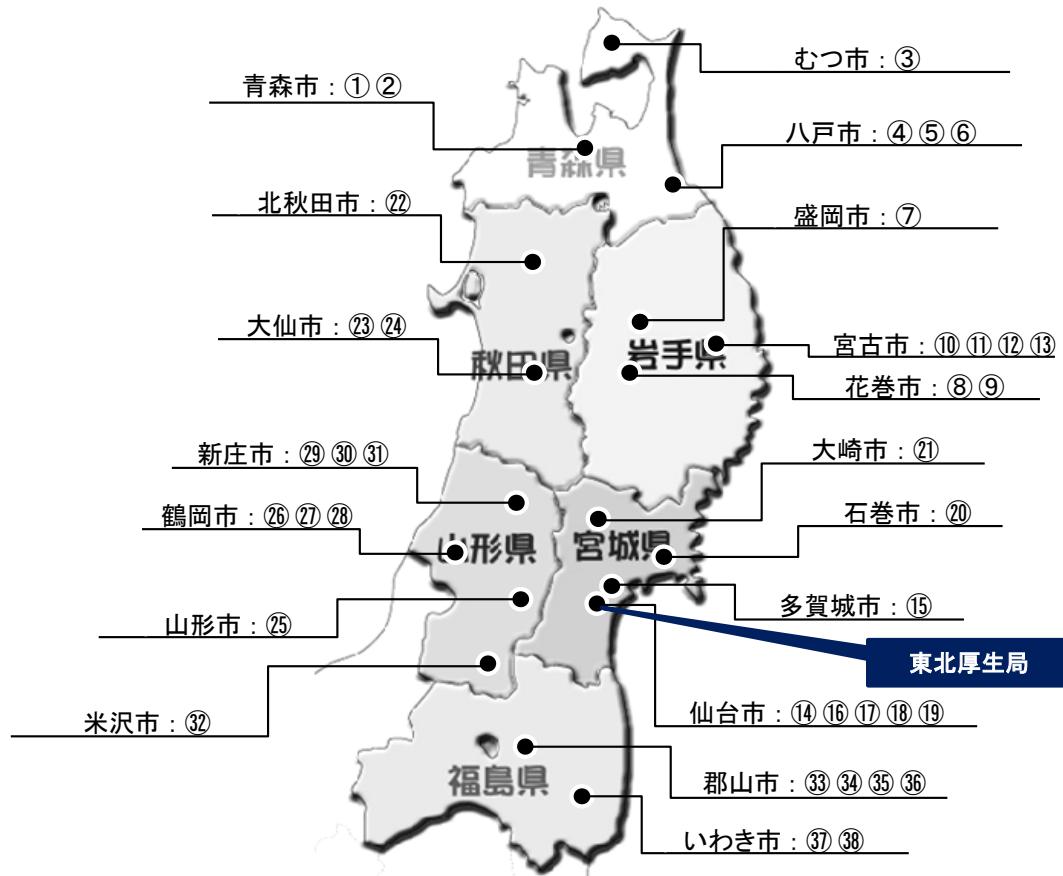
東北地方(6県)の人口と面積

資料(1)



東北厚生局所管国有財產所在地

資料(2)



	口座名	所在地	入札状況
①	青森社会保険事務所長公舎	青森県青森市小柳1-12-19	
②	船員保険青森駐在官事務所	青森県青森市造道1-97-15	不調
③	むつ年金高田住宅	青森県むつ市中央2-13-3	
④	松長根宿舎	青森県八戸市大字田面木字松長根3-4	不調
⑤	松長根2号宿舎	青森県八戸市大字田面木字松長根3-7	不調
⑥	松長根3、4号宿舎	青森県八戸市大字田面木字松長根3-9	不落
⑦	盛岡社会保険事務所所長宿舎	岩手県盛岡市紅葉が丘27-35	不落
⑧	大沢船員保険保養所	岩手県花巻市湯口字大沢149	
⑨	大沢船員保険保養所所長宿舎	岩手県花巻市湯口字大沢149	
⑩	宮古社会保険事務所職員宿舎	岩手県宮古市上鼻1-2-13	
⑪	宮古社会保険事務所一般職員用宿舎	岩手県宮古市中里団地6-6	
⑫	宮古船員保険保養所	岩手県宮古市日立浜7-1	
⑬	宮古船員保険保養所所長宿舎	岩手県宮古市日立浜7-1	
⑭	東北厚生年金病院	宮城県仙台市宮城野区福室1-12-1	
⑮	船員保険塩釜駐在員宿舎	宮城県多賀城市留ヶ谷1-9-3	不調
⑯	宮城社会保険事務局レセプト保管倉庫	宮城県仙台市青葉区片平1-2-20	
⑰	東北厚生年金病院医員宿舎	宮城県仙台市青葉区小松島3-10-24	不調
⑱	仙台南社会保険事務所所長宿舎	宮城県仙台市青葉区川内三十人町49-92	
⑲	国民年金課長宿舎	宮城県仙台市泉区南光台1-30-12	不落
⑳	石巻社会保険事務所一般職員宿舎	宮城県石巻市泉町4-12-1	不調
㉑	古川社会保険事務所一般職員宿舎	宮城県大崎市古川栄町15-19	不調
㉒	鷹巣社会保険事務所一般職員宿舎	秋田県北秋田市鷹巣字平崎上岱13-154	不調
㉓	大曲社会保険事務所一般職員宿舎(1号-2号)	秋田県大仙市飯田字家の前18-18	
㉔	大曲社会保険事務所一般職員宿舎	秋田県大仙市小貫高畠字中荒所60-70	
㉕	山形社会保険事務局長宿舎	山形県山形市小白川町2-1-48	
㉖	鶴岡社会保険事務所職員宿舎	山形県鶴岡市美原町17-7	
㉗	鶴岡社会保険事務所職員宿舎	山形県鶴岡市稻生1-16-3	
㉘	鶴岡一般職員宿舎	山形県鶴岡市のぞみ町1-19	
㉙	新庄社会保険事務所職員宿舎	山形県新庄市大字鳥越字本宮後1032-26	
㉚	新庄社会保険事務所長宿舎	山形県新庄市大字松本字四ツ屋395-7	
㉛	新庄社会保険事務所公務員宿舎	山形県新庄市大字松本字四ツ屋395-7	
㉜	米沢社会保険事務所職員宿舎	山形県米沢市通町5-1-70	
㉝	郡山社会保険事務所長宿舎	福島県郡山市菜根2-4-23	不落
㉞	一般公務員宿舎(台新)	福島県郡山市台新2-19-10	不調
㉟	一般公務員宿舎(喜久田)	福島県郡山市喜久田町字寺久保23-45	
㉟	一般宿舎(希望ヶ丘1・2号)	福島県郡山市希望ヶ丘2-13	不調
㉟	一般公務員宿舎(下荒川)	福島県いわき市平下荒川字剃剣23-1	
㉟	船員保険駐在員事務所庁舎	福島県いわき市小名浜花畠町48-26	

2 企画調整課関係

東北地方社会保険医療協議会委員の委嘱状況

		H20.10.1	H21.10.1	H22.10.1	H23.10.1
支払側	青森		工藤美智子		千葉綾子
	岩手		金澤千加子	金澤千加子	
	宮城	鈴木勝雄	鈴木勝雄	浅野元(H22.6.21～)	浅野元
		佐々木恭介	佐々木恭介	阿部俊徳(H22.8.1～)	丸山稔(H23.9.1～)
		千葉洋美		千葉洋美	
	秋田			三浦潔	三浦潔
	山形	菅野邦広	石井満		石井満
	福島	松野孝司		梅津茂己 千葉芳宏(H23.5.15～)	千葉芳宏
診療側	青森	医師会	村上秀一	村上秀一	
	岩手	医師会	岩動孝	小原紀彰	
	宮城	医師会	佐藤和宏	佐藤和宏	
		歯科医師会	川村皓雄 半澤和雄(H21.4.21～)	半澤和雄	
	福島	薬剤師会	佐々木孝雄	佐々木孝雄	佐々木孝雄
		医師会		小山田雍	小玉弘之
	山形	医師会	有海躬行	中條明夫	中條明夫
	福島	医師会	矢吹孝志	矢吹孝志	常盤峻士
公益	青森		柳谷鈴江	柳谷鈴江	
	岩手		長山洋	長山洋	
	宮城		高木龍一郎	高木龍一郎	
	秋田		日高水徳	日高水徳 石沢真貴(H23.4.1～)	石沢真貴
	山形		山口和子	高橋成子	高橋成子
	福島		栗原るみ	淺野かおる(H23.1.1～)	淺野かおる

東北厚生局企画調整課復興支援室設置規程

〔平成23年12月22日
東北厚生局長伺い定め〕

(設置)

第1条 東北厚生局企画調整課に、東日本大震災被災市町村の復興支援を実施するため、復興支援室を設置する。

(業務)

第2条 復興支援室は、復興庁設置法の成立に伴い次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災市町村の状況、課題等の把握及び厚生労働省等への報告、連絡調整等
- (2) 復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画の作成支援等

(組織)

第3条 復興支援室に次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 室長補佐
- (3) 支援医療担当官
- (4) 主査
- (5) 室員

- 2 職員は、必要に応じ局長が任命する。
- 3 室長は、局長の命を受け室の事務を整理するものとし、企画調整課長を充てる。
- 4 室長補佐は、室長を補佐する。
- 5 支援医療担当官は、「心のケア」に関する業務を担当し、室長補佐のうち一人が兼務する。
- 6 主査及び室員は、上司の命を受け室の業務を行う。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

「厚生労働省 相双地域等医療・福祉復興支援センター」の設置について

平成24年1月27日

厚生労働省

1 趣旨

緊急時避難準備区域であった相双（そうそう）地域等において、地域における医療及び福祉を確保するため、現地のニーズの把握や医療機関・福祉施設（介護保険、障害、子供等）の従事者確保の支援等を行うため、福島県相双保健福祉事務所内に、「厚生労働省 相双地域等医療・福祉復興支援センター」を設置する。

※従来「厚生労働省相双地域医療従事者確保支援センター」で実施してきた業務は、本センターで引き続き実施する。

※今回、従来の相双地域に加え、いわき市においても活動予定

2 センターの概要

(1) スタッフ

厚生労働省職員を現地に派遣・常駐

(2) 業務

① 現地におけるニーズの把握

→医療機関、福祉事業者等の実情、ニーズ等を把握

② 関係機関との連絡調整

→集められた情報や要望を基に、地元自治体及び地元医療機関・福祉事業者の課題を、福島県及び東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部とも共有し、課題解決に向け関係機関と調整

③ 支援活動

→引き続き全国の医療関係団体で構成される「被災者健康支援連絡協議会」と連携し、医療従事者の確保に向けて支援

→全国社会福祉協議会、福祉医療機構及び様々なNPO・NGO等と連携し、早期の福祉事業の再開等に向けて支援

3 勤務先

福島県相双保健福祉事務所内

4 業務開始時期

平成24年1月27日

3 年金管理課關係

(1) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

① 認可書の発行件数（平成23年4月～平成24年3月）

区分	申請件数	認可件数
厚生年金保険 (注1)	通常分 ^(注2)	12 件
	随時分 ^(注3)	8 件
	緊急分 ^(注4)	192 件
	小計	212 件
国民年金	通常分 ^(注2)	12 件
	緊急分 ^(注4)	90 件
	小計	102 件
合計	314 件	314 件

② 認可対象となった事業所または被保険者数（平成23年4月～平成24年3月）

区分	申請件数	認可件数
厚生年金保険 (事業所数) (注1)	通常分 ^(注2)	139,509 件
	随時分 ^(注3)	35 件
	緊急分 ^(注4)	430 件
	小計	139,974 件
国民年金 (被保険者数)	通常分 ^(注2)	445 件
	緊急分 ^(注4)	93 件
	小計	538 件
合計	140,512 件	140,512 件

(注1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注2) 「通常分」は、毎月定期的に認可申請が行われる。

(注3) 「随時分」は、会計検査院から指摘された徴収不足保険料等、隨時に保険料等の調査決定を行ったものについて、督促状発行の都度認可申請が行われる。

(注4) 「緊急分」は、通常分とは別に、繰上徴収等に該当する場合に、その都度認可申請が行われる。

③ 東日本大震災に伴う滞納処分等に係る認可申請状況

東北厚生局への認可申請月	保険料対象月（月数）	納期限が指定された市町村数			
		青森県	岩手県	宮城県	福島県
平成23年 8月	平成23年 1月～平成23年 5月（5か月分）	40(全市町村指定)	0	0	0
平成23年10月	平成23年 1月～平成23年 7月（7か月分）	—	27	*33	47
平成24年 1月	平成23年 1月～平成23年10月（10か月分）	—	7	3	0
平成24年 4月	平成23年 1月～平成24年 1月（13か月分）	—	—	3	0
引き続き納期限が延長されている市町村数		0	12	0	12

※宮城県仙台市は区の数で計上している。

(2) 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告

平成23年4月～平成24年3月の報告件数（平成23年2月※～平成24年2月実施分）

※実施結果報告は実施月の翌月末に報告されるが、平成23年2月分については震災の影響により1ヶ月遅れ、平成23年4月に報告された。

	厚生年金保険（事業所）	国民年金（被保険者）
差押	1,224 件	275 人
差押解除	436 件	153 人
参加差押	8 件	1 人
参加差押解除	1 件	3 人
交付要求	310 件	110 人
交付要求解除	73 件	5 人
換価	8 件	0 人
取立	1,412 件	200 人
配当事務	1,396 件	222 人
捜索	1 件	1 人
換価猶予	0 件	0 人
執行停止	366 件	8 人
計	5,235 件	978 人

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の実施に係る認可

① 認可書の発行件数（平成23年4月～平成24年3月）

区分	申請件数	認可件数
通常分	19 件	19 件
緊急分	3 件	3 件
計	22 件	22 件

② 認可申請の事由別（平成23年4月～平成24年3月）

申請事由	申請件数	認可件数
未適用事業所への加入指導、立入検査	1,208 件	1,208 件
適用事業所への調査	17,821 件	17,821 件
情報提供による未適用事業所への加入指導、立入検査	103 件	103 件
情報提供による適用事業所へ調査	178 件	178 件
会計検査院からの指摘による事業所調査	58 件	58 件
受給権者、被保険者に関する調査等	18 件	18 件
計	19,386 件	19,386 件

(4) 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告
平成23年4月～平成24年3月の報告件数（平成22年9月認可分から平成23年8月認可分）

① 立入検査等

認可件数	実施件数	実施不能件数	未実施件数
17,423 件	15,342 件	145 件	1,936 件

(注) 件数は事業所数である。

② 受給権者、被保険者に関する調査等

認可件数	調査件数			未実施件数
	重婚的内縁関係	健在確認	不正受給（疑）	
18 件	8 件	8 件	2 件	0 件

(注) 件数は受給権者及び被保険者数である。

(5) 社会保険労務士会の会員数（平成24年3月31日現在 各県社会保険労務士会調べ）

	会員数（単位：人）				社労士 法人数 (注1) (単位：法人)	特定社会保 険社労士 (注2) (単位：人)	「街角」 開設 (注3)
	開業	法人の 社員	勤務	その他			
青森県	198	157	3	25	13	2	52
岩手県	178	125	5	34	14	4	51
宮城県	460	316	7	137	0	5	111
秋田県	169	126	2	36	5	2	54
山形県	190	139	4	47	0	2	60
福島県	286	221	12	38	15	8	62
計	1,481	1,084	33	317	47	23	390

(注1) 社労士法人

2人以上の社会保険労務士が無限責任社員となって設立する法人。定款の作成・認証を行った後、法務局にて設立の登記を行い、設立届出書を都道府県社労士会を経由して連合会に提出することが必要。

(注2) 特定社会保険労務士

紛争解決手続代行業務を行うことの出来る社労士。特別研修を修了し、紛争解決手続代理業務試験に合格した後に、連合会に備える社労士名簿に特定社会保険労務士であることを付記することが必要。

(注3) 「街角」開設

全国社会保険労務士連合会が、日本年金機構から委託を受けて全国32都道府県61か所で運営する「街角の年金相談センター」。都道府県社労士会と社会保険労務士の協力を得て運営。

(6) 年金委員県別委員数 (平成24年3月31日現在)

	職域型	地域型	計
青森県	1,580 人	129 人	1,709 人
岩手県	2,337 人	110 人	2,447 人
宮城県	2,551 人	258 人	2,809 人
秋田県	1,568 人	258 人	1,826 人
山形県	1,816 人	88 人	1,904 人
福島県	2,248 人	121 人	2,369 人
計	12,100 人	964 人	13,064 人

(7) 国民年金事務費交付金交付額 (平成24年3月31日現在)

① 法定受託事務 (基礎年金・福祉年金・特別障害給付金)

	市町村数	交付決定額 (A)	概算交付額 (B)	精算交付額 (C) (A)-(B)
青森県	40	281,968,997 円	183,629,000 円	98,339,997 円
岩手県	33	257,315,557 円	153,460,000 円	103,855,557 円
宮城県	35	462,473,651 円	278,914,036 円	183,559,615 円
秋田県	25	195,785,264 円	120,749,000 円	75,036,264 円
山形県	35	202,302,490 円	125,713,000 円	76,589,490 円
福島県	59	353,598,862 円	233,098,286 円	120,500,576 円
計	227	1,753,444,821 円	1,095,563,322 円	657,881,499 円

② 協力連携事務

	市町村数	交付決定額 (A) (単位：円)	概算交付額 (B) (単位：円)	精算交付額 (C) (A)-(B)
青森県	40	25,220,066 円	7,704,265 円	17,515,801 円
岩手県	33	34,168,659 円	10,353,391 円	23,815,268 円
宮城県	35	67,054,126 円	15,069,000 円	51,985,126 円
秋田県	25	19,898,854 円	5,977,000 円	13,921,854 円
山形県	35	26,354,921 円	8,238,320 円	18,116,601 円
福島県	59	40,038,973 円	12,573,490 円	27,465,483 円
計	227	212,735,599 円	59,915,466 円	152,820,133 円

(8) 学生納付特例事務法人（平成24年3月31日現在）

① 学生納付特例事務取扱教育施設一覧（10施設）

県名	確認年月 日	名 称	所在地	備 考
青森県	23. 1.24	青森県立盲学校	青森市	
岩手県	20. 5. 1	岩手県立産業技術短期大学	矢巾町	
	22. 12. 16	岩手県立久慈高等学校	久慈市	
	24. 1. 13	岩手県立産業技術短期大学校水沢校	奥州市	
秋田県	20. 4. 1	秋田公立美術工芸短期大学	秋田市	
	20. 4. 22	秋田県立盲学校	秋田市	
	23. 12. 8	秋田県立養護学校天王みどり学園	潟上市	
山形県	20. 4. 15	山形県立産業技術短期大学校	山形市	
	20. 4. 22	山形県立山形職業能力開発専門校	山形市	
	22. 12. 14	酒田市立酒田看護専門学校	酒田市	

② 学生納付特例事務法人一覧（16法人）

県名	指定年月日	名 称	所在地	備 考
青森県	22. 12. 16	学校法人弘前厚生学院	弘前市	
	23. 2. 15	学校法人東奥学園	青森市	東奥保育・福祉専門学院
	23. 3. 10	学校法人弘前城東学園	弘前市	弘前医療福祉大学 弘前医療福祉大学短期大学部
	23. 12. 8	学校法人あづま学園	八戸市	八戸市歯科衛生士専門学校
岩手県	20. 6. 2	学校法人富士大学	花巻市	
	23. 1. 24	財団法人岩手済生医会	盛岡市	岩手看護専門学校 岩手看護高等専修学校 岩手リハビリテーション学院
	23. 12. 19	学校法人開城学院	一関市	東北ヘアモード学院
宮城県	20. 8. 1	国立大学法人東北大学	仙台市	
	23. 1. 4	学校法人東北柔専	仙台市	仙台接骨医療専門学校
	23. 4. 27	財団法人仙台キリスト教青年会	仙台市	仙台YMCA国際ホテル専門学校 仙台YMCA国際製菓学院 (昼間課程・通信課程)
秋田県	23. 4. 21	財団法人由利本荘医師会	由利本荘市	由利本荘看護学校
山形県	20. 4. 15	学校法人東北芸術工科大学	山形市	
	20. 4. 25	学校法人山本学園	山形市	専門学校山形V. カレッジ
	20. 7. 2	学校法人東北公益文科大学	酒田市	
福島県	23. 12. 8	職業訓練法人いわき情報処理開発財団	いわき市	いわきコンピュータ・カレッジ
	23. 12. 8	学校法人博愛心学院	郡山市	東北医療福祉専門学校

(9) 保険料納付確認団体 (3団体) (平成24年3月31日現在)

- ① 岩手県歯科医師会
- ② 福島県薬剤師会
- ③ 岩手県社会保険労務士会

4 健康福祉課關係

(1) 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等組合一覧 (20組合)

平成24年3月31日現在

	組合名	組合員 資格事業	事務所所在地	区域
事業協同組合	十和田湖畔活性化事業協同組合	異業種	十和田市大字奥瀬字十和田16	青森、秋田
	青森県中小企業経友会事業協同組合	異業種	八戸市根城8-6-11	青森外3道県
	東北医療福祉事業協同組合	異業種	八戸市大字河原木字八太郎山10-81	東北6県
	つぼ整体師教育振興協同組合	異業種	八戸市下長4-19-3	青森、岩手、秋田、山形
	青森ビジネスリフォーム事業協同組合	異業種	青森市大字野木字野尻61番地4	青森市、弘前市、秋田市
	協同組合岩手県財務振興センター	異業種	大船渡市盛町字町6-8	青森、岩手、秋田、宮城外1道
	めんこい協同組合	異業種	二戸市福岡字下川又9-2	岩手、福島、青森外15都道県
	みちのく中小企業協同組合	異業種	二戸市仁左平字矢沢77-1	青森県、岩手県、秋田県、福島県外7都県
	ハイウェイプランニング協同組合	異業種	仙台市青葉区上杉1-4-8	東北6県外28都道府県
	東日本流通情報システム協同組合	異業種	白石市大手町4-11	東北6県外12都道県
	協同組合エス・ピー・シー・ジャパン東北	理美容業	仙台市青葉区花京院1-4-25	青森、岩手、宮城、秋田、福島
	協同組合エムビー・ネットワーク	異業種	仙台市青葉区一番町2-2-11	東北6県外30都道府県
	東北新潟歯科用品商協同組合	歯科用品販売業	仙台市青葉区中央4-2-28	東北6県外1県
	東日本クリーニング協同組合	クリーニング業	仙台市泉区南光台2-22-13	東北6県外24都道県
	日進共立事業協同組合	異業種	仙台市太白区松が丘4-1	東北6県外7都道県
協業組合	ドリームズ・カム・トゥルー事業協同組合	異業種	石巻市流留字一番囲49番地9	青森、岩手、宮城、福島外6都道県
	東北ダイアパリース協同組合	クリーニング業	秋田市八橋字イサノ6-1	東北6県
	秋田県保険鍼灸マッサージ協同組合	鍼業、灸業、按摩マッサージ指圧業	秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-2-13	秋田、福島、宮城
協業組合	東北ハイウェイ協同組合	異業種	会津若松市西年貢1-2-5	東北6県外20都府県
	協業組合アクアテック栗原	異業種	栗原市築館伊豆3-1-5	宮城、岩手

(2) 生活衛生同業組合にかかる振興計画の認定状況(65組合)

平成24年3月31日現在

業種	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計
飲食店営業 (すし店)	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
飲食店営業 (めん類)	—	—	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	4
飲食店営業 (中華料理業)	—	H24.03.30	H24.03.30	振興計画 未作成	—	H24.03.30	3
飲食店営業 (社交業)	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	6
飲食店営業 (料理業)	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	—	H24.03.30	—	4
飲食店営業 (一般飲食業)	—	H24.03.30	—	H24.03.30	—	—	2
喫茶店営業	—	振興計画 未作成	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	4
食鳥肉販売業	—	—	—	—	—	—	0
食肉販売業	振興計画 未作成	H23.03.31	H23.03.31	H23.03.31	H23.03.31	H23.03.31	5
氷雪販売業	—	—	振興計画 未作成	—	—	—	0
理容業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
美容業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
興行場営業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	振興計画 未作成	H21.03.31	5
旅館業	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	6
旅館業 (簡易宿所)	—	—	—	—	—	—	0
下宿営業	—	—	—	—	—	—	0
浴場業	振興計画 未作成	振興計画 未作成	H22.03.26	振興計画 未作成	振興計画 未作成	H22.03.26	2
クリーニング業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
合計	8	11	13	11	10	12	65

(3) 保護施設一覧

平成24年3月31日現在

県・市名	施設名	所在地	電話番号	種別	運営方式
山形県	山形県立泉荘	長井市今泉1812	0238-88-9211	救護施設	公設民営
山形県	山形県立みやま荘	西村山郡河北町大字吉田字馬場11	0237-72-3181	救護施設	公設民営
いわき市	内郷授産場	いわき市内郷綴町大木下18	0246-26-2485	授産施設	公設公営

- ・救護施設：身体上又は著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とした施設
- ・授産施設：身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした施設

(4) 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合

平成24年3月31現在

名 称	所在地・電話番号	事業区域	主な事業の内容
生活協同組合連合会 大学生活協同組合東北事業連合	〒981-0933 宮城県仙台市青葉区 柏木1-1-41 022-717-4860	東北6県	購買事業（会員生協への卸売り）
生活協同組合連合会 コープ東北サンネット事業連合	〒981-3112 宮城県仙台市泉区 八乙女4-2-2 022-375-7377	東北6県	商品の共同仕入れ、 供給商品の開発 電算システムの共同化
消費者信用生活協同組合	〒020-2874 盛岡市南大通 1-8-7 019-653-0001	岩手県、 青森県	くらしの相談と生活支援、生活資金の貸付

(5-1) 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関

(原子爆弾被爆者関係)

平成24年3月31日現在

県名	医療機関名	所在地及び電話番号	開設者	種別
青森県	青森県立中央病院	青森市東造道2-1-1 017-726-8111	青森県	病院
	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市富野町1 0172-32-4311	独立行政法人国立病院機構	病院
	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市野田2-2-1 0172-32-1171	津軽保健生活協同組合	病院
	米沢薬局	青森市本町1-1-38 017-776-3474	米沢 潔	薬局
岩手県	岩手医科大学付属病院	盛岡市内丸19-1 019-651-5111	学校法人岩手医科大学	病院
	岩手県立中央病院	盛岡市上田1-4-1 019-653-1151	岩手県立病院等事業管理者	病院
	川久保病院	盛岡市津志田26-30-1 019-635-1305	盛岡医療生活協同組合	病院
	村源薬局	盛岡市肴町6-2 019-623-1211	株式会社村源	薬局
	すみれ薬局	盛岡市青山2-23-8 019-645-2311	Sumire A Co., Ltd有限会社	薬局
	みづばち薬局	盛岡市月が丘1-1-63 019-647-3888	株式会社G G フーマシー	薬局
	気仙中央薬局	大船渡市大船渡町字山馬越182-4 0192-26-6231	協同組合気仙フーマシー	薬局
	気仙中央薬局 高田店	陸前高田市米崎町字野沢18-1 0192-53-1250	協同組合気仙フーマシー	薬局
	つくし薬局細浦店	大船渡市末崎町字平林75番1 0192-22-1777	株式会社ワーケイン	薬局
宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野2-8-8 022-293-1111	独立行政法人国立病院機構	病院
	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩釜市錦町16-5 022-365-5175	財団法人宮城厚生協会	病院
	あいざわクリニック	仙台市宮城野区銀杏町26-7 022-296-0520	相澤敏也	診療所
	財団法人宮城厚生協会長町病院	仙台市太白区長町3-7-26 022-746-5161	財団法人宮城厚生協会	病院
	財団法人宮城厚生協会長町病院附属クリニック	仙台市太白区長町3-6-2 022-746-1110	財団法人宮城厚生協会	診療所
秋田県	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44-2 018-834-1111	国立大学法人秋田大学長	病院
	医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3-15 018-833-1122	医療法人明和会	病院
	平鹿総合病院	横手市前郷字八ツ口3-1 0182-32-5121	秋田県厚生農業協同組合連合会	病院
	医療法人明和会 大曲中通病院	大仙市大曲上栄町4-3 0187-63-2131	医療法人明和会	病院
	西塚医院	能代市景林町10-6 0185-54-1670	西塚富左夫	診療所
	株式会社アミック中通調剤薬局	秋田市南通築地2-35 018-831-0571	株式会社アミック	薬局
	株式会社アミック中通六丁目薬局	秋田市中通6-1-55 018-834-6037	株式会社アミック	薬局
	大曲調剤薬局	大仙市大曲上栄町10-32 0187-66-2688	株式会社アミック	薬局
	平鹿調剤薬局	横手市寿町9-7 0182-33-2272	株式会社ファーマックス	薬局
	医療法人敬徳会藤原記念病院	潟上市天王字上江川47 018-878-3131	医療法人敬徳会	病院
山形県	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800 023-685-2626	山形県	病院
	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市泉町4-20 0235-26-5111	鶴岡市	病院
	米沢市立病院	米沢市相生町6-36 0238-22-2450	米沢市	病院
	国立大学法人山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2 023-633-1122	国立大学法人山形大学長	病院
	医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院	山形県東田川郡庄内町松陽1-1-1 0234-43-3434	医療法人社団 山形愛心会	病院
	山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	酒田市あきほ町30番地 0234-26-2001	山形県・酒田市病院機構日本海総合病院理事長	病院
福島県	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島市光ヶ丘1 024-547-1111	公立大学法人福島県立医科大学理事長	病院
	財団法人 竹田総合病院	会津若松市山鹿町3-27 0242-27-5511	財団法人竹田総合病院	病院
	医療法人相雲会 小野田病院	南相馬市原町区旭町3-21 0244-24-1111	医療法人相雲会	病院
	渡辺病院	南相馬市原町区西町1-50 0244-22-7000	医療法人伸裕会	病院
	渡辺薬局	南相馬市原町区旭町1-83 0244-23-3846	有限会社渡辺薬局	薬局
	有限会社西町調剤薬局	南相馬市原町区旭町1-67 0244-24-5001	有限会社西町調剤薬局	薬局
	医療法人愈水会 会津クリニック	会津若松市新横町1-26 0242-38-1150	医療法人愈水会	診療所

(5-2) 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関

(母子・児童・生活保護・戦傷病者関係)

平成24年3月31日現在

県名	医療機関名	所在地及び電話番号	指定医療機関の種類			
			母子保健法	児童福祉法	生活保護法	戦傷病者特別援護法
青森県	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市大字富野町1 (0172) 32-4311	○		○	○
	独立行政法人国立病院機構青森病院	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢平野155 (0172) 62-4055			○	○
	独立行政法人国立病院機構八戸病院	八戸市吹上3-13-1 (0178) 45-6111			○	○
	弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53 (0172) 33-5111	○		○	
	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	八戸市白銀町字南ヶ丘 1 (0178) 33-1551	○		○	
	国立療養所松丘保養園	青森市大字石江字平山 19 (017) 788-0145			○	○
岩手県	独立行政法人国立病院機構盛岡病院	盛岡市青山1-25-1 (019) 647-2195			○	○
	独立行政法人国立病院機構岩手病院	一関市山目字泥田山下48 (0191) 25-2221		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構花巻病院	花巻市諏訪500 (0198) 24-0511			○	○
	独立行政法人国立病院機構釜石病院	釜石市定内町4-7-1 (0193) 23-7111		○	○	○
	独立行政法人労働者健康福祉機構岩手労災病院	花巻市湯口字志戸平26 (0198) 25-2141			○	
宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野2-8-8 (022) 293-1111	○		○	○
	独立行政法人国立病院機構宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原100 (0223) 37-1131		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構西多賀病院	仙台市太白区鈎取本町2-11-11 (022) 245-2111		○	○	○
	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	仙台市青葉区台原4-3-21 (022) 275-1111	○		○	
	国立療養所東北新生園	登米市迫町新田字上葉ノ木沢1 (0228) 38-2121			○	○
	東北大学病院	仙台市青葉区星陵町1-1 (022) 717-7080	○		○	
秋田県	独立行政法人国立病院機構あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40 (0184) 73-2002			○	○
	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱30 (0186) 52-3131			○	
	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44-2 (018) 834-1111	○		○	○
山形県	独立行政法人国立病院機構米沢病院	米沢市大字三沢26100-1 (0238) 22-3210		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構山形病院	山形市行才126-2 (023) 684-5566		○	○	○
	山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2 (023) 633-1122	○		○	
	山形県立中央病院	山形市桜町7-17 (023) 623-4011				○
福島県	独立行政法人国立病院機構福島病院	須賀川市芦田塚13 (0248) 75-2131	○	○	○	○
	独立行政法人国立病院機構いわき病院	いわき市平豊間兔渡路291 (0246) 55-8261			○	○
	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻3 (0246) 26-1111			○	
	福島県立会津総合病院	会津若松市城前10-75 (0242) 27-2151				○

(6) 各地方厚生局に委任された補助金等の一覧

No.	移管年度	交付要綱	項	目	細目	補助率	区分	適化法の有無	備考
①	15	結核医療費国庫負担(補助)金交付要綱	感染症対策費	結核医療費負担金	従業禁止・命令入所患者費	3/4	負担金	有	
			感染症対策費	結核医療費補助金	医療療養費	1/2	補助金	有	
			感染症対策費	結核医療費補助金	医療療養費	沖縄特別分 37条の2:1/2	補助金	有	
②	15	原子爆弾被爆者の健康診断等に要する経費の交付について	原爆被爆者等援護対策費		原爆被爆者健康診断費交付金	健康診断費交付金	10/10	交付金	無
			原爆被爆者等援護対策費		原爆被爆者健康診断費交付金	交通手当交付金	10/10	交付金	無
			原爆被爆者等援護対策費		原爆被爆者健康診断費交付金	事務費交付金	10/10	交付金	無
③	15	原爆被爆者手当交付金の交付について	原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者特別手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者保健手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原子爆弾小頭症手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者医療特別手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者健康管理手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者手当支給等事務費交付金	10/10	交付金	無	
④	15	原爆被爆者葬祭料交付金の交付について	原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者葬祭料交付金		10/10	交付金	無	
⑤	15	児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱	母子家庭等対策費	児童扶養手当給付費負担金		1/3	負担金	有	
⑥	15	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について	児童虐待等防止対策費	児童保護費等負担金	児童保護措置費負担金(児童入所施設措置費等負担金)	1/2	負担金	有	
⑦	15	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について	保育所運営費	児童保護費等負担金	児童保護措置費負担金(保育所運営費負担金)	1/2	負担金	有	
⑧	15	特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱	障害保健福祉費	事務取扱交付金		10/10	交付金	無	
⑨	15	特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱	障害保健福祉費	特別障害者手当等給付費負担金		3/4	負担金	有	
⑩	17	婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱	児童虐待等防止対策費	婦人保護事業費負担金	一時保護所保護費負担金	5/10	負担金	有	
				婦人相談所運営費負担金		5/10	負担金	有	
				婦人保護事業費補助金	婦人保護施設運営費補助金	5/10	補助金	有	
⑪	16	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	地域保健対策費	保健衛生施設等設備整備費補助金		1/2, 2/3, 1/3, 10/10, 定額	補助金	有	
			保健衛生施設整備費	保健衛生施設等施設整備費補助金		1/2, 2/3, 1/3, 定額	補助金	有	
⑫	16	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備費補助金		2/3	補助金	有	
⑬	19	社会福祉施設等施設整備費(児童福祉施設耐震化整備)国庫補助金交付要綱	児童福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備費補助金		施設ごとの基準ボイント×定額	補助金	有	補正予算分
⑭	17	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱	介護保険制度運営推進費	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		定額	交付金	有	
⑮	18			地域介護・福祉空間整備推進交付金		定額	交付金	有	
⑯	17	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	児童福祉施設整備費	次世代育成支援対策施設整備交付金		施設ごとの基準ボイント×定額	交付金	有	
⑰	17	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	保健衛生施設整備費	保健衛生施設等災害復旧費補助金		1/2, 1/3, 2/3	補助金	有	
⑲	17	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等災害復旧費補助金		1/2, 1/3, 2/3	補助金	有	
			介護保険制度運営推進費						
			児童福祉施設整備費						
⑳	19	医療関係者養成確保対策費等補助金、生活衛生営業指導費補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	医療従事者資質向上対策費	臨床研修費等補助金		10/10	補助金	有	
㉑	20	保育所施設整備費及び保育所設備整備費等国庫補助金交付要綱	保育所運営費	保育所施設整備費補助金		2/3	補助金	有	補正予算分
㉒	20			保育所設備整備費補助金		2/3	補助金	有	補正予算分

[区分について]

補助金…特定の事務または事業を実施する者に対して、その事務・事業を助長するために恩恵的に交付する金銭。奨励的、助成的な性質を持ち、適正化法の対象となる。

負担金…国が自己的の利害に關係のある事務または事業に対して、法令に基づき自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金。法律上國が負担することが明記されており、適正化法の対象となる。

交付金…特定の目的をもって交付する給付金であり、法律に基づく義務的なものと、任意的助成的なものがある。補助金に類する性格のものである場合は、政令で指定して適正化法の対象とされている。

(7) 平成 23 年度の補助金等の執行状況一覧

(単位 : 円)

補助金等名	平成 22 年度 確定額	平成 23 年度 変更後交付決定額	備考
結核医療費負担金	136,133,128	95,201,445	
結核医療費補助金	10,188,113	9,565,738	
原爆被爆者健康診断費交付金	7,787,943	10,054,608	
原爆被爆者手当交付金	231,047,167	218,083,750	
原爆被爆者葬祭料交付金	5,794,413	6,434,850	
児童扶養手当給付費負担金	13,044,600,192	14,034,463,741	
児童入所施設等負担金	5,008,754,287	5,204,037,939	
保育所運営費負担金	31,318,045,727	32,583,194,392	
特別児童扶養手当事務取扱交付金	81,168,151	83,059,245	
特別障害者手当等給付費負担金	3,262,571,535	3,211,556,323	
一時保護所保護費負担金	74,880,858	77,619,281	
婦人相談所運営費負担金	825,705	1,512,875	
婦人保護施設運営費補助金	90,969,152	92,874,939	
保健衛生施設等施設・設備整備費補助金	105,294,000	107,018,000	22 年度確定額、本省繰越分を含めて算出
社会福祉施設等施設整備費補助金	664,479,000	656,557,000	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	2,003,124,000	163,550,000	
地域介護・福祉空間整備推進交付金	79,352,000	74,511,000	
次世代育成支援対策施設整備交付金	0	9,499,000	
保健衛生施設等災害復旧費補助金	0	3,026,233,000	
社会福祉施設等災害復旧費補助金	0	4,294,231,000	
臨床研修費等補助金	1,394,526,000	1,432,328,000	
保育所施設整備費補助金	0	0	
保育所設備整備費等補助金	0	0	
合計	57,519,541,371	65,391,586,126	

5 指導養成課關係

東北厚生局管内養成施設等一覧 (H24. 3. 31現在)

【青森県 40校 67課程】

No.	名称	設置者	養成施設等の種別	定員	年限	所在地	開校年	備考
1	東北メディカル学院	学校法人 臨研学舎	理学療法士	昼 40	4	三戸郡五戸町字苗代沢3-638	H 15	
			作業療法士	昼 30	4		H 15	
2	弘前医療福祉大学短期大学部 生活福祉学科 食育福祉専攻（専門課程）	学校法人 弘前城東学園	調理師	昼 30	2	弘前市大字小比内3-18-1	S 47	
"	生活福祉学科介護福祉専攻		介護福祉士	昼 70	2		H 14	
3	青森歯科衛生士専門学校	学校法人 三和会	歯科衛生士	昼 40	3	青森市大字三内字稻元122-2	S 48	
4	青森歯科技工士専門学校		歯科技工士	昼 35	2		S 46	
5	八戸歯科衛生士専門学校	学校法人 あずま学園	歯科衛生士	昼 40	3	八戸市大字田向昆沙門前23-2	H 21	
6	八戸看護専門学校	財団法人 シルバーリハビリテーション 協会	看護師	昼 50	3	八戸市大字河原木字北沼22-41	H 2	
			看護師	通信 100	2		H 18	
7	独立行政法人国立病院機構 弘前病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	看護師	昼 40	3	弘前市大字富野町1	S 28	
8	八戸市立高等看護学院	八戸市	看護師	昼 50	2	八戸市青葉2-17-4	S 43	
9	財団法人双仁会厚生病院附属看護学院	財団法人 双仁会	看護師	夜 20	3	黒石市大字黒石字建石9-1	S 50	
10	五所川原市立高等看護学院	五所川原市	看護師	夜 40	3	五所川原市字新町58-2	S 41	
11	弘前市医師会看護専門学校	社団法人 弘前市医師会	看護師	夜 40	3	弘前市大字野田2-7-1	S 44	H22. 4 校名変更
12	青森市立高等看護学院	青森市	看護師	夜 40	3	青森市勝田1-16-16	S 47	
13	東北栄養専門学校	学校法人 柴田学園	栄養士	昼 50	2	弘前市大字上瓦ヶ町 25	S 25	
14	東北女子短期大学 生活科		栄養士	昼 120	2		S 29	
"	保育科		保育士	昼 100	2		S 41	
15	東北女子大学 家政学部家政学科		栄養士	昼 40	4	弘前市清原 1-1-16	S 44	H22. 10 所在地変更
"	家政学部児童学科		保育士	昼 60	4		H 20	
16	青森中央短期大学 食物栄養学科	学校法人 青森田中学園	栄養士	昼 60	2	青森市大字横内字神田 12	S 49	
"	幼児保育学科		保育士	昼 100	2		S 50	
"	専攻科福祉専攻		介護福祉士	昼 20	1		H 1	
17	青森県立保健大学 健康科学部栄養学科	公立大学法人 青森県立保健大学	管理栄養士 (栄養士)	昼 30	4	青森市大字浜館字間瀬58-1	H 20 (H 20)	
"	健康科学部社会福祉学科		社会福祉士	昼 50	4		H 21	
18	青森調理師学校（一般課程）	学校法人 ケーエム学院	調理師	昼 80	1	青森市堤町 2-13-5	S 45	
19	千葉学園高等学校調理科（高校課程）	学校法人 千葉学園	調理師	夜 20	1.5	八戸市類家 1-1-11	S 46	
20	学校法人林学園八戸調理師専門学校(専門課程)	学校法人 林学園	調理師	昼 80	1	八戸市根城 5-14-24	S 52	

21	青森山田高等学校調理科（高校課程）	学校法人 青森山田学園	調理師	昼	40	3	青森市青葉 3-13-40	S 5 6	
22	青森県ヘアーアーチスト専門学校		理容師	昼	40	2	弘前市大字表町 6-4	H 1 2	H22.4 昼間・通信課程同時授業開始
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	40	2			
			美容師	通信	40	3			
23	青森短期大学 地域創造学科子ども専攻		保育士	昼	50	2	青森市幸畑2-3-1	S 1 8	
24	青森大学 社会学部 社会福祉学科		社会福祉士	昼	60	4		H 2 1	
	" 社会学部 社会福祉学科 介護福祉コース		介護福祉士	昼	20	4		H 1 5	
25	東奥学園高等学校 調理科（高校課程）	学校法人 東奥学園	調理師	昼	40	3	青森市勝田 2-11-1	H 1 4	
	" 福祉科		介護福祉士	昼	80	3		H 2 1	
26	東奥保育・福祉専門学院 保育科		保育士	昼	50	2	青森市勝田2-13	S 4 2	
	" 介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2		H 1	
27	青森県立百石高等学校 食物調理科（高校課程）	青森県	調理師	昼	40	3	上北郡おいらせ町字苗平谷地 46	H 5	
28	ヘアーアートカレッジ木浪学園	学校法人 木浪学園	理容師	昼	40	2	青森市九須志 1-45-2	H 1 0	H22.4 昼間・通信課程同時授業開始
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	80	2			
			美容師	通信	80	3			
29	八戸理容美容専門学校	財団法人 八戸理容美容専門学校	理容師	昼	40	2	八戸市小中野 3-5-1	H 1 0	H22.4 入所時期（10月→4月） H22.4 昼間・通信課程同時授業開始 H22.4 入所時期（10月→4月）
			理容師	通信	20	3			
			美容師	昼	80	2			
			美容師	夜	20	2			
			美容師	通信	40	3			
30	北里大学 獣医学部 動物資源科学科 食品衛生管理者および 食品衛生監視員養成課程	学校法人 北里研究所	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	120	4	十和田市東二十三番町35-1	H 1 9	
31	弘前大学 医学部 保健学科 検査技術科学専攻	国立大学法人 弘前大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	40	4	弘前市本町66-1	H 1 8	
	" 農学生命科学部 応用生命工学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	50	4	弘前市文京町3番地	H 1 2	H25.3 廃止予定
	" 農学生命科学部 分子生命科学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	40	4		H 2 0	
	" 農学生命科学部 生物資源学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	35	4		H 2 0	

32	八戸工業大学 工学部バイオ環境工学科	学校法人 八戸工業大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	60	4	八戸市大字妙字大開88番地1号	H 2 1	
33	弘前厚生学院 保育科	学校法人 弘前厚生学院	保育士	昼	50	2	弘前市御幸町8-10	S 2 6	
	〃 介護福祉科		介護福祉士	昼	25	1		H 1	
34	八戸短期大学 幼児保育学科	学校法人 光星学院	保育士	昼	100	2	八戸市大字美保野13-384	S 4 6	
35	八戸大学 人間健康学部 人間健康学科 社会福祉士コース		社会福祉士	昼	20	4	八戸市大字美保野13-98	H 2 2	
36	光星学院高等学校 専攻科介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2	八戸市大字美保野13-117	H 4	
37	青森明の星短期大学 子ども学科幼児保育専攻	学校法人 明の星学園	保育士	昼	80	2	青森市浪打2-6-32	S 4 1	
	〃 現代介護福祉学科介護福祉専攻		介護福祉士	昼	40	2		H 1 9	
38	弘前学院大学社会福祉学部社会福祉学科	学校法人 弘前学院	社会福祉士	昼	100	4	弘前市大字稔町13-1	H 2 1	
39	八戸社会福祉専門学校 介護福祉科	学校法人 江渡学園	介護福祉士	昼	40	2	八戸市常海町14-1	H 2	
40	青森県立七戸高等学校 総合学科福祉健康系列	青森県	介護福祉士	昼	20	3	上北郡七戸町字館野47-31	H 2 1	特例校

【岩手県 36校 64課程】

No.	名称	設置者	養成施設等の種別	定員	年限	所在地	開校年	備考
1	国際医療福祉専門学校一関校	学校法人 阿弥陀寺教育学園	救急救命士	昼 40	2	一関市室根町矢越字沼田78-2	H 23	H23.4 新規指定
2	岩手リハビリテーション学院	財団法人 岩手済生医会	理学療法士	昼 40	3	盛岡市長田町15-16	S 5 5	
3	岩手看護専門学校		作業療法士	昼 40	3			
4	盛岡医療福祉専門学校 柔道整復学科	学校法人 龍澤学館	看護師	昼 40	3	盛岡市長田町24-7	S 3 4	
	" 鍼灸学科		看護師	夜 40	3		S 4 2	
	" 社会福祉学科		柔道整復師	昼 60	3	盛岡市中央通3-3-4	H 1 8	
	" 介護福祉科		柔道整復師	夜 30	3		H 1 8	
			はり師きゅう師	昼 60	3		H 2 1	
5	花巻高等看護専門学校	財団法人 総合花巻病院	社会福祉士	昼 40	3	盛岡市大沢川原3-5-18	H 9	
6	岩手県立二戸高等看護学院	岩手県	介護福祉士	昼 80	2			
7	岩手県立宮古高等看護学院		看護師	昼 35	3	二戸市堀野字大川原毛50-3	S 5 5	
8	岩手県立一関高等看護学院		看護師	昼 24	3	宮古市大字崎嶺ヶ崎第4地割1-13	S 3 8	
9	一関市医師会附属一関看護専門学校	社団法人 一関市医師会	看護師	昼 35	3	一関市山目字前田13	S 3 5	
10	水沢学苑看護専門学校	財団法人 国際教育交流財団水沢学苑	看護師	夜 30	3	一関市大手町3-31	S 4 5	
11	盛岡市医師会附属盛岡高等看護学院	社団法人 盛岡市医師会	看護師	昼 40	3	奥州市水沢区多賀21-2	H 1 7	
12	盛岡大学栄養科学部栄養科学科	学校法人 盛岡大学	看護師	昼 30	3	盛岡市愛宕町18-6	S 5 5	2年課程昼間定期制
13	盛岡大学短期大学部 幼稚教育科		管理栄養士 (栄養士)	昼 80	4	岩手郡滝沢村滝沢字砂込 808	H 2 2	
14	盛岡調理師専門学校 (専門課程)		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 80	4		H 2 2	
			保育士	昼 150	2		S 4 2	
			調理師	昼 90	1	盛岡市中央通3-7-21	S 3 6	

15	岩手県立大学盛岡短期大学部 生活科学科食物栄養学専攻	公立大学法人 岩手県立大学	栄養士	昼	25	2	岩手郡滝沢村滝沢字巣子 152-52	S 2 7	
16	岩手県立大学 社会福祉学部 福祉臨床学科 保育士養成課程		保育士	昼	20	4		H 1 1	
	" 社会福祉学部 福祉臨床学科		社会福祉士	昼	45	4		H 2 1	
	" 社会福祉学部 福祉経営学科		社会福祉士	昼	45	4		H 2 1	
	" 社会福祉学部 福祉臨床学科 介護福祉士資格課程		介護福祉士	昼	20	4		H 1 0	
17	修紅短期大学 食物栄養学科	学校法人 富士修紅学院	栄養士	昼	35	2	一関市萩莊字竹際 49-1	H 1 4	H23.3 法人名称変更
	" 幼児教育学科		保育士	昼	55	2		S 4 8	
18	盛岡スコーレ高等学校 総合学科調理師養成課程 (高校課程)	学校法人 スコーレ	調理師	昼	70	3	盛岡市向中野字才川 2-3	S 4 3	
19	協和学院水沢第一高等学校調理科 (高校課程)	学校法人 協和学院	調理師	昼	35	3	奥州市水沢区字森下 20-1	S 4 5	
20	岩手県立宮古水産高等学校 食物科 (高校課程)	岩手県	調理師	昼	40	3	宮古市磯鷄 3-9-1	S 4 7	
21	岩手県立大船渡東高等学校 食物文化科 (高校課程)		調理師	昼	40	3	大船渡市立根町字冷清水1-1	H 2 1	
22	岩手県立久慈東高等学校 総合学科食物系列 (高校課程)		調理師	昼	40	3	久慈市門前第36地割 10	H 1 7	
	" 総合学科 介護福祉系列		介護福祉士	昼	32	3		H 2 1	特例校
23	岩手県立一戸高等学校 総合学科介護・福祉系列		介護福祉士	昼	30	3	二戸郡一戸町一戸字蔵前60-1	H 2 1	特例校
24	岩手県立一関第二高等学校 総合学科介護福祉系列		介護福祉士	昼	20	3	一関市赤荻字野中23-1	H 2 1	特例校
25	菜園調理師専門学校 (専門課程)	学校法人 コアトレース	調理師	昼	40	2	盛岡市菜園 2-4-19	S 3 6	
26	盛岡社会福祉専門学校 介護福祉科		介護福祉士	昼	42	2		H 3	

	北日本ハ行ニカルカッキング カレッジ (専門課程・調理科)	財団法人 北日本カレッジ	調理師	昼	78	1	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	H 1 1	
	" (専門課程・高度調理科)		調理師	昼	78	2		H 1 6	
27	" 高度製菓衛生師科		製菓衛生師	昼	39	2		H 2 1	
	" 製菓衛生師科1年課程		製菓衛生師	昼	39	1		H 2 1	
	" 製菓衛生師通信教育科		製菓衛生師	通信	39	1		H 1 0	H23.9 理容科廃止及びそれに伴う同時授業終了
28	北日本ヘア・リストカレッジ		美容師	昼	160	2		H 1 7	
29	北日本医療福祉専門学校 介護福祉科	学校法人 久保学園	美容師	通信	40	3	盛岡市高松1-21-14	H 2 1	2年生から養成施設へ
30	盛岡女子高等学校 家政科調理師コース(高校課程) 専攻科 子ども未来学科		介護福祉士	昼	80	2		H 1 0	
31	盛岡ヘアメイク専門学校	学校法人 盛岡理容美容学園	調理師	昼	30	2	盛岡市盛岡駅前北通 12-31	H 2 1	
			保育士	昼	20	2		H 1 0	
			理容師	昼	40	2		H 1 0	
			理容師	通信	40	3		H 1 0	
32	財団法人岩手理容美容専門学校	財団法人 岩手理容美容専門学校	美容師	昼	200	2	花巻市若葉町 2-14-39	H 1 0	H22.4 昼間・通信課程同時授業開始
			美容師	通信	40	3		H 1 0	
			理容師	昼	35	2		H 1 0	
			理容師	通信	20	3		H 1 0	
33	東北ヘアーモード学院	学校法人 関城学院	美容師	昼	40	2	一関市旭町 5-14	H 1 0	H22.4 昼間・通信課程同時授業開始
			美容師	通信	40	3		H 1 0	
			理容師	昼	40	2		H 1 0	
			理容師	通信	20	3		H 1 0	
34	岩手大学 農学部 応用生物化学課程	国立大学法人 岩手大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	40	4	盛岡市上田3-18-8	H 1 9	
35	専修大学北上福祉教育専門学校 保育科	学校法人 北上学園	保育士	昼	50	2	北上市鍛冶町1-3-1	S 4 2	
	専修大学北上福祉教育専門学校 福祉介護科		介護福祉士	昼	50	2		H 3	
36	岩手女子高等学校 福祉教養科	学校法人 岩手女子奨学会	介護福祉士	昼	40	3	盛岡市大沢川原1-5-34	H 2 1	

【宮城県 53校 131課程】

No.	名称	設置者	養成施設等の種別	定員	年限	所在地	開校年	備考
1	仙台医療技術専門学校	学校法人 北杜学園	理学療法士	昼 80	3	仙台市太白区長町4-3-55	H 8	H23.4 定員増
	仙台医療福祉専門学校 言語聴覚学科		理学療法士	夜 40	4		H 13	
	" 歯科衛生学科		作業療法士	昼 40	3		H 8	
	" 保育介護福祉学科		言語聴覚士	昼 40	2	仙台市青葉区北目町1-23	H 13	大卒2年課程
	" 児童福祉学科		歯科衛生士	昼 80	3	仙台市青葉区中央4-5-3	H 16	
2	" 社会福祉学科		保育士	昼 80	3	仙台市青葉区中央4-7-20	H 11	
	" 介護福祉学科		保育士	昼 80	2		H 17	
	" 介護福祉専攻学科		社会福祉士	昼 40	2		H 21	
	" 保育介護福祉学科'		介護福祉士	昼 160	2		H 1	
	" 社会福祉学科		介護福祉士	昼 40	1		H 7	
			介護福祉士	昼 80	3		H 10	
			社会福祉主事	昼 40	2		H 5	
3	東北保健医療専門学校	学校法人 日本コンピューター学園	作業療法士	昼 40	3	仙台市青葉区花京院1-3-1	H 23	H23.4 新規指定
4	仙台リハビリテーション専門学校	学校法人 仙台北学園	理学療法士	昼 30	3	仙台市泉区長命ヶ丘4-15-1	H 15	
			作業療法士	昼 30	3		H 15	
5	仙台医健専門学校	学校法人 滋慶文化学園	理学療法士	昼 40	4	仙台市若林区新寺2-1-11	H 19	H23.4 新規指定
			理学療法士	夜 40	4			
			視能訓練士	昼 40	3	仙台市宮城野区榴岡4-11-20	H 23	
			柔道整復師	昼 90	3	仙台市若林区新寺2-1-11	H 19	
			柔道整復師	夜 30	3			
6	仙台コミュニケーションアート専門学校調理師科		調理師	昼 40	2	仙台市宮城野区榴岡4-11-20	H 23	H23.4 新規指定

7	仙台保健福祉専門学校 理学療法科	学校法人 菅原学園	理学療法士	昼	40	4	仙台市泉区明通2-1-1	H 1 9	
	" 作業療法科		作業療法士	昼	40	4		H 1 9	
	" 歯科衛生科		歯科衛生士	昼	40	3		H 1 9	
	" 保育科		保育士	昼	50	2		H 1 9	
	" 介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2		H 7	
	" 福祉科		社会福祉主事	昼	40	2		H 1 9	
8	東北文化学園専門学校 臨床工学科	学校法人 東北文化学園大学	臨床工学技士	昼	80	3	仙台市青葉区国見6-45-16	S 6 3	
	" 視能訓練士科		視能訓練士	昼	40	3		H 4	
	" 社会福祉科		社会福祉士	昼	40	2		H 2 3	H23.4 新規指定
	" 社会福祉科		社会福祉主事	昼	40	2		H 2 3	H23.4 新規指定
	" 介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2		H 2	
9	東北文化学園大学 医療福祉学部 保健福祉学科 保健福祉専攻		社会福祉士	昼	120	4	仙台市青葉区国見6-45-1	H 2 1	
	" 保健福祉学科 精神保健福祉専攻		社会福祉士	昼	10	4		H 2 1	
	" 保健福祉学科 生活福祉専攻		社会福祉士	昼	30	4		H 2 1	
	" 保健福祉学科 生活福祉専攻		介護福祉士	昼	30	4		H 1 1	
10	赤門鍼灸柔整専門学校	財団法人 赤門学志院	柔道整復師	昼	60	3	仙台市青葉区荒巻青葉33-1	S 2 8	
			柔道整復師	夜	60	3		S 3 3	
			あん摩マッサージ指圧師、 はり師きゅう師	昼	50	3		H 2 1	
			はり師きゅう師	昼	30	3		S 3 3	
			はり師きゅう師	夜	30	3			

11	仙台接骨医療専門学校	学校法人 東北柔専	柔道整復師 柔道整復師	昼 60 3 夜 30 3	仙台市宮城野区福室3-4-16	S 2 4	
12	東日本医療専門学校	学校法人 健生学園	柔道整復師	昼 60 3	仙台市太白区中田4-4-35	H 1 5	
			柔道整復師	夜 30 3		H 1 7	
			はり師きゅう師	昼 30 3			
13	仙台青葉服飾・医療福祉専門学校 介護福祉科	学校法人 長谷柳絮学園	介護福祉士	昼 80 2		H 9	
14	宮城高等歯科衛生士学院	社団法人宮城県歯科医師会	歯科衛生士	昼 50 3	仙台市青葉区国分町1-5-1	S 4 5	
15	仙台歯科技工専門学校	学校法人 新英学園	歯科技工士	昼 35 2	仙台市若林区新寺3-13-6	S 4 6	
16	東北歯科技工専門学校	社団法人 五常会	歯科技工士	昼 50 2	仙台市太白区向山4-27-8	S 4 1	
17	医療法人社団スズキ病院附属助産学校	医療法人社団 スズキ病院	助産師	昼 30 1	岩沼市里の杜3-5-21	H 4	
18	独立行政法人 国立病院機構仙台医療センター 附属仙台看護助産学校	独立行政法人国立病院機構	助産師	昼 35 1	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	S 5 2	
			看護師	昼 80 3		S 2 2	
19	気仙沼市立病院附属看護専門学校	気仙沼市	看護師	昼 40 3	気仙沼市田中184	S 4 3	
20	石巻赤十字看護専門学校	日本赤十字社宮城県支部	看護師	昼 40 3	石巻市吉野町1-7-10	S 2 5	
21	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災看護専門学校	独立行政法人 労働者健康福祉機構	看護師	昼 30 3	仙台市青葉区台原4-6-10	S 3 5	
22	仙台徳洲看護専門学校	医療法人 徳洲会	看護師	昼 50 3	仙台市太白区茂庭台1-3-4	H 2 2	
23	宮城県高等看護学校	宮城県	看護師	昼 40 2	名取市愛島塙手字中田35-1	S 4 4	
24	気仙沼市医師会附属高等看護学校	社団法人 気仙沼市医師会	看護師	夜 30 3	気仙沼市四反田95-4	S 4 9	
25	大崎市医師会附属高等看護学校	社団法人 大崎市医師会	看護師	夜 30 3	大崎市古川駅前大通3-3-17	H 5	
26	仙台市医師会附属高等看護学院	社団法人 仙台市医師会	看護師	夜 40 3	仙台市青葉区大手町1-5	S 5 0	
27	東北福祉看護学校		看護師	通信 250 2	仙台市青葉区国見1-19-1	H 2 0	
28	東北福祉大学 総合福祉学部 産業福祉学科 食品衛生コース	学校法人 梅檀学園	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 100 4	仙台市青葉区国見1-8-1	S 5 3	H25.3 廃止予定
	" 社会福祉学科 保育課程		保育士	昼 50 4		S 4 1	
	" 子ども科学部 子ども教育学科		保育士	昼 100 4		H 1 9	
	" 総合福祉学部		社会福祉士	昼 300 4		H 2 1	
	" 総合マネジメント学部		社会福祉士	昼 20 4		H 2 1	
	" 総合福祉学部 通信教育部 社会福祉学科		社会福祉士	通信 300 4		H 2 1	
	" 総合福祉学部 社会福祉学科 社会福祉コース 介護福祉士課程		介護福祉士	昼 40 4		H 1 5	

29	尚絅学院大学 総合人間科学部 健康栄養学科	学校法人 尚絅学院	管理栄養士 (栄養士)	昼	80	4	名取市ゆりが丘 4-10-1	H 15 (S 27)	
	" 健康栄養学科 食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	80	4		H 14	
	" 子ども学科		保育士	昼	80	4		H 22	
30	宮城学院女子大学 学芸学部 食品栄養学科	学校法人 宮城学院	管理栄養士 (栄養士)	昼	100	4	仙台市青葉区桜ヶ丘 9-1-1	S 42 (S 36)	
	" 食品栄養学科食品衛生コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	100	4		S 46	
	" 発達臨床学科		保育士	昼	80	4		H 13	
	" 発達臨床学科福祉コース		社会福祉士	昼	20	4		H 21	
31	宮城大学食産業学部 フードビジネス学科 「食品加工・衛生コース」	公立大学法人 宮城大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	50	4	仙台市太白区旗立 2-2-1	H 17	
32	仙台白百合女子大学 人間学部 健康栄養学科 管理栄養専攻	学校法人 白百合学園	管理栄養士 (栄養士)	昼	80	4	仙台市泉区本田町 6-1	H 12 (S 41)	
	" 健康栄養学科 食物学専攻食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	20	4		H 14	H25.3 廃止予定
	" 健康栄養学科 管理栄養専攻食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	80	4		H 12	
	" 人間発達学科 子ども発達専攻 保育士養成課程		保育士	昼	45	4		H 16	
	" 総合福祉学科 生活福祉専攻		社会福祉士	昼	35	4		H 21	
	" 総合福祉学科 人間福祉専攻		社会福祉士	昼	35	4		H 21	
	" 総合福祉学科 生活福祉専攻		介護福祉士	昼	35	4		H 8	

33	東北生活文化大学 家政学部 家政学科 健康栄養学専攻	学校法人 三島学園	管理栄養士 (栄養士)	昼	40	4	仙台市泉区虹の丘 1-18-2	H 15 (H 15)	
	東北生活文化大学 家政学部 家政学科 健康栄養学専攻 食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	40	4		H 23	H23.4 新規指定
34	東北生活文化大学短期大学部 生活文化学科 子ども生活専攻		保育士	昼	60	2		H 18	
35	仙台大学 体育学部 運動栄養学科	学校法人 朴沢学園	栄養士	昼	80	4	柴田郡柴田町船岡南 2-2-18	H 15	
	" 健康福祉学科 社会福祉士養成専攻		社会福祉士	昼	40	4		H 21	
	" 健康福祉学科 介護福祉専攻		介護福祉士	昼	80	4		H 7	
36	明成高等学校調理科 (高校課程)	学校法人 勝山学園	調理師	昼	120	3	仙台市青葉区川平 2-26-1	S 47	
	" 介護福祉科・介護福祉士養成コース		介護福祉士	昼	40	3		H 21	
37	宮城調理製菓専門学校(専門課程・調理師科)		調理師	昼	160	1	仙台市青葉区葉山町 1-10	S 38	
	" (専門課程・上級調理技術科)		調理師	昼	120	2		H 16	
	" (高等課程・調理師科夜間部)		調理師	夜	40	2		S 38	
	" 製菓衛生師科		製菓衛生師	昼	40	1		H 15	
	" 上級製菓技術科		製菓衛生師	昼	40	2		H 17	
	" 製菓衛生師科夜間課程		製菓衛生師	夜	40	2		H 19	
38	仙台理容美容専門学校	社会福祉法人 仙台市社会事業協会	理容師	昼	40	2	仙台市太白区富沢南 2-18-1	H 10	H23.10 通信課程同時授業開始
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	200	2			
			美容師	通信	120	3			
39	SENDAI 中央理容美容専門学校	学校法人 宮城中央学園	理容師	昼	30	2	仙台市宮城野区新田東2-11-4	H 10	H23.4 定員減
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	90	2			
			美容師	通信	60	3			
40	宮城理容美容専門学校		理容師	昼	35	2			
41	宮城県立聴覚支援学校高等部理容科	宮城県	美容師	昼	40	2	遠田郡美里町牛飼字御蔵新田93-4	H 10	H23.3 同時授業終了 H23.4 定員減
42	仙台ヘアメイク専門学校	学校法人 守末学園	美容師	昼	160	2			
			美容師	通信	80	3	仙台市青葉区中央3-4-8	H 11	

43	仙台ビューティーアート専門学校	学校法人 三幸学園	美容師	昼	130	2	仙台市宮城野区榴岡 3-8-25	H 15	H23.4 通信課程新設(入学時期4月・10月の2回)及び昼間課程入学定員増	
			美容師	通信	33	3		H 23		
44	仙台医療秘書福祉専門学校 介護福祉科			介護福祉士	昼	40	2	仙台市若林区新寺1-4-16	H 9	
45	仙台国際美容専門学校	学校法人 仙臺学園	美容師	昼	50	2	仙台市青葉区錦町 1-1-2	H 15	H23.4 名称変更 H23.8 施設及び所在地の変更並びに定員減	
46	仙台YMC A国際製菓学院 製菓衛生師科		美容師	夜	15	2		H 15		
47	聖和学園短期大学 キャリア開発総合学科 製菓衛生師課程		美容師	通信	40	3		H 17		
47	保育福祉学科保育専攻 保育福祉学科介護福祉専攻	学校法人 聖和学園	製菓衛生師	昼	40	1	仙台市青葉区立町9-7	H 15		
			製菓衛生師	通信	80	1		H 15		
			製菓衛生師	昼	40	1		H 16		
48	東北大農学部 生物生産科学科食品衛生管理者等 任用資格コース 応用生物化学科食品衛生管理者等 任用資格コース	国立大学法人 東北大学	保育士	昼	80	2	仙台市泉区南中山5-5-2	H 10		
			介護福祉士	昼	40	2		H 19		
			食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	54	4		H 6		
49	石巻専修大学 理工学部 生物生産工学科食品衛生管理者等 任用資格コース 基礎理学科 食品衛生管理者等 任用資格コース	学校法人 専修大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	60	4	仙台市青葉区堤通雨宮町 1-1	H 6		
			食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	45	4		H 10		
			食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	65	4		H 10		
50	宮城誠真短期大学 保育科	学校法人 誠真学園	保育士	昼	50	2	大崎市古川福沼1-27-2	S 5 4		
51	仙台幼稚保育専門学校 幼稚保育科 保育士養成科	学校法人 曾根学園	保育士	昼	120	3	仙台市青葉区木町通2-3-39	H 15		
			保育士	昼	40	2		H 22		
52	東北外国観光専門学校 子ども保育科 子ども保育コース	学校法人 東北外国語学園	保育士	昼	30	3	仙台市青葉区五橋2-1-13	H 18		
53	東北福祉情報専門学校 介護福祉科	学校法人 増子学園	介護福祉士	昼	40	2	気仙沼市三日町2-2-15	H 15	平成21年度募集停止	

【秋田県 20校 31課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年 限	所 在 地	開校年月日	備 考	
1	秋田県歯科医療専門学校	社団法人 秋田県歯科医師会	歯科衛生士	昼 50	3	秋田市八橋南1-8-8	S 4 3		
2	秋田県立衛生看護学院	秋田県	保健師	昼 30	1	横手市前郷二番町10-2	S 3 6		
			助産師	昼 10	1		S 5 5		
			看護師	昼 40	3		S 5 6		
3	秋田しらかみ看護学院	学校法人 のしろ文化学園	看護師	昼 40	3	能代市落合字下悪土120	H 1 0		
4	中通高等看護学院	社会医療法人 明和会	看護師	昼 50	3	秋田市檜山登町3-18	S 5 5		
5	秋田市医師会立秋田看護学校	社団法人 秋田市医師会	看護師	昼 40	3	秋田市八橋南1-8-11	H 1 8		
6	由利本荘看護学校	社団法人 由利本荘医師会	看護師	昼 40	3	由利本荘市水林457-7	H 1 7		
7	秋田栄養短期大学栄養学科	学校法人 ノースアジア大学	栄養士	昼 80	2	秋田市下北手桜字守沢 46-1	S 2 9		
8	秋田看護福祉大学看護福祉学部 福祉学科		社会福祉士	昼 40	4	大館市清水2-3-4	H 2 1		
	" 福祉学科		介護福祉士	昼 40	4		H 1 7		
9	聖霊女子短期大学 生活文化科 健康栄養専攻	学校法人 聖霊学園	栄養士	昼 60	2	秋田市寺内高野 10-33	H 1 0		
	" 専攻科 健康栄養専攻		栄養士	昼 15	2		H 1 2		
	" 生活文化科 生活こども専攻		保育士	昼 50	2		H 2 0		
10	秋田県調理師専門学校（専門課程）	学校法人 大内学園	調理師	昼 80	1	秋田市土崎港南 2-3-47	S 4 9		
11	大館調理師専門学校（専門課程）	学校法人 大館ホテヤ学園	調理師	昼 40	1	大館市片山町 1-3-10	S 5 4		
12	国学館高等学校調理科（高校課程）	学校法人 敬愛学園	調理師	昼 40	3	秋田市千秋明徳町 3-31	S 5 7		
13	秋田県理容美容専門学校		理容師	昼 40	2	秋田市千秋明徳町 4-53	H 1 0		
			理容師	通信 40	3				
			美容師	昼 75	2				
			美容師	通信 30	3				
14	秋田ヘアビューティカレッジ	学校法人 秋田ヘアビューティカレッジ	美容師	昼 70	2	秋田市中通 6-18-13	H 1 0		
15	秋田県立大学 生物資源科学部 応用生物科学科 食品衛生コース		美容師	通信 40	3				
16	聖園学園短期大学 保育科	学校法人 秋田聖心の布教姉妹会	保育士	昼 100	2	秋田市保戸野すわ町1-58	S 4 2		
17	秋田大学 教育文化学部	国立大学法人 秋田大学	保育士	昼 20	4	秋田市手形学園1-1	H 1 9		

18	秋田福祉専門学校 介護福祉学科	学校法人 伊藤学園	介護福祉士	昼	40	2	秋田市中通4-3-11	H 2	
	" 福祉専門学科		介護福祉士	昼	40	2		H 9	
			社会福祉主事	昼	40	2		H 9	
19	日本赤十字秋田短期大学 介護福祉学科	学校法人 日本赤十字学園	介護福祉士	昼	50	2	秋田市上北手猿田苗代沢17-3	H 8	
20	秋田県立六郷高等学校 福祉科	秋田県	介護福祉士	昼	35	3	仙北郡美郷町六郷字馬場52	H 2 1	

【山形県 26校 37課程】

No.	名称	設置者	養成施設等の種別	定員	年限	所在地	開校年	備考
1	山形医療技術専門学校	学校法人 諏訪学園	理学療法士	昼 40	4	山形市大字前明石字水下367	H 7	
			作業療法士	昼 40	4		H 7	
2	山形歯科専門学校	社団法人 山形県歯科医師会	歯科衛生士	昼 45	3	山形市十日町2-4-35	S 4 1	
3	財団法人三友堂病院看護専門学校	財団法人 三友堂病院	看護師	昼 40	3	米沢市中央7-5-3-1	S 5 7	
4	医療法人横山厚生会 山形厚生看護学校	医療法人 横山厚生会	看護師	昼 80	3	山形市蔵王半郷字八森959	H 4	
5	山形市立病院済生館高等看護学院	山形市	看護師	昼 30	3	山形市七日町1-3-26	S 2 5	
6	鶴岡市立荘内看護専門学校	鶴岡市	看護師	昼 20	3	鶴岡市馬場町2-1	S 2 5	
7	独立行政法人国立病院機構 山形病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	看護師	昼 40	3	山形市行才126-2	S 2 8	
8	酒田市立酒田看護専門学校	山形県酒田市	看護師	昼 30	3	酒田市中町3-7-16	H 2 2	
9	篠田看護専門学校	医療法人 篠田好生会	看護師	昼 40	2	山形市桜町2-68	H 3	
10	山形県立米沢女子短期大学 健康栄養学科	公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学	栄養士	昼 40	2	米沢市通町 6-15-1	H 2 1	
11	山形大学 地域教育文化学部 生活総合学科 食環境デザインコース	国立大学法人山形大学	栄養士	昼 35	4	山形市小白川町 1-4-12	H 1 7	
	" 農学部 生物資源学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 50	4	鶴岡市若葉町1-23	H 1 7	H25.3 廃止予定
	" 農学部 食料生命環境学科 食品・応用生命科学コース 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 25	4		H 2 2	H23.4 定員減
	" 農学部 食料生命環境学科 植物機能開発学コース 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 25	4		H 2 2	H23.4 定員増
12	酒田調理師専門学校（専門課程） " (専門課程)	学校法人 天真林昌学園	調理師	昼 40	1	酒田市幸町 2-10-12	S 4 6	
			調理師	昼 40	2			
13	天真学園高等学校食育調理科（高校課程）		調理師	昼 80	3	酒田市浜田 1-3-47	S 5 1	
14	山形調理師専門学校（専門課程・調理師科） " (専門課程・高度調理技術科)	学校法人 羽陽学園	調理師	昼 40	1	山形市六日町 7-42	S 4 6	
			調理師	昼 40	2			
15	羽陽学園短期大学 幼稚教育科		保育士	昼 100	2	天童市清池1559	S 5 8	
	" 専攻科福祉専攻		介護福祉士	昼 35	1		H 2	
16	山形学院高等学校 食物調理科（高校課程）	学校法人 山形学院	調理師	昼 108	3	山形市香澄町 3-10-8	H 1 7	

17	米沢調理師専門学校（専門課程）	学校法人 音羽学園	調理師	昼	40	1	米沢市大字上新田字松原台 2008	S 5 3	
18	山形県立山辺高等学校 食物科（高校課程）	山形県	調理師	昼	40	3	東村山郡山辺町大字山辺 3028	S 6 1	
	" 福祉科		介護福祉士	昼	40	3		H 2 2	
19	山形県立鶴岡中央高等学校 総合学科社会福祉系列		介護福祉士	昼	20	3	鶴岡市大字大宝寺字日本国410	H 2 3	
20	山形理容学校	学校法人 山形理容学校	理容師	昼	35	2	山形市相生町 8-52	H 1 6	
			理容師	通信	35	3			
21	山形美容専門学校	山形県美容業生活衛生同業組合	美容師	昼	80	2	山形市薬師町 1-4-25	H 1 0	
			美容師	通信	70	3		H 1 1	
22	山形ヘアファッショスクール	職業訓練法人 山形県美容職業訓練協会	美容師	昼	25	2			
23	専門学校山形V. カレッジ ビューティビジネス科	学校法人 山本学園	美容師	昼	30	2	山形市清住町 1-4-41	H 1 8	
24	東北文教大学 人間科学部 子ども教育学科	学校法人 富澤学園	保育士	昼	90	4	山形市片谷地515	H 2 2	
25	東北文教大学短期大学部 子ども学科		保育士	昼	90	2		S 4 3	
	" 人間福祉学科		介護福祉士	昼	80	2		H 1 3	
26	東北公益文科大学 公益学部 公益学科 社会福祉コース	学校法人 東北公益文科大学	社会福祉士	昼	60	4	酒田市飯森山3-5-1	H 2 1	

【福島県 43校 88課程】

No.	名称	設置者	養成施設等の種別	定員	年限	所在地	開校年	備考
1	東北医療福祉専門学校 理学療法士学科	学校法人 博愛心学院	理学療法士	昼 40	3	郡山市八山田1-88	H 15	
	" 作業療法士学科		作業療法士	昼 40	3		H 15	
	" 介護福祉学科		介護福祉士	昼 40	2		H 8	
2	郡山健康科学専門学校 理学療法学科	学校法人 こおりやま東都学園	理学療法士	昼 40	4	郡山市図景2-9-3	H 10	
	" 応用理学療法学科		理学療法士	昼 40	3		H 19	
	" 作業療法学科		作業療法士	昼 40	4		H 10	
	" 柔道整復学科		柔道整復師	昼 60	3		H 17	
	" 介護福祉学科		介護福祉士	昼 40	3		H 10	
			社会福祉主事	昼 40	3		H 22	
3	福島県立総合衛生学院	福島県	臨床検査技師	昼 20	3	福島市渡利字中角61	S 48	
			歯科衛生士	昼 20	3		S 37	
			助産師	昼 20	1		S 52	
			看護師	昼 50	2		S 46	
4	国際メディカルテクノロジー専門学校 臨床工学士科	学校法人 新潟総合学院	臨床工学技士	昼 40	3	郡山市方八町2-4-19	H 14	
	" 言語聴覚士科		言語聴覚士	昼 40	3		H 14	
	" 鍼灸師科		はり師きゅう師	昼 30	3		H 14	
	" 救急救命士科		救急救命士	昼 40	3		H 14	
	" 看護学科		看護師	昼 40	4	郡山市方八町 2-4-10	H 21	
	" 看護学科通信課程		看護師	通信 250	2			
5	国際ビューティ・ファッショントー専門学校		美容師	昼 108	2	郡山市方八町 2-4-21	H 15	
			美容師	通信 20	3		H 21	入所時期は年2回 4月と10月

6	福島医療専門学校	学校法人 福寿会	柔道整復師	昼	90	3	郡山市並木3-2-23	H 1 2	H23.4 定員増
			柔道整復師	夜	30	3		H 1 4	H23.4 定員減
			はり師きゅう師	昼	30	3			
			はり師きゅう師	夜	30	3			
			歯科衛生士	昼	60	3		H 1 8	
7	東北歯科専門学校	財団法人 影山育英会	歯科衛生士	昼	50	3	郡山市細沼町12-18	S 5 6	
			歯科技工士	昼	25	2	郡山市片平町出馨森1-7	S 4 0	
8	ポラリス保健看護学院	財団法人 星総合病院	統合カリキュラム (保健師・看護師)	昼	40	4	郡山市富久山町久保田字金堀田4	H 1 0	
9	公立岩瀬病院附属高等看護学院	公立岩瀬病院企業団	看護師	昼	30	3	須賀川市北町20	S 2 8	
10	太田看護専門学校	財団法人 太田総合病院	看護師	昼	70	3	郡山市緑町26-14	S 5 1	
11	松村看護専門学校	財団法人 磐城済世会	看護師	昼	25	3	いわき市平字小太郎町1-8	H 6	
12	大原看護専門学校	財団法人 大原総合病院	看護師	昼	35	3	福島市鎌田字原際7-3	S 4 8	
13	竹田看護専門学校	財団法人 竹田総合病院	看護師	昼	35	3	会津若松市本町2-58	S 2 6	
14	仁愛看護福祉専門学校 看護科	学校法人 溫知会	看護師	昼	40	3	会津若松市鶴賀町1-6	S 5 4	
	" 介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2	会津若松市河東町広田字塩新205	H 2 1	
15	磐城共立高等看護学院	いわき市	看護師	昼	40	3	いわき市内郷御厩町3-91	S 4 3	
16	福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院付属高等看護学院	福島県厚生農業協同組合連合会	看護師	昼	30	3	白河市豊地上弥次郎2-1	S 3 6	
17	福島県立会津若松看護専門学院	福島県	看護師	昼	35	3	会津若松市城東町5-12	S 2 9	平成23年募集停止
18	相馬看護専門学校	地方広域市町村圏組合	看護師	昼	40	3	相馬市石上字南姥沢344	H 1 3	
19	独立行政法人国立病院機構 福島病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	看護師	昼	40	3	須賀川市芦田塚13	H 1 6	
20	福島看護専門学校	社団法人 福島明星厚生学院	看護師	昼	40	3	福島市栄町1-37	H 1 9	
21	郡山女子大学 家政学部 食物栄養学科	学校法人 郡山開成学園	管理栄養士 (栄養士)	昼	80	4	郡山市開成 3-25-2	S 4 2 (S 4 1)	
	" 食物栄養学科		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	80	4		S 4 8	
	" 人間生活学科 福祉コース		社会福祉士	昼	30	4		H 2 1	
	" 人間生活学科 福祉コース		介護福祉士	昼	30	4		H 1 9	

22	郡山女子大学 短期大学部 家政科 食物栄養専攻	学校法人 郡山開成学園	栄養士	昼	130	2	郡山市開成 3-25-2	S 2 8	
	" 幼稚教育学科		保育士	昼	140	2		S 3 9	
23	郡山女子大学附属高等学校 食物科（高校課程）		調理師	昼	40	3		S 4 0	
24	桜の聖母短期大学 生活科学科 食物栄養専攻	学校法人 コングレガシオン・ド・ノート ルダム	栄養士	昼	50	2	福島市花園町 3-6	S 4 3	
	" 生活科学科 福祉こども専攻 こども保育コース		保育士	昼	50	2		H 1 8	
25	福島学院大学 短期大学部 食物栄養科	学校法人 福島学院	栄養士	昼	50	2	福島市宮代乳児池 1-1	S 4 3	
	" 保育科第1部		保育士	昼	240	2		H 8	
	" 保育科第2部		保育士	夜	50	3		S 4 7	
	" 専攻科 福祉専攻第1部		介護福祉士	昼	46	1		H 1 3	
26	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科 児童福祉・カウンセリングコース		保育士	昼	50	4		H 2 0	
	"		社会福祉士	昼	50	4		H 2 1	
	" 社会福祉・精神保健福祉コース		社会福祉士	昼	40	4		H 2 1	
27	会津大学短期大学部 食物栄養学科	公立大学法人 会津大学	栄養士	昼	40	2	会津若松市一箕町大字八幡門田1-1	S 4 0	
	" 社会福祉学科		保育士	昼	50	2		S 5 6	
	"		社会福祉士	昼	50	2		H 2 1	
28	福島東陵高等学校食物文化科（高校課程）	学校法人 東陵学園	調理師	昼	40	3	福島市山居上 3	S 4 4	
29	日本調理技術専門学校（専門課程）	学校法人 永和学園	調理師	昼	100	1	郡山市安積4-229	H 4	
	" (専門課程)		調理師	昼	50	2		H 4	
	" 製菓衛生師科		製菓衛生師	昼	40	2		H 1 8	
30	社団法人郡山理容協会立 郡山理容学校	社団法人 郡山理容協会	理容師	昼	40	2	郡山市富久山町久保田字水神山 45	H 1 0	
			理容師	通信	40	3			
31	学校法人福島県高等理容美容学院	学校法人 福島県高等理容美容学院	理容師	昼	40	2	福島市渡利字馬場町 14-2	H 1 0	H22.4 昼間課程同時授業開始
			美容師	昼	80	2			
			美容師	通信	60	3			
32	A I Z U ビューティーカレッジ	社団法人 会津理容美容協会	理容師	昼	20	2	会津若松市駅前町 4-3	H 1 0	H22.4 同時授業開始
			美容師	昼	40	2			

33	iwakiヘアメイクアカデミー	社団法人 いわき理容美容協会	理容師	昼	40	2	いわき市平谷川瀬字明治町 96-1	H 1 O	H22.4 同時授業開始 H22.10 養成施設名称の 変更
34	郡山ヘアメイクカレッジ		美容師	昼	40	2			
35	東日本国際大学 福祉環境学部 社会福祉学科	学校法人 昌平学園	美容師	昼	120	2	郡山市愛宕町 6-27	H 1 O	
36	いわき短期大学 幼稚教育科		美容師	通信	40	3			
	〃 幼稚教育科 専攻科福祉専攻		社会福祉士	昼	80	4	いわき市平鎌田字寿金沢 37	H 2 1	
37	福島大学 人文社会学群 人間発達文化学類 人間発達専攻	国立大学法人 福島大学	保育士	昼	20	4		H 1 8	
38	いわき明星大学 人文学部 現代社会学科 地域福祉コース	学校法人 明星学苑	社会福祉士	昼	40	4		H 2 1	
39	福島介護福祉専門学校 介護福祉学科	社会福祉法人 あだち福祉会	介護福祉士	昼	80	2	二本松市若宮1-125-1	H 8	
	〃		社会福祉主事	昼	80	2	二本松市若宮1-125-1	H 8	
40	福島県立相馬東高等学校 総合学科 生活福祉系列福祉系	福島県	介護福祉士	昼	15	3	相馬市北飯渕字阿弥陀堂200	H 2 1	特例校
41	福島県立富岡高等学校 国際・体 -ツ科 健康福祉コース 介護福祉士養成課程		介護福祉士	昼	12	3	双葉郡富岡町小浜中央632	H 2 1	特例校
42	福島県立光南高等学校 総合学科 福祉介護系列		介護福祉士	昼	25	3	西白河郡矢吹町田町532	H 2 1	特例校
43	福島県立福島北高等学校 総合学科 介護福祉系列		介護福祉士	昼	26	3	福島市飯坂町字後畠1	H 2 1	特例校

※ 特例校：当該福祉系高等学校等卒業後、9月の介護の実務経験を経ると介護福祉士試験の受験資格が得られる。

(注1) 上記表中、「養成施設等の種別」において「社会福祉士」と整理されているものは、厚生労働大臣が指定した社会福祉士養成施設ではなく、「開講科目等の適合確認」を経た、いわゆる福祉系大学のことである。

6 医事課関係

(1)医師臨床研修病院(基幹型)一覧

(平成24年3月31日現在)

	病院施設番号	病院名	県	住所
1	030037	独立行政法人国立病院機構弘前病院	青森県	弘前市大字富野町1番地
2	030038	弘前大学医学部附属病院	青森県	弘前市本町53番地
3	030039	八戸市立市民病院	青森県	八戸市大字田向字毘沙門平1
4	030040	青森県立中央病院	青森県	青森市東造道二丁目1-1
5	030772	津軽保健生活協同組合 健生病院	青森県	弘前市大字野田2丁目2の1
6	030801	十和田市立中央病院	青森県	十和田市西十二番町14番8号
7	030889	むつ総合病院	青森県	むつ市小川町1-2-8
8	031004	青森市民病院	青森県	青森市勝田1丁目14-20
9	031024	弘前市立病院	青森県	弘前市大町三丁目8番地1
10	031154	黒石市国民健康保険 黒石病院	青森県	黒石市北美町1丁目70
11	031155	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	青森県	八戸市大字白銀町南ヶ丘1
12	031156	つがる西北五広域連合 西北中央病院	青森県	五所川原市字布屋町41
13	040001	八戸赤十字病院	青森県	八戸市大字田面木字中明戸2番地
14	030041	岩手医科大学附属病院	岩手県	盛岡市内丸19-1
15	030042	岩手県立中央病院	岩手県	盛岡市上田1-4-1
16	030043	盛岡赤十字病院	岩手県	盛岡市三本柳6-1-1
17	030044	岩手県立胆沢病院	岩手県	奥州市水沢区字龍ヶ馬場61番地
18	030780	岩手県立磐井病院	岩手県	一関市狐禪寺字大平17番地
19	030782	岩手県立大船渡病院	岩手県	大船渡市大船渡町字山馬越10番地1
20	030783	岩手県立釜石病院	岩手県	釜石市甲子町第10地割483-6
21	030784	岩手県立宮古病院	岩手県	宮古市崎鋤ヶ崎第1地割11番地26
22	030785	岩手県立久慈病院	岩手県	久慈市旭町第10地割1番
23	030786	岩手県立二戸病院	岩手県	二戸市堀野字大川原毛38-2
24	031193	北上済生会病院	岩手県	北上市花園町一丁目6-8
25	080001	岩手県立中部病院	岩手県	北上市村崎野17地割10番地
26	030046	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	宮城県	仙台市宮城野区宮城野2-8-8
27	030047	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	宮城県	仙台市青葉区台原4-3-21
28	030048	仙台市立病院	宮城県	仙台市若林区清水小路3番地の1
29	030050	坂総合病院	宮城県	塩釜市錦町16-5
30	030051	東北大学病院	宮城県	仙台市青葉区星陵町1-1
31	030052	東北厚生年金病院	宮城県	仙台市宮城野区福室1-12-1
32	030053	大崎市民病院	宮城県	大崎市古川千手寺町2-3-10
33	030054	石巻赤十字病院	宮城県	石巻市蛇田字西道下71
34	030059	仙台社会保険病院	宮城県	仙台市青葉区堤町3丁目16番1号
35	030060	医療法人徳洲会仙台徳洲会病院	宮城県	仙台市泉区七北田字駕籠沢15
36	030850	財団法人厚生会 仙台厚生病院	宮城県	仙台市青葉区広瀬町4番15号
37	030962	気仙沼市立病院	宮城県	気仙沼市田中184番地
38	030971	石巻市立病院	宮城県	石巻市立町1丁目4番15号石巻ビルディング5階
39	030983	みやぎ県南中核病院	宮城県	柴田郡大河原町字西38-1
40	031066	仙台赤十字病院	宮城県	仙台市太白区八木山本町2丁目43-3
41	031106	財団法人仙台市医療センター 仙台オープン病院	宮城県	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1

(1)医師臨床研修病院(基幹型)一覧

(平成24年3月31日現在)

	病院施設番号	病院名	県	住所
42	031208	東北公済病院	宮城県	仙台市青葉区国分町2-3-11
43	031211	栗原市立栗原中央病院	宮城県	栗原市築館宮野中央三丁目1-1
44	040071	N T T 東日本東北病院	宮城県	仙台市若林区大和町2-29-1
45	030062	秋田赤十字病院	秋田県	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1
46	030063	中通総合病院	秋田県	秋田市南通みその町3番15号
47	030064	秋田大学医学部附属病院	秋田県	秋田市広面字蓮沼44-2
48	030065	由利組合総合病院	秋田県	由利本荘市川口字家後38番地
49	030066	平鹿総合病院	秋田県	横手市前郷字ハツロ3番1
50	030807	市立秋田総合病院	秋田県	秋田市川元松丘町4番30号
51	030829	秋田県厚生連 仙北組合総合病院	秋田県	大仙市大曲通町1番30号
52	030929	秋田組合総合病院	秋田県	秋田市飯島西袋1-1-1
53	030937	市立横手病院	秋田県	横手市根岸町5番31号
54	030979	秋田県厚生農業協同組合連合会 雄勝中央病院	秋田県	湯沢市山田字勇ヶ岡25
55	030980	医療法人青嵐会 本荘第一病院	秋田県	由利本荘市岩渕下110番地
56	031219	大館市立総合病院	秋田県	大館市豊町3番1号
57	031224	山本組合総合病院	秋田県	能代市落合字上前田地内
58	031243	市立角館総合病院	秋田県	仙北市角館町上野18番地
59	030067	山形県立中央病院	山形県	山形市大字青柳1800番地
60	030068	山形市立病院済生館	山形県	山形市七日町一丁目3番26号
61	030069	山形大学医学部附属病院	山形県	山形市飯田西2-2-2
62	030070	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	山形県	酒田市あきほ町30番地
63	030072	米沢市立病院	山形県	米沢市相生町6番36号
64	030894	公立置賜総合病院	山形県	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地
65	030898	鶴岡市立荘内病院	山形県	鶴岡市泉町4-20
66	030934	山形県立新庄病院	山形県	新庄市若葉町12番55号
67	031060	医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院	山形県	東田川郡庄内町松陽1-1-1
68	031300	済生会山形済生病院	山形県	山形市沖町79番1
69	060001	医療法人徳洲会 山形徳洲会病院	山形県	山形市清住町2-3-51
70	030073	福島県立医科大学附属病院	福島県	福島市光が丘1番地
71	030074	財団法人大原総合病院	福島県	福島市大町6番11号
72	030077	財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	福島県	郡山市西ノ内二丁目5番20号
73	030078	財団法人星総合病院	福島県	郡山市大町2-1-16
74	030081	財団法人竹田総合病院	福島県	会津若松市山鹿町3-27
75	030082	いわき市立総合磐城共立病院	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16
76	030083	財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	福島県	郡山市八山田7丁目115
77	030085	公立岩瀬病院	福島県	須賀川市北町20番地
78	030086	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	福島県	いわき市内郷綴町沼尻三番地
79	030838	福島医療生活協同組合 医療生協わたり病院	福島県	福島市渡利字中江町34
80	030842	財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	福島県	郡山市駅前1-1-17
81	030932	福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	福島県	白河市豊地上弥次郎2-1
82	031008	公立藤田総合病院	福島県	伊達郡国見町大字塙野目字三本木14
83	031010	財団法人温知会 会津中央病院	福島県	会津若松市鶴賀町1番1号
84	031017	福島県立会津総合病院	福島県	会津若松市城前10-75
85	031272	福島赤十字病院	福島県	福島市入江町11番31号

(2) 歯科医師臨床研修病院（単独型・管理型）一覧

(平成24年3月31日現在)

	病院施設番号	病院名	管理型・単独型の別	県	住所
1	050035	弘前大学医学部附属病院	単独型	青森県	弘前市本町53番地
2	050101	青森県立中央病院	単独型	青森県	青森市東造道二丁目1-1
3	050102	八戸赤十字病院	単独型	青森県	八戸市大字田面木字中明戸2番地
4	050003	岩手医科大学附属病院歯科医療センター	管理型	岩手県	盛岡市内丸19番1号
5	050004	東北大学病院	単独型	宮城県	仙台市青葉区星陵町4-1
6	060213	財団法人宮城厚生協会 古川民主病院	管理型	宮城県	大崎市古川駅東二丁目11-14
7	050678	Uクリニック五十嵐歯科	管理型	宮城県	仙台市青葉区八幡3-13-7
8	050036	秋田大学医学部附属病院	単独型	秋田県	秋田市広面字蓮沼44番2
9	050037	山形大学医学部附属病院	管理型	山形県	山形市飯田西2-2-2
10	050104	公立置賜総合病院	単独型	山形県	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地
11	050005	奥羽大学歯学部附属病院	単独型・管理型	福島県	郡山市富田町字三角堂31-1
12	050038	福島県立医科大学附属病院	管理型	福島県	福島市光が丘1番地
13	050105	いわき市立総合磐城共立病院	単独型	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16番地
14	050106	会津中央病院	単独型	福島県	会津若松市鶴賀町1番1号
15	060215	財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	単独型	福島県	郡山市駅前1-8-16
16	050263	医療法人渡部会 一箕歯科医院	単独型	福島県	会津若松市一箕町大字鶴賀字下居合56-1

7 食品衛生課關係

(1) 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設

平成24年4月1日現在

青森県 (2施設、2食品群、2品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	階上キューピー株式会社	青森県三戸郡階上町大字角柄折字新沼館9-159	食肉製品	加熱後包装食肉製品
2	ニッカウヰスキー株式会社弘前工場	青森県弘前市大字栄町2-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水（密栓・密封後殺菌）

岩手県 (9施設、11食品群、17品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	小岩井乳業株式会社小岩井工場	岩手県岩手郡雫石町丸谷地36番地1	乳、乳製品	牛乳、加工乳、脱脂乳、脱脂粉乳、乳飲料
2	高梨乳業株式会社岩手工場	岩手県岩手郡葛巻町江刈14-218-1	乳	牛乳、脱脂乳
3	奥中山高原農協乳業株式会社	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1311-3	乳、乳製品	牛乳、乳飲料
4	不二家乳業株式会社	岩手県一関市大東町播沢字沼田27	乳	牛乳、加工乳
5	イワテブリミート株式会社	岩手県紫波郡紫波町星山字間野村67-5	食肉製品	加熱後包装食肉製品
6	株式会社岩手畜産流通センター	岩手県紫波郡紫波町犬渕字南谷地120番地	食肉製品	特定加熱食肉製品
7	銀河フーズ株式会社 花巻工場	岩手県花巻市南川原町191番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、乾燥食肉製品
8	株式会社岩手ヤクルト工場	岩手県北上市相去町大松沢1-45	乳製品	乳酸菌飲料
9	全国酪農業組合連合会 北福岡工場	岩手県二戸市石切所字杉の沢1-2	乳	牛乳

宮城県 (8施設、10食品群、14品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	みちのくミルク株式会社本社工場	宮城県大崎市岩出山下野目字八幡前60-1	乳	牛乳
2	東北グリコ乳業株式会社	宮城県加美郡加美町米泉字西原1	乳、乳製品	牛乳、乳飲料、発酵乳
3	財団法人蔵王酪農センター	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原251	乳	牛乳
4	株式会社 明治 東北工場	宮城県黒川郡大和町松坂平3-1	乳、乳製品	牛乳、乳飲料、発酵乳
5	株式会社ミルクファーム蔵王	宮城県白石市福岡深谷字即安16-5	乳	牛乳
6	伊藤ハムデイリー株式会社	宮城県栗原郡高清水町字来光沢20番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品、乾燥食肉製品
7	株式会社阿部蒲鉾店 泉工場	宮城県仙台市泉区明通4-10	魚肉練り製品	その他の魚肉練製品
8	東北森永乳業(株)仙台工場	宮城県仙台市宮城野区1-1-9	乳	牛乳

秋田県（2施設、2食品群、2品目）

平成24年4月1日現在

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	株式会社鳥海高原ユースパーク花立牧場工房ミルジー	秋田県由利本荘市矢島町城内字花立60	乳	牛乳
2	東北森永乳業(株)秋田工場	秋田県大館市岩瀬字上軽石野38-1	乳	牛乳
3	秋田県農協乳業株式会社	秋田県横手市十文字町仁井田字八萩85番地2	乳	牛乳

山形県（12施設、12食品群、13品目）

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	城西牛乳株式会社	山形県山形市城西町3丁目1番5号	乳	牛乳
2	株式会社ヤガイ本社工場	山形県山形市富神台8	食肉製品	加熱後包装食肉製品
3	株式会社ヤガイ山形第二工場	山形県山形市錆物町46番6号	食肉製品	乾燥食肉製品
4	東北日本ハム株式会社	山形県酒田市広栄町3丁目1番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品
5	東北日本ハム株式会社第二工場	山形県酒田市広栄町2丁目2番地9	食肉製品	加熱後包装食肉製品
6	東北アヲハタ株式会社	山形県北村山郡大石田町大字鷹の巣484-1	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰食品
7	丸菱食品株式会社 第5工場	山形県寒河江市大字寒河江字赤田65-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）
8	丸菱食品株式会社 第8工場	山形県寒河江市大字寒河江字赤田65-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）
9	山形食品株式会社	山形県南陽市漆山1176番地1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水（殺菌後密栓・密封（ボリューメトリック容器製品に限る。））
10	三和缶詰株式会社本社工場第六工場	山形県東村山郡中山町大字長崎229-2	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰、瓶詰以外の食品（熱溶融）
11	北日本羽黒食品株式会社羽黒工場	山形県鶴岡市羽黒町赤川字地蔵保272	清涼飲料水	ミネラルウォーター類
12	奥羽乳業協同組合	山形県西村山郡河北町吉田字花ノ木2150-3	乳	牛乳

福島県（9施設、11食品群、18品目）

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	東北協同乳業株式会社本宮工場	福島県安達郡本宮町大字荒井字下原14	乳、乳製品	牛乳、加工乳、乳飲料、発酵乳
2	福島乳業株式会社	福島市飯坂町平野字上前田6-1	乳	牛乳
3	会津中央乳業株式会社	福島県河沼郡会津坂下町大字金上字辰己19-	乳	牛乳
4	株式会社ヤクルト本社福島工場	福島県福島市黒岩字遠沖10番地の1	乳製品	乳酸菌飲料、発酵乳
5	森永乳業株式会社福島工場	福島県福島市伏拝字清水内5番地	乳製品	アイスクリーム、脱脂粉乳
6	相模ハム株式会社 白河工場	福島県白河市白坂字牛清水105	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品
7	株式会社サンフレックス永谷園本社工場	福島県いわき市常磐下船尾町杭出作23-10	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰、瓶詰以外の食品（熱溶融）
8	松永牛乳株式会社	福島県南相馬市原町区上渋佐字原田159	乳	牛乳
9	酪王乳業株式会社本社工場	福島県郡山市大槻町字古屋敷80-1	乳、乳製品	牛乳、加工乳、脱脂乳、乳飲料

(※は、平成23年度に承認の更新があった施設)

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関

検査機関の名称	登録検査機関の所在地	登録区分	検査の種類	検査施設の名称	検査施設の所在地
(社) 青森県薬剤師会	青森県青森市浪打 1-16-17	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査 動物を用いる検査	(社) 青森県薬剤師会 衛生検査センター	青森県青森市大字野木字山 口 164-43
(社) 岩手県薬剤師会	岩手県盛岡市馬場町 3-12	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(社) 岩手県薬剤師会 会営岩手県医薬品・ 衛生検査センター	岩手県盛岡市上堂4丁目5 番34号
(財) 宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市泉区松森字堤下 7-1	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市泉区松森字堤下 7-1
(財) 山形県理化分析 センター	山形県山形市松栄 1-6-68	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	(財) 山形県理化分析センター	山形県山形市松栄 1-6-68
(財) 福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸内 19-6	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸内 19-6
(財) 日本冷凍食品検査協会	東京都港区芝大門 2-4-6	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査 動物を用いる検査	(財) 日本冷凍食品検査協会 仙台検査所	宮城県仙台市宮城野区高砂 1-24-18
(株) 日本微生物研究所	仙台市宮城野区扇町2丁目3番36号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	細菌学的検査	(株) 日本微生物研究所	仙台市宮城野区扇町2丁目 3番36号
(財) 宮城県公害衛生検査 センター	仙台市青葉区落合2丁目15番24号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	(財) 宮城県公害衛生検査 センター	仙台市青葉区落合2丁目1 5番24号
日本環境科学株式会社	山形県山形市高木6番地	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	日本環境科学株式会社	山形県山形市高木6番地
日本エコテック株式会社	東京都中央区日本橋1-2-5	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	日本エコテック(株) 福島分析センター	福島県二本松市平石高田 4-286

(3-1) 対米輸出水産加工認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
US	0251001	青森市	成邦商事株式会社	青森県青森市大字ハツ役字芦谷268-1	冷凍ホタテ貝柱
US	0253001	青森県	武輪水産株式会社	青森県八戸市鉢町下手代森32	冷凍シメサバ
US	0456001	宮城県	マルトモ株式会社 チルド仙台工場	宮城県柴田郡柴田町大字榎木萱ヶ崎63-1	くらげ、いか加工品
US	0771001	福島県	株式会社中外フーズ	福島県伊達郡梁川町やながわ工業団地1-1	味付数の子、味付ほっつき、黄金いい蛸 味付いい蛸、えびっこ風味味っこ梅
US	0251002	青森市	株式会社青森県ほたて加工	青森県青森市新城字山田208-9	冷凍ホタテ貝柱

(3-2) 対EU輸出水産食品加工認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
EU	0452001	宮城県	極洋食品株式会社 第2工場	宮城県塩釜市新浜町3-20-1	冷凍食品(えびフリッター)
EU	0251001	青森市	成邦商事株式会社	青森県青森市大字ハツ役字芦谷268-1	冷凍ホタテ卵付貝柱

(4) 対米、対香港及び対シンガポール輸出食肉認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
SG	I-1	岩手県	株式会社岩手畜産流通センター	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地口	牛肉口

(5) 食鳥処理事業規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関

検査機関の名称	指定検査機関の所在地	検査施設の名称	検査施設の所在地	指定年月日
(社) 岩手県獣医師会	岩手県盛岡市中央通3-7-24	(社) 岩手県獣医師会 食鳥検査センター	岩手県盛岡市中央通3-7-24	平成4年3月5日
(社) 青森県獣医師会	青森県青森市松原2-8-2	(社) 青森県獣医師会 食鳥検査センター	青森県八戸市根城6-22-22	平成15年3月14日

(6) 平成23年度 食品衛生課における会議等の開催状況

- 平成23年12月2日（金）（於：仙台合同庁舎第二会議室）
東北ブロック食品表示連絡会議
(出席者) 14名（東北農政局、公正取引委員会東北事務所、東北管区警察局等）
- 平成23年11月1日～2日（於：ホテルメトロポリタンニューウイング）
平成23年度対米牛肉輸出に係る関係県会議
(参加数) 45名（厚生労働本省、地方厚生局、県衛生主管部（局）担当者）
- 平成24年2月8日（水）～10日（金）（於：盛岡地区合同庁舎中会議室）
平成23年度HACCPによる食品の衛生管理に係る食品衛生監視員東北ブロック講習会
(受講者数) 41名（各自治体職員）
- 平成24年2月21日～22日（於：中央合同庁舎5号館）
全国主管課長会議及び地方厚生局食品衛生課長会議
(出席者) 都道府県食品衛生主管課長、地方厚生局食品衛生課長
- 平成24年3月2日（金）（於：東北厚生局会議室）
平成23年度虚偽誇大広告等の監視指導に係る研修会
(受講者数) 45名（東北6県及び保健所設置市の衛生主管部（局）担当者）

8 保険年金課關係

(1) 健康保険組合所在地一覧

H24.3.31

		組合コード	組合名	形態	所在地
青森	1	12033	青森銀行	単一	030-0823 青森市橋本1-9-30
	2	12051	みちのく銀行	単一	030-0821 青森市勝田1-3-1
	3	12061	日本原燃	単一	039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4-108
岩手	4	13050	岩手銀行	単一	020-0021 盛岡市中央通1-2-3
	5	13096	北日本銀行	単一	020-0063 盛岡市材木町2-23
	6	13101	新興	単一	025-0354 花巻市大畠第9地割92-6
	7	13111	岩手県自動車販売	総合	020-0122 盛岡市みたけ3-32-18
	8	13120	みちのくコカ・コーラ	単一	028-3621 紫波郡矢巾町広宮沢1-279
	9	13139	東北銀行	単一	020-0023 盛岡市内丸3-1
	10	13148	東日本ハウス	単一	020-0062 盛岡市中央通2-8-5 東日本中央通ビル3F
宮城	11	14085	東北電力	単一	980-8550 仙台市青葉区本町1-7-1
	12	14094	七十七銀行	単一	980-0021 仙台市青葉区中央3-3-20
	13	14119	河北新報	単一	980-0811 仙台市青葉区一番町1-14-35
	14	14128	ユアテック	単一	983-8622 仙台市宮城野区榴岡4-1-1
	15	14155	東北しんきん	総合	980-0804 仙台市青葉区大町1-2-6
	16	14164	東北薬業	総合	980-0811 仙台市青葉区一番町2-8-21
	17	14173	宮城県自動車販売	総合	983-0036 仙台市宮城野区苦竹4-3-1
	18	14191	仙台銀行	単一	980-0811 仙台市青葉区一番町2-1-1
	19	14216	仙台卸商	総合	984-0015 仙台市若林区卸町2-9-5
	20	46451	セントラル自動車	単一	981-3609 黒川郡大衡村中央平1
秋田	21	15108	秋田銀行	単一	010-8655 秋田市山王3-2-1
	22	15135	秋田県自動車販売	総合	010-0962 秋田市八橋大畠2-12-55
山形	23	16063	山形銀行	単一	990-8642 山形市七日町3-1-2
	24	16081	第一貨物	単一	990-0033 山形市諏訪町2-1-20
	25	16091	きらやか	単一	990-0045 山形市旅籠町3-2-3
	26	16115	山形県自動車販売	総合	990-2432 山形市荒楯町1-8-5
	27	16124	フィデア	単一	990-0821 山形市北町1-3-18
福島	28	17122	クレハ	単一	974-8686 いわき市錦町落合16
	29	17178	東邦銀行	単一	960-8041 福島市大町3-25
	30	17239	三菱伸銅	単一	965-0025 会津若松市扇町128-7
	31	17275	福島銀行	単一	960-8033 福島市万世町2-5
	32	17284	福島トヨペットグループ	単一	963-8843 郡山市宇川向1-1
	33	17293	大東銀行	単一	963-8871 郡山市本町1-11-15
	34	17309	会津中央	単一	960-0011 会津若松市鶴賀町1-1

【合併又は解散により消滅した健保組合】

1	宮城	しんくみ東北	平成16年4月1日解散
2		エヌイーシートーキン	平成17年4月1日 日本電気健保と合併により消滅
3		宮城交通	平成23年4月1日解散
4		東北セミコンダクタ	平成23年10月1日解散
5	秋田	北都銀行	平成23年4月1日 荘内銀行健保と合併により消滅(組合名変更 フィデア健康保険組合)
6	山形	ヤマコー	平成19年1月1日解散
7		山形しあわせ銀行	平成19年4月1日 殖産銀行健保と合併により消滅(組合名変更 きらやか健保組合)
8	福島	日本化成	平成17年4月1日 三菱化学健保と合併により消滅
9		常磐交通	平成15年4月1日解散
10		福島交通	平成17年4月1日解散
11		会津乗合	平成14年4月1日解散
12		旭陽	平成18年4月1日解散
13		林精器	平成16年4月1日解散
14		日産福島	平成20年4月1日解散
15		常磐	平成21年4月1日解散
16		北芝電気	平成22年4月1日 東芝健保と合併により消滅

(2)厚生年金基金所在地一覧

H24.3.31

	基金番号	基金名	種	型	所在	地
岩手	1 1146	岩手県自動車販売	総	加	020-0122	盛岡市みたけ3-32-18
	2 1214	岩手県建設業	総	加	020-0873	盛岡市松尾町17-9
	3 1403	岩手県機械金属	総	加	020-0022	盛岡市大通3-2-8
宮城	4 378	東北印刷工業	総	加	983-0034	仙台市宮城野区扇町3-9-12
	5 744	東北石油業	総	加	980-0011	仙台市青葉区上杉1-16-8
	6 897	東北六県トラック	総	加	984-0014	仙台市青葉区本町1-1-1
	7 957	東北菓業	総	加	980-0804	仙台市青葉区大町1-1-30
	8 1039	東北七県電気工事業	総	加	984-0074	仙台市若林区東七番丁157
	9 1153	宮城県建設業	総	加	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48
	10 1331	東北管工事業	総	加	980-0014	仙台市青葉区本町3-5-22
	11 1402	仙台卸商	総	加	984-0015	仙台市若林区卸町2-9-5
	12 1639	南東北機械金属	総	加	980-0014	仙台市青葉区本町2-7-13
	13 1704	東北三県自動車整備	総	加	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1-2
秋田	14 989	秋田県自動車販売	総	加	010-0962	秋田市八橋大畠2-12-55
	15 1282	秋田県建設業	総	加	010-0951	秋田市山王4-3-10
	16 1378	秋田県病院	総	加	010-0921	秋田市大町1-3-8
	17 1781	両羽自動車整備	総	加	010-0962	秋田市八橋大畠2-12-55
	18 1782	秋田県機械金属	総	加	010-0921	秋田市大町1-3-8
	19 1783	秋田県電子工業	総	加	010-0001	秋田市中通2-2-32
山形	20 1705	天童木工	単	加	994-0002	天童市乱川1-3-10
	21 1733	山形県医療機関	総	加	990-2492	山形市香澄町3-1-7
福島	22 638	常磐交通	連	加	970-8034	いわき市平上荒川字長尾74-8
	23 890	日産福島	連	加	960-8102	福島市北町2-32
	24 1129	福島県病院	総	加	960-8035	福島市中町7-17
	25 1734	福島県自動車整備	総	加	960-8165	福島市吉倉字吉田40

【確定給付企業年金へ移行した基金】

1	青森	青森銀行	平成17年1月1日	過去返上認定(承認)
2		みちのく銀行	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
3		北日本銀行	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
4	岩手	岩手銀行	平成17年9月1日	過去返上認定(承認)
5		東日本ハウス	平成16年5月1日	過去返上認定(承認)
6		仙台コカ・コーラボトリング	平成16年11月1日	過去返上認定(承認)
7	宮城	七十七銀行	平成23年11月1日	過去返上認定(承認)
8		河北新報	平成23年5月1日	過去返上認定(承認)
9	秋田	秋田銀行	平成23年3月1日	過去返上認定(承認)
10		北都銀行	平成16年7月1日	過去返上認定(承認)
11		山形銀行	平成16年3月1日	過去返上認定(承認)
12	山形	山形しあわせ銀行	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)→平成19年4月1日合併
13		殖産銀行	平成18年9月1日	過去返上認定(承認)
14		莊内銀行	平成16年9月1日	過去返上認定(承認)
15		前田	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
16		日東紡績	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)→東京都へ所在地変更
17	福島	東邦銀行	平成16年10月1日	過去返上認定(承認)
18		日立コミュニケーションテクノロジー	平成16年10月1日	過去返上認定(承認)→平成18年10月1日合併
19		大東銀行	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)
20		ゼビオ	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)

【解散又は合併により消滅した基金】

1	青森	青森県病院	平成17年1月28日	解散
2		青森県建設業	平成17年2月25日	解散
3		東北地区木材	平成14年10月1日	合併(東日本木材業)
4	岩手	新興	平成15年1月29日	解散
5		岩手県医療機関	平成17年2月25日	解散
6		カメイ	平成15年11月27日	解散
7		伯養軒	平成13年1月26日	解散
8	宮城	東北百貨店	平成14年9月26日	解散
9		宮城県病院	平成15年11月27日	解散
10		東北地区指定自動車教習所	平成13年12月20日	解散
11		みやぎ電子機械工業会	平成16年3月24日	解散
12	秋田	秋北バス	平成14年5月17日	解散
13		アキタ電子システムズ	平成16年9月29日	解散
14		第一貨物	平成13年3月22日	解散
15	山形	山形県建設業	平成18年3月22日	解散
16		マルコン電子	平成13年9月20日	解散
17		山形県自動車販売	平成15年10月27日	解散
18		旭陽	平成16年5月27日	解散
19	福島	福島銀行	平成16年9月27日	解散
20		福島県建設業	平成15年9月29日	解散

(3) 国民年金基金所在地一覧

名称	所在地
青森県国民年金基金	030-0802 青森市本町1-4-17 三井生命青森ビル2階
岩手県国民年金基金	020-0024 盛岡市菜園1-3-6 農林会館9階1号
宮城県国民年金基金	980-0802 仙台市青葉区二日町13-18 ジブラルタ生命仙台二日町ビル7階
秋田県国民年金基金	010-0001 秋田市中通1-4-32 秋田センタービル5階
山形県国民年金基金	990-0039 山形市香澄町 2-8-18 第7近宣ビル4階
福島県国民年金基金	960-8043 福島市中町 1-19 中町ビル5階

(4) 全 国 健 康 保 険 協 会 支 部 所 在 地 一 覧

名 称	所 在 地
青森支部	030-8552 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル8階
岩手支部	020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル2階
宮城支部	980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル8階
秋田支部	010-8507 秋田市川元山下町5-21
山形支部	990-8587 山形市幸町 18-20 JA山形市本店ビル3階
福島支部	960-8546 福島市栄町 6-6 NBFユニックスビル8階

(5) 県別保険者等数

H24.3.31

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	東北計	全国計
健康保険組合	3	7	10	2	5	7	34	1,443
厚生年金基金	0	3	10	6	2	4	25	577
国民年金基金	1	1	1	1	1	1	6	72
確定拠出年金	11	19	38	11	27	35	141	4,135
確定給付企業年金	95	84	169	87	145	150	730	14,989
全国健康保険協会支部	1	1	1	1	1	1	6	47

9 管理課關係

(1) 東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧

名 称	所 在 地
青森県国民健康保険団体連合会	〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル3階
岩手県国民健康保険団体連合会	〒020-0025 盛岡市大沢川原3-7-30 国保会館内
宮城県国民健康保険団体連合会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館内
秋田県国民健康保険団体連合会	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館4階
山形県国民健康保険団体連合会	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6
福島県国民健康保険団体連合会	〒960-8043 福島市中町3-7

(2) 東北厚生局所管後期高齢者医療広域連合会一覧

名 称	所 在 地
青森県後期高齢者医療広域連合会	〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル1階
岩手県後期高齢者医療広域連合会	〒020-8510 盛岡市山王町4-1 岩手県自治会館4階
宮城県後期高齢者医療広域連合会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館9階
秋田県後期高齢者医療広域連合会	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館1階
山形県後期高齢者医療広域連合会	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6 山形県国保会館内
福島県後期高齢者医療広域連合会	〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館内

(3) 東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧

名 称	所 在 地
社会保険診療報酬支払基金青森支部	〒030-8502 青森市堤町1-5-1
社会保険診療報酬支払基金岩手支部	〒020-0883 盛岡市志家町10-35
社会保険診療報酬支払基金宮城支部	〒983-8504 仙台市宮城野区榴岡5-1-27
社会保険診療報酬支払基金秋田支部	〒010-8566 秋田市中通7-2-17
社会保険診療報酬支払基金山形支部	〒990-9559 山形市鉄砲町2-15-1
社会保険診療報酬支払基金福島支部	〒960-8555 福島市三河南町11-5

(4) 厚生労働大臣所管医療法人一覧
(平成24年3月31日現在 27法人)

東北厚生局管理課

都道府県名	種別	決算月	医療法人名	理事長名	主たる事務所の所在地
青森県	社団	3月	医療法人輝栄会	奈良岡 英俊	青森市浜館二丁目3番地42
	社団	3月	医療法人仁泉会	田中 由紀子	八戸市大字河原木字八太郎山10番地81
岩手県	社団	3月	医療法人社団創生会	上田 雅道	奥州市水沢区佐倉河字慶徳27番地1
	社団	9月	医療法人青松会	青木 光	二戸市石切所字森合32番地1
	社団	3月	社団医療法人啓愛会	井筒 岳	奥州市水沢区羽田町駅前二丁目87番地
	社団	5月	医療法人磐清会	木村 力夫	一関市三閑字仲田32番地3
宮城県	財団	3月	医療法人財団瑞泉会	飯田 尚治	仙台市泉区南光台東一丁目1番24号アルファ201
	社団	6月	医療法人社団ぶなの森	臼井 恵二	仙台市青葉区柏木二丁目4番76号
	社団	4月	医療法人社団青葉会	笠原 一規	仙台市宮城野区新田一丁目19番54号
	社団	3月	医療法人泰永会	宮崎 泰	大崎市古川旭四丁目3番10号
	社団	7月	医療法人社団爽秋会	岡部 健	名取市植松一丁目1番24号
	社団	3月	医療法人光仁会	廣井 正彦	仙台市青葉区上愛子字街道66番地の23
	社団	3月	医療法人恵尚会	岩月 尚文	黒川郡富谷町上桜木2丁目3番地4
秋田県	社団	3月	医療法人久幸会	稻庭 千弥子	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1
	社団	8月	医療法人鳳珠会	正井 佑典	大仙市福田町22-23-7 イオンタウン大曲福田ショッピングセンター内
山形県	社団	3月	医療法人豊田会	菊地 博生	山形市本町一丁目4番26号
	社団	3月	医療法人社団明山会	山本 登	東根市大森二丁目3番6号
福島県	社団	3月	社団医療法人至誠会	幸島 孝志	いわき市錦町鈴鹿103番地の1
	社団	3月	医療法人社団ときわ会	常盤 峻士	いわき市内郷綴町沼尻62
	社団	3月	医療法人社団博英会	金子 大成	西白河郡西郷村字下前田東6番地
	社団	3月	医療法人五星会	星 健二	会津若松市大町一丁目3番16号
	社団	3月	医療法人社団慈泉会	渡部 芳徳	白河市関辺引目橋33番地
	社団	12月	医療法人渡部会	渡部 好造	会津若松市一箕町大字鶴賀字下居合56番地1
	社団	12月	医療法人きびたき会	石原 信浩	郡山市駅前二丁目3番10号セントラルビル6階
	社団	3月	医療法人昭美会	外島 昭夫	郡山市大槻町字針生184番地の13
	社団	9月	医療法人aloha	山下 康平	郡山市燧田195番地エスパル郡山店本館1階
	社団	4月	医療法人伊達デンタルクリニック	浅野 栄一朗	伊達市岡前20番地8

10 医療課

(1) 【国の開設する病院一覧(東北)】(28病院)

平成24年3月31日現在

県名	番号	病院名	開設者	所在地						
					一般	療養	結核	精神	感染	総数
青森県	1	国立療養所松丘保養園	厚生労働省	青森市大字石江字平山 19	264					264
	2	独立行政法人国立病院機構弘前病院	独立行政法人 国立病院機構	弘前市富野町 1	342					342
	3	弘前大学医学部附属病院	国立大学法人 弘前大学	弘前市大字本町 53	589			41	6	636
	4	独立行政法人国立病院機構八戸病院	独立行政法人 国立病院機構	八戸市吹上 3-13-1	138					138
	5	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	八戸市白銀町字南ヶ丘 1	474					474
	6	独立行政法人国立病院機構青森病院	独立行政法人 国立病院機構	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	260		60			320
	7	自衛隊大湊病院	防衛省	むつ市大湊町 14-47	30					30
	8	自衛隊三沢病院	防衛省	三沢市三沢後久保 125-7	50					50
岩手県	9	独立行政法人国立病院機構盛岡病院	独立行政法人 国立病院機構	盛岡市青山 1-25-1	250		20			270
	10	独立行政法人国立病院機構花巻病院	独立行政法人 国立病院機構	花巻市諏訪 500	60			144		204
	11	独立行政法人国立病院機構岩手病院	独立行政法人 国立病院機構	一関市山目字泥田山下 48	220					220
	12	独立行政法人国立病院機構釜石病院	独立行政法人 国立病院機構	釜石市定内町 4-7-1	180					180
宮城県	13	東北大学病院	国立大学法人 東北大学	仙台市青葉区星陵町 1-1	1,222			61	2	1,285
	14	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	仙台市青葉区台原 4-3-21	553					553
	15	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	独立行政法人 国立病院機構	仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	650			48		698
	16	独立行政法人国立病院機構西多賀病院	独立行政法人 国立病院機構	仙台市太白区鈎取本町 2-11-11	480					480
	17	自衛隊仙台病院	防衛省	仙台市宮城野区南目館 1-1	135			15		150
	18	独立行政法人国立病院機構宮城病院	独立行政法人 国立病院機構	亘理郡山元町高瀬字合戦原 100	344					344
	19	国立療養所東北新生園	厚生労働省	登米市迫町新田字上葉ノ木沢 1	266					266
秋田県	20	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	大館市軽井沢字下岱 30	250					250
	21	秋田大学医学部附属病院	国立大学法人 秋田大学長	秋田市広面字蓮沼 44番2	577			36		613
	22	独立行政法人国立病院機構あきた病院	独立行政法人 国立病院機構	由利本荘市岩城内道川字井戸の沢 84-40	324		16			340
山形県	23	独立行政法人国立病院機構山形病院	独立行政法人 国立病院機構	山形市行才 126-2	258		50			308
	24	国立大学法人山形大学医学部附属病院	国立大学法人 山形大学長	山形市飯田西 2-2-2	589			36		625
	25	独立行政法人国立病院機構米沢病院	独立行政法人 国立病院機構	米沢市大字三沢 26100-1	220					220
福島県	26	独立行政法人国立病院機構福島病院	独立行政法人 国立病院機構	須賀川市芦田塚 13	303					303
	27	独立行政法人国立病院機構いわき病院	独立行政法人 国立病院機構	いわき市平豊間字兎渡路 291	180					180
	28	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	いわき市内郷綴町沼尻 3	406					406
計					9,614	0	146	381	8	10,149

(2) 【国の開設する診療所一覧(東北)](47診療所)

平成24年3月31日現在

県名	番号	診療所名	開設者	病床数	住所
青森	1	弘前大学保健管理センター	国立大学法人 弘前大学	0	弘前市文京町1番地
	2	青森刑務所医務課診療所	法務省	19	青森市大字荒川字藤戸88番地
	3	陸上自衛隊青森駐屯地医務室	防衛省	15	青森市浪館字近野45
	4	青森家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	青森市長島1丁目3番26号
	5	陸上自衛隊弘前駐屯地医務室	防衛省	5	弘前市大字原ヶ平字山中18-117
	6	陸上自衛隊八戸駐屯地医務室	防衛省	10	八戸市大字市川町字桔梗野官地
	7	海上自衛隊八戸航空基地隊医務室	防衛省	12	八戸市大字河原木字高館
	8	海上自衛隊大湊衛生隊医務室	防衛省	10	むつ市大湊町2番50号
	9	航空自衛隊三沢基地医務室	防衛省	0	三沢市三沢後久保125-7
	10	青森少年院医務課診療所	法務省	0	東津軽郡平内町大字沼館字沼館尻
岩手	11	国立大学法人岩手大学保健管理センター	国立大学法人 岩手大学	0	盛岡市上田三丁目18番34号
	12	盛岡家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	盛岡市内丸9番1号
	13	盛岡少年刑務所医務課診療所	法務省	19	盛岡市上田字松屋敷11-11
	14	盛岡少年院医務課診療所	法務省	0	盛岡市月が丘2-15-1
	15	陸上自衛隊岩手駐屯地医務室	防衛省	10	岩手郡滝沢村滝沢字後268-433
宮城	16	宮城教育大学保健管理センター	国立大学法人 宮城教育大学	0	仙台市青葉区荒巻字青葉149番地
	17	東北大学病院出張診療所	国立大学法人 東北大学	0	仙台市青葉区荒巻字青葉6-3
	18	東北大学保健管理センター	国立大学法人 東北大学	0	仙台市青葉区川内41番
	19	仙台検疫所医務室	厚生労働省	0	塩釜市貞山通3丁目4番地1号
	20	独立行政法人労働者健康福祉機構災害リハビリテーション宮城作業所附属診療所	独立行政法人労働者健康福祉機構	0	宮城郡利府町神谷沢字広畠9-2
	21	仙台家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	仙台市青葉区片平1-6-1
	22	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地医務室	防衛省	3	仙台市若林区霞ヶ浦1丁目1番地1号
	23	宮城刑務所医務部診療所	法務省	19	仙台市若林区古城2-3-1
	24	仙台少年鑑別所医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-27-17
	25	東北少年院医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-21-1
	26	青葉女子学園医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-24-1
	27	陸上自衛隊仙台駐屯地医務室	防衛省	0	仙台市宮城野区南目館1-1
	28	航空自衛隊松島基地医務室	防衛省	0	東松島市矢本字板取85番地
	29	陸上自衛隊多賀城駐屯地医務室	防衛省	10	多賀城市丸山2丁目1-1
	30	陸上自衛隊船岡駐屯地医務室	防衛省	8	柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1
	31	陸上自衛隊大和駐屯地医務室	防衛省	3	黒川郡大和町吉岡字西原21-9
	32	航空大学校仙台分校医務室	独立行政法人 航空大学校	0	岩沼市下野郷字新拓353番地
秋田	33	秋田大学保健管理センター	国立大学法人 秋田大学	0	秋田市手形学園町1番1号
	34	秋田刑務所医務課診療所	法務省	19	秋田市川尻新川町1-1
	35	秋田家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	秋田市山王7丁目1番1号
	36	陸上自衛隊秋田駐屯地医務室	防衛省	5	秋田市寺内字將軍野1
山形	37	国立大学法人山形大学保健管理センター	国立大学法人 山形大学	0	山形市小白川町1丁目4番12号
	38	山形刑務所医務課診療所	法務省	19	山形市あけぼの2-1-1
	39	山形家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	山形市旅籠町2丁目4番22号
	40	陸上自衛隊神町駐屯地医務室	防衛庁	19	東根市神町南3丁目1-1
	41	置賜学院医務課診療所	法務省	0	米沢市下新田445
福島	42	福島大学保健管理センター	国立大学法人 福島大学	0	福島市金谷川1番地
	43	福島家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	福島市花園町5番38号
	44	陸上自衛隊福島駐屯地医務室	防衛省	5	福島市荒井字原宿1
	45	陸上自衛隊郡山駐屯地医務室	防衛省	5	郡山市大槻町字長右工門林1
	46	福島刑務所医務課診療所	法務省	19	福島市南沢又字上原1
	47	福島刑務支所医務課診療所	法務省	18	福島市南沢又字水門下66
				252	

(3) 特定機能病院一覧

病院名	所在地		立入検査実施日
弘前大学医学部附属病院	036-8203	青森県弘前市本町5 3番地	平成23年10月 6～ 7日
岩手医科大学附属病院	020-0023	岩手県盛岡市内丸1 9番1号	平成23年11月24～25日
東北大学病院	980-0872	宮城県仙台市青葉区星陵町1－1	平成23年11月 7～ 8日
秋田大学医学部附属病院	010-0041	秋田県秋田市広面蓮沼4 4－2	平成23年10月24～25日
山形大学医学部附属病院	990-2331	山形県山形市飯田西2－2－2	平成24年 2月16～17日
福島県立医科大学附属病院	960-1247	福島県福島市光が丘1番地	平成23年12月15～16日

1 1 福祉指導課関係

(1) 東北厚生局所管 社会福祉法人一覧

(平成24年3月31日現在 17法人)

都道府県名	社会福祉法人名	理事長名	主たる事務所の所在地
青森県	社会福祉法人みやぎ会	田中 信幸	青森県八戸市大字河原木字八太郎山10-81
	社会福祉法人照輝会	一戸 義雄	青森県五所川原市みどり町4-126-1
	社会福祉法人ファミリー	佐藤 和夫	青森県三戸郡五戸町字姥堤34-1
	社会福祉法人わとなーる	村元 裕	青森県津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田397
	社会福祉法人楽晴会	齊藤 淳	青森県三沢市大町2-6-27
	社会福祉法人恵寿福祉会	藤本 ふみ	青森県青森市大字矢田前字弥生田47-2
岩手県	社会福祉法人くりの木会	浪岡 政行	岩手県二戸市石切所字天神下9-1
	社会福祉法人美楽会	井筒 岳	岩手県奥州市水沢区羽田町字水無沢506-6
秋田県	社会福祉法人山王平成会	加賀屋 尚江	秋田県秋田市御所野地蔵田9-6
	社会福祉法人友遊会	稻庭 千弥子	秋田県秋田市下北手松崎字岩瀬122
	社会福祉法人風の遊育舎	澤口 勇人	秋田県秋田市土崎港西3-8-28
山形県	社会福祉法人敬寿会	金澤 敬一	山形県山形市大字妙見寺500-1
	社会福祉法人千宏会	大場 利秋	山形県最上郡最上町大字大堀字蟹ノ又1360-19
福島県	社会福祉法人牧人会	山下 勝弘	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原158-1
	社会福祉法人南東北福祉事業団	渡邊 一夫	福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3-2
	社会福祉法人南町保育会	金子 恭也	福島県会津若松市南花畠342
	社会福祉法人清峰会	内山 重丸	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大清水389-5

1 2 指導監査課・県事務所関係

平成23年度 東北厚生局 指導・監査実施状況

【保険医療機関等の指導・監査実施状況】

県名	対象機関	集団指導(注1)	集団の個別指導(注2)	個別指導(注3)	新規個別指導(注4)	監査(注5)	施設基準等適時調査(注6)
青森	医科	740	41	25	12	1	33
	歯科	371	43	18	10	1	0
	薬局	536	43	23	34	0	0
	訪問看護	5	-	0	-	0	0
岩手	医科	772	0	1	1	0	20
	歯科	597	0	0	0	0	0
	薬局	580	0	0	0	2	0
	訪問看護	0	-	0	-	0	0
宮城	医科	1,150	71	8	0	3	55
	歯科	937	82	8	30	3	0
	薬局	1,055	75	7	12	2	0
	訪問看護	0	-	0	-	0	0
秋田	医科	597	33	26	15	2	39
	歯科	441	37	20	10	1	0
	薬局	512	41	21	14	0	1
	訪問看護	12	-	0	-	0	0
山形	医科	843	39	20	7	0	23
	歯科	497	38	21	10	1	0
	薬局	513	39	20	10	0	0
	訪問看護	0	-	0	-	0	0
福島	医科	1,033	32	15	0	1	28
	歯科	847	0	7	0	0	0
	薬局	840	67	9	0	1	0
	訪問看護	93	-	0	-	0	0
合計	医科	5,135	216	95	35	7	198
	歯科	3,690	200	74	60	7	0
	薬局	4,036	265	80	70	4	1
	訪問看護	110	-	0	-	0	0

【行政措置を受けた保険医療機関数、保険医数】

県名	対象機関	医療機関数			保険医数		
		取消	戒告	注意	取消	戒告	注意
青森	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	薬局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
岩手	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	薬局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
宮城	医科	1	0	0	1	7	0
	歯科	2	0	0	2	1	0
	薬局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
秋田	医科	0	0	1	0	0	3
	歯科	0	0	0	0	0	0
	薬局	0	0	0	0	1	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
山形	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	薬局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
福島	医科	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	薬局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
合計	医科	1	0	1	1	7	3
	歯科	2	0	0	2	1	0
	薬局	0	0	0	0	1	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-

【柔道整復師の指導・監査実施状況】

県名	個別指導		監査	
	柔道整復師数	実施回数(日)	柔道整復師数	実施回数(日)
青森	2	7	3	15
岩手	0	0	1	2
宮城	3	6	0	0
秋田	1	1	1	1
山形	1	1	0	0
福島	3	3	0	0
合計	10	18	5	18

【保険医療機関等指定状況】

平成23年4月1日～平成23年3月31日

県名	新規指定保険医療機関等数			指定更新保険医療機関等数		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
青森	15	10	36	254	148	125
岩手	20	16	34	225	156	117
宮城	41	33	49	359	285	197
秋田	28	14	17	187	139	116
山形	9	10	10	222	132	91
福島	21	16	27	332	225	191
合計	134	99	173	1,579	1,085	837

※新規指定保険医療機関数は新規のほか移動、組織変更、交代等が含まれる。

【保険医療機関等情報】

平成24年3月31日現在

県名	対象機関	医療機関等数	保険医等数
青森	医科	857	3,183
	歯科	597	917
	薬局	571	1,990
	訪問看護	111	-
岩手	医科	844	3,309
	歯科	642	1,269
	薬局	560	2,054
	訪問看護	81	-
宮城	医科	1,503	6,218
	歯科	1,090	2,184
	薬局	1,054	5,062
	訪問看護	116	-
秋田	医科	734	2,690
	歯科	482	787
	薬局	528	2,117
	訪問看護	43	-
山形	医科	841	2,793
	歯科	511	750
	薬局	520	1,490
	訪問看護	48	-
福島	医科	1,372	4,531
	歯科	960	1,505
	薬局	868	3,198
	訪問看護	120	-
合計	医科	6,151	22,724
	歯科	4,282	7,412
	薬局	4,101	15,911
	訪問看護	519	-

【柔道整復師情報】

平成24年3月31日現在

県名	施術所数	柔道整復師	
		協定（注7）	契約（注8）
青森	365	266	99
岩手	252	139	113
宮城	716	365	351
秋田	235	179	56
山形	307	222	85
福島	499	175	324
合計	2,374	1,346	1,028

関係用語集

用語	内 容
注1 集団指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、一定の場所に集めて講習等の方式により行う指導。
注2 集団的個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により個別に簡便な面接懇談方式により行う指導。
注3 個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注4 新規個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、新規指定より概ね6ヶ月経過した保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注5 監査	保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図ることを主眼とし、保険医療機関等に対し一定の場所、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う監査
注6 施設基準等適時調査	診療報酬項目の算定要件となっている人員配置や設備等の基準である基本診療料等の施設基準等の届出があった保険医療機関等を対象とし、原則として年1回、受理後6ヶ月以内を目途に保険医療機関等において行う調査
注7 協定	地方厚生(支)局長及び都道府県知事と社団法人都道府県柔道整復師会との間で行われている協定に基づき登録された社団法人都道府県柔道整復師会の会員の柔道整復師。
注8 契約	地方厚生(支)局長及び都道府県知事と結んだ契約に基づき承諾された社団法人都道府県柔道整復師会の会員以外の柔道整復師